

令和 2 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

令和 2 年

小樽市議会第 1 回定例会

令和 2 年 2 月 19 日開会

令和 2 年 3 月 13 日閉会

令和2年第1回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 2月19日～3月13日（24日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月 19日（水）	提案説明等	
20日（木）	休 会	
21日（金）	〃	
22日（土）	〃	
23日（日）	〃	
24日（月）	〃	
25日（火）	会派代表質問 [中村（吉宏）・中村（誠吾）両議員]	議会運営委員会
26日（水）	会派代表質問 [川畑・高橋（克幸）両議員] 質疑及び一般質問 [前田・中村（岩雄）・小池 各議員]	議会運営委員会
27日（木）	一般質問 [丸山・酒井・佐々木・濱本・松田・ 面野 各議員]	議会運営委員会、 予算特別委員会（選挙）
28日（金）	休 会	
29日（土）	〃	
3月 1日（日）	〃	
2日（月）	〃	
3日（火）	〃	
4日（水）	〃	予算特別委員会
5日（木）	〃	予算特別委員会
6日（金）	〃	予算特別委員会
7日（土）	〃	
8日（日）	〃	
9日（月）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
10日（火）	〃	公共施設の再編に関する調査特別委員会
11日（水）	〃	
12日（木）	〃	
13日（金）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 2 年
第 1 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月19日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第40号	3
	○提案説明 市長（議1～議37）	3
	○教育行政執行方針 教育長	12
	○提案説明 小貫議員（議38、議40）	15
	○提案説明 濱本議員（議39）	16
1	日程第3 休会の決定	16
1	散 会	16

○ 2月25日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21
1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし議案第40号	21
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	21
	○会派代表質問 中村（誠吾）議員	39
1	散 会	50

○ 2月26日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし議案第40号	55
	○会派代表質問 川畑議員	55
	○会派代表質問 高橋（克幸）議員	71
	○質疑及び一般質問 前田議員	89
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	95
	○質疑及び一般質問 小池議員	98
	○議事進行について 小貫議員	102
1	散 会	103

○ 2月27日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	105
1	欠席議員	105
1	出席説明員	105
1	議事参与事務局職員	106
1	開 議	107
1	会議録署名議員の指名	107
1	説明員から発言の申出	107
1	日程第1 議案第1号ないし議案第40号	108
	○一般質問 丸山議員	108
	○一般質問 酒井議員	117
	○一般質問 佐々木議員	124
	○一般質問 濱本議員	130
	○一般質問 松田議員	139
	○一般質問 面野議員	149
	予算特別委員会設置・付託	155
	常任委員会付託	155
1	日程第2 陳情	155
1	日程第3 休会の決定	155
1	散 会	155

○ 3月13日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	157
1	欠席議員	157
1	出席説明員	157
1	議事参与事務局職員	158
1	開 議	159
1	会議録署名議員の指名	159
1	説明員から発言の申出	159
1	日程第1 議案第1号ないし議案第40号並びに陳情並びに調査	159
	予算特別委員長報告	159
	○議案第1号修正案の趣旨説明 高野議員	164
	○討 論 川畑議員	164
	○討 論 高橋（龍）議員	166
	採 決	166
	総務常任委員長報告	167
	○討 論 酒井議員	168
	○討 論 中村（誠吾）議員	169
	採 決	169
	経常任委員長報告	170
	○討 論 高野議員	171
	採 決	171
	厚生常任委員長報告	172
	○討 論 丸山議員	173
	採 決	173
	建設常任委員長報告	174
	○討 論 小貫議員	175
	採 決	175
	公共施設の再編に関する調査特別委員長報告	176
	○討 論 丸山議員	177
	○討 論 中村（吉宏）議員	178
	○討 論 高橋（龍）議員	179
	○討 論 横尾議員	180
	採 決	180
1	日程第2 意見書案第1号ないし意見書案第7号	181
	○提案説明 酒井議員（意1～意3）	181
	○討 論 小貫議員	181
	採 決	182

第1回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和2年度小樽市一般会計予算
1号修正案	令和2年度小樽市一般会計予算に対する修正案（丸山議員 外4名提出）
2	令和2年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
3	令和2年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
4	令和2年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
5	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
6	令和2年度小樽市住宅事業特別会計予算
7	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計予算
8	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
9	令和2年度小樽市病院事業会計予算
10	令和2年度小樽市水道事業会計予算
11	令和2年度小樽市下水道事業会計予算
12	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
13	令和2年度小樽市簡易水道事業会計予算
14	令和元年度小樽市一般会計補正予算
15	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
16	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
17	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
18	令和元年度小樽市病院事業会計補正予算
19	小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案
20	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
21	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
22	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案
23	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
24	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
25	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
26	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
27	小樽市公設青果地方卸売市場条例及び小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
28	小樽市公設水産地方卸売市場条例及び小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案
29	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案
30	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案
31	工事請負変更契約について〔幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕
32	不動産の取得について〔北海道小樽商業高等学校の土地及び建物〕
33	権利の放棄について〔小樽市海水浴場対策委員会に対する短期貸付金〕
34	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
35	市道路線の認定について〔スプリングス星野3号幹線及びスプリングス星野4号幹線〕
36	市道路線の変更について〔二俣分線通線、メノコ沢通線、餅屋沢連絡通線、スプリングス星野1号幹線及び朝里北11号小路線〕
37	工事請負契約について〔（仮称）消防署手宮支署新築工事〕
38	小樽市非核港湾条例案

39	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 (秋元議員 外5名)
40	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案 (丸山議員 外4名)

○意見書案

1	I R誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書 (案)
2	教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書 (案)
3	「治安維持法犠牲者国家賠償法 (仮称)」の制定を求める意見書 (案)
4	大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化への更なる対策を求める意見書 (案)
5	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 (案)
6	新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (案)
7	新型コロナウイルス感染症の対策強化等を求める意見書 (案)

○陳情

11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について
12	小樽市民プール建設計画の中止方について
13	小樽市立フリースクールの創設方について
14	新市民水泳プールの早期建設方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（2月25日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の公約と政治姿勢等について
 - (1) 市長の政治姿勢等について
 - (2) 市政上の総合的課題について
- 2 子育て・教育支援について
 - (1) 小中学生の学習について
 - (2) 小樽市小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画について
 - (3) コミュニティスクールについて
 - (4) 子育て支援に関連して
- 3 経済と生活の好循環と経済政策について
 - (1) 今後の市内の産業への対応について
 - (2) DMOの設立について
 - (3) 宿泊税の導入について
 - (4) 域際収支の把握について
 - (5) 経営支援策について
 - (6) 創業支援について
 - (7) 港湾について
- 4 市民の安心、安全について
 - (1) 地域包括ケアシステムについて
 - (2) ふれあいパス制度と地域公共交通維持について
 - (3) 最上地域における太陽光発電事業者よりの土地購入について
 - (4) 除排雪について
 - (5) 動物愛護に関する市の取組について
- 5 その他

中村（誠吾）議員（立憲・市民連合）（2月25日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 政策の優先順位について
- 2 会計年度任用職員について
- 3 組織改革について
- 4 ふるさと納税について
- 5 PPP／PFIについて
- 6 その他

川畑議員（日本共産党）（２月２６日１番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 新型コロナウイルス対策について
 - (2) 消費税10%増税について
 - (3) 公共施設再編について
 - (4) 特別職の期末手当について
 - (5) 公契約条例について
 - (6) 会計年度任用職員制度について
- 2 福祉関係の充実について
 - (1) 福祉灯油について
 - (2) ふれあいパス事業について
 - (3) 国民健康保険について
- 3 子育て支援について
 - (1) 保育士の確保と処遇改善について
 - (2) 子ども医療費助成の拡大について
- 4 新幹線札幌延伸と残土問題について
- 5 その他

高橋（克幸）議員（公明党）（２月２６日２番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政問題について
 - (1) 歳入、歳出などについて
 - (2) 財政健全化について
- 2 令和２年度予算に関連して
 - (1) 土地購入費について
 - (2) 特定健診について
 - (3) GIGAスクール構想について
 - (4) マイナンバーカードについて
 - (5) 新型コロナウイルス感染症について
- 3 行政改革に関連して
 - (1) 市の組織改革について
 - (2) 人材育成について
 - (3) 地方自治体のICT化（5GとRPAの活用）について
- 4 小樽市公共施設再編計画（案）について
 - (1) 4つの施設の当面維持などについて
 - (2) 博物館分室（収蔵庫）について
- 5 その他

○質疑及び一般質問

前田議員（無所属）（2月26日3番目）

答弁を求める説明員 市長、農業委員会会長及び関係説明員

- 1 小樽市鳥獣被害防止計画について
- 2 本市農業の現況について
- 3 認定農業者制度について
- 4 農業委員会の農業者に対する支援について
- 5 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（2月26日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口減少、少子化対策について
- 2 地域福祉計画について
- 3 その他

小池議員（無所属）（2月26日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 旧緑小学校解体事業費について
- 2 銭函駅前モニュメント等について
- 3 ふれあい収集等について
- 4 その他

○一般質問

丸山議員（日本共産党）（2月27日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 男女共同参画基本計画について
- 2 小・中学校就学援助に関して
- 3 学校給食について
- 4 その他

酒井議員（日本共産党）（2月27日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 後志自動車道小樽ジャンクションについて
- 2 春香水道組合について
- 3 保育の広域入所について
- 4 その他

佐々木議員（立憲・市民連合）（２月２７日３番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 公共施設再編計画（案）について
- 2 地域型日本遺産申請について
- 3 その他

濱本議員（自由民主党）（２月２７日４番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 行政経営について
- 2 防災について
- 3 地域福祉計画について
- 4 宿泊税について
- 5 教育行政について
- 6 その他

松田議員（公明党）（２月２７日５番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 子育て支援策について
 - （１）幼児教育、保育について
 - （２）特別支援教育について
- 2 介護職員の人材確保について
- 3 障害者差別解消法について
- 4 新型コロナウイルス対策について
- 5 その他

面野議員（立憲・市民連合）（２月２７日６番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響について
- 2 除雪について
- 3 観光資源と市の役割について
- 4 その他

令和2年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和2年2月19日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
保健所長	貞本晃一	建設部長	西島圭二
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫
教育部長	森貴仁	総務部 企画政策室長	林昭雄
総務部総務課長	津田義久	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 柴 田 真 紀
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和2年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横尾英司議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月13日までの24日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第40号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第37号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和2年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の説明に先立ち、いくつか申し述べさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスによる肺炎についてであります。

WHO、世界保健機関が1月30日に緊急事態宣言を発表しておよそ3週間が経過しておりますが、世界的に感染が拡大し、今なお終息が見えない状態となっております。国内でも、日々新たな感染者が報告されており、ここ数日では感染経路が不明な症例が相次ぐなど、新たな局面を迎えたとも報じられております。

本市は多くの外国人観光客が訪れる国際観光都市であり、クルーズ船の寄港や多くの外国船籍の船舶の入港がある港湾都市でもあります。また、新型コロナウイルスによる肺炎は、基礎疾患のある方や高齢の方において重症化しやすいとも言われており、特に高齢化率が40%を超える本市にとっては、緊張感を持った備えが必要と考えております。

このような中、市では庁内対策会議を開催し、各部署の取り組みの現況等について情報共有を図るとともに、帰国者・接触者相談センターを保健所に開設するなど、市内で感染が疑われる事例が発生した場合の対応等について確認したところであります。

市としましては、まずは市民の皆さんの安全・安心な生活を守ることを第一に考え、その上で多くの宿泊キャンセルが生じている現状などを踏まえた経済的な支援についても、小樽商工会議所や金融機関等と協議していく必要があるものと認識しており、産業港湾部にも窓口を設置し、相談に応じる体制を整えたところであります。

改めて危機管理の大切さを感じているところですが、今後におきましても、国や北海道、関係機関と連携を図りながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ことしはオリンピック・パラリンピックの年ですが、オリンピックのマラソンと競歩の会場が札幌となったことから、隣まちとしてできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。このため、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの職員派遣要請に対し、2月1日付けで本市職員1名を同委員会に派遣したところであり、また、8月8日及び9日の開催日には、消防特別警戒に当たるため、消防隊2隊10名程度を派遣することとしております。

なお、オリンピックの開催により、多くの方々が札幌を訪れることが期待できますので、本市にも足を運んでいただけるよう、そのための観光PRもしっかり行ってまいりたいと考えております。

続きまして、新年度に向けた市政執行の所信の一端と施策の概要を申し上げます。

一昨年8月の就任以来、喫緊の課題として、市政の停滞感を払拭し、まちづくりを前に進める体制を整えるとともに、除排雪の見直しや避難所などにおける非常時電源対策、子育て支援の充実などに取り組んでまいりました。

そして令和の時代が始まり、新年度は第7次小樽市総合計画に基づく予算の初年度となります。大きな課題に立ち向かう、新たなまちづくりの始まりです。これからのまちづくりを進めるに当たり、重点的に取り組むべき大きな課題を三つ申し上げます。

一つ目は、地域経済や市民生活に大きく影響する人口減少、特に少子化への対策です。

本市では、若い世代の転出などによる子育て世代の減少と低い出生率により出生数が急減しており、平成元年の1,172人と比べ、令和元年には約6割減の440人となりました。このままでは将来のまちを支える世代が大幅に減少することから、この傾向に歯どめをかける対策を積極的に講じる必要があります。

このため、安心して子供を産み育てられるよう、子育て世代のニーズには優先的に応え、小樽商科大学との共同研究の結果も踏まえて、相談支援や情報発信、医療費助成などの充実を図るとともに、子育て世代の移住促進にも取り組み、分野を横断して施策の重層的な展開を図ってまいります。

二つ目は、経済の活性化により税収の増加を図り、市民ニーズに応える施策を展開する経済と生活の好循環の推進です。

本市はかつて鉄道や港を中心に北海道経済の中心地として発展しましたが、国内外の環境変化によりその地位が低下し、長らく人口減少が続いています。こうした歴史からも、経済の活性化は人口とも密接に結びつく、持続可能なまちづくりを進める上で大変大きな課題であります。特に、人口減少などにより地域内の消費が縮小している中で好循環を生むためには、外から消費を呼び込む観光のさらなる発展と、その経済効果の波及が大きな柱となります。

このため、将来を見据えた観光戦略の構築に向けた調査や組織づくり、財源確保の検討を行うほか、新たな海外市場の開拓に向けたプロモーションや、日本遺産を構成する文化財など、本市の多彩な歴史文化資源を活用する取り組みを進めます。

三つ目は、安全・安心や時代の変化、そして未来に対する備えです。

まず、安全・安心への備えとしては、災害による被害を最小化し、被災しても速やかに回復できる、強靱なまちづくりを進めていく必要があります。

このため、防災・減災や迅速な復旧のための計画を策定するとともに、公共施設等の耐震化や、迅速で的確な避難行動のための対策などを進めてまいります。

時代の変化への備えとしては、公共施設の老朽化対策と将来に向けたあり方や総量の最適化が大きな課題です。将来の人口規模を見据えて維持・更新費用を縮減しつつ、多様な市民ニーズに応えていく必要があります。

このため、現在策定を進めている公共施設再編計画を通して、適正な行財政運営を継続するための施設総量やトータルコストの削減を図るだけでなく、利用者への魅力の創造も目指して、効率的で利便性の高い、今後の公共施設のあり方を描いてまいります。

そして未来への備えとしては、まちの玄関口の整備が重要です。

このため、海の玄関口となる港では、クルーズ船の大型化に対応するとともに、まちの中心部と近接

した小樽港の特性を生かし、訪れる人にとって魅力的で利便性が高い玄関口となるよう、第3号ふ頭やその周辺の整備を進めてまいります。また、陸の玄関口では小樽駅周辺の再開発を視野に入れながら、歩行者の安全確保が課題となっている小樽駅前広場について、まずはそのあり方の具体的な検討を始めるとともに、北海道新幹線の開業に向けては、その効果を高めるための方策を具体化してまいります。

こうした大きな課題は様々な分野にまたがり、互いに関連し合うことから、分野を横断して課題や方向性を共有し、連携して解決に向けて着実に前に進めてまいります。

次に、令和2年度の当初予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

歳入については、前年度と比べ市税や地方譲与税・交付金の増額が見込まれるものの、これらの一般財源の増加が地方交付税の算定においては減額要素となることや、人口減少の影響もあって地方交付税は減額となる見通しであり、一般財源の大きな伸びは期待できない状況にあります。

一方、歳出においては、先ほど申し上げた大きな課題を解決していくため、少子化対策を初めとする人口減少対策やさらなる観光振興、そして災害への備えやまちの玄関口の整備などを重視して、将来への課題解決に向けた予算編成を行ってまいりましたが、引き続き財源不足が生じている状況にあり、財政調整基金の取り崩しなどによる財源対策で収支均衡予算を編成したところであります。

政策の効果が発現するまでには時間がかかるものもありますが、まちづくりが新たな段階に向けて着実に動き出すことから、新年度予算全体のテーマとして、「みらいを創る、確かな一歩」と掲げたところであります。

次に、当初予算案に計上した主な事業の概要について、第7次小樽市総合計画のまちづくり6つのテーマに沿って御説明申し上げます。なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、第1のテーマ「安心して子どもを生み育てることのできるまち」についてであります。

人口動態とも関わりが深く、市民の関心も高いこのテーマでは、少子化対策を意識して、妊娠から出産、子育て期まで連動性のある施策を展開するとともに、教育環境の充実を図ってまいります。

まず、子育て支援に関しては、妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターを保健所に開設するとともに、乳児期の子供を持つ母親同志の交流を深めながら相談支援を行う産後サポート事業を新たに始めます。また、子育て支援情報を切れ目なく届けるためのスマートフォン用アプリを導入いたします。

要望の高い子供の医療費助成についてはこれまでも段階的に拡充してきましたが、近隣自治体の動向も踏まえ、本年8月から全ての未就学児の医療費の実質無料化を実現いたします。また、高い保育ニーズに応え、入所待ち児童を解消していくため、保育補助業務を行う子育て支援員を養成いたします。さらに、さくら学園の定員拡大を行うほか、ひとり親家庭及び経済的に不安のある世帯の中学生への学習・生活支援を引き続き実施いたします。

学校教育に関しては、ICTを活用した教育の推進に向けて、全小・中学校に高速大容量の通信ネットワークと学習用端末の配備を進めるほか、学校図書館の充実のため、学校司書を増員するとともに、小学校の図書館への新聞配備を行い、授業での活用を進めます。また、不登校の児童・生徒の増加を踏まえ、スクールカウンセラーを増員し、全小学校に定期的に派遣いたします。

学校施設については、潮見台中学校の耐震補強や長橋小学校の屋内運動場の大規模改造など、安全確保と老朽化対策を進めます。

次に、第2のテーマ「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」についてであります。

様々な困りごとの解決に向けて、支え合いの仕組みづくりを定める地域福祉計画を市民の皆さんの御

意見を聞きながら策定するほか、認知症の方とその家族を支援するための取り組みを充実させてまいります。

高齢者の皆さんの生き生きとした暮らしを支えるふれあいパスについては、このたびのバス運賃改正分は市が負担することとし、令和2年度は現行制度を継続いたします。しかし、市の負担が大きくなっていることから、持続可能で利用しやすい制度を令和3年度に導入するため、できるだけ早い時期に案をお示しし、本年第3回定例会には結論を出せるよう議論を進めてまいります。

健康づくりには、生活習慣病などの予防や早期発見が欠かせません。中でも、非常に低い水準にある国保加入者の特定健康診査の受診率向上は急務であるため、早期受診者全員にクオカードを贈呈するなど、対策を強化いたします。また、望まない受動喫煙を防ぐため、本年4月から多数の方が利用する施設での喫煙が原則禁止されることから、飲食店や市民の皆さんに対し制度の周知に努めてまいります。

感染症の予防対策としましては、乳幼児のロタウイルスワクチンの定期接種を新たに始めるほか、30歳代から50歳代の男性風疹患者の増加に対応するため、昨年引き続き無料クーポン券による風疹抗体検査と予防接種を実施いたします。

次に、第3のテーマ「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」についてであります。

外から人やお金を呼び込み、地域内で循環させることを意識して、さらなる観光振興に向けた取り組みを進めるほか、地域経済を支える中小企業の活力向上を図るための取り組みを行います。

まず、昨年導入された森林環境譲与税を用いた森林整備等の施策として、長期未整備の私有林の現況調査や旭展望台周辺環境の整備、旧国鉄手宮線への道産材のベンチ設置などを行います。

水産業については、栽培漁業推進のためナマコの種苗生産への補助を行うほか、水産加工品の新商品開発やブランド化を支援してまいります。

中小企業・小規模事業者への取り組みとしましては、経営上の課題や後継者不足などによる事業承継問題に対する実態などを把握するため、アンケート調査を実施します。また、商談会への参加などによる地場産品の国内外への販路拡大の取り組みを継続いたします。

雇用確保の側面からは、高校生や大学生を対象に、市内企業の見学会やインターンシップなどを実施し、若年者の地元定着を促してまいります。なお、創業支援については、中心商店街への創業を促し、観光客などの市内中心部への回遊性向上を図るため、内外装工事費補助の見直しを行います。

企業誘致の取り組みとしましては、東京事務所への企業誘致推進員の配置にかえて、専門機関への委託により全国の企業へのアンケート調査やヒアリングなどを行い、新たな誘致の可能性を探ってまいります。

日本遺産に関しては、現在、多くの関係者の御尽力により練り上げた本市単独型のストーリー「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の選定結果を待つ状況ですが、先に認定を受けました北前船と炭鉄港の構成文化財を活用した地域活性化策を推進し、歴史や文化を活用したまちづくりの機運を高めてまいります。

さらなる観光振興に向けた取り組みとしましては、これからの観光戦略を構築するため、地域DMOの設立に向けて小樽観光協会にマーケティング担当の専門人材を配置するほか、観光基礎調査により観光消費が地域に与える効果を把握いたします。また、観光振興の安定的な財源となる宿泊税の議論を進め、令和3年度の導入を目指してまいります。

現在、韓国・中国からの観光客減少による影響が懸念されているところですが、外国人観光客の旅行消費は本市経済の大きな柱となることから、海外へ向けた観光プロモーションを積極的に行います。新たにさっぽろ連携中枢都市圏での共同プロモーションを始めるほか、現在主力である東アジア圏に加え、

今後誘客の可能性が見込める新たな市場を開拓するため、ロシア・ウラジオストクやアメリカなどに対するプロモーションを行います。

小樽港につきましては、第3号ふ頭に大型客船の接岸を可能とする岸壁などの整備を継続するほか、クルーズターミナルと駐車場の整備に着手し、民間活力の導入も見据えたみなと観光の拠点づくりを促進してまいります。また、老朽化対策としては、新たに若竹地区防波堤の改良に着手いたします。なお、改訂作業を再開いたしました港湾計画については、長期構想の策定を経て、令和2年度中の改訂を目指してまいります。

次に、第4のテーマ「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」についてであります。

まず、空き家等の対策としましては、次期空き家等対策計画の策定に向けた空き家の実態調査を実施し、この結果も活用しながら、新たに不動産関係団体と連携して良好な空き家等の流通促進に取り組みます。

移住促進の取り組みとしましては、空き家の活用や少子化対策も兼ねて、三世代での同居や近居のために移住する方などに対して、中古住宅の取得及びリフォームの補助制度を創設いたします。

除排雪については、引き続きバス路線や主要な通学路を優先するとともに、観光にも配慮した作業内容としたほか、貸出ダンプにかかる経費も当初予算で計上いたしました。また、効率的で持続可能な雪対策に向けた雪対策基本計画を令和2年中に策定いたします。

北海道新幹線の札幌延伸まであと10年余りとなりました。解決しなければならない課題も多く、残された時間は決して長くはありません。着実にスピード感を持って準備を進めてまいります。

新年度は新駅の開業効果を活用したまちづくりを進めるため、官民一体となって二次交通やソフト対策などのアクションプランを策定するほか、北海道新幹線の沿線自治体及び北海道とともに、並行在来線対策の検討に向けた調査を行います。

人口減少などの時代の変化に適応するまちづくりも大きな課題の一つです。将来を見据えた効率的なまちづくりのため、立地適正化計画の策定に着手するとともに、長期未整備の都市計画道路について、見直しの方向性を検討いたします。また、持続可能な交通ネットワークの構築に向けて、市内バス路線図を作成し、市民の皆さんに配布するなど、公共交通の利用促進策を実施いたします。

災害への備えとしましては、事前防災・減災と迅速な復旧の指針となる国土強靱化地域計画を策定するとともに、災害発生時に市の業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定を進めます。また、近年全国各地で相次ぐ水害に備えて、本市においても勝納川など6河川の洪水ハザードマップを作成するとともに、実践的な防災訓練として、新たに避難所運営訓練と冬季避難所宿泊訓練を実施いたします。さらに、津波などの際に沿岸部に迅速に情報伝達する防災行政無線の整備を完了させるとともに、災害時の情報提供手段となるFMおたるの難聴地域解消のため、中継局等を整備いたします。

消防力の充実強化に関しては、手宮出張所と高島支所を統合して（仮称）消防署手宮支署を建設するとともに、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を更新するほか、寄附を活用し、消防団第1分団に小型動力ポンプ付積載車を導入いたします。また、外国人や障害者の救急時等に的確な対応ができるよう、多言語対応の電話通訳や、スマートフォンなどの画面操作で119番通報が行えるシステムを導入するとともに、救急現場において多言語対応ができるよう、画面操作で円滑なコミュニケーションが行えるタブレット型端末を配備いたします。

次に、第5のテーマ「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

ごみや資源物の収集に関しては、自力でごみ出しができない世帯へのごみ収集と声かけを行うふれあい収集の体制を強化いたします。子育て世代を初め、市民の皆さんから要望の高い公園整備につきましては、地域のニーズを踏まえた公園遊具の計画的な更新を引き続き行うとともに、総合体育館なども含

めた小樽公園利用者の当面の駐車場を確保するため、旧緑小学校を解体いたします。

本市の魅力である町並み景観を構成する歴史的建造物の保全と活用も重要な課題の一つです。景観条例に基づく歴史的建造物の外観保全に対する助成を継続するとともに、市所有の旧寿原邸を歴史的建造物の有効活用事例とするため、一般開放の再開や、法人等との協働により施設修復、庭園再生の保全を進めるほか、文化芸術イベントなどの活用事業を実施いたします。

このほか、新幹線新駅の整備に伴い、旧ごみ焼却場を令和4年度までに解体するための実施計画を策定いたします。

次に、第6のテーマ「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」についてであります。

市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様に学び、文化芸術に親しめる環境を整えてまいります。

まず、図書館について、市民の皆さんから安全で快適な読書環境を求める声が寄せられていることから、館内照明のLED化やエレベーターの更新、屋上防水工事などを行い、市民の読書環境の改善や施設の安全性の確保を図ってまいります。

美術館においては、市民はもとより観光客にも魅力的な展覧会となるよう、北前船などをテーマとした特別展を実施いたします。また、スポーツ分野に加えて、文化芸術に取り組む児童・生徒の活動を支援するため、文化芸術分野の部活動等における全国大会等に出場する小・中・高校生に対する奨励金を創設いたします。

姉妹都市交流につきましては、ナホトカ市の市政70周年記念事業のほか、ソウル特別市江西区との姉妹都市提携10周年記念式典、ダニーデン市との姉妹都市提携40周年記念式典に代表団を派遣いたします。

その他の主要事業としましては、人口減少対策や地域活性化に向けた施策を推進するため、次期総合戦略を策定するほか、市のホームページの利便性を高めるため、令和3年度の全面リニューアルに向けて作業を進めます。

公共施設の統合化や複合化など、整備・維持していくべき施設の方向性を定める公共施設再編計画につきましては、昨年お示しした再編素案から、市民の皆さんの御意見も踏まえて内容を見直し、再編により機能や利便性の維持・向上を図ることができると判断できたものについて、その方針を示すこととし、そのほかの施設はさらに議論を重ね、あり方や整備方針が定まるまで当面維持するという考え方で策定を進めてまいります。

そして、公共施設の適正な維持管理方針を定める長寿命化計画とあわせて、個別施設計画として令和2年度中に策定する予定であります。個別の公共施設では、これまで申し上げたもののほか、葬斎場について、令和2年度からの火葬炉使用料の有料化にあわせて計画的に大規模改修を行い、施設の延命化を図るとともに、市民要望の高い控室のバリアフリー化などにも対応いたします。また、合同墓の納骨スペースを増設し、埋蔵可能容量を拡張いたします。

そして、令和3年度から新たに短期大学校として開校することとなる国立小樽海上技術学校の移転先として、小樽商業高校の敷地及び施設を取得するとともに、その残余部分については市の公共施設として有効活用してまいります。

このほか、収支改善に向けた取り組みとしてふるさと納税制度による寄附者が利用するポータルサイトを現在の1サイトから3サイトへ拡充し、さらなる寄附金の増加を図ります。このような様々な課題に市の組織が的確に対応していけるよう、令和3年度の組織機構の改編に向けて検討を進めてまいります。

まちづくりにおいては、行政の力だけでは限りがあります。そして、山積する困難な課題に立ち向かい、解決するには、私の政治姿勢であります対話を重ね、課題や方向性を共有しながら、市民の皆さんがお持ちの御意見・アイデアを市政にできるだけ反映し、民間の皆さんとも力を合わせていくことが必要であります。財政や法令などの制約もあり、全ての要望に応えるのは難しいことですが、行政と市民の皆さんとの距離感を縮めていくことで、納得いただけるまちづくりを目指してまいります。

ことしの8月には任期の折り返しを迎えます。着実に課題の解決と公約の実現に向けて取り組み、将来に向けて持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第13号までの令和2年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、令和2年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税につきましては法人市民税で減収が見込まれるものの、固定資産税で増収が見込まれることから、1.7%、2億3,740万円増の138億1,090万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、消費税率引き上げの影響などから20%、5億200万円増の30億900万円を見込みました。

令和2年度から新たに創設される法人事業税交付金につきましては、1億1,800万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、市税や地方消費税交付金の増収のほか、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、4.4%、7億5,200万円減の162億9,900万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで一般管理費に区分していた臨時雇用者賃金を会計年度任用職員給与費として人件費に組み入れた影響などにより、人件費が2.9%の増となりましたが、扶助費が生活保護費などの減により1.4%の減、公債費が1.9%の減となったことから、合計では0.2%の減となりました。

これにより、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を1.1ポイント下回る55%となりました。

行政経費につきましては、国勢調査費、港湾計画改訂事業費の増などに伴い、1.5%の増となりました。

建設事業費につきましては、潮見台中学校の校舎等耐震補強等事業や（仮称）消防署手宮支署の建設事業などの工事に取り掛かることから、37%の増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療の療養給付費負担金において増となりましたが、民間保育施設等整備支援事業費補助金が皆減したほか、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより、1.5%の減となりました。

維持補修費につきましては、旧緑小学校の解体工事に着手することなどから、17.9%の増となりました。

繰出金につきましては、介護保険事業や後期高齢者医療事業分などが増となりましたが、産業廃棄物処分事業への繰出分が特別会計廃止に伴い皆減したほか、病院事業や下水道事業及び簡易水道事業分が減となり、全体では1.9%の減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では特定健康診査等の保健事業拡充などにより、総務費が3.4%増の3億5,612万円となりました。歳入では、財政安定化支援事業の制度改正の影響等による一般会計繰入金の減少などにより、保険料の総額は0.9%増の19億2,210万円と見込まれ、保険料率の引き上げを緩和するため、基金繰入金を5,832万円計上いたしました。

住宅事業におきましては、令和元年度末に策定予定の新たな小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の外壁等の改修を行います。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は1.1%増の136億4,073万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.1%減の7億4,764万円となりました。また、保険料は令和元年度に低所得者軽減強化の制度改正があったことから、3.9%減の28億237万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料15億663万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金5億7,290万円及び事務費5,062万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ7,058万円の増となっておりますが、これは主に、徴収する保険料について、制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、平成29年3月に策定した新小樽市立病院改革プランに沿った取り組みを実践していますが、薬品費などの費用が増加しており、大変厳しい経営状況にあります。令和2年度においても引き続き経営改革に取り組み、病院事業管理者のもと、職員一丸となって健全で自立した病院経営に努めるとともに、質の高い医療サービスを提供し、公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水を供給するため、昨年12月に策定した第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、老朽化した管路や浄水場などの施設の更新・耐震化などの工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和2年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、水道事業と同様、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づき、処理場・ポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新や汚水管の整備を進めるほか、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、令和2年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、一般国道5号小樽市塩谷トンネル工事完了に伴い、土砂の搬入量が大幅に減少することから収益的収入は減少が見込まれますが、収益的支出において補修実施設計業務等により委託料の増があるものの、燃料費や消費税等の減などが見込まれることから、令和2年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、今年度に引き続き配水ポンプ所の老朽化した設備の更新を進めてまいります。なお、令和2年度から石狩西部広域水道企業団による第2期創設事業の工事が着手されるため、出資金及び負担金の負担が生じておりますが、資金収支の見通しは、令和2年度末においても過不足は生じない見込みであり、今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、令和2年度の財政規模は、一般会計では581億2,650万4,000円、特別会計では321億6,099万8,000円、企業会計では261億441万7,000円、全会計では1,163億9,191万9,000円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で1.6%の増、特別会計で1.8%の減、企業会計で1.1%の増となり、全会計では0.5%の増となりました。

次に、議案第14号から議案第18号までの令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第14号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では国の令和元年度補正予算に対応するため、第3号ふ頭岸壁改良事業費を増額し、所要の経費を繰越明許費として計上するほか、継続費について、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事費の施工方法の変更などにより、総事業費、

期間及び年割額の変更を行うものです。

また、決算見込みの精査により、歳出では石狩湾新港管理組合負担金、扶助費及び職員給与費を減額、歳入では減収補填債を計上するほか、普通交付税や市債の増額、地方消費税交付金、財政調整基金繰入金や臨時財政対策債を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億1,000万9,000円の減となり、財政規模は589億4,918万8,000円となりました。

次に、議案第15号から議案第18号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業では、保険給付費の増額や職員給与費の減額などについて、介護保険事業及び後期高齢者医療事業では、職員給与費の減額などについて所要の補正を計上いたしました。

病院事業につきましては、入院収益の減額と材料費などの増額について所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第19号から議案第37号までについて説明申し上げます。

議案第19号職員定数条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に係る勤務条件、育児休業、退職手当等に関し必要な事項を定めるなど、関係する条例の整備等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

議案第21号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第22号資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、地域経済活性化等推進資金基金を廃止するものであります。

議案第23号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能に係る簡易な評価方法に対応した建築物のエネルギー消費性能向上計画等の認定に係る申請手数料を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、基準省令等の内容現在を更新するものであります。

議案第25号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、一般廃棄物とあわせて一般廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物の処分手数料を特別会計から一般会計へ変更することに伴い、当該手数料に係る消費税及び地方消費税の申告が不要となるものであります。

議案第26号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額を改定し、及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲を拡大するものであります。

議案第27号公設青果地方卸売市場条例及び公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法の一部改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として規定すべき遵守事項等を規定するとともに、北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う卸売業者の承認等に係る規定を新

設するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号公設水産地方卸売市場条例及び公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法の一部改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として規定すべき遵守事項等を規定するとともに、北海道地方卸売市場条例の廃止に伴う卸売業者の承認等に係る規定を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第29号消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに消防団員の区分、休団制度等を定めるとともに、団員の年齢の上限を引き上げるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第30号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに消防団員の区分を定めることに伴い、退職報償金の支給対象者を基本団員に限定するとともに、支給基礎の勤務年数から休団または停職となる期間を除くほか、所要の改正を行うものであります。

議案第31号工事請負変更契約につきましては、幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第32号不動産の取得につきましては、北海道小樽商業高等学校の土地及び建物を取得するものであります。

議案第33号権利の放棄につきましては、小樽市海水浴場対策委員会に対する短期貸付金について、銭函3丁目駐車場の運営による利益額を同委員会に対して補助金として交付し、当該貸付金の返済に充てておりましたが、平成27年度以降当該駐車場は利益が生じておらず、平成31年4月1日から市営駐車場としての運営を廃止したことから、補助金の交付等による返済が見込めないため、同委員会に対して有する短期貸付金に係る債権を放棄するものであります。

議案第34号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

議案第35号市道路線の認定につきましては、スプリングス星野3号幹線及びスプリングス星野4号幹線を認定するものであります。

議案第36号市道路線の変更につきましては、二俣分線通線ほか4線の認定区間の変更についてであります。

議案第37号工事請負契約につきましては、(仮称)消防署手宮支署新築工事の請負契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） 次に、令和2年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申し出がありますので、これを許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

(林 秀樹教育長登壇)

○教育長（林 秀樹） 令和2年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

人口減少や少子高齢化、高度情報化の勢いはさらに加速するとともに、グローバル化の急速な進展など、未来の予測が困難になっていく時代の中で、市民一人一人が時代の変化を前向きに受けとめ、主体

的・協働的に社会に関わっていくことが求められております。

このような状況の中、教育委員会といたしましては、令和元年度に策定された第7次小樽市総合計画を踏まえた小樽市教育推進計画に掲げる「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」という基本理念のもと、「変化の激しいこれからの社会において、生涯を通じて主体的に学び、自らの個性や能力を伸ばすことができる人」「郷土に誇りと愛着を持ちながら、広い視野を持って、小樽の魅力をさらに高めていくことができる人」「思いやりと感謝の気持ちを持ち、様々な人々と協働し支え合いながら自らを高めていくことができる人」の育成を目指し、教育行政を推進してまいります。

それでは、教育委員会が令和2年度に重点的に取り組む施策について、小樽市教育推進計画に示した8つの目標に沿って御説明をいたします。

初めに目標1、「未来を創る力の育成」に向けた取り組みについてであります。

まず、中学校に配置された加配教員等を活用して、小学校高学年における教科担任制を導入する実践校を指定し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や指導方法の工夫・改善、中1ギャップの解消等に向けた包括的な学校改善を進めます。

次に、専科教員や授業改善推進チームの配置による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めるとともに、音読の推進やICT機器の効果的な活用、標準学力調査の実施など、各種施策を通して確かな学力の育成を図ります。

次に、通常学級において、発達障害などにより困り感のある児童・生徒への声かけや作業補助などの学習支援を行う特別支援教育支援員を全校に配置いたします。

次に、小・中学校5校を英語教育推進校に指定し、英語教育特別研修講座の開催等を通して実践の成果を広げるとともに、小樽イングリッシュキャンプやウインターイングリッシュスクールを開催するなど、国際理解教育の充実を図ります。

次に、科学や自然に対する興味・関心を高めるため、小学校1校を理科教育実践校に指定し、研修講座での公開授業等を通して指導力の向上を図ります。

次に、児童の情報活用能力の育成を図るため、全小学校の図書館に新聞を配備するとともに、小学校1校を新聞活用実践校に指定し、公開授業を開催するなど、新聞を効果的に活用した授業力の向上を図ります。

次に、小学校1校をプログラミング教育実践研究校に指定し、プログラミング体験を目的とした研修講座の開催等を通して、児童・生徒の論理的思考力の育成を図ります。

次に、小樽市キャリア教育推進会議を開催し、小学校から高等学校までの系統的なキャリア教育について協議するとともに、外部講師による出前授業や職場体験等の活動を通してキャリア教育の充実に努めます。

続いて目標2、「豊かな心の育成」に向けた取り組みであります。

まず、「考え、議論する道徳」の授業のあり方について研修を深めるため、小学校1校を道徳教育推進校に指定し、研修講座での公開授業等を通して指導力の向上を図ります。

次に、小学校5年生、6年生に教材「小樽の歴史」を配付し、総合的な学習の時間を活用して、ふるさと小樽の歴史や文化、産業等についての理解を深めるとともに、教員向けの研修講座を開催するなど、ふるさと教育の充実を図ります。

次に、現在市内に6名配置している学校司書を1名増員し、学校図書館の環境整備や貸出・返却業務を充実することにより、児童・生徒の読書習慣の確立に努めます。

次に、いじめや不登校などの未然防止や早期対応に向けた取り組みの充実を図るため、スクールカウ

ンセラーを1名増員し、全小学校で定期的なカウンセリングができるよう体制を整備します。また、小樽市教育支援センターにおける、コーディネーターを中心とした訪問型支援を継続するとともに、小樽いじめ防止サミット等の取り組みを通して、いじめの防止や不登校児童・生徒の支援の充実に努めます。

続いて目標3、「健やかな体の育成」に向けた取り組みであります。

まず、体育専科教員を配置する小学校1校を体力向上実践校に指定し、研修講座の開催等を通して先進的な体育科の指導方法を広く市内の教員に還元します。また、小中学校体力向上検討委員会において、児童・生徒の望ましい生活習慣等に関する指導資料を作成するとともに、スポーツイベント等への一層の参加促進を通して、健康の保持増進及び体力・運動能力の向上に努めます。

次に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭を中心とした食に関する指導の充実に図るとともに、新たに外部から講師を招き、教員向け食育研修講座を開催いたします。

次に、薬物の危険性や飲酒・喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させるため、外部講師を活用した薬物乱用防止教室を全校で実施するなど、健康教育の充実に図ります。

続いて目標4、「家庭・地域との連携・協働の推進」に向けた取り組みであります。

まず、小樽市PTA連合会との共催によるゲーム依存に関する講演会や、おたるスマート7の取り組みを継続するとともに、社会教育施設と連携した体験教室を長期休業中に開催するなど、児童・生徒の望ましい生活や学習習慣の確立に努めます。

次に、生涯学習プラザを拠点に、子育て世代の保護者を対象として、外部から講師を招いた家庭教育に関する講座の開催や交流の場を提供するなど、家庭教育支援の充実に努めます。

次に、山の手小学校、奥沢小学校及び朝里中学校の3校を新たにコミュニティ・スクール導入校として指定し、地域住民との連携・協働による学校づくりを進めます。

続いて目標5、「学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現」に向けた取り組みであります。

まず、義務教育9年間における教育課程の編成や小・中学校間での授業交流等を実施する小中一貫教育推進地区を6地区に拡充するとともに、研修講座の開催等を通して取り組みの成果を還元するなど、全中学校区単位で小中一貫教育の充実に図ります。

次に、学校施設の整備につきましては、潮見台中学校の耐震補強等の工事や、塩谷小学校校舎の耐震工事の実設計画並びに忍路中央小学校の耐震診断を行います。また、令和2年度中に学校施設の長寿命化計画を策定し、効率的な整備計画のもと、教育環境の確保を図ります。

また、国の教育情報化推進事業を活用し、高速通信ネットワーク環境を全校に整備するとともに、児童・生徒一人一台の学習用端末の整備を計画的に推進するなど、教育環境の整備・充実に努めます。

次に、部活動指導員の配置を6校から8校に拡充することに加え、スクールカウンセラーの全校派遣、学校司書の増員及び特別支援教育支援員の全校配置などの人的支援を行うとともに、学校における夜間や休日の対応として留守番電話機能を導入するなど、教職員の働き方改革を一層推進してまいります。

続いて目標6、「生涯各期における学習機会の充実」に向けた取り組みであります。

まず、市民大学講座では、小樽出身の作家で昨年直木賞候補となった朝倉かすみ氏を講師として招聘するなど、市民の多様な学習ニーズに応える機会を提供してまいります。また、文学館においても、同時期に朝倉氏に関する企画展を開催し、その魅力を多面的に紹介します。

美術館では、三つの特別展のうちの一つとして、北前船主たちが北海道にもたらした九谷焼の名品を展示する「北前船の華―北海道に渡った九谷焼」を開催し、日本遺産に認定された北前船の歴史を美術の側面から紹介します。

図書館では、館内照明のLED化やエレベーターの改修を実施するなど、安全で快適な読書環境を整

備します。また、子どもの読書活動推進計画に基づいた事業として、就学前の子供たちが本と触れ合う機会を創出することを目的に、新たに幼稚園や保育所の読書活動の支援に取り組みます。

総合博物館では、プログラミングの体験ができるように、新たにタッチパネル式モニターのコンピューターを設置し、子供たちが楽しく学習ができる機会を提供します。また、企画展では公益財団法人アイヌ民族文化財団との共催による「仮称 アトゥイ 三つの海とアイヌ文化展」を開催し、豊富な民具や史料を用いて、アイヌと海との関わりについて紹介いたします。

続いて、目標7「文化芸術の振興と文化遺産の保存活用」に向けた取り組みであります。

まず、小・中・高校生の文化芸術分野の部活動等への奨励制度を創設し、学校教育における文化芸術活動を支援します。

次に、平成30年度から取り組んでいる重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の耐震補強及び改修工事を進めます。また、新たに忍路中央小学校を活動拠点とし、市指定無形民俗文化財である忍路鯨漁撈の行事を子供たちが体験することにより、地域の民俗芸能の伝承活動を推進します。

続いて目標8「生涯スポーツ・レクリエーションの振興」に向けた取り組みであります。

まず、おたる運河ロードレースでは、新たに親子で参加できる種目を加え、魅力的な大会となるよう努めます。また、体育施設の整備として、総合体育館の床面の補修、手宮公園競技場において公認記録として認定するため必要な写真判定システムの更新及び入船公園庭球場の夜間照明の改修など、市民の皆様が安心してスポーツに親しむことができるよう努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明をいたしました。市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第38号及び議案第40号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第38号及び議案第40号について提案理由を説明いたします。

始めに、議案第38号小樽市非核港湾条例案です。

核兵器禁止条約の批准国は35カ国になりました。あと15カ国で条約が発効いたします。しかし、唯一の戦争被爆国である日本の名前はありません。現政権は核兵器を禁止するどころか、アメリカの核の傘による核抑止論に縛られています。また、アメリカ国防総省は、新たに開発した低爆発力の小型核弾頭を搭載した潜水艦発射弾道ミサイルをアメリカ海軍が実戦配備したと発表しました。これは、トランプ政権の核態勢見直しによるものです。この核態勢見直しには、F35戦闘機を核搭載可能にするなど、北東アジアなどに前方配備する能力を保持することも明記しています。現在、こうした核搭載米軍機や米軍艦船による日本への飛来・寄港が日本政府との事前協議なしに自由にできるという密約があります。

核兵器禁止条約を批准すれば、核兵器を積んだ艦船も戦闘機も立ち寄ることができません。私たちは、核兵器禁止条約に政府が取り組まないからといって、小樽に核の持ち込みの可能性がある現状に指をくわえて容認し続けるわけにはいきません。

戦後、港湾の管理は国から地方に移されました。本条例案はその権利を生かし、港湾管理者として核の持ち込みを許さない制度をつくる役割を定めるものです。具体的には、港湾施設を利用する外国の艦船に核兵器は積んでいませんという非核証明書を提出させる内容となっています。ですから、軍艦であ

っても核兵器を積んでいない証明ができた船を断ることはしません。

日本政府は非核三原則の立場を取っています。この条例案によって、小樽港は非核三原則を具体化した対応を取ることになります。そして、このことは核兵器廃絶平和都市宣言とも合致することになり、国の方針にも、市の宣言ともかみ合う港湾行政を可能にするものです。

次に議案第40号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案です。

人事院勧告で、期末手当について4.5カ月とする勧告が出されました。しかし、日本共産党は市の財政状況から、引き上げできる状況にはないと判断しています。また、引き上げには報酬等審議会に諮ることを提案してきたところです。

さらに、今定例会では市長から特別職の手当についての条例案も提案され、4.1カ月に据え置く内容です。本条例案は、市特別職と同様に人事院勧告に従い、議員の期末手当について6月と12月にそれぞれ2.25カ月、年間4.5カ月分支給することに改正するとともに、付則において、当分の間その支給割合を6月と12月それぞれ2.05カ月、年間4.1カ月とし、このことによる予算削減額は、401万7,000円を見込んでいます。

以上、両議案とも可決をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第39号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 議案第39号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、提出者であります自民党、公明党、立憲・市民連合を代表して、提案理由を説明いたします。

この条例はさきの人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合の引き上げ改定を行うためでございます。

以上、議員各位の賛同と可決をお願いし、議案第39号の提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月24日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 横尾英司

議員 酒井隆裕

令和2年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和2年2月25日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
建設部長	西島圭二	消防長	土田和豊
病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫	教育部長	森貴仁
総務部長	林昭雄	総務部総務課長	津田義久
企画政策室長			
財政部財政課長	笹田泰生		

議事参与事務局職員

事務局長 中田克浩
庶務係長 由井卓也
調査係長 柴田真紀
書記 北岡尚
書記 河崎仁美

事務局次長 佐藤典孝
議事係長 深田友和
書記 樽谷朋恵
書記 松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、須貝修行議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第40号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、令和2年第1回定例会に当たり質問いたします。

質問の前に、昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市に端を発するとされ、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスにより、とうとい命を失われた方々に心より哀悼の意を表するとともに、世界中でこのウイルスによる肺炎に罹患されている皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスの影響は、本市にも大きく及んでいるところであります。市民の健康に関する安心・安全を脅かすもととなり、また、本市の基幹産業の観光についても、冬の観光シーズン最中の流行により、インバウンドを中心に観光客が減少する、まさに大打撃の状況であることが報道などでも示されているところであります。

こうした状況の中、我々小樽市民はこの小樽で生活し、日々前進しなければなりません。今定例会には令和2年度の小樽市会計予算案が上程され、我々は審議をしておりますが、昨今の異常気象がもたらす災害や伝染病の流行などに鑑みると、今年度中にもさまざまな対策を柔軟に講じていかなければならない場面も想定されます。こうした状況にも即応できる行政であっていただきたいと思っております。

まず、1項目めの質問です。市長の政治姿勢について伺います。

市長就任以降、間もなく1年半が経過しようとしております。この間、北海道胆振東部地震が発生し、我々がこれまで経験したことのない全道規模の大停電が発生し、その対応に市長は陣頭指揮をとられました。冬にはしっかりとした除排雪体制を整え、市民の冬の安心・安全を守ることに努められたことは、除排雪苦情が減少したことが何よりの証拠と言えるものと考えます。

この間、前市長が停滞させた数々の市政上の懸案を前進させるべく取り組まれてきたことは、我々もしっかりと確認をしております。対話の重視、経済と生活の好循環、備えという市政執行に向けた方針を掲げて市長に就任された迫市長は、その一つ一つを真摯に取り組まれておられますが、目の前には本市がなかなか解決できずにいる人口減少・少子高齢化という大きな課題が立ち塞がり、また、財政上の厳しさも看過できない状況であります。

この課題に対応する具体の議論についてはこの後の項目で行いますが、この項目で伺いたいこととして、まず、市長がこの1年半の任期を振り返られて、市長公約と照らし合わせ実現できたことと、今後課題とすることをお示しください。

また、次年度で市長が最も重要とお考えの課題は何かお示しください。

次に、本年1月23日に自由民主党小樽支部より市長宛てに提出いたしました政策要望について、市長のお考えを伺います。

要望書の中で、重要要望として四つの要望を記しております。その概要は、一つに、国や道のICT教育について、その環境整備と教育格差を生まないような教職員の指導力強化を図ること。

二つ目に、現在3歳児まで行っている健診を5歳児まで無料実施すること。

三つ目に、JR小樽駅周辺について、老朽化した建築物と、人と車両が混在する駅前広場の一体的な整備計画策定と有効活用の実施。

四つ目に、国土強靱化地域計画の策定と、その総合的かつ計画的推進であります。

この4点について、我々は実現を求めるわけではありますが、1点目と3点目、そして4点目については、市長提案説明時に取り組まれる旨の御発言がありました。これらは積極的に進めていただきたいと考えますが、何点か確認をさせていただきます。

まず1点目、ICT教育について。

環境整備については示されておりますが、教育格差を生まないような教職員の指導力強化について、どのようにお考えなのかお示してください。

そして、2点目に要望した幼児健診を5歳児も無料実施することについて、今定例会に提出された予算案に示されていないと認識をしております。この政策についてもぜひ本市で取り組んでいただきたいと考えます。市長のお考えを伺います。

3点目に関連して、JR小樽駅周辺整備ですが、この問題は私も小樽駅前再々開発として議論をしてまいりました。市では、小樽駅前第1ビルで予定されている再々開発にあわせ、駅前広場再整備の基本計画策定費として600万円の予算を計上しております。

そこで伺いますが、駅前広場再整備の準備に伴い、駅前第1ビル再々開発に関して、現状、市は再々開発を行う準備組合とどのような協議を行っているのかお示してください。

次に、市政上の総合的課題について伺います。

まず、財政について伺います。

次年度予算について、市長提案説明では、歳入に関し、人口減による地方交付税減額の見通しを示されており、他方歳出では、少子化対策、そして本市の主要産業である観光に関する振興策、災害への備え、まちの玄関口整備等の事業を重視し、さらに将来への課題解決に向けた予算編成を行ったとのことです。結果、財源不足が生じ、財政調整基金の取り崩し等による収支均衡予算を編成されたとのことです。

まず、気になるところは、財政調整基金についてであります。令和2年度の予算編成時、15億5,000万円の財源不足が生じているところ、過疎債ソフト充当分2億2,000万円、そして財政調整基金から13億3,000万円の取り崩しを行い不足分を補うことが示されております。その結果、令和2年度予算編成時で財政調整基金残高は1億2,000万円となるわけです。今年度末には不用額等の発生により財政調整基金が増額されることと思いますが、その間、災害等、緊急の財政出動が必要となった場合、対応できるのかという懸念があるわけです。この点について、市としてどのように捉え対応する考えなのかお示してください。

さまざまな政策実現の財源について、本市は常にこの課題に頭を悩ませております。市長の公約実現は本市の発展に欠かせないと我々も考えておりますが、次年度に限らず、今後においても財政に関する課題は重要であると認識をしております。また、財政上の課題を克服しなければ、その先の積極的なまちづくり、市民サービス充実策も実現できなくなります。この課題を克服するためには財源を獲得することであり、その手段の一つは歳入をふやすことでもあります。そのためには市税収入の増を図ることであり、また、地方交付税の増を図ることも重要なことでもあります。それから、ふるさと納税、ふるさと応援基金のさらなる活用や、目下、本市で実施検討されている宿泊税などの法定外目的税の有効な課税も手段として取り得るものであると考えます。

ただ、重要なことは、それぞれの増収を図るために何が必要なのか、何をすればよいのか、これを具体的かつ可及的速やかに考えなければなりません。我が党の濱本議員は、議会質問の際、折に触れ、行政経営というテーマの質問を行っております。国や道への依存だけでなく、独自の財源獲得を行っていく場合、法令等のさまざまな要件をクリアするとともに、経営という発想に基づいて仕事を進めていかなくてはならないものと考えます。経営するということは、ある目的達成のために効果目標を定め、一定の投資を行い、その目標実現に向けて事業を遂行するということだと思います。

また、経営という言葉を見ると、経営の経は経理の経であり、経営の営は営業の営であります。経理については、予算・決算に示されるとおり、市政においてはまさに財政上の収支把握に始まり、外的要因に関する数字、つまり事業が生み出した効果を数値化したものなど、市政上重要な数字の把握となります。

営業と言うと民間の営利追求の手段の一つと捉えられるかもしれませんが、それだけではありません。営業とは、暮らしの手だてを営む、継続的に行うことです。そこには時として競争の原理が介在します。地方創生とは、地方都市がそれぞれで存続のための営みを行うことを競うわけであります。知恵を絞り頑張った地方都市に、国はメリットを与えてくれるというシステムです。この状況下、本市においてさまざまな行政経営的取り組みを行う中で、営業的発想がまさしく今必要な状況であると解します。この経営という視点から、人口減少対策、歳入増加策を考えると、歳入減の根本的要因が人口減少であるならば、人口増を図るための施策は何かということであります。

これまで人口対策会議などでもさまざまな議論がなされてきたことと思います。それを踏まえ、知恵を絞り、行動することを決めて、目標を定めて実行することが大切です。そのことについて、私が考える手法としては、継続的取り組みとしては、移住促進に関する各施策を効果の観点から点検、見直し、より実効性あるものにつくり上げることなどが考えられます。また、将来的歳入増として考えられることは、企業誘致策を充実させることであります。

さらに、短期で効果を出すためには、例えば通学者の半数以上が札幌市からの通学である小樽商科大学の学生の方々が小樽に居住していただくために補助を行う事業や、市外から小樽で創業を希望する方々への情報開示や補助のサービス、規制緩和などを裾野を広げて行うことが考えられるわけであります。このことは、人口がふえ、直接、住民税の増収や次のタイミングでの交付税の増加の要因となる施策であると考えます。施策はほかにも多々ありますが、歳入増加や人口減の対策に向けて経営的、特に営業的観点も取り入れ、本市で積極的かつ速やかな検討と課題解決に向けた取り組みをお願いしたいと考えます。見解をお示しください。

次項以下では、こうした経営的観点に立ちながら具体的政策を確認、提言させていただきます。

以上1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の公約と政治姿勢等について御質問がありました。

初めに、私の政治姿勢等についてですが、まず、実現できたことと今後の課題につきましては、就任以来、市政への不信感や停滞感を払拭するため、市長と語る会の再開や小樽スクラムミーティングの設置など、私の政治姿勢である対話の重視を実践してまいりました。

また、除排雪の見直しや防災力の強化、ひとり親家庭などの子供の学習支援、部活動への外部人材登用など、喫緊の課題の解決と公約の実行に努めたほか、港湾計画改訂の再開や、観光税の議論の開始、そして国立小樽海上技術学校が短期大学校として開校が決まるなど、議会議論において指摘を受けた課題や社会的な要請などにも一定程度対応できたものと考えております。

今後の課題については、人口減少・少子化への対策と、経済と生活の好循環の確立に向けた経済活性化、安全・安心や時代の変化、未来に対する備えの三つに重点的に取り組むべきと捉えており、これらは互いに関連していることから、全て重要なものと考え、令和2年度の予算編成を行ったところであります。

次に、5歳児健診につきましては、発達に問題を持つ子供の発見に一定の効果があるものと考えておりますが、小児科医師や相談員の確保など、実際の導入には課題があります。市といたしましては、家庭で子供の様子を確認し、気になることがあれば健診や発達相談につなげるための5歳児セルフチェック表を送付することにより、5歳児を持つ保護者の不安の軽減と、子供については必要な支援につなげるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、駅前広場再整備に係る協議につきましては、駅前広場の再整備に当たっては、広場に隣接する小樽駅前第1ビル周辺で予定されている再開発と連携した計画の策定が必要であり、今後、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合を含めた関係団体等による検討委員会を設置し、その中で議論していく予定であります。現在、準備組合とは再開発計画とのスケジュール調整や検討委員会の進め方について協議を行っているところであります。

次に、市政上の総合的課題についてですが、まず、財政調整基金の残高につきましては、年度途中に災害などの不測の財政需要が生じた際には、令和2年度当初予算編成後の財政調整基金残高のほかに予備費として3,000万円計上しており、緊急の財政需要に一定程度対応できるものと考えております。しかし、それでも財源に不足が生じる場合は、その時点で見込まれる歳入・歳出予算の精査を改めて行い、必要な財源確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、経営的観点に立った取り組みにつきましては、第7次小樽市総合計画において、持続可能なまちづくりを行うために経営的視点を盛り込んだところであり、この点を意識し、効果的・効率的な施策を行う必要があると考えております。議員御指摘の移住などの人口減少対策や、ふるさと納税などの歳入増加策は、まさに自治体間における競争の原理が働くものであり、ターゲットを絞った対策や近隣自治体との差別化を意識した取り組みが必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長の公約と政治姿勢等について御質問がございました。

初めに、市長の政治姿勢等についてであります。ICT教育における教職員の指導力強化につきましては、教育委員会といたしましては、学校間の格差を生まないようにするため、教職員の研修は大変重要であると考えております。既に今年度導入をいたしましたタブレット端末の操作方法やプログラミング教育に関する研修会を行っておりますが、このたびの1人1台の学習用端末の整備に伴い、小樽市教育情報化推進委員会を立ち上げ、校内研修で活用を図るための実践事例集を作成するとともに、外部講師を招いたICT活用研修講座を開催し、市内の全教員が研修に参加する機会を設けることで指導力の強化に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇)

○15番(中村吉宏議員) 子育て・教育支援について伺います。

初めに、小・中学生の学習について伺います。

教育行政執行方針では、子供たちの未来への備えを意識した数々の施策が用意されていることを確認しました。ICT教育への対応、郷土愛を培うための教育、英語力を強化するための教育など、大変充実した内容であると考えます。しかし一方で、従来の国語、算数・数学を初め基礎学力を充実させる施策について、来年度、市教委がどのような取り組みを行うのか伺います。

子供たちがさまざまな可能性にチャレンジできる素養をつくるために、小学校、中学校で学ぶカリキュラムは非常に重要であり、基礎学力をつける教育は今後も重要であると考えます。全国学力・学習状況調査の結果も、モデル校制度など、これまでの取り組みの成果が徐々にあらわれているものと考えます。今後も子供たちが学ぶ意欲を高め、知識と教養を習得する機会の整備に努めていただきたいと思いますが見解をお示してください。

次に、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画について伺います。

平成21年に示されたこの計画について、平成30年12月、児童・生徒数が今後も減少し、将来的に望ましい学校規模の確保、維持が困難な見通しであるので、計画を白紙に戻し、再度基本的な計画、考え方を検討すると市教委が判断したところでもあります。その後、学校再編に関する計画についてどのような検討が行われてきたのかお示してください。また、新しい計画案ができるのはいつなのかお示してください。

当初の計画案が白紙に戻された結果、検討中の中央・山手地区中学校再編について、その検討が中断しております。その間、松ヶ枝中学校が現校舎の老朽化により用途廃止となり、旧最上小学校跡を移転利用するべく現在も改修等が進んでいることと思います。ことしの4月から松ヶ枝中学校は当該新校舎を利用する予定ですが、改修等は移転に間に合うのか、進捗はどのような状況なのかお示してください。また、保護者、関係者や地域の方々が学校の状況を確認する機会も必要と考えますが、本市の対応についてお示してください。生徒の皆さんが、より安心・安全に学校生活を送ることができることを望んでおります。

次に、コミュニティ・スクールについて伺います。

本市では、本年4月から山の手小学校、奥沢小学校、朝里中学校の3校でのコミュニティ・スクールが導入されるわけですが、このコミュニティ・スクールでは学校と家庭、地域が連携し、学校運営協議会を設置して学校運営の課題を解消していくというものであると理解しております。また、市内でも数回コミュニティ・スクールの説明会が行われておりましたが、その中でも学校運営協議会とは、具体的に誰が何をすればよいのかということが明らかにならず、よくわからないという声も現実に聞こえてくる所でもあります。

そこで伺いますが、本市としてこのコミュニティ・スクールが実効性あるものになるようにどのような取り組みをするのか、具体的にお示してください。また、今回指定した3校は、それぞれ学校の特色や地域の特色もあることと思います。そういう特色をどのように生かすお考えなのか、見解をお示してください。

学校を地域で見つめ見守ることは、自然環境や社会的環境に起因する問題から子供たちを守り、小樽の子として育むために重要な考え方であると思います。実施する上で内実ともによいものとするのが

必要であると考えます。

次に、子育て支援に関連して伺います。

今年度予算では、子育て支援関連の予算や実施の充実を目指しているということが明確に理解できます。さきに行われた小樽商科大学と本市の人口減少問題に対する共同研究の研究結果からも、本市の人口減の大きな課題は、子育て支援を充実させることという結果が示されていることから、大げさに言えば、今後の本市の存続がかかっているものであると思います。

本市では、国の施策を受けて、子育て世代包括支援センター設置を決め、その設置に関する整備事業費と同センター運営に当たる事業費として、それぞれ850万円、200万円の予算を計上しております。この予算の使途について、それぞれどのような内容を予定していくのか、具体的にお示してください。

このセンターの運用について、厚生労働省は、利用者の目線で支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、支援者と子育て家族との信頼関係を醸成するというを理念に加えております。この信頼関係が形成されるということこそまさしく重要であり、そこから継続性、整合性というケアの根幹ができて上がるものと考えます。本市では、この信頼関係を築いていく取り組みとして、どのような対応を行っているのかお示してください。

その手法の一つに産後サポート事業が挙げられるのではないかと考えております。しかし、この産後サポート事業も生後五、六カ月の第1子を持つ母親が対象とのことであります。他の乳幼児のサポートについて、どのような施策があるのでしょうか。例えば本市では、地域子育て支援センターがあり、子育て支援センター「げんき」「風の子」「あそぼ」などの取り組みが行われております。出産後、子育て中の保護者が保育士の方と手づくりおもちゃ等を使って親子一緒に遊びながら過ごすこの事業では、子供は保護者の目線だけではなく、遊びながら保育士、専門職の目線も含めてケアされることとなります。こうした取り組みも、今後、子育て支援センター事業と融合させながら進めていくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

他都市の事例ではありますが、道内では岩見沢市が子育て支援関連の事業の先進地であると考えます。岩見沢市では、旧商業施設を購入し、そのワンフロアにこども・子育て支援ひろば「えみふる」を設置し、その中に全天候型の子供の遊び場施設、子育て支援センター、子育て親子ひろば、幼児ことばの教室、保健センターが入っており、文字どおり子供と保護者がワンストップで遊びから相談、健診まで受診できる施設となっております。また、会場には教育支援センターと所管である教育委員会事務局が入り、管理から運営まで一つの空間で行うことができるという環境です。さらには、建物の1階にはスーパーマーケットが入り、子供と時間を過ごした保護者の方が帰りに食料品を購入して帰るという利便性も注目すべき点であります。

人口減少が進んでいた岩見沢市ですが、4年前にこの環境を整備した結果、3年前から子育て世代の人口が転出超過から転入超過に転じたとのことです。岩見沢市では、商業ビル購入の財源として、中心市街地活性化基本計画に基づく社会資本整備総合交付金を充てたということですが、実際にえみふるの整備に要した予算は4億2,400万円、そのうち大きいものとして1億3,970万円は起債をし、2億4,630万円は一般財源からの支出とのことであります。

さらに、岩見沢市では、全道エリアで聴取できるFM局の番組に独自コーナーを設け、ドラマ仕立てで子育て支援に関する課題を提起し、その解決の提案と施設のPRに市職員が出演して応じるという広報活動も行っております。

多くの予算を必要とし、本市で同様の事業を展開することは今の財政状況で厳しいのかもしれませんが、これもさきに述べたとおり、経営的発想により実現可能なのではないかと思います。同様の事業を

展開するには、例えばPFI方式を取り入れながら検討することも可能ではないでしょうか。

いずれにせよ、本市においてもこれからも手を緩めず、本気で取り組まなければならない課題であります。肝心なことは、本市の子育て支援策が有機的に関連し、子育て中の市民の方々としっかりとサポートできることです。一つの例示ではありますが、他都市も同じ、いや、それ以上の危機感を持って取り組んでいるテーマであると思います。このような他都市の状況も踏まえ、今後、本市の目指していく子育て支援の方向性について、見解をお示してください。

以上で2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子育て・教育支援について御質問がありました。

子育て支援に関連してですが、まず、子育て世代包括支援センター設置に関する予算の内容につきましては、整備事業費はセンターを開設する保健所の一部を改修し、センター機能を整備するための工事請負費、センター運営に当たる事業費では、会計年度任用職員報酬、発達相談員報酬費、保健師が研修会等へ参加するための旅費、市民への事業案内を送付するための通信運搬費、子供の遊具などの備品や消耗品を購入するための予算を計上しております。

次に、子育て家族との信頼関係を築くための対応につきましては、まずは面談等を通じてセンターに対する安心感を持ってもらうため、研修会を通じて対応する保健師の対人スキルの向上を目指します。また、相談しやすい、プライバシーに配慮した環境整備は、センター利用者とのつながりに大きく影響することから、家庭の状況等を安心して話すことができるよう専用の個室を活用し、面談を行うなどの対応を考えております。

次に、産後サポート事業と子育て支援センター事業の融合につきましては、産後サポート事業に参加した方々がその後も効果的に仲間づくりができるよう、保健師等より子育て支援センター事業の利用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後、本市の目指す子育て支援の方向性につきましては、これからのまちづくりを進めるに当たり、子育て世代の減少と低い出生率に歯どめをかけるためにも、少子化対策は重点的に取り組むべき大きな課題の一つであります。このため、子育て世代が安心して子供を産み育てることのできるまちとして、本市で暮らしてみたい、子育てをしてみたいと思っただけできるよう、子育てに関連する部署が横断的に議論を深めながら、妊娠から出産、子育て期までの連動性のある施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、子育て・教育支援について御質問がございました。

初めに、小・中学生の学習についてであります。まず、基礎学力を充実させる施策につきましては、教育委員会といたしましては、授業改善と家庭学習の定着を図る取り組みが必要であると考えております。授業改善につきましては、授業づくりのポイントを示した「小樽授業づくり5つのSTEP!!」をもとにした指導を全小・中学校で徹底するとともに、各種研修講座の開催や授業改善推進チームを配置するなどして、教員の指導力向上に努めてまいります。

家庭学習の定着につきましては、市教委独自で作成する生活リズムチェックシートを活用して、家庭

学習の時間の確保を図るとともに、保護者向けのゲーム依存に関する講演会を開催するなど、さまざまな施策を通して基礎学力の定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、子供たちの学習意欲と知識等を習得する機会の充実につきましては、教育委員会といたしましては、これまでの音読の推進やポエムコンクールなど本市独自の取り組みに加え、令和2年度には小学校高学年に専門的な知識を持つ教員が指導を行う教科担任制を導入する実践校を指定するとともに、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、中一ギャップ等の解消を図る小中一貫教育の推進校を拡充し、取り組みの成果を市内に普及するなど、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することで、子供たちが主体的に学習する態度や知識・技能の習得を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画についてでございますが、まず、再編に関する計画の見直しの検討につきましては、平成31年第1回定例会学校適正配置等調査特別委員会でも御答弁をさせていただいたとおり、小樽市都市計画マスタープラン策定後に本市のまちづくりの考え方も考慮し検討していくこととしております。このため、現在は将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を行うため、児童・生徒数の将来推計や国の教育施策の動向などについて情報収集するとともに、適正化基本計画で課題としていた項目について現状の確認などを行っているところであります。

次に、新しい計画案の策定期間につきましては、計画の見直しに際しましては、学校規模の考え方の整理を初め国の教育政策の動向や、地域の防災、交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮し検討していくこととしております。このため、今後のまちづくりの考え方について、市長部局とも協議を行っていく必要がありますことから、現状ではお示しできるところまでには至っておりません。

次に、松ヶ枝中学校が利用する旧最上小学校の改修の進捗状況につきましては、現在当該校は中学校として必要な特別教室の改修やトイレの洋式化など、中学校仕様への工事を行っております。改修は当初の予定どおり仕上げ段階に入っており、順調に進んでおりますことから、4月1日の供用開始までには移転に伴う引っ越し作業を終える予定といたしております。

次に、学校の改修状況についての関係者等の内覧につきましては、改修工事は順調に進んでいるものの、工事完了後直ちに移転作業に着手しなければならないことから、保護者や地域の皆様などには、入学式やPTA総会等の機会を通して御案内させていただきたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてでございますが、まず、本市におけるコミュニティ・スクールの実施に向けた具体的な取り組みにつきましては、導入前は教職員、地域住民、保護者に向け専門家によるコミュニティ・スクールの制度説明や道内外の効果的な事例等についての説明会を実施しております。導入後は地域住民、保護者に向け学校運営協議会での協議内容や、学校や地域での実際に行われた取り組みを学校だより等により周知をいたしております。また、コミュニティ・スクールを導入していない学校を対象に、毎年専門家によるコミュニティ・スクールの制度説明や市内導入校の実践事例を紹介する研修会を実施しており、より効果的な実践の普及に努めているところでございます。

次に、来年度導入する3校の取り組みにつきましては、各学校の特色ある取り組みの一例を御紹介いたしますと、山の手小学校では、子供たちの安全確保を図る見守り活動やスキー授業でのサポート活動など、奥沢小学校では、地元企業の協力による職場見学など、学校と地域が一体となった教育活動を進めてまいります。また、朝里中学校では、地域のイベントでの吹奏楽の演奏や、朝里地区の雪あかりの路での雪像づくりなど、生徒が主体的に地域に貢献する取り組みを進めてまいります。

教育委員会といたしましては、コミュニティ・スクールの導入により、地域の方々が積極的に教育活

動に参加することで、社会総がかりでの教育を一層推進し、子供たちが小樽の未来をつくる心豊かな人材となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）

○15番（中村吉宏議員） 経済と生活の好循環と経済政策について伺います。

この項目は、さきに述べた経営的発想を必要とする項目であります。経営的観点に立ちながらの御答弁をお願いするものであります。

まず、今後の市内の産業への対応について伺います。

近年、年間800万人前後の観光客の方々が小樽を訪れる状況が続いており、日本屈指の観光都市である小樽にとって、このたびの新型コロナウイルスによる影響は甚大であると考えます。近年の観光需要を支えるインバウンドの渡航者数は激減し、宿泊施設もキャンセルが相次いでいるとのこと。先日行われた小樽雪あかりの路は、冬の小樽観光の繁忙期を形成してきたイベントですが、その来場者数は昨年対比で34%の減少とのことでした。

伺いますが、新型コロナウイルス発症以降、市内経済はどのような状況となっているのか、市として把握している状況をお示しください。

こうした状況を踏まえ、市としても観光産業の企業を中心に相談等の対応をしているものと思いますが、具体的にどのような対応を講じているのかお示しください。

次に、DMO設立について伺います。

今定例会に提案された予算案の中に、地域DMO設立に向けて、小樽観光協会に専門人材の派遣に要する費用の一部を補助するとのこと550万円が計上されております。この専門職員について、どのようなスキルをお持ちの方なのか、また、DMO設立に当たりどのような業務に当たる方なのかお示しください。そして、設立後はどのような業務を担うことを予定しているのか示してください。

次年度予算では、その財源について基金繰入金と記されておりますが、現状の厳しい一般会計予算の中で、今後同様の財源からの支出は困難であるかと思われます。戦略的観光施策の実現に向けて、財源の確保は急務であると考えますが、財源についてどのようにお考えか、見解をお示しください。

次に、観光税、本市においては宿泊税の導入について伺います。

最近になり北海道が宿泊税の導入を具体的に検討し、道内各都市も導入を検討している中、本市もおくれをとるわけにはまいりません。現在、有識者会議が2回ほど行われておりますが、その議論経過をお示しください。

市では、本年第4回定例会を目途に宿泊税に関する条例案を提案する予定であるとのこと。市内では、これをもっと短縮してほしい、少しでも早く導入してほしいという声が多くある中、この期間短縮に努めていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

次に、域際収支の把握について伺います。

この問題も以前から議会議論で提言をしてまいりました。迫市長が掲げる経済と生活の好循環を目指すに当たり、市内経済の循環を把握する上で非常に重要なことでもあります。まさしく経営的観点から言えば、経理の経の部分であると考えます。今定例会に示されている予算案で観光基礎調査事業費600万円が計上されており、観光が地域に及ぼす経済効果を分析するため、産業連関表を作成するということがあります。

そこで伺いますが、この産業連関表はどのようなものをベースに作成するのか、そして、具体的にどのような項目を対象として実態把握を行うのかお示してください。また、産業連関表から導き出された情報はどのように活用し、その後の観光施策展開につなげていくのかお示してください。

また、この産業連関表を運用するに当たり、観光だけでなく市域内経済におけるヒト・モノ・カネの域内における動向、つまりは出入りを把握して初めて有意義な情報収集が行えるものと考えます。今後、観光以外の分野でも活用するお考えの有無をお示してください。

次に、経営支援策について伺います。

まず、市内企業の事業承継に関する事業について伺います。

この問題は、小樽市中小企業振興会議でも指摘されている重要な課題と認識しております。市内の中小企業や個人経営店で長年にわたり経営を続けてきたけれども、後継者がおらず近い将来廃業を選択するところが少なからずあることを耳にしております。明治以降、小樽で独自性を発揮し、市民はもとより近隣住民や観光客になじまれてきた老舗の看板が後継者不足でおろされてしまうということは、市域内の経済的活力の減少のみならず、まちの魅力低下にもつながりかねない問題であります。本市では、この問題に対し、小樽商工会議所が市内経営者に対しワンストップの相談窓口を設け、日々、足しげく企業、店舗を訪問しながら状況を把握し、アドバイスをを行う取り組みを行っております。

伺います。行政としては、これまでこの課題に対しどのような取り組みを行ってきたのかお示してください。

今定例会には、中小企業等実態調査事業費 55 万円が計上されております。事業承継等の課題把握のためアンケート調査を行うとしておりますが、どのような内容を予定しているのかお示してください。

昨年 11 月、当議会経済常任委員会は、この課題に対し、取り組みの先進事例となる兵庫県尼崎市を視察してまいりました。尼崎市では、市と商工会議所が連携し、中心となって金融機関や専門家と連携し、ワンストップ窓口を開設してサポートに当たっているとのこと。ここまでは本市や他都市でも類似の事業となりますが、尼崎市の担当職員の方が核心をついたお話をしてくれました。それは事業承継の相談をお勧めするに当たり、いきなり企業、店舗を回っても本音の回答を引き出すことはできない。日ごろから経営上のこと、地域の情報などを持ちながらコミュニケーションをとり続け、信頼関係を構築できなければ、事業承継に関する本音を引き出すことはできないということでありました。事業承継の問題をうかつに他者に話すことで、取引先との信頼や対金融機関の信用に関わることになる、経営上不都合が生じるからとのこと。

このことを踏まえて伺いますが、本市では、企業、店舗への訪問、情報提供や課題収集など、どの程度行っているのかお示してください。

小樽商工会議所では、この取り組みを行っております。今後は商工会議所に協力をいただきながら、訪問、情報収集の行動を行い、信頼関係を築くこともアンケート収集と並行して行うべきと考えますが、見解をお示してください。

次に、創業支援について伺います。

予算案では、創業支援事業費として 1,600 万円が計上されております。新規創業希望者への家賃や内外装工事費の一部を補助するものであるとのことであります。

まず伺いたいことは、新規創業希望者が本市にどのような補助、サポートを望むのかを調査したことがあるのか。あるとすれば、どのような手法で行い、どのような希望が挙げられたのかお示してください。

最近、市内中心部の古民家を利活用して営業を目指す新規創業希望者のお話を伺うことができます。古い建物は家賃も低廉で魅力的ではあるものの、そこに立ちはだかる障害は行政の規制であるというこ

とを耳にいたします。それは、一つには用途の問題であり、利用したい建物が目指す用途に合致しない、また、消防に関連する規制も大きな課題で、利用したい建物の用途で消防関連法規に従うと、複数の消防設備を設置しなければならず、時にそれが高額になるというものです。このハードルのため、新規に起業する希望者が二の足を踏むという状況も伺います。こうした課題を解消するため、補助すべき幅を広げ、創業希望者が利用しやすい補助メニューに仕立てることが必要と考えます。御見解を伺います。

次に、港湾について伺います。

港湾関連予算が計上され、港湾の整備が促進されることに期待感を持っております。中でも、港観光拠点の創出について、第3号ふ頭関連の整備促進について、一刻も早く実現されることを望みます。

その第3号ふ頭ですが、周辺開発について、市内でも民間の方々ビジョンを持って取り組みたいということも耳にしております。以前より議会でも議論されている、みなとオアシス認定に向けて取り組むことも第3号ふ頭及び周辺開発を促進する一助になるものと思います。

我々自由民主党小樽市議会議員会は、11月、みなとオアシスとウォーターフロント開発に取り組む山口県下関市を視察してまいりました。下関市では、港の中で利便性のよいところに商業施設や観光施設、市民の憩いの場を集約し、みなとオアシスの認定を受けております。その際気になったのは、対アジア中心の貿易港である下関港で、開発の際、分区指定の規制等が開発を妨げることはなかったのかということです。

本市について見れば、第3号ふ頭及び周辺の分区指定について、これから目指す姿にかなうのかが気になります。商港区の指定である第3号ふ頭及び周辺について、現状のまま商業施設や観光施設、市民の憩いの場を建設できるのかお示してください。また、今後の小樽港を考えると、漁港区や工業港区、商港区などの分区指定について、臨港地区全体の利用の増進をするべく、今の現状に見合った見直しを行う必要があるものと考えます。見解を伺います。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、経済と生活の好循環と経済政策について御質問がありました。

初めに、今後の市内の産業への対応についてですが、まず新型コロナウイルス発生・発症以降の市内経済の状況につきましては、さきを実施したヒアリングによりますと、宿泊施設では中国人観光客を中心に多くのキャンセルが出ていると伺っており、一部の商店街では訪日外国人旅行者の減少により売り上げへの影響が生じているほか、市民も外出を控えるなどの動きがあり、影響の拡大を危惧しているとのことでもあります。また、製造業でも訪日外国人旅行者の減少に伴う需要の減により一部に影響が見られるほか、海外との取引がある企業を中心に今後の動向を懸念する声をお聞きしているところであります。

次に、市内経済への対応につきましては、商工会議所や金融機関など関係機関との情報共有に努めるとともに、資金繰り等の相談に対応するため、2月3日には産業振興課内に中小企業向けの金融等相談窓口を設置したところであります。

今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに、国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、DMO設立についてですが、まずDMOの専門人材につきましては、現在、観光協会が株式会社ANA総合研究所と専門人材の派遣について調整中ではありますが、データ収集・分析等を専門的にを行い、民間での豊富なネットワークを活用し、訪日外国人を含む旅行者の増加に向けたアドバイスなど、観光戦略を策定する能力をお持ちの方を3年間の派遣期間で要請していると聞いております。

また、DMO設立に当たっては、観光戦略を策定するために必要なデータやターゲットの選定、KPIの設定など、小樽版DMO形成・確立計画の策定に対するサポート業務を担っていただく予定であると聞いております。

次に、DMO設立後の業務につきましては、先ほどお答えしたスキルを生かし、本市の観光振興によるまちづくりに関するさまざまな地域課題に対応し、DMOが実施すべき具体的な事業の企画立案に関する支援を担っていただく予定であると聞いておりますが、私といたしましては、観光人材の育成にも御尽力いただきたいと考えております。

次に、戦略的観光施策の実現に向けた財源の確保につきましては、今後も国や北海道などの補助金を活用するとともに、現在議論していただいております観光振興を図るための法定外目的税である宿泊税も重要な財源であると考えております。

次に、宿泊税の導入についてですが、まず、有識者会議の議論経過につきましては、昨年11月開催の第1回の有識者会議においては、本市における新たな観光財源の確保策について、本市の考え方を説明し、宿泊税導入について議論を進めていくことで合意をいただき、本年2月の第2回の会議では、宿泊施設へのアンケート調査に関する御意見をいただいたところであります。

なお、今後につきましては、アンケート結果をもとに課題を整理し、今年度内に第3回有識者会議を開催し、委員の皆さんから御意見をいただいた上で制度設計の素案を作成してまいりたいと考えております。

次に、宿泊税導入の時期につきましては、現時点では令和2年第4回定例会に条例案を提出する予定であり、特別徴収義務者となる宿泊施設に対して丁寧な説明をしていくことなど、時間を要する課題も多いと考えておりますが、できる限りスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、域際収支の把握についてですが、まず産業連関表の作成につきましては、平成28年度に公表された北海道産業連関表をもとに事業所調査による補正を行い、本市の産業連関表を作成するものであります。また、事業所調査の具体的な調査項目につきましては、今後、具体的な調整を行うこととなりますが、人件費、総売上高、原材料の調達先など、企業活動を行う上での収支に関わる項目になるものと考えております。

次に、観光施策への活用につきましては、産業連関表により観光消費が地域にもたらす経済波及効果を把握することで、観光客の消費が地域にどのような効果をもたらしているのか、観光客の消費によって生み出される雇用、所得などが分析でき、各産業の関係者に当事者意識を持ってもらえるだけでなく、各産業の特徴を踏まえたビジョンを構築し、さらなる経済波及効果向上のための観光施策に取り組んでいけるものと考えております。

次に、産業連関表の観光分野以外での活用につきましては、産業連関表の作成は本市にとって初めての試みであり、他分野への活用のためには別途アンケート調査などを実施する必要がありますが、公共投資やイベント開催などの特定の施策による本市産業への経済波及効果を把握できることから、今後、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、経営支援策についてですが、まず、事業承継に対する本市の取り組みにつきましては、事業承継相談窓口事業において連携した取り組みを行う商工会議所や金融機関と情報共有を図るとともに、市

のホームページや広報誌において国の支援制度や相談窓口の周知を行ったほか、本市が事務局を担う小樽地域雇用創造協議会において事業承継の早期取り組みの重要性や必要な知識の習得を目的としたセミナーを開催してまいりました。

次に、事業承継に関わる調査の内容につきましては、潜在的に事業承継問題を抱える事業者の掘り起こしを行い、課題解決に向けたきっかけとするため、後継者候補の有無や事業承継に向けた意向とその要因などを調査するものであります。

次に、企業や店舗への訪問の状況につきましては、北海道技術・ビジネス交流会やスーパーマーケット・トレードショーへの出展など、市が実施する販路拡大の取り組みや、市内企業や経済団体との会議などを通じ情報提供や課題の収集を行っているほか、商店街などにおいては、市の支援施策の説明や経営状況の把握などを適宜行っているところであります。

なお、令和2年度に実施する中小企業等実態調査においても企業訪問を予定していることから、さらなる情報の提供と現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業訪問等による信頼関係の構築につきましては、事業承継に関する調査の実施は、商工会議所が金融機関や本市と進める事業承継相談窓口事業と連携する取り組みとして、企業訪問を通じて状況を把握するものであります。この事業承継の問題につきましては、後継者不足などにより廃業が進むことで、伝統ある産業の技術の伝承や市民の皆さんの雇用の場が失われることとなるため、市としても重要な課題であると認識しておりますので、アンケート調査を通じた企業訪問により、事業者との信頼関係を構築するとともに、商工会議所や経済団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、創業支援についてですが、まず、新規創業希望者に対する調査につきましては、これまで補助やサポートのニーズについて調査を行ったことはありませんが、今後は創業支援セミナー参加者へのアンケート調査や市へ創業希望者が相談に訪れた際の面談により、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、創業支援補助金の補助内容につきましては、令和2年度予算において利用者へのアンケート調査の結果を踏まえ、利子補給を廃止するとともに、市内中心部の4商店街の空き店舗解消によって観光客等の市内中心部への回遊性向上を図るため、内外装工事費補助の見直しを行ったところであります。今後とも御指摘のあったニーズの把握を含め、効果的なメニューとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾についてですが、まず、第3号ふ頭及び周辺での商業施設や観光施設などの建設につきましては、この地区は分区条例上、商港区となっており、港湾関連企業の施設やその従事者のための休憩所、宿泊所、飲食店などの施設、また、緑地や広場などの建設は可能であります。広く一般の利用者のための観光施設や商業施設などの建設はできないものであります。

次に、小樽港の臨港地区の分区指定の見直しにつきましては、臨港地区全体については、現在令和2年度末をめどに進めている小樽港港湾計画の改訂作業の中で将来の港湾空間の利用方針を整理し、改定後、必要となる分区の見直しを進めてまいりたいと考えております。

なお、第3号ふ頭及び周辺地区については、平成26年度に策定した第3号ふ頭及び周辺再開発計画に基づき既に事業着手しており、岸壁等の供用開始を見据え、できるだけ早期ににぎわい空間を創出するため、先行して部分的に分区の見直しを検討しているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇)

○15番(中村吉宏議員) 4項目め、市民の安心・安全について伺います。

まず、地域包括ケアシステムについて伺います。

高齢化率が40%を超える本市において、市民の健康寿命の延伸は不可欠となります。他都市では地域包括ケアシステムの中に現代の医療、介護のみならず、さまざまな健康法を取り入れ、高齢者の皆様の健康増進に寄与する取り組みを行っている自治体もあります。国においては、我が党が統合医療というカテゴリでこれを推進しようと、統合医療推進議員連盟を結成し取り組みを行っております。この動きは全国各地に拡散し、北海道でも道東方面で地方議員による議員連盟が発足し、取り組みのための調査・研究を行い始めました。本市の地域包括ケアシステムにも取り入れていくべきものと考えます。このことは以前の議会においても質問をさせていただいた際、市としては研究をされるとのことでした。

伺います。その後、情報収集をされ、どのような研究を行ったのかお示してください。

次に、ふれあいパス制度と地域公共交通維持について伺います。

高齢者の外出機会確保のため、ふれあいパス制度維持を望む声を多く伺います。本市でも検討が続いているところですが、次年度はバス運賃改定分を市が負担する形で制度を維持し、実施することです。この制度が持続できるよう見直しを行うことが必要です。11月に行われた市議会の勉強会資料の中で、利用負担はすべきであるが、できるだけ現状を維持してほしいという声が圧倒的に多いことが市の調査結果として示されております。できるだけ利用者の負担を抑えるべく運用できればよいのですが、燃料費の高騰など外的要因もある中で、また、厳しい財政状況で、限られた財源で行わなければならないことも理解いたしますが、この制度維持に向けて今後どのように考えるのかお示してください。

他方、報道等にもありますが、全道的に運転手の人材不足が、バス路線やバスダイヤ確保の上で厳しい問題であるとのこと。本市の公共交通は、北海道中央バス株式会社がその大部分を担っている状況ですが、この問題は同じく深刻な課題と言えるものと思います。今後、市として対応、取り組みを行うものがあればお示してください。市民の移動手段を確保するために重要な課題であると考えます。

次に、最上地域における太陽光発電事業者よりの土地購入について伺います。

この土地は、小樽市所有であったところ、太陽光発電事業の展開を希望する事業者に、市が一般競争入札により売却したものであります。売却について、関係法令に照らし違法な状況ではないものの、国が示すFIT事業者に対するガイドラインで、事業者側から住民へ、建設、事業実施に係る事柄を十分に周知や説明すべきことが記されており、さらには住民とトラブルが多発していることまでも指摘されているにもかかわらず、事業者が当初十分な説明を行う機会を設けなかったこと、近隣住民の猛反発を受けてきたことは、これまでの経過で私も認識しております。とはいえ、一度契約が成立した案件ではあるもので、市は買い戻しを検討されてきたと説明を受けましたが、金額は当初売却時の1,611万円に対し、このたびの購入額は3,000万円ということであります。この3,000万円となった根拠は何かお示してください。

そして、当該企業との交渉の際、購入以外にとるべき手段はなかったのかお示してください。

さらに肝心なことは、今後このような問題を発生させないためにしっかりと手段を講じることであります。この点、市としてどのように考えているのかお示してください。

次に、除排雪について伺います。

市では目下、雪対策基本計画の策定作業を進めている状況ですが、今冬は大変雪が少なく、比較的穏やかな冬を過ごしております。その少雪の状況について伺います。

直近の累計降雪量、積雪深、除排雪事業の執行率をお示してください。

冬の安心・安全について、今冬、我々は二つの場合を考えなければなりません。その一つは、今後、大雪の状況を迎えた場合への対応です。近年、急速に発達した低気圧が短時間で多くの雪を降らせる状況がうかがえます。こうした状況下でも除排雪がしっかりと行われるのか。また、降雪量がふえ、除排雪業務が増加した場合、現予算を超える事業執行が必要になった場合、補正等の対応はできるのかという点であります。この点、市の見解を求めます。

2点目は、このまま少雪で事業の執行率が低いまま今期の事業終了を迎えた場合です。

小樽市総合除雪の事業者は一定の除排雪業務を遂行し、その対価を得ることを期待しているわけですが、人員配置や準備について経費もかかる場所、一定の保証を行わなければ、今後持続可能な除排雪体制を維持できるかという問題も生じてまいります。隣接の札幌市でも同じ問題に対し対応を検討しておりますが、本市では除排雪事業者に対しどのような対応を行う考えなのかお示してください。また、その対応は事業者が今後も除排雪事業を担っていただけるよう協議の場を設けていくのかお示してください。

最後に、動物愛護に関する市の取り組みについて質問します。

市内では、ペットとして飼われていたものの、飼い主に飼育困難な状況が発生したり、多頭飼育崩壊や飼育放棄などにより要保護動物を保護する活動を展開する団体、個人があります。ペットの苦情は主に市保健所が受け付けることになると思いますが、保護を要する犬や猫への対応は相当数、民間の個人、団体に応援を要請している現状を耳にしております。

動物愛護の観点から何点か伺います。要保護動物、主に犬や猫であります。本市で保護についての活動の取り組みとして、どのような活動を行っているのかお示してください。

猫については、地域住民がその近隣にいる野良猫に餌を与えることにより、その結果頭数がふえ、衛生上の問題や子猫が命を長らえることなく死んでいる状況が発生します。これを阻止するため野良猫を捕獲し不妊手術を施し、地域猫として地域に戻すTNR活動が行われております。活動に資金が必要ですが、動物愛護と地域の衛生環境保全という観点から、今後市としても推進に取り組むべきと考えます。見解をお示してください。

犬については、現在要保護犬は小樽市犬管理所で一時保護を行うとされております。この事業を本市では民間団体に委託し業務を行っているという聞いておりますが、事業を行う民間団体からは、十分な予算を確保できず苦慮しているということも伺っております。動物を愛護し保護する団体の方々には、慈愛の精神でそれぞれの活動に臨んでおります。その精神に寄り添い、動物に関する行政をこのような市民と一緒に進めていくことは、市民参加と協働によるまちづくりを推進しようとする本市総合計画の理念にかなうものと考えます。この点も市の積極的な取り組みを望むものであります。見解を求めます。

また、同時に要保護動物について責任を持って飼育できる里親のもとでペットとして暮らす機会創出も大切です。里親探しの取り組みもぜひ行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、今、政府でもテレビCM等を通して動物虐待や無理のある飼育の是正を呼びかける取り組みを行っております。市民と協働の中で本市も独自の取り組みを行っていただきたいと考えます。見解をお示してください。

動物愛護の精神を向上させ、ペットと温かく暮らせるまちづくりは、動物に優しいまちという、まちのイメージ向上にもつながります。迫市長も猫がお好きと伺っております。ぜひ市民の皆様とともに取り組みいただきたいと思っております。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、市民の安心、安全について御質問がありました。

初めに地域包括ケアシステムについてですが、統合医療につきましては、厚生労働省の統合医療に係る情報発信等推進事業に基づき構築された情報発信サイトにより、引き続き国の動向を見守っているところであります。

次に、ふれあいバス制度と地域公共交通維持についてですが、まず、ふれあいバス制度につきましては、本制度は事業の本来の目的である高齢者の積極的な外出の支援をするため、できるだけ多くの方が利用できる制度として継続してまいります。そのため制度設計においては、本市の厳しい財政状況から、事業費の抑制も考える必要があるほか、公共交通の利用促進の観点なども考慮する必要がありますので、事業者の御協力を得ながら持続可能な制度となるよう見直しを進めていく考えでおります。

次に、バス運転手不足への市の取り組み等につきましては、市民の皆さんに対しましては、バス運転手不足の現状やそれによる減便などへの影響、バス事業者による大型二種免許取得の支援制度についてお知らせするとともに、バス事業者に対しましては、企業と求職者のマッチングを目的とした合同企業説明会などの情報提供を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、バス運転手の人材確保については、全国的な喫緊の課題であることから、国や北海道に対しましても、より即効性のある対策に取り組むことを北海道市長会を通じ要請してまいりたいと考えております。

次に、最上地域における太陽光発電事業者よりの土地購入についてですが、まず3,000万円の購入金額につきましては、事業者が計画していた太陽光発電所に対して地域住民などから多くの反対があることを重く受けとめ、買い戻しも選択肢と捉え事業者に購入を打診したところ、検討するとの回答を得たことから交渉を開始いたしました。事業者が当初提示した金額は、本市が想定していた金額との乖離が著しく、市として受け入れることはできませんでした。その後、事業者が提示した金額の詳細な内訳を求めるなど交渉を重ねましたが、詳細な内訳は示されなかったことから、まずは落札価格に事業者が土地取得に費やしたと想定される金額を加算して提示いたしました。事業者が想定する金額との乖離があり、合意に至りませんでした。そのため事業者が行った営業に関わる経費などを加味した金額3,000万円を市の最終回答として提示をし、事業者から合意を得たものであります。

次に、土地購入以外にとるべき手段はなかったのかにつきましては、市といたしましては、当該地の売却や事業者の計画には違法性がないと考えられることから、このままでは地域住民の理解が得られないまま建設が推し進められる可能性が高く、本件を解決し地域住民の不安を解消するためには、当該地を購入する以外の手段が見つからず、また、本件が市有地を売却したことに端を発していることを踏まえ、事業者と交渉を開始する判断をしたものであります。

次に、今後このような問題を発生させないための手段につきましては、本市で太陽光発電施設が建設される場合には、現在策定中の小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを事業者に示し、近隣住民とのトラブルの未然防止に努めたいと考えております。また、市有地を売却する際には、それぞれのケースに応じて、当該地の周辺環境などに配慮した条件や、トラブルに備えた特約条項を付して入札や契約を行うこととしております。

次に、除排雪についてですが、まず、直近の累計降雪量等につきましては、2月19日現在で累計降雪量が342センチメートル、積雪深が41センチメートル、除排雪費の執行率は2月16日現在で約38%と

なっております。

次に、今後大雪となった場合の対応につきましては、気象予報を注視し、除排雪の態勢を整えるとともに、路面状況や雪山状況の変化を見きわめながら、適切な除排雪作業に努めてまいりたいと考えております。また、今後降雪量がふえる場合においても現行予算の中での業務執行が可能と考えておりますが、万が一予算を超える場合は、必要に応じて予算措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、少雪時の除雪業務に係る事業者への対応につきましては、執行率が低く最低保障割合に達しない場合は、契約書に記載の最低保障額を支払う予定であります。この保障割合については、除排雪事業者の経営の安定と除雪業務の円滑な履行を目的として設定しましたが、設定から約10年が経過しておりますので、本市の除雪業務の実態を検証し、必要に応じ事業者の見解も伺いながら、その割合や業務の積算方法について改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、動物愛護に関する市の取り組みについてですが、まず、本市における犬や猫の保護につきましては、犬が放たれている場合は、狂犬病予防法と小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例に基づいて捕獲し、犬管理所に収容して管理しております。一定期間収用後に飼い主があらわれない場合は、市ホームページで情報提供し、新しい飼い主へ譲渡しています。また、犬・猫の引き取り相談については、終生飼養の啓発を行っておりますが、事情により飼育することが困難な市民に対しては、ボランティアと連携し、飼い主探しの支援を行っております。

次に、今後、市として野良猫のTNR活動につきましては、野良猫がこれ以上ふえないようにする有効な手段であると認識しております。しかしながら、TNR活動を本市で行うためには、獣医師を初めとした人員確保や活動費用、地域住民の理解と合意を得るなどの課題を整理し、検討していく必要があると考えております。

次に、動物愛護活動に関して、予算を確保した上で市民と協働につきましては、犬管理所の管理業務については、他都市の状況や業務量を勘案しながら適切に対応してまいります。市民との協働による動物愛護を推進することは重要なことと認識しており、今後についてはボランティアと協議し、問題点を整理しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、里親探しの取り組みにつきましては、本市においては登録ボランティアと協働で小樽飼い主探しサポートという事業を展開し、適正に飼育できる里親を探す支援を随時行っております。また、過去にはペットの譲渡会を開催しており、今後も必要に応じて開催してまいりたいと考えております。

次に、動物虐待や飼育に関しての啓発につきましては、適正な飼育を呼びかけることを目的とした犬のしつけ教室や、動物愛護週間にあわせて適正飼養の啓発パネル展をボランティアと協働で毎年開催しております。このほか、まち育てふれあいトークにおいて犬・猫の飼い方について普及啓発しており、今後も市民の要望を受けて継続していきたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） おおむねいろいろ進んでいくという積極的な御答弁を頂戴しました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、コミュニティ・スクールに関連してなのですが、コミュニティ・スクールで、3校それぞれの地域で特色等があるということで、いろいろ地域の状況というか、山の手小学校だったらスキーのサポートですとか、そういう特色ということで、私が言葉足らずで申しわけないのですが、実は想定していたことは、例えば人口の状況を見ますと高齢化が著しく進んでいるとか、人口の減が進んでいる地域というところが出てくると思うのです。例えば新光方面の地域ですと、ここ数年は比較的子育て世

代の方が多く流入をしてきているという状況があると思うのですが、そういった実態を含めて、例えば高齢者の皆さんへのサポートを学校から逆に出て行って地域と連携していくですとか、そういったことを盛り込んだりということは想定されていないのかというのが、1点、そういう着想がありましての質問であったので、もしその辺について何かあれば答弁いただければと思います。

それから、経済と生活の好循環と経済政策についてですけれども、冒頭お話ししました新型コロナウイルス発症以降の市内経済の状況ということですが、観光客が減少、観光の状況が大きく経済的にまずダメージを与えていること。それから、製造業にも非常にダメージが大きいのだと。特に海外に物品を輸出しているような事業者のところのダメージが大きいのだということでしたけれども、少しこれはこの後の議論にも関係するので、製造業ごとの、例えばこの一月ほどの状況で、速報値でも結構でするので、数値的な、昨対比の検証ですとか、先ほど私の質問の中では、雪あかりの路の速報値を示させていただきますけれども、そういった形で何か示せるものがあればお示しいただきたいと思います。

ふれあいパスについては、今御答弁いただきながら、財源のところでは少し悪いことを思いついたので、どこかの議論で提案させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス発症以降の市内経済への影響について今お尋ねがございまして、特に製造業の部分でどうなっているのかということですが、現在、直ちにお示しできる情報はありませんけれども、今後、関連企業にお伺いをして、どの程度の影響があるのか、あったのか、この辺については調査をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の再質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティ・スクールに関わって、具体的なお話などもというところだというふうに思いますけれども、それぞれの地域においてさまざまな取り組みをするというのは、それこそ学校運営協議会の中で、それぞれの学校、それから、それぞれの地域の課題だとか、先ほども議員がおっしゃったように高齢化の問題だとか、いろいろその地域地域で違う部分もございまして。そういった中で、例えば考えられるとすれば、地域の高齢者と一緒に防災訓練を学校とともに、避難所までの避難訓練をするだとか、それから、例えば環境整備ということで公園の清掃をお年寄りの方と一緒にやるだとか、それから、学校の花壇と一緒に整備していただく、それから、高齢化に伴って、例えば敬老会だとか、老人福祉施設だとか、そういったところに地域の子供たちが出向いて交流をする、逆に高齢者を招いて交流をする、そういうような具体的な取り組みも考えられるのではないかとこのように考えました。

いずれにいたしましても、その地域に入って行って、いろいろな活動を地域とともに学校が行うというシステムでございまして、そういった中で学校運営協議会の中でそれぞれ活動を進めていただけたかというふうに思っております。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

○15番（中村吉宏議員） コミュニティ・スクールの点なのですが、いろいろな取り組みをしていただくという御答弁がありましたが、そもそも本質問の趣旨としまして、前提として、学校運営協

議会を通していろいろと活動の内容を検討していくということでありませぬけれども、この新しい3校でいろいろ説明をした中で、そもそも学校運営協議会でどのように議論していったらいいのか、何をすべきなのかというのをまだわかっていらっしやらない方の声がいろいろ上がっているということでありました。

市として、実効性があるものについてどういうふうに取り組んでいくのかという質問の中で、3校が特色あるのだけれどという流れで質問を組んでいって、今その特色の部分をつまえて聞いたのですが、その特色というのも逆に言うと、いろいろ考えられる、具体的な手段は今何ったのですけれども、どうということをしていいかわからないという方に、逆に教育委員会としていろいろ提示をしてあげる、あるいは地域の分析的な状況から、その特色も踏まえた状況をお示しながら、そういったアドバイスも必要なのではないかと思うのですけれども、こういったところの観点で、一ついかがでしょうかということと同いたしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティ・スクールですけれども、この3校につきましては、新年度に入りましてから学校運営協議会を立ち上げるという形になります。そういった中で、それぞれの特色を生かして学校で取り組んでいただきたいということで、さまざまな地域の取り組み事例も含めて私ども教育委員会のほうで御紹介をさせていただいています。その中で地域と学校が取り組める、そういう中身、地域によっては状況により取り組めないというものも出てくると思いますので、その辺は学校運営協議会の中でしっかりと議論していただいて、私どもがいろいろなメニューを出した中からやっても結構ですし、新たな取り組みを進めていただくということでもよろしいかというふうに思っております。これから各学校にはそういった取り組みを期待しているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 令和2年第1回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表して質問いたします。

1 項目め、政策の優先順位についてであります。

小樽市では、厳しい財政で限られた財源で効果的な結果を出すためには政策の優先順位をつけなくてはなりません。それをどのように効果的に行っていくのか、私はこの視点が大切であると考えています。そこで、この問題をさきの定例会で少し話題になった会議について触れたいと思います。

子育て施策を全体で検討するという話題に対して、検討しているのは小樽の子ども・子育て支援をトータルで考える会で、各部のメンバーは各担当課長ですということをさきの予算特別委員会で答弁されていきました。そのことについて違和感を覚えたので取り上げたいと思います。

それは、私はこの問題は、従来の小樽市役所の仕事のやり方を象徴していると思ったからです。本来、政策は部をまたがってようがいまいが、事業の優先順位がある程度決まっていしかるべきなのではないでしょうか。子育てなど同じテーマ内であれば、なおさら決まっているべきだと考えます。

第4回定例会時点の予算作成作業中に担当の課長の会議をしているのであれば、いろいろな部分で仕事が遅いと感じました。現場としては事業の優先順位がわからなければ、とりあえず予算を出すという選択肢をとりがちで、実は優先順位は低く、結局予算がつかないのであれば、現場の職員は無駄な資料を作成しているなど、無駄な仕事をしていることになります。そして、とりあえず出された事業の予算についても財政課は全て精査しなくてはなりません。また、政策の優先順位も決まっていなく、現状のような厳しい財政状況では新しい事業にチャレンジしようとする環境とは言えないのではないのでしょうか。そもそも施策や事業の優先順位は、小樽市では誰がどのタイミングで決めていますか。

この問題は、さきの定例会で公明党の横尾議員が予算特別委員会で、枠配分方式について質問されていたことにも通じると思います。もちろん枠配分方式の是非はあるとは思いますが、枠配分方式であれば、部内の政策の優先順位を予算作成と同時に付けることができます。そうすると優先順位が低い事業はそもそも予算作成の作業をしません。また、自分の管轄する優先順位の低い事業をやめて予算をつくり出せば、新しい事業に確実に予算をつけることができます。

さらに、施策の優先順位を決めるさまざまなデータが身近にあります。効率的に意思決定をどのように行っていくのかという問題意識から質問されたのかと勝手に推察はしますが、最近まで現場で働いておられた横尾議員も私と同じような危機感をお持ちではないのかと想像をしていました。

そして、私は、市長が市役所全体での施策の優先順位を決定するため、そして市民、議会に説明するには、行政評価が欠かせないと考えています。平成29年10月に出された報告書では、市民会議としての判定評価には至らず、市民が判断できないと報告されています。市長は平成29年度と同じ行政評価で施策や事業の優先順位を決定し、市民に説明ができるとお考えですか。

福岡県大野城市では、各施策に対し人件費も含めた施策マネジメント診断を実施しているそうです。さらに、施策マネジメント診断のほか民間活用のあり方診断、人材の育成と活用診断、地方創生事業診断を取り入れ、多角的に行政評価を行っています。誰にでもオープンにチェックできる環境づくりの頭文字を取り、公共サービスのDOCK事業を構築しています。結果、大野城市は人口1,000人当たり職員数4名という全国有数の効率的な組織運営を行っています。もちろん面積などの地理的条件、重要港湾や病院を抱える小樽市とは単純に数字だけでは比較はできません。しかし、効率的な組織運営という目標は、大野城市と変わらないはずです。市長はこの大野城市の取り組みに対しては、どういう感想やお考えをお持ちですか。また、大野城市の取り組みで参考にできる点や、まねしたいと思えるような点はあったのでしょうか。

私は、現状の意思決定の方法は問題点が多いと考えています。そのしわ寄せが財政課の職員に集まっているのではないのでしょうか。ちなみに予算編成時期となる11月から2月の財政課の職員の時間外勤務は、月ごとに1人当たりどれくらいですか。

昔から財政課は予算編成時期が忙しくて当たり前ではありました。しかし、私はこの状況を当たり前だとは思わず、少しでも改善できるようにしてほしいと思っています。財政課は優秀な職員が配属されていると思います。その優秀な職員をもってしても今の状態であれば、職員はどうすることもできない根本的な問題点があるのではないのでしょうか。私はその大きな問題点の一つが施策や事業の意思決定の方法や時期にあるのではないかと考えています。また、枠配分方式という手法も一つの考え方です。ぜひ、市役所全体の事務事業を効率的に行うという視点で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、政策の優先順位について御質問がありました。

初めに施策や事業の優先順位の決定につきましては、まず解決すべき行政課題について、私の公約や社会的な要請などを踏まえて随時議論を行い、優先的に取り組む分野を絞り込んでおります。そして、それらの課題解決に向けた事業を選択するため、予算編成の過程において、まず財政部が全体の収支も考慮しながら事業実施の可否を検討して予算の原案を作成し、その後、私がヒアリングをした上で緊急性や課題解決への有効性などについて議論を重ね、最終的に実施する事業を決定しております。

次に、行政評価による施策や事業の優先順位の決定などにつきましては、平成29年度に行った行政評価市民会議では、第6次小樽市総合計画の施策の成果指標が少なかったことから評価判定ができなかったものと認識をしております。

今後の行政評価につきましては、第7次小樽市総合計画において成果指標の項目をふやすなどの充実を図っておりますので、その指標などにより同計画に定める施策や構成する事業の有効性などを評価できるものと考えております。その中で施策や事業の優先順位についても一定程度示すことができるものと考えております。

次に、大野城市の取り組みにつきましては、事業ごとに人件費の算出を行っているほか、施策マネジメントの視点、人材の育成と活用の視点、業務プロセスの視点など、多角的な行政評価を行っている自治体であると感じております。また、参考としたい点につきましては、同市が第三者評価のために設置をしている公共サービス改革委員会の委員構成について、学識経験者や市民公募委員のほか企業診断の専門家の方にも参画していただいている点などが考えられます。

次に、予算編成時期における財政課職員の時間外勤務につきましては、令和2年度予算編成業務は11月下旬から2月上旬まで行っており、その間に発生した1人当たりの時間外勤務の時間数は、11月が12時間、12月が159時間、1月が88時間、2月が43時間となっております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 2項目、会計年度任用職員についてお聞きします。

先ほど市の意思決定の話をさせていただきました。私は、小樽市の意思決定の問題点が会計年度任用職員制度のこの時期の提案になってしまったことにも如実にあらわれていると思います。それは先ほどの繰り返しになりますが、とにかく意思決定が遅いということに尽きます。事業の優先度、優先順位どころか、やるべき仕事の優先順位をしっかりとつけられているのか、非常に疑問な状態なのです。

総務省の調査では、平成31年4月1日時点ですが、令和元年9月までに議会提案の実施を予定していた団体が9割です。令和2年1月議会に提案すると回答した団体は、当時ゼロでした。総務省は、募集開始時期、制度の周知期間などを勘案し、遺漏なく速やかに条例制定の準備を進める必要があるとしたのです。

とある文書があります。会計年度任用職員制度関係条例の制定状況等に関する調査結果について。令

和2年1月、総務省自治行政局公務員部。一つ、関係条例の制定状況について、「1月中に臨時議会を開催し議決した団体も含め、ほぼ全ての団体が関係条例を制定したが、未制定の団体が4団体残っている。未制定の団体においては、円滑な募集・任用を行うため、臨時議会を開催するなど、速やかに関係条例の制定に向けた取組を実施する必要がある。」とされています。この文書はインターネットで見ることができます。4団体の実名は出されていませんが、調べるとすぐにわかります。

そこで少し落ちついて質問をさせていただきますが、まず市長は、この時期の提案になったことについてはどう思われますか。また、周知期間については十分と言えるのでしょうか。隣の札幌市も9月議会に提案していますし、多くの自治体は令和元年9月議会に提案しています。私が調べた限りでは、網走市は同様の条例を1年前の平成31年3月28日に成立させています。

小樽市がこの時期の提案になった理由は何でしょうか。他市は早く提案できているのに小樽市ができなかったことについて、小樽市に特有の理由はあるのでしょうか。

次に、各市においては、令和2年4月1日から任用を予定している会計年度任用職員の募集を始めています。小樽市はまだ条例案の状態なので、当然募集は不可能です。このような状態で会計年度任用職員制度として法律的に問題はないのでしょうか、お答えください。

今回の条例案の内容面では、大きな問題点があるとは思いませんので、反対とは申しません。しかし、もし条例の内容に不満があり、修正を求め、継続審議となるような条例案ならどうするのでしょうか。そして、いざ議会が条例案を継続審議しようとしても、今は既に3月です。4月からの会計年度任用職員制度に係る業務に支障が出るような状況であり、市政や職員の混乱を考えれば、継続審査を諦めざるを得ないような状況と言えるのではないのでしょうか。

この時期の条例案の提案は、議会の議決権を制限するに等しい行為だと思います。市長はこのような認識はありますか。少し厳しい意見を述べさせていただきましたが、このような事態に陥ったことについて原因を究明し、次回に生かすことが重要だと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、会計年度任用職員について御質問がありました。

まず、関係条例案の提案時期につきましては、昨年の第4回定例会までの提案を目指しておりましたが、制度設計がうまくいかず、結果的に今定例会での提案になってしまいましたことは、まことに遺憾であります。本市においては、基本的には現在の嘱託員は所属長との面談等による能力の実証を経て、会計年度任用職員として任用することとしており、不足分についてのみ公募をする予定であります。

公募に当たっては、関係条例の公布を経てからとなりますので、周知期間は十分とは言えないものと認識しております。

次に、提案が遅くなった理由につきましては、厳しい財政状況のもと任用の際における号俸のあり方や期末手当支給率の設定など、制度設計案の検討に時間を要し、職員組合への提案が昨年9月となりました。その後、職員組合と協議を開始し、制度設計を幾度にわたって見直したことから、最終案に対する労使協議の時間を確保できず、結果的に今定例会での提案となってしまったものであります。

次に、法的な問題につきましては、現在関係条例案を上程中ですので、新たに任用する職員を公募できる状況ではありませんが、本年4月1日から会計年度任用職員制度を導入するためには、地方公務員法及び地方自治法に基づき給与や勤務時間などを条例で定める必要がありますので、任用時までに関係

条例を公布できれば法的な問題は生じないものと考えております。

次に、議決権の制限という御指摘につきましては、会計年度任用職員制度は本年4月からスタートするため、今定例会において関係条例を御可決いただかなければ4月からの任用ができず、業務上大きな支障を来すほか、職員自身の生活にも多大な影響を及ぼすことになってしまいます。意図したものではないとはいえ、結果として議員御指摘のとおり状況になっていると認識しており、大変申しわけなく思っております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） 3項目め、組織改革についてです。

思い浮かぶのは、組織改革です。どのような組織が今の小樽市役所に最適なのか、それは市長の権限で決めることですので、現段階で多くの質問をすることにどれほど意味があるのかは私にもわかりかねる部分がありますので、先ほど来話題にしている意思決定の方法などについてお聞きしたいと思います。

私は、今回の組織改革の肝は、総合窓口課を創設し、窓口のワンストップ化をするのか、しないのかだと考えています。2018年の第4回定例会で私の質問に、「窓口のワンストップ化につきましては、さきの組織改革の中で検討をしたものの、別館1階のスペースが手狭なことに加え、広範囲な窓口業務に対応する職員の養成や、これらを専任で対応するための職員の確保などを理由に実施を見送った経緯があるとの説明を受けております。しかしながら、市民の利便性の向上は優先して取り組まなければならない課題でありますので、今後は組織改革の中で検討してまいりたいと考えております。」と答弁されています。

このときは気にはなりませんでしたが、ここ最近の小樽市の仕事のやり方を見て、言葉尻を捉えるようなことかもしれませんが、「今後は組織改革の中で検討してまいりたい」という答弁が気になりました。というのも、私は窓口のワンストップ化については、組織改革に先立って決める必要があるからです。なぜなら、窓口のワンストップ化をするかしないかで、組織の形や各課の人工計画が大きく変わるからです。大きく組織が変わるのであれば、まずこの部分を決めないと、組織改革を検討する中で2パターンを用意しなければならないなど、仕事がふえる可能性が高いと思います。

窓口のワンストップ化をするかしないか、各種手続を一つの窓口で解決する、総合窓口を創設するかどうかで組織の形が大きく変わるかどうかという点について、市長の見解をお聞かせください。

私は、まずこの点についてどのような形で可能なのか、それとも現状では不可能なのか、市長の決断ではっきりさせてほしいと考えています。

この点について、組織改革については現在庁内で検討されていることは理解しています。そこであえて申し上げますが、窓口のワンストップ化を先に決定することは可能ですか。私自身は、窓口のワンストップ化は実現してほしいと考えています。市民の利便性もありますし、市民の市役所の印象を左右するのも窓口だからです。職員がすばらしい接客をしても、あちらこちらに歩かされて、それぞれの窓口で待たされたとなりますと、小樽市に好印象を持ってもらえるはずがありません。皆さんも小樽市の転入の手続を想像してください。引っ越しだけでも疲れているのに、その上での市役所の手続です。小さい子供がいれば、子供たちを抱えてさまざまな窓口に行かなければなりません。それなのに子供関係の窓口は4階です。転校など学校関係の手続はそれぞれの学校や教育委員会に行かなければなりません。そして、帰ったら家の片づけが待っているのです。私なら文句の一つも言いたくなります。

新しく小樽市民になってもらったのに、あちらこちらの窓口に行かせてしまう現状は当たり前なのでしょうか。この現状について市長の見解をお聞かせください。

そして、現状を大きく改善できるのは、今後予定されている組織改革しかないのです。さきの組織改革のときのようにできない理由を並べるのでは、私は納得できません。平成20年の組織改革時とは違い、庁内のITも進んでいます。今のパソコンシステムなら、職員はどこの机でも仕事はできるはずですが、だからこそ市長が可能な限りワンストップはするのだという意思表示をする。その上でそれぞれの部で組織の細部を考えてほしいという指示をすべきだと考えます。

市長の本気の指示があれば、別館1階のスペースだって捻出できるのではないのでしょうか。それは、現在、戸籍は電子化していますし、IT化によって職員の身近に置かなければならない書類は減っているはずですが、ほかにもさまざまな部署でIT化が進んでいるのですから、本当に別館1階に置くべき書類はかなり減っているはずですが、そして、今の仕事のやり方であれば、ほとんどの書類はパソコンの中にもあるはずですが、書類を置いているスペースを新たな用途に使えるはずですが、私は、現場の課のスペースを足し算のように当てはめていくからスペースがないという結論になるのではないかと考えています。そうではなくて、窓口のワンストップ化をゼロベースで議論すべきだと思います。

また、職員の養成についても、全ての総合窓口課の職員が担うのではなく、転入・転出など基本的な対応は総合窓口課の職員が担当し、複雑な案件は担当課の職員が総合窓口課の窓口とパソコンを使用して接客するか、担当課の指示を仰ぎつつ総合窓口課の職員が接客するようにすれば、解決できるのではないのでしょうか。

私は、市長のやる気や本気が職員に伝わるかどうかの問題だと思っています。市長が本気で意思表示をしないと職員は知恵を出しません。それは先ほど来申し上げているように決定事項なのかわからなければ無駄な仕事になる可能性がありますので、そのような仕事には打ち込みません。私は、これくらい言わないと窓口のワンストップ化は実現しないのではないかとこの危機感があります。

それは、窓口のワンストップ化はぎりぎりになって各部が調整できるレベルの問題ではないからです。そして、先ほど紹介した大野城市は既に窓口をワンストップ化しています。そして、キッズコーナーまであります。小樽市は、前はスペースや人材を理由に断念しましたが、現状の小樽市で窓口のワンストップ化が不可能な理由はありますか。

会計年度任用職員の制度設計のやり方や予算編成の過程を見ていると、結局ぎりぎりになって全てが決まるような仕事をするのではないかと疑いたくなります。やはり大局的な意思決定を市長が明確な形で、早い段階でやるべきだと思っています。

組織改革は、今後の10年の小樽市の仕事のやり方にかかわる大きな意思決定です。そして、窓口のワンストップ化は大局的な意思決定だと思っています。ぜひ、市民の利便性が向上し、職員の仕事がスムーズになるような条例案を自信を持って提案していただきたいと思います。その上でまた議論したいと考えています。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、組織改革について御質問がありました。

初めに、窓口のワンストップ化などで組織の形が大きく変わるのかにつきましては、各種手続を一つの窓口で解決する総合窓口課の創設や窓口のワンストップ化には、関連する部署間の調整を行い、一定

程度の広いスペースや人員の確保が必要となりますので、現在の本市における組織の状況からは大きく変わるものと認識をしております。

次に、窓口のワンストップ化を先に決定することにつきましては、全ての窓口業務を一つのフロアに集約することは人員やスペースの確保などの問題もあり難しいと考えておりますけれども、福祉の相談窓口や子育ての手续などについては、関連する業務をできる限り整理をし、分野ごとのワンストップ化を進めることは既に決めております。

次に、転入手続の現状につきましては、特に小学生、中学生がいる世帯では、本庁舎別館1階の戸籍住民課や福祉医療係、4階の子育て支援室のほか、転校先の学校など、本庁舎以外にも転入に係る手続が必要となっていることは承知をしております。今後、少しでも利便性が向上するよう、窓口における手続の負担軽減について、どのようなことができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に、窓口のワンストップ化につきましては、庁舎の構造的な問題があり、一つのフロアに多くの業務を集約することは難しいものと考えておりますが、市民サービスの向上のためにはワンストップ化の視点は必要と考えておりますので、このたびの組織改革では、繰り返しになりますが、福祉の総合相談窓口を新設するほか、子育て分野の関連業務を可能な限り集約するなど、市民の皆さんの利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）

○16番（中村誠吾議員） ふるさと納税についてお聞きします。

以前、ふるさと納税を取り扱うポータルサイトが、小樽市ではなぜ一つなのかという点を質問させていただきました。令和2年度からふえるという話ですので、まず素直にありがとうございますと申し上げたいです。

ただ、私は、まだできることがあるのではないかと考えています。さきの議会では、小樽市職員提案規程の話をしたのですが、私はそこに職員にチャレンジしてもらい、そして褒めることによって仕事の楽しさを感じてもらい、人材育成をしていくという思いを込めたつもりです。私はこの思いは、ふるさと納税制度によって少し具体的な形にできるかと思ひ、ふるさと納税促進に係る市役所の仕組みを少し提案させていただこうと思ひています。

その仕組みとは、まず、小樽市職員一人一人が一定額のふるさと納税のメニューを考えます。もちろん重複しても構いません。そして、メニューのよさをホームページ上でアピールします。そして、メニューと職員をひもづけておいて、職員が考えたメニューの寄附金額を集計して、公表して、上位の職員を表彰し、一定の金品を贈呈するというものです。

まずお聞きしたいのは、このような仕組みは、ふるさと納税の制度上、問題はあるのでしょうか。私はこの制度に込めた思いは、まず、市職員一人一人に小樽市の特産品について知ってもらう機会になるということです。そして、アピールするという業務を通して学べることはたくさんあります。また、自分の考えたメニューを市職員一人一人に市外に住む親戚、友人、知人に、ふるさと納税の営業をしてももらいたいとも思ひています。SNSでの発信はすばらしい効果があるかもしれません。もしかしたらSNS等で発信力がある職員がいるかもしれませんし、その職員の力を生かすのです。私は、小樽市の特産品は、ことしの1位の根室市にも負けなくらい、種類や魅力があると思ひています。だからこそ市職員の紹介やそのストーリーがあれば、多くの納税者が注目するのではないのでしょうか。

さらに、同郷で同年代の市職員が勤める特産品なら、私も興味を持ちます。それなら、お勧めしている市職員の出身地や育った土地、年代や性別など、簡易なプロフィールを検索できるようにすればよいのです。

また、日本人はランキングが好きです。小樽市の中での特産品のランキングは甲乙つけがたいですが、市職員のお勧めメニューなら、特産品そのものの甲乙ではないですし、ついつい見てしまう人も多いのではないのでしょうか。ふるさと納税のホームページ自体が魅力ある、興味をそそるホームページになるのではないかと思います。

外部にランキングを出すと同時に、その結果を内部の評価にも使用し、上位の職員に一定金額を贈呈するのです。そして、その評価は、市長や部長などの管理職、一般の職員、非正規職員も全てスタートは平等の条件で競い評価されますので、全職員に対してよい刺激になるのではないのでしょうか。

私は、職員の人材育成とふるさと納税の拡大ということから、このような制度を考えていますが、私の提案に対して、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。
(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） ただいま、ふるさと納税について御質問がありました。

市職員が返礼品をアピールすることに対する制度上の問題と御提案に対する見解につきましては、総務省からは、返礼品を強調した宣伝広告を行わないこととの基準が示されていることから、個別の案件として、このたび北海道後志総合振興局に確認したところ、抵触するおそれがあるとの見解を得たものであります。

しかしながら、ふるさと納税の寄附額を拡大させるために職員の発想を取り入れることは、人材育成の観点からも意義あることと認識をしておりますので、今後どのような方法が行えるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。
(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。
(16番 中村誠吾議員登壇)

○16番（中村誠吾議員） PPP/PFIについてお聞きします。

公共施設再編の中でも検討するとされているPPP/PFIですが、小樽市の財政状況を考えると、このPPP/PFIの手法は当然考えられるべきです。もちろん小樽市公共施設等総合管理計画にもその言葉が出てきます。今後策定される公共施設の長寿命化計画において、PPP/PFIの検討を予定している公共施設はありますか。

ただ、私はPFIを検討するのであれば、民間事業者が注目するような需要が存在するのかが最も大切になると考えています。急激な人口減に直面している小樽市において、民間事業者が注目するような需要があるのかは疑問があり、単純な事業、他市でもできるような事業では全く見向きもされないような結果になるのではないのでしょうか。

先日、倶知安町ひらふ第1ゲート駐車場をシンボルゲートとして整備する方針を発表しました。整備と運営に当たってはPFIも検討するとしています。やはり世界的に知名度もあり、他市ではまねができない事業なので、PFIという話も当然出てくるなと思いました。

直接的なきっかけは、慢性的な交通渋滞とのことですが、交通渋滞するということは、やはりそこに需要があるからです。そこで、私は一つの記事を思い出しました。それは2017年の北海道新聞に、塩谷丸山登山口の近隣住民が登山客の路上駐車によって生活が脅かされているという記事です。これは共産党の川畑議員が多く質問していることです。今回の定例会では、公明党の横尾議員の名前も出しましたし、次に川畑議員の名前も出して申しわけありませんが、事実なのでお許してください。

そこで質問なのですが、まず、市長にお伺いしたいのは、塩谷丸山登山口の路上駐車対策について、その後、小樽市はどのような対策をとりましたか。路上駐車は対策をしなければ迷惑なものです。しかし、見方を変えれば需要があると捉えることができるのではないのでしょうか。近年、登山の人气が高まってきています。また、迫市長も登山を楽しんできたと聞いています。塩谷丸山は札幌近郊で手軽の上、日本海を一望でき、眺望がすばらしく、道内で有数の人気の山です。さらに2018年、塩谷丸山近くに小樽塩谷インターができました。札幌圏に多くいるであろう登山愛好家にとっては、ますます塩谷丸山が身近な存在となり、人气が高まると考えます。

このような状況においては、路上駐車を規制したりすることによって解決するという方法を転換して、塩谷丸山を一つの観光資源と捉えていくべきだと考えます。倶知安町の事業とは規模が違いますが、塩谷丸山の登山口で路上駐車が問題になるということは、そこに需要があるからと考えることはできないのでしょうか。

そこでまず、小樽市は塩谷丸山をしっかり観光資源として捉えるべきだと思いますが、市長の見解はいかがですか。

そして、塩谷丸山は、観光地として近年、外国人にも人気の天狗山と縦走路でつながっている山であります。さらに、新小樽（仮称）駅建設予定地の奥にあり、小樽の秘境として人気がある、穴滝ともつながっています。しかし、それほど縦走している登山客はいないとも聞いています。その一つが、縦走路そのものの知名度と塩谷丸山へのアクセスの問題があるのではないのでしょうか。

塩谷丸山には、バスがとまれるような場所はありませぬ。もしバスがとまれるようになれば、天狗山との縦走をするツアーを組むことができるようになるなど、新たな需要を掘り起こすことができるのではないのでしょうか。つまり小樽市は、塩谷丸山の可能性を生かし切っていないとも言えるのです。

そこで、登山客のニーズに応え、さらに新たなニーズを掘り起こすためにも、小樽市がPFIの導入を検討し、まずは駐車場、可能なら公園やキャンプ場も整備していくべきと考えますが、市長の見解はいかがですか。

私は、塩谷丸山の登山口に人が集まるなら、うまくいけば温泉などの入浴施設を整備できるのではないかと考えられます。また、天狗山との相乗効果を見込むことができ、天狗山の観光資源としての価値が上がると思います。そして、何より塩谷丸山の登山口周辺に住む住民の生活を守ることができそうですので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、PPP/PFIについて御質問がありました。

初めに、PPP/PFIの検討を予定している公共施設につきましては、施設整備を行うに当たってはPPP/PFIによる官民連携事業を導入することで民間ノウハウを効果的に活用し、建設費の縮減

を図るとともに、建設後の維持管理費の低減も図ることが期待できることから、大規模施設である市民会館や総合体育館等の建てかえなどにおいて検討を予定しているものであります。

次に、塩谷丸山の登山口の路上駐車対策につきましては、登山口付近にある高速道路の工事車両用の駐車スペースを東日本高速道路株式会社から譲渡を受けることとなり、昨年春に登山口駐車場として整備し、案内看板を設置したところであります。これにより駐車場の利用が促され、昨年においては住民生活に影響を与えるような状況はなかったものと認識をしております。

次に、塩谷丸山を観光資源として捉えることにつきましては、第二次小樽市観光基本計画で主要施策の一つとして「小樽の“山”の知られざる魅力の発信」をうたっており、塩谷丸山は手軽に登山でき、眺望が素晴らしい観光資源であると認識をしております、現に多くの登山客も訪れていることから、小樽山岳連盟と協力しながら、さらなる魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、登山客の新たなニーズの掘り起こしにつきましては、登山者の駐車場を整備し、利用環境を整えたところであり、当面は現状の駐車場の利用促進を図るとともに、小樽山岳連盟の御意見も伺いながら魅力発信を継続することで、登山者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

○16番（中村誠吾議員） 何点か再質問をさせていただきます。

私が今定例会で市長に聞いたかったテーマの大きな一つが、市役所としての意思決定と、そのマネジメント方法のあり方だったわけですが、私は、現状の体制では、世の中が急速に変化していく中で新しい問題に対応できるのか大いに不安があると思っています。そして、その短所というか糸口のよくなものがあらわれている問題に対して質問をしたつもりなのです。

財政難の小樽市では、膨大な労力をかけて予算編成を行っています。この点は私も敬意を表しますし、その苦勞の結果を議論させていただいているということは理解しています。しかし、全体を市長がうまくコントロールできる体制になっているのかは、いま一度検証する必要があるのではないかと考えているのです。これは、質を落とすことなく労力を減らしていく取り決めは、私は喫緊の課題だと思っています。

そこで質問なのですけれども、先ほど言った枠配分方式も含めて、市長として予算編成の方法を見直していくというお気持ちはお持ちですか。それとも、失礼ながら、今までどおりのやり方で何とかなるとお考えですか。これが一つ目なのです。

次に、そして会計年度任用職員なのです、しつこいと言われるかもしれませんが、特にここは仕事のマネジメントのまずさがこの結果にあらわれています。私は、この問題は根が深いと思っています。今回いろいろ答弁をいただきました。申しわけないという気持ちは十分伝わり、小樽市の状況は理解したつもりです。ただ、私が改めてお聞きしたいのは、例えば第3回定例会までに何としても提案するのだというような大方針の意思決定をしていなかったのか、それとも意思決定はしていたけれども組織全体に伝わる仕組みが不十分だったのか。さらに、組織全体に意思決定は十分に伝わっていたけれども、その仕事をスケジュールどおりにこなす力が組織として不足していなかったのか。これまでを振り返って、どのあたりが問題だとお考えですか。質問ですけれども、はっきり聞きましょう。市長の直感で結構です。素直な感想だけで結構ですので、今の点についてお答えいただきたいと思います。

私は、こういう考え方や方向性でいくという意思決定があって、その意思決定が組織全体に伝わって、現場の課長や職員が方向性を意識しながら仕事のスケジュールややり方を考えて、市役所の仕事を行っていくということなのだと思っていました。だから組織改革では、考え方や方向性

の意思決定ということで総合窓口課の窓口ワンストップ化の質問をさせていただいているのです。

答弁を聞いて改めて思い浮かんだことは、小樽市の組織改革については一度条例案が否決されていることなのです。市長、この事実を忘れないで取り組んでいただきたいのです。またかと思われるけれども、森井前市長の下では、市長のポリシーも何もなくて、数合わせに終始して、職員組合の合意もないまま、結果、人件費がふえた条例案という結果になりました。ですので、厳しい指摘ですけれども、私のお願いとしては、総合窓口の実現については、思いはありますが、とにかく次に出す案は前市長との違いをきちんと説明できるようにしてほしいのです。できる範囲で結構です。

そして質問ですけれども、前回の条例案との違いをしっかりと説明できるような条例案に向けて努力するという決意を、市長には今この場で表明していただきたいと思っていました。

これは一つの例なのですが、調べてきたのですけれども、前回の条例案と対照的なのは、今回の帯広市なのです。帯広市では、部を減らして、その下に室をつくる大きな組織改革を行うそうです。帯広市の米沢市長はこう言っているのです。部の統合により部長が横糸を通していけると考えていると。部長の仕事は部全体のマネジメントにかかっていき、室が機動的に動くことで、今まで部長が管理していた分も担っていくとコメントをされたのです。そして、大きな目的として関連施策の統合と課長、係長職の負担軽減を上げています。

それで、質問というか感想みたいな話なのですけれども、このような帯広市の組織改革案を小樽市は参考にするつもりはありますか。見解があればお伺いします。

(発言する者あり)

はい。今のは、どうぞ判断で。

次に、ふるさと納税なのですけれども、これで終わるのですが、私の思い込みかもしれませんが、小樽市の知名度と特産品の豊富さ、すばらしさから考えて、このようなふるさと納税額のはずがないと思っているのです。小樽市のふるさと納税はもっとポテンシャルがあるはずだという点について、市長の考えを改めてお聞きしたいと思います。

そこで、納税のやり方、見せ方が足りないのではないかとこの考えもあるのですけれども、別に何でも泉佐野市のようにやれと言っているわけではないのです、あそこまでやれとは言いません。ただ、総務省が公表している平成29年度の決算額で、小樽市は5,000件で1億2,000万円、稚内市は9万件で15億円、根室市が24万件で39億円です。質問なのですけれども、市長はこの差は何だと分析しますか。

それで、最近このPDCAサイクルがよく出てきますけれども、ふるさと納税の政策こそ、私はPDCAサイクルに当てはまると思っています。市役所の仕事はCのチェックが難しいですから。ところが、ふるさと納税は金額で簡単にチェックできるのです。というような考えからして、これも質問です。市長としてはさまざまなプランをこれから考えていくお考えは、先ほど申し上げたと思うのですけれども、さらにお考えがあるかお聞きしたいと思います。

このように、ふるさと納税一つとっても、私はやっていかない、進めていかない理由はないです。税が入るか、入らないかだけの話ですから。そして、ふるさと納税がふえれば、事業の方、市内の業者の売上げが伸びるのです。二つ伸びていくのです。そういうことも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思えますし、再質問にしては少し違う観点からも話してしまっただけなのですけれども、お答えいただければ幸いです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求める前に、中村誠吾議員が自分でおっしゃったように、帯広市の件は本質問では全く触れておりませんので、もし答えられるのであれば、それはあるかもしれませんが、一応は再質問としては取り上げられないと思えます。

それと微妙なところは、根室市について、名前は出ていますけれども、市の職員がやっていただくということで、若干微妙、苦しいところがありますので、これも説明員の御判断で答えるということになります。

それでは、説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 中村誠吾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初に意思決定のあり方につきまして、予算編成のあり方、具体的には膨大な労力が費やされているのではないかというお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、決してこのままでいいというふうには思っておりません。どういったやり方がいいかどうかは、これからも考えていかなければなりませんけれども、より効果的なやり方があるのではないかというふうにも思っているところでございますので、改善できるものについては改善をしていきたいというふうに思っております。

それから、会計年度任用職員の関係につきましては、先ほども御答弁をさせていただいたとおり、大変申しわけなく思っておりますけれども、何が原因かと言われれば、私のはっきりとした、あるいはしっかりとの方針を、しっかりと早い時期に示すことができなかった。つまり、私自身のリーダーシップがそこに十分至らなかったのではないかということで、この件については本当に反省をしているところでございます。

それから、組織改革の総合窓口課についての再質問でございますけれども、これから本格的に組織改革案を庁内で議論させていただきたいというふうに思っておりますが、職員にとっても市民にとっても当然、効率的な組織づくりには努めていきたいというふうに思っておりますけれども、しっかりと特徴のある、その点については市民の皆様にも理解できるような明確な形でお示しをさせていただきたいというふうに思っておりますし、今、帯広市の事例を御提示されましたけれども、帯広市に限らず、ほかの自治体でいい取り組みをしているということであれば、そういった部分についても当然参考にさせていただかなければいけないというふうに思っております。

それから、ふるさと納税については、私は中村誠吾議員と全く同感でございます。この小樽ほど知名度が高く、特産品がたくさんありながら、なかなかふるさと納税の納税額が伸びていかないというところについては常々疑問を持っておりまして、これをどうすればいいのかということについて、しっかりと本当に考えていかなければいけないというふうに思っております。

今回、やり方を変えますけれども、本当にそれだけでいいのかどうかということについては、しっかりと考えていかなければいけませんし、根室市、稚内市の事例もお示しされましたけれども、それについてもしっかりと分析をさせていただきながら、さまざまなプランを御提示いただきながら、ふるさと納税の推進、これは小樽市の収支改善プランの中の大事な取り組みの一つとして位置づけられているわけですから、しっかりと小樽の特性を生かしたふるさと納税を推進してまいりたいというふうに思っているところでございます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

○16番(中村誠吾議員) あとの細かい点は、委員会でお聞きしたいと思います。

私の質問は、これで終わります。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時04分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **須貝修行**

議員 **高野さくら**

令和2年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和2年2月26日

出席議員 (25名)

1番 横尾英司	2番 松田優子
3番 小池二郎	4番 中村岩雄
5番 面野大輔	6番 高橋龍
7番 丸山晴美	8番 酒井隆裕
9番 秋元智憲	10番 千葉美幸
11番 高橋克幸	12番 松岩一輝
13番 高木紀和	14番 須貝修行
15番 中村吉宏	16番 中村誠吾
17番 佐々木秩	18番 林下孤芳
19番 高野さくら	20番 小貫元進
21番 川畑正美	22番 濱本進
23番 山田雅敏	24番 鈴木喜明
25番 前田清貴	

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長 迫俊哉	教育長 林秀樹
農業委員会会長 北島吉治	副市長 小山秀昭
病院局長 並木昭義	水道局長 加賀英幸
総務部長 日栄聡	財政部長 前田孝一
産業港湾部長 上石明	産業港湾部長 港湾担当部長 佐藤文俊
生活環境部長 阿部一博	医療保険部長 相庭孝昭
福祉部長 勝山貴之	建設部長 西島圭二
消防長 土田和豊	病院局小樽市立病院 事務部長 金子文夫
教育部長 森貴仁	総務部 企画政策室長 林昭雄
農業委員会 事務局局長 大口明男	総務部総務課長 津田義久
財政部財政課長 笹田泰生	

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、高木紀和議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第40号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、質問いたします。

最初に、市長の政治姿勢について質問します。

新型コロナウイルス対策について、ことし1月に中国武漢市において原因不明の肺炎が発生し、WHOは緊急事態宣言を発表しました。道内でも感染者が広がっています。本市では、国・道の対策に応じて庁内対策会議を開催して対策を発表しました。本市では、感染の疑いがある場合は、病院や保健所に事前連絡が必要と報道されていますが、診療体制の整った医療機関は具体的にどこになるのでしょうか。また、入院が必要な場合、対応できるベッド数を確保できるのですか、お答えください。

クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスの新型コロナウイルス集団感染では、乗客が長期間の船内待機を余儀なくされました、小樽港には4月以降、クルーズ船の寄港も予定されています。港湾管理者としてどのような対策をされるのか、お知らせください。

新型コロナウイルスによる中国人観光客の減少で、市内の宿泊施設のキャンセルが相次いでいると聞いています。市が把握しているホテルや旅館施設のキャンセル状況をお知らせください。

新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者がありますが、市内経済はどのような状況となっているのか、また、どのような対策を講じているのか示してください。

消費税10%への増税について伺います。

消費税10%への増税の国会審議で、安倍首相は、消費税8%への増税時ほどではないと強弁しています。しかし、国内総生産の6割を占める家計消費は、2014年に消費税を8%に増税した後、落ち続け、10%増税によって過去最低水準となりました。2人以上世帯の実質家計消費支出は、2013年の年額363万6,000円から、昨年10月、11月には332万2,000円と、年額31万4,000円も減少しています。小樽商工会議所の2019年10月から12月の2019年度第3・四半期小樽市経済動向調査結果では、企業の景況感を示す業況判断DI値は、前期と比べ2.7ポイント減少しています。2020年1月から3月期は人口減少に伴う客数減や従業員不足、原材料等の高どまり傾向、そして韓国人観光客の減少も加わり、業況の悪化傾向が続くと予想しています。市内の小規模小売店では、客数の減少が顕著の上、10%への増税後の買い控え、複数税率やポイント還元へ対応し切れず、大型店舗に客が奪われ、営業が続けられないと訴えています。

このような状況を踏まえ、日本共産党は、大企業の法人税負担率を18%に、研究開発減税などの優遇税制の是正、1億円を超える所得者の所得税や、富裕層の証券税制の是正などで消費税を5%に減税できる税財政改革を提案しています。中小企業が市内経済を支えていますけれども、消費税率の引き上げが市内経済に与える影響について市長の見解を聞かせてください。

市内の経済動向や市民生活の状況を考えると、政府に対して消費税を5%に減税するよう求めていくべきです。あわせてお答えください。

公共施設再編についてです。

公共施設再編計画案が示されました。商業高校跡には海上技術短期大学校、教育委員会、こども発達支援センター、市立高等看護学院を移転することにしています。再編計画案に示された商業高校跡の活用について、全体像と各施設の移転スケジュールを示してください。その際には、改修工事にかかる費用は市が負担することになりますが、過度の負担にならないようにすべきであります。お答えください。

公共施設再編計画の中で、産業会館2階の利用率の低い展示ホール機能を廃止し、生涯学習プラザの学習室、執務室を産業会館に移転するとあります。2階を利活用するとなれば、エレベーターの設置が必要になります。トイレのバリアフリー化を初め、建物全体のバリアフリー化が必要です。市長の見解を聞かせてください。

産業会館は市の中心部の利便性が高い場所に立地していますが、駐車場がありません。駐車場の確保はどのように考えていますか、市長の考えを聞かせてください。

これまで、展示ホールにおいて毎年利用していた団体に対して、使用料の減免措置が行われていました。2階ホールが利用できない場合、代替場所などについて、市長の見解を示してください。

新・市民プールの建設については、体育館との併設または単独建設を考えているもとの、新・市民プールの整備方針が定まるまで、体育館の現施設を当面維持するとしています。また、再整備する場合には、旧緑小学校の跡地を想定するとしています。新・市民プールについては、体育館との併設にするのか、単独建設にするのか、曖昧な表現ではなくて、新・市民プールを建設することに市長の姿勢を明確に示してください。

特別職の期末手当について伺います。

2019年、人事院は国家公務員の給与について、期末手当と勤勉手当合わせて4.45カ月から4.5カ月への引き上げを勧告しています。一般職員はこれまでも勧告どおり引き上げ、現在4.5カ月支給になっています。市長などの特別職の期末手当支給割合について、議案第20号で職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を附則で2015年から引き続き4.1カ月に据え置きすると提案しています。特別職の期末手当の支給割合を据え置きしていますが、なぜ据え置きするのですか、市長の見解をお聞かせください。

公契約条例について伺います。

国や自治体が工事を発注、物品を購入する際には一般競争入札をしますが、行き過ぎた価格競争のために契約金額が適正な水準を下回ることがあり、そのしわ寄せが立場の弱い末端の労働者が負うことになり、雇用される労働者に対して、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定しています。

2009年に千葉県野田市で初めて制定され、道内では2016年12月13日に旭川市議会で、旭川市における公契約の基本を定める条例が制定されました。本市において下請事業者の労働者から、もう少し賃金を上げてもらえないものかと伺っています。元請では、過大な価格競争の中で入札競争になります。その下請となれば、賃金の切り下げにつながっていくことになります。労働環境が悪影響を受けるのを防ぐためにも、公契約条例が必要です。本市において公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保するためにも必要と考えませんか。市長の見解を示してください。

会計年度任用職員制度について伺います。

三位一体改革で地方への分配が切り詰められ、自治体の財政は逼迫し、正職員を減らさざるを得ない。しかしながら、やらなければならない仕事はたくさんある中で、臨時・非常勤職員数が減らされてきたのが実情です。臨時・非常勤職員は、正規採用の職員に比べ不安定な雇用です。2017年5月、地方公務

員法及び地方自治法の一部改正が成立し、ことしの4月1日より新たに会計年度任用職員制度が創設されています。一般職の非常勤職員と身分上位置づけられた会計年度任用職員は、会計年度ごとの任用となります。雇いどめはしないという担保はありますか。

パートタイム会計年度任用職員に時間外報酬が支給されます。どのような場合に時間外勤務を行い、その限度はどのような設定になっていますか。お知らせください。

以上で第1項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、新型コロナウイルス対策についてですが、まず、診療体制につきましては、感染の疑いがある場合には、保健所に設置した帰国者・接触者相談センターに事前に連絡の上、市内感染症指定医療機関に設置した帰国者・接触者外来を受診していただきます。入院が可能なベッド数は2床であり、患者数が2名を超えた場合には、2次医療圏での調整が必要となるため、北海道と協同して調整を行うほか、市内公的医療機関に対し入院受け入れについて協力を依頼し、病床確保に努めます。

なお、帰国者・接触者外来につきましては、十分な感染防止等を行うという趣旨から、一般には公開しておりません。

次に、クルーズ船寄港時における対策につきましては、船舶の乗客、乗組員の感染の有無や滞在履歴等による上陸の可否判断については、法令により検疫所や出入国在留管理局の対応になりますが、港湾管理者である市としても、関係する事業所への周知等について連携して取り組む必要があると考えております。

なお、3月4日には小樽検疫所、札幌出入国在留管理局、小樽海上保安部などの行政機関や関係団体で構成する小樽港保安委員会を開催する予定であり、今後の対応等について情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内の宿泊施設のキャンセル状況につきましては、市が市内の主な宿泊施設への聞き取り調査を行った結果では、1月30日現在で中国人観光客を中心に1,886室のキャンセルが出ていると伺っておりますが、今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスによる市内経済の状況と対策につきましては、まず、市内経済の状況といたしましては、さきに実施したヒアリングによりますと、宿泊施設では中国人観光客を中心に多くのキャンセルが出ていると伺っているほか、一部の商店街では訪日外国人旅行者の減少により売り上げへの影響が生じているほか、市民も外出を控えるなどの動きがあり、影響の拡大を危惧しているところであります。

また、製造業でも訪日外国人旅行者の減少に伴う需要の減により、一部に影響が見られるほか、海外との取引がある企業を中心に今後の動向を懸念する声をお聞きしているところであります。

次に、対策としましては、商工会議所や金融機関など関係機関との情報共有に努めるとともに資金繰り等の相談に対応するため2月3日には、産業振興課内に中小企業向けの金融等相談窓口を設置したところであります。

今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに、国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、消費税10%への増税についてですが、まず、消費税率の引き上げが市内経済に与える影響につきましては、商工会議所が実施した10月から12月までの小樽市経済動向調査結果や、市が実施した商店街などを対象とした調査において、業種や業態によって違いはありますが、消費税の影響により売り上げや来店客数が減少したなどの声があったことから、少なからず影響はあるものと考えております。

次に、政府に対し消費税の減税を求めるべきとのことにつきましては、昨年10月に実施された消費税の引き上げは、現役世代の負担を増大させずに少子高齢化によってふえ続ける社会保障費や、少子化対策費の財源を確保することを目的としたものであると認識しております。

全国市長会においても国に対して持続可能な社会保障制度の構築に向けた地方財源の確保のために引き上げを求めてきておりますので、本市として政府に対し消費税の減税を求めるという考えは持っておりません。

次に、公共施設再編についてですが、まず、商業高校跡の活用につきましては、令和3年度に国立小樽海上技術短期大学校が開校する予定であり、再編計画では、市の施設として教育委員会、こども発達支援センター、高等看護学院、旧石山中学校の収蔵品を移転することとしておりますが、施設の管理上3年度の早い時期には教育委員会が移転し、ほかの施設も順次、移転する予定となっております。

また、商業高校跡の活用に当たっては、内部改修や駐車場の整備などを行う予定ですが、改修工事等については、本市の厳しい財政状況を踏まえながら適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、産業会館2階ホールを利用する際のバリアフリー化と駐車場の確保につきましては、再編計画案では、産業会館2階ホールを利用するに当たり、必要な改修を行った後、生涯学習プラザを移転することとしております。

利用者の中には高齢の方もいらっしゃいますので、バリアフリー化の必要性は認識しておりますが、エレベーターの設置に関しては、建物の構造上の課題もあり、今後設置に向けた可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、駐車場の確保につきましては、産業会館は駅やバス停が近く交通アクセスのよい場所にあるため、公共交通機関を利用していただきたいと考えておりますが、駐車場の確保も課題の一つだと認識しております。

次に、産業会館2階の展示ホール廃止後の代替場所などにつきましては、これまで使用していた団体の皆さんには、今後、他の市施設の利用を含めて御検討いただきたいと考えておりますし、市として、その御相談にも応じてまいりたいと考えております。

次に、再編計画案における新・市民プールの整備につきましては、新・市民プールは本来再編対象施設ではありませんが、老朽化した体育館とあわせて整備を検討していた経過があったため、再編計画案にお示ししているものであります。

新・市民プールは、多額の建設費や維持費がかかる施設であることから、整備方針については引き続き検討してまいります。市民の健康増進と子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設整備を計画的に進めるという考えは、今も変わりはありません。

次に、特別職の期末手当についてですが、据え置き理由につきましては、財政状況が厳しいことから給料の独自削減に加え、期末手当支給割合についても人事院勧告に準じた引き上げを行わず据え置いているものであります。

次に、公契約条例についてですが、本市における公契約条例の制定につきましては、労働者における賃金に関することや雇用条件などの是正については、国において労働基準法や最低賃金法などの関係法令が整備されることや、個々の労使当事者間で賃金等を自主的に決められることが基本であると認識をしており、現時点で直ちに制定する考えはありません。

次に、会計年度任用職員制度についてですが、まず、任用につきましては、国の非常勤職員に準じて制度導入後3年ごとに公募を予定しております。現に任用している職員が引き続き就業を希望する場合には、応募することは可能であり、選考の結果、引き続き任用されることはあり得るものであります。

次に、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務につきましては、時期的に業務が増加する場合やイベント対応などで時間外勤務が発生する場合があります。その上限については、正規職員に準じ1カ月45時間、年間360時間と設定する予定であります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 福祉関係の充実について質問します。

福祉灯油については、2007年から灯油価格の高騰が続き、1リットル当たり100円を超え、翌年でも91.8円となり、福祉灯油の支給を行った実績があります。2012年9月の予算特別委員会では、灯油価格は90円を目安としますが、国や道の財政支援、市の財政状況を総合的に判断して決定するとしていました。小樽市内の灯油の平均価格は2018年以降、1リットル当たり90円を超えて、2018年11月には100円74銭となり、2019年以降も90円を超えています。消費者協会の調べでは、2018年11月をピークに高どまりになっています。

昨年9月に起こったサウジアラビアの石油施設へのドローン攻撃など中東の情勢不安による原油価格の急騰や日本国内での人手不足による輸送費の上昇が影響しています。2月の生活必需品小売価格調査によると、灯油の最高価格は1リットル当たり112円86銭です。北海道生活協同組合連合会では、価格引き上げが発表され、平均価格で100円を超える見通しと判断されます。

後志管内の自治体では、本市を除いて、真狩村、古平町、倶知安町、余市町以外で実施され、灯油価格の変動に左右されず、福祉事業を恒例化し、福祉灯油の支給を行っています。

また、道内の市では、美唄市、歌志内市、江別市、千歳市、北広島市、苫小牧市、北斗市、稚内市、名寄市、富良野市、留萌市でも2019年度に実施しています。本市でも高齢者、障害者、ひとり親世帯などに福祉灯油を実施することを求めます。市長の見解を示してください。

ふれあいバス事業についてです。

ふれあいバス事業について、厚生常任委員を初め議員の中で勉強会を実施し、想定される種々の課題について話し合いをしてまいりました。小樽市地域公共交通活性化協議会での協議運賃の合意は、現行運賃での赤字額は1億3,618万5,000円であり、赤字解消のためには30円値上げが必要です。しかし、10%を超える値上げは利用者負担が大きいため20円の値上げに設定し、改定後に発生する収支不足は国と市の補助、そしてバス事業者の収支改善により解消するとしています。

勉強会においては、事業費負担の上限1億5,000万円を前提に何らかの制限やバス運賃改定も検討しなければならないと、年齢や所得で対象者制限、1乗車額の利用者負担額の変更、回数券購入冊数の制限、対キロ区間運賃などが課題としてきました。

我が党は、事業費の上限を1億5,000万円とすることや事業目的から、対象年齢、所得額、購入数な

どの制限はふさわしくないと考えます。利用制限は行わず、現金乗車やＩＣカード利用を含め、利用しやすい制度にすべきです。市長の見解を示してください。

市長は、2020年度について、市内均一運賃が値上げによる負担を利用者に求めないとしています。しかし、2021年度以降の考えは示されていません。今後も利用者の負担をふやさないでください。市長の見解を示してください。

対キロ区間運賃については、市内均一運賃を超える分をふれあいバスを利用した場合、例えば余市方面の蘭島西まで410円の運賃のうち220円を超える分を中央バスに負担していただいています。対キロ区間運賃の合計は1,400万円になるとのことです。小樽市内に居住している市民は同等に処遇されることが基本と考えます。対キロ区間運賃の差額については、現在、事業者が負担していますが、その負担を利用者に転嫁するのは反対です。事業者が負担できないと言うのであれば市が負担すべきです。市長の見解を示してください。

国民健康保険について伺います。

道は2023年度までに都道府県単位化によって国保料水準の統一を目指しています。国保の都道府県単位化当初は、本市においては保険料が低くなると伺っていました。国民健康保険事業運営基金は2019年度には市独自の保険料引き下げとして1億円を取り崩し、2020年3月末の積立額は5億2,000万円になります。2020年度保険料は、前期高齢者交付金等の精算金、財政安定化基金、保健事業分として5,110万円を基金から繰り入れしました。対前年度予算比では、2019年の被保険者が919人減少し、保険給付費4,688万円、国保事業費納付金1億5,849万円減少しています。逆に保険料が1,750万円ふえています。2020年度の1人当たり保険料は5,110万円を基金から繰り入れしても、前年度比3,528円に引き上げをされています。この現象について、1人当たり保険料、納付金、給付費で説明してください。

昨年の我が党の代表質問で、18歳未満の均等割軽減を特別な事情として扱うことを求めました。しかし、市長は、軽減は国で行うこと。18歳未満の子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当ではないと退けました。市長は、軽減自体を否定していますが、軽減している自治体もあります。また、国保料の決定権は市町村にあります。18歳未満の者の均等割を軽減することが本市の事情から次世代をつくることに力を入れ、子供育成世代を支援する迫市長の施策につながるではありませんか。迫市長の手腕を発揮してください。いかがでしょうか。

また、18歳未満の均等割軽減の対象人数は1,343人で、相当する均等割総額は約2,100万円と伺っています。所要額は市が独自に拠出可能な額だと思います。市長の見解を求めます。

日本共産党は、市の責任で国保料の1世帯1万円を前年度より引き下げを求めています。改めて市長の見解を示してください。

国保料が協会けんぽ保険料と比べて高い要因は、まず、政府が国庫負担金を削減したことです。そして、事業者負担分がありません。国保の加入者には低所得者が多くを占め、ほかに世帯人数に応じた均等割と各世帯にかかる平等割という算定があります。全国知事会は、国保料を協会けんぽ並みに引き下げのために公費負担を1兆円ふやすことを政府に要望しています。国保会計の課題を解決するために、改めて公費負担を1兆円ふやすことを全国市長会などを通じて政府に強力に要望されることを求めます。いかがでしょうか。

2項目目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、福祉関係の充実について御質問がありました。

初めに、福祉灯油についてですが、福祉灯油につきましては、灯油価格が急激に高騰した場合に、他都市の状況や国・北海道からの財政支援の動き、また、本市の財政状況を総合的に勘案し判断することとしております。

本市の財政状況を鑑みますと、国等からの財政支援がない中で、市が単独で実施することは困難であることを御理解願います。

次に、ふれあいパス事業についてですが、まず、制度設計などにつきましては、本市の厳しい財政状況から、事業を継続していくためには、財政負担のバランスも考慮し、持続可能な制度とすることが必要であります。

今後の見直しに当たっては、できるだけわかりやすく、利用しやすいという点も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパス事業の利用者負担のあり方につきましては、市内均一区間運賃の値上げ分と対キロ区間運賃の差額は、令和2年度は市の負担としておりますが、3年度以降につきましては、今後の制度設計の中で検討し、最終的に判断したいと考えております。

次に、国民健康保険についてですが、まず1人当たりの保険料が上がる理由につきましては、議員が御指摘のとおり、令和2年度は元年度と比べ保険給付費や国保事業費納付金が減少しておりますが、これらの減少の割合以上に被保険者の減少の割合が大きいことから、1人当たりの保険料が上がっているものであります。

次に、18歳未満の均等割軽減につきましては、実施している自治体の多くは国民健康保険法第77条に規定する減免制度により実施しているところでありますが、減免は、災害や事業の廃止等による負担能力の低下に応じて個別になされるものであり、18歳未満の子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当ではないと考えております。しかしながら、子育て世帯の負担軽減は非常に重要なことでありますので、全国市長会や全国知事会などを通じて、引き続き国に対し、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度の創設を要望してまいります。

次に、18歳未満の均等割軽減に市費を拠出することにつきましては、繰り返しになりますけれども、減免規定の主旨からすると18歳未満の子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当ではないと考えておりますので、引き続き制度の創設について国に要望をしてまいります。

次に、国保料の1世帯1万円の引き下げにつきましては、前年度からの保険料の上昇幅を抑制するために国民健康保険事業運営基金から5,110万円を繰り入れる予算案を提案したところでありますが、令和元年度より1世帯1万円の引き下げを行うためには、さらに2億円以上の基金を繰り入れる必要がありますので、今後の国保会計の安定的な運営に必要な基金の残高を考慮しますと、難しいものと考えております。

次に、政府への公費負担増の要望につきましては、国保制度を安定的かつ持続的に運営するためには、国保財政基盤の強化・拡充は不可欠なことでありますので、引き続き全国市長会等を通じて国に公費負担の増額について要望をしてまいります。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

〇21番（川畑正美議員） 子育て支援について質問します。

保育士の確保と処遇改善についてです。

保育士不足が課題となっています。昨年の第4回定例会で我が党の酒井議員の一般質問で、札幌市が保育士不足解消のため保育士に直接給付を始めている。より長く働いてもらうことを狙って3年、6年、9年間勤務した保育士にそれぞれ10万円の給付を始めていることを紹介しました。その後、恵庭市では、新たに勤務する保育士に保育園側が出す就職祝い金を市が負担するとして、保育士人材確保対策事業に100万円計上しました。江別市では待機児童解消対策で1,814万円を計上して、奨学金や宿舍借り上げ支援など保育士確保策などをきめ細かく打ち出しているわけです。石狩市では、保育士確保のために採用時と3年目、5年目にそれぞれ10万円から30万円の一時金を支払う奨励金制度を新設し、500万円を計上しております。他市においては、保育士確保のために直接支援を進めております。自治体間の競争をあおるつもりはありません。しかし、昨年の第4回定例会の一般質問に対して、検討した事例を挙げて答弁しておりますが、他市の事例のように保育士を確保するため直接的に支援することはできないのでしょうか、お答えください。

本市では、保育人材の確保として、子育て支援員研修事業費として110万円計上されています。事業内容は、保育施設において保育補助業務を行うことができる人材を育成するという子育て支援員研修を実施するという内容です。子育て支援員は保育士ではありません。本市においては専門職としての保育士が不足しているのです。子育て支援員で保育士不足が解消するかと考えていますか。子育て支援員は、保育園の保育補助や企業主導型保育施設等の保育員になることができます。保育園の保育補助の子育て支援員では、入所待ち児童の解消につながらないのではありませんか、お答えください。

こども医療費助成の拡大についてです。

2020年8月から住民税課税世帯の3歳から就学前までの未就学児についても実質無料化として、本市独自の予算計上額は7,462万6,000円を計上しています。札幌市は、小学校1、2年生は、2019年3月診療分までは、初診時一部負担金のみとなっており、2020年4月から小学校3年生の通院・入院医療費の自己負担額が実質無料となっています。2021年4月からは、小学校4年生から6年生の通院・入院医療費の自己負担額を初診時一部負担金のみとする計画です。住民税課税世帯の通院医療費を小学校6年生まで拡大した場合、現行1割の自己負担を実質無料化した場合の所要額を示してください。

また、通院医療費の助成を中学生に拡大し、非課税世帯及び課税世帯を実質無料化した場合の所要額を示してください。

加えて、入院医療費を中学生まで拡大し、自己負担を現行1割負担から実質無料化に拡大した場合の所要額を示してください。

子育て世代から、小樽市は子育て支援に積極的に住みやすいまちと評価されることが少子化を防ぐことにつながると思います。子育て世代を支援するためには、こども医療費助成の拡大が必要です。医療費の実質無料化の対象を中学生まで拡大すべきです。市長の認識を示してください。

札幌市は、実施時期を4月としています。しかし、小樽市は8月としています。4月実施とすべきではないでしょうか、見解を示してください。

〇議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

〇議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

〇市長（迫 俊哉） ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、保育士の確保と処遇改善についてですが、まず、保育士に対する直接的な支援につきましては、子育て支援策をトータルで考えていく中で検討させていただきましたが、今後の財政負担や実施した場合の効果などを十分に吟味した結果、新年度は他の取り組みを優先することとしたものであります。

次に、子育て支援員につきましては、かねてから民間の保育施設からも人材の確保のため市内での支援員養成研修の実施について要望があったところです。市内での研修実施により、保育に興味を持つ市民が受講しやすい環境を整えることで、本市の保育人材として活躍することが期待されます。

また、保育施設が子育て支援員を確保しやすくなることで、保育士の業務負担が軽減され、より長く働き続けられることが期待されるため、保育士不足の解消の一助になり、入所待ち児童の解消にもつながるものと考えております。

次に、こども医療費助成の拡大についてですが、まず、医療費助成の拡大に係る所要額につきましては、小学校1年生から6年生の通院を実質無料化した場合には、年間で約1,800万円、中学校1年生から3年生までの入院・通院をともに実質無料化した場合には約3,600万円、また、中学生の入院のみを実質無料化した場合には約200万円と見込んでおります。

次に、医療費の実質無料化を中学生まで拡大することにつきましては、本市の財政状況を勘案いたしますと、直ちに助成を拡大することは難しいものと考えておりますが、市民の皆さんが安心して子供を産み育てることができる環境づくりは重要であると認識をしておりますので、子育て支援の施策の中で優先順位などを判断しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、助成拡大の実施時期につきましては、受給者証の有効期限は、市民税額の確定及びその後の事務作業期間の関係から、8月1日から翌年の7月31日までとなっておりますが、4月実施とした場合、4カ月間有効となる受給者証を新たに発行することになり、この間、受給者証を同時に2種類持つ状態となることから、受給者及び医療機関において混乱が生じる可能性があるかと判断しましたので、これまでの助成拡大と同様に受給者証の更新時期に当たる8月から実施することとしたものであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 新幹線札幌延伸と残土問題について質問します。

北海道新幹線札幌延伸工事が5年前倒しの2030年開業ありきで進められています。トンネル掘削土に残土受け入れ候補地とされた朝里川温泉地域では、これまでもヒ素や鉛などの重金属を含む要対策土の受け入れについては、朝里が丘町会、朝里川温泉町会、朝里川温泉組合で反対の意見があります。

塩谷地域では、住民が当初の説明会で反対を明確にしていなかったことで、鉄道・運輸機構が塩谷地域では受け入れを認めたとして、その後も朝里トンネル対策土を受け入れました。鉄道・運輸機構は、地域住民の安全を二の次として、要対策土を積み上げています。機構の言うままに進めている迫市長の姿勢は問題だと思います。市民の反対の声に市長は向き合うべきです。いかがでしょうか。

塩谷地域には、要対策土を受け入れしている民有地があり、新たに市有地を候補地にしてあります。その上、道道小樽環状線の伍助沢から長橋への林道徳助沢連絡通線の入り口の民有地へ新しい受け入れ予定地を設けると鉄道・運輸機構から説明を受けました。昨年末から年末にかけて伍助沢町会、丸山下町会、親和町会、文庫歌町会の各町会長に事前に新しい受け入れ地について説明したいとの話がありました。私は文庫歌町会の町会長として、町会長の一人として、町会だけではなく、かつて行ったように漁業者にも一緒の場で説明すべきだと求めました。しかし、鉄道・運輸機構は、住民意思の分断を狙い合同で説明会を

行うことを阻んでいます。環境や市民生活の安全も確認せず、漁業者も含めた地域の理解も得ず、要対策土を入れることは重大な問題です。これ以上、塩谷地域に要対策土を受け入れるべきではありません。要対策土受け入れの説明会を、あえて住民意思の分断を狙い、漁業者も含めた連合町会単位で説明会開催を拒む姿勢に対して、市長の見解を示してください。

我が党は、昨年の第4回定例会で、残土の処分地で水質汚染があった場合、その補償は誰が負うのかとただしたところ、鉄道・運輸機構は、当初2年間は鉄道・運輸機構が水質検査を行うが、その後は基本的に土地所有者が水質検査の責任を持つことになると答弁していました。要対策土の受け入れに当たって、土地所有者との契約書や覚書など記録に残る書面を交わしているのでしょうか。また、水質汚染の責任所在について明示しているのでしょうか、お答えください。

迫市長は、新幹線の新駅周辺の開発や中心街の連携など具体的な取り組みを進めることを公約し、大型公共工事を最優先に進めようとしています。新幹線札幌延伸でもって新幹線新小樽（仮称）駅にどれほどの乗客が乗りおりするものか不明な中で、新小樽（仮称）駅の開業効果を活用するプランを進めています。人口減少が予測される中で、新小樽（仮称）駅にどれだけの列車が停止するかも不明なのです。思ったより利用者が少ないことも想定されます。北海道新幹線建設費負担金を初め2020年度の予算では、北海道新幹線推進費が3,000万円以上計上されています。市の財政が厳しい中で、なぜ大盤振る舞いをするのでしょうか、お答えください。

函館—小樽—札幌間の在来線は、高校生や若者の通学、通勤、高齢者の通院など住民の生活を支える足としての役割を果たしております。新幹線札幌延伸の積極的推進が在来線を潰すことに力を貸すことになるのではありませんか。市長の見解を示してください。

新幹線札幌延伸では、211キロのうち80%の約169キロメートルの膨大な距離がトンネルで占められ、トンネル掘削による要対策土の受け入れが重大な問題になっているわけであります。小樽市だけでなく北斗市、札幌市手稲区金山地区、厚別区山本地区などで地域住民の命と健康を無視した行為に不安の声が上がっています。地域住民の意思を無視して進める新幹線札幌延伸は凍結し、中止も含めて再検討すべきではありませんか。市長の見解を示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、新幹線札幌延伸と残土問題について御質問がありました。

初めに、要対策土の受け入れに対する市民の皆さんの御意見につきましては、不安の声があることは承知しておりますので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対しては、不安が解消されるよう、安全性を確保した要対策土の適切な処理を行うことを求めるとともに、地質及び水質調査の結果を積極的に公表するなどし、これまで以上に丁寧な説明に努めるよう要請しております。

次に、地元説明会につきましては、事業主体である鉄道・運輸機構からは、地元の意向を踏まえた上で調整を行い、開催方法を決定していると聞いておりますので、住民意思の分断を目的としたものではなく、それぞれの地域の事情に合った形で進められているものと考えております。

次に、要対策土の受け入れに当たっての書面の取り交わしにつきましては、土地所有者と鉄道・運輸機構、さらには立会人として本市が加わった3者により、発生土受入に関する協定書を締結しております。

また、水質の調査結果により、発生土受け入れに起因して、地下水等の水質が環境基準を超えること

が確認された場合は、機構と土地所有者が協議を行い、機構は実態に応じた適切な回避措置を講じる旨、当該協定書に規定をされております。

次に、令和2年度の北海道新幹線推進費につきましては、新幹線の建設促進や新幹線を活用したまちづくりなどに関連する必要な経費を計上したものであります。

次に、在来線につきましては、函館一小樽間は、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離されることが決まっておりますが、通勤、通学、通院など住民の生活を支えるための交通手段を確保することは重要であることから、関係する沿線自治体とともに持続可能な方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線の札幌延伸につきましては、国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより、本市においても活力あふれる地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものでありますので、一日も早い開業が望まれております。

一方で、住民の不安を解消するために、新幹線の建設に当たっては、安心・安全に十分配慮した上で施工するよう鉄道・運輸機構へ引き続き要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） その他の項目で質問します。

2月25日、鈴木北海道知事は、新型コロナウイルスの感染拡大防止として、全道の学校に一律休校を要請する考えを表明しました。鈴木知事は、別途各市町村長に休校への協力を求める見通しと報道されています。

本市では現時点で感染者は報告されておりませんが、市長は知事の協力依頼があった場合、どのような対応を検討しようとしているのでしょうか、具体的に示してください。

また、もし現に休校の措置をとっている学校があるとすれば、それもあわせて示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、新型コロナウイルスについて御質問がありました。

小・中学校の休校要請につきましては、現時点で北海道知事からの正式な要請はありませんが、要請があったときには速やかに対応できるよう、教育委員会で具体的な準備を始めたとの報告を受けておりますので、連携して対応してまいります。

また、休校の措置をとっている市内の小・中学校は、現時点ではありません。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策についてでありますけれども、あちらこちらの市などで広がり始めています。新型肺炎で、せき、くしゃみ、鼻水、体のだるさなど、共通症状に不安と混乱現象が出ているわけです。マスクをせずにせきをしている人がいると地下鉄の乗客が非常通報したなど、過剰な反応があらわれているのが報道されました。乗客が亡くなったクルーズ船での後手後手の対応に、専門家などや海外か

ら厳しい批判や疑問の声も上がっているところですが、今、最も大事なことは感染症の拡大と重症化を防ぐことだと思います。そのためには、まず政府が正確な、そして透明な情報提供をすることが必要だと思います。

本市でも、市民に正確な情報を素早く伝えることが必要だと思いますけれども、それらについて対処を考えていただきたいと思います。これは、もし答弁できればですけども、なければお願いとして申し上げます。

消費税についてですけども、2月17日に公表された昨年10月から12月の国内総生産、これは前期比で1.6%減少となって実質6.3%の大幅な減少となったと。そして、消費税の落ち込みも2.9%と顕著な数字をあらわしているというふうに報道されておりました。新型コロナウイルスの影響を受けることになれば、より厳しい状況が予測されるわけで、市内の経済と市民の生活の影響を考えると5%の減税は喫緊の課題だというふうに私は思うのです。市長は市民を代表して、何らかの方法でもって政府に強力に改めて伝えてもらいたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、公共施設再編の問題ですけども、産業会館にレピオの学習室を移すとなれば、市民が利用するためにもエレベーターとバリアフリー化は欠かせないと思います。先ほどの答弁の中で、エレベーター等の設置に関しては、可能性について検討したいということなわけですけども、これは早急に、産業会館の改修のときに一緒にやるべきだというふうに思いますが、その辺を改めてお答えください。

それから、新・市民プールの関係であります。

新・市民プールの整備方針が定まるまでは、体育館の方向性も明確にならないというふうに再編計画案の中ではありました。ですから、新・市民プールに対する市長の整備方針を示すことが、まず必要ではないでしょうか。そのことについて前向きな姿勢を示していただきたいと思います。

それから、特別職の期末手当についてですけども、先ほどの市長の答弁をお聞きして、やはり市長は、支給割合の据え置きについて市の財政事情を考えて措置したのだろうというふうに私も受けとめました。そして、報酬等審議会に諮るということはしなかったのか、そういうことを検討しなかったのか、そのことを聞かせてください。

それから、福祉灯油の関係です。

実施する計画はないというふうに受けとめました。これ以前に、灯油価格の目安が90円というのは、もう全く考えられないのかどうなのか。現時点で112円を超えているわけですから、それでも検討しないのか。やはり高齢者だとか障害者、それからひとり親世帯に少し冷たい姿勢ではないのかと思いますので、もう一度検討することをお願いしたいと思っています。できれば答弁ください。

国民健康保険の関係でありますけれども、私のほうで質問している第一に、まず18歳未満の子供がいる世帯を軽減すること自体を市長は否定するというか、それはしないというふうになっているわけですけども、その考えを変えてもらいたいと思っています。

もう一つは、やはり18歳未満の均等割軽減をする場合に、ほんの2,100万円あればできるわけです。

それと保険料が高くなっている要因は、先ほど述べたとおりなわけですから、政府がやはり公費を1兆円ふやすまで、せめてその期間だけでも18歳未満の子供がいる世帯の1世帯1万円の軽減を実施するように検討してもらいたいのです。そのことについて、もう一度聞かせてください。

それから、保育士の確保の問題ですけども、先ほど保育士を個別に支援しないのかという点で、トータルで検討したというふうに答弁があったと思います。問題は、他市で保育士を確保するために今、支援策を具体的に進めている中で、札幌市のすぐ近郊なわけですから、やはり小樽市でも確保する、引き抜きということはあれですけども、まず確保するという点では必要だというふうに私は思うのです。直接支

援策が必要ではないかと思って質問しているわけなので、どのような検討でもって外されたのか、もう一度説明願います。

小学校6年生までの通院医療費を無料にしてほしいという要望がありました。金額について答弁がありましたけれども、今から準備していけば来年度実施に間に合うのではないかと思うのです。そうすることによって札幌市と同じような状況をつくれるわけですから、それをぜひ積極的に検討していただきたい。まして中学校までの関係でいけば、3,600万円あれば実現できるというふうに答弁されています。ですから、そういう意味で、やはり子育て支援に取り組むことによって小樽に住みたいと、そういう若い人が多くふえることが大事だと思うので、中学校までの医療費の実質無料化を実施していただきたいと、そのことが人口減少の歯どめをかける力になるのではないかと思うので、その辺についてお答えいただければと思います。

それから、新幹線の関係です。

私は塩谷に住んでいる関係もありますけれども、塩谷地域には現在、要対策土を積み上げている民有地があるわけです。それに市が、昨年9月に市有地の4万8,000平方メートルを候補地として提案しました。その上、今度は道道小樽環状線に、林道徳助沢連絡通線の入り口です、住民の家もあるわけで、この3カ所の要対策土受け入れ地の近くには川があるわけです。その川は全て塩谷川に続いていくわけです。それでも市長は、要対策土を入れるということを認めていくのか、改めて答えていただきたい。

それから、2年間は鉄道・運輸機構が水質検査を行うけれども、その後は基本的には土地所有者が水質検査の責任を持つことになると、そういう答弁があったというふうに私は聞いておりました。市の所有地は、小樽市が責任を持って検査したとしても、民有地の所有者は水質検査を実施できないのではないかと心配しているのです。そのことの見解を聞かせてください。

あと、先ほどの私の質問の中でも言いましたけれども、新幹線の建設を優先させるのか、それとも市民の安全・安心を優先させるのか、これが問われていると思うのです。ですから、それでも市長は新幹線推進を強行していくのか、そのことについて、もう一度聞かせてください。

最後に、その他の項目で質問しましたがけれども、先ほど調べたところ、北海道新聞の電子版にありました。その記事には、道教委は2月26日の北海道議会文教委員会で、児童・生徒や教職員に感染者が出たかどうかにかかわらず、道内の全公立小・中学校を27日から臨時休校とするよう各市町村に要請することを明らかにしたという報道がありました。道教委は26日、各市町村教育委員会に臨時休校を求める通知を送付するというふうに書いてあります。

それについて、要するに休校となれば、通知が来てから考えるのでは少し遅いので、対応を早くしなければならぬと思います。なぜなら、休校となれば働く保護者は休めるかどうかという問題が出てくるわけです。その保護者をどう守っていき、そして、子供たちの影響をどう考えていくべきかを、それらについても聞かせていただきたいと思います。

(「新しい質問したらだめでしょ」と呼ぶ者あり)

以上で再質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求める前に、先ほどその他の項目の中で、新型コロナウイルスの件に触れておりましたが、どのような対応を検討しようとしているのか具体的に示していただきたい、休校の措置をとっている学校があれば示していただきたいという質問で、その件に本答弁で答えています。先ほどの再質問では、そこからまた踏み込んでいますので、答えられたら答えていただきますけれども、基本的には新しい質問というふうに考えます。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 川畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスの関係ですけれども、御指摘のとおり感染の拡大、それから重症化を防ぐというのは最大の課題だというふうに思っております。市民への情報の提供につきましては、既にホームページなどを通じて行っておりますけれども、今後も適宜情報提供には努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、消費税の関係でも御質問がございましたけれども、消費税を5%へ減税すべきではないかということのお尋ねでございましたが、この問題については何回か御質問もこれまでいただいておりますけれども、私も一貫して同じ答弁をさせていただいているわけでありまして、あくまでも10%への消費税の増税というのは、現役世代の負担をふやすことなく、この少子高齢化によってふえ続ける社会保障費、それから少子化対策の財源を確保することを目的としたものであるというふうに考えておりますので、消費税を減税することを求めていくという考え方はございません。

それから、公共施設の再編計画との関係で、今回、産業会館を活用する案をお示しさせていただいているわけですけれども、特に2階部分を活用することに当たりましては当然バリアフリー化ですとか、エレベーターの設置については十分に考えていかなければなりませんので、物理的に解決できない問題がない限り、この問題についてはしっかりと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、新・市民プールのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、これもいつもお話をさせていただいておりますが、この新・市民プールの建設に当たりましては、多額のやはり建設費、それから開設後の維持費がかかる施設でありますことから、この整備方針につきましては、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、特別職の期末手当の関係でございますけれども、これにつきましては御答弁をさせていただいているとおり、市の財政状況を鑑み、こういった考えをお示したわけでありまして、こういった考え方に私としては変わりございませんので、報酬等審議会にもお諮りはしておりません。

それから、保育士の処遇の関係と小学生の医療費無料化の問題などについてですけれども、今回の新年度予算の大きな柱として少子化対策を掲げているわけですが、新年度予算編成に当たりまして、前にもお話ししたかもしれませんが、教育、子育て、それから福祉、そういった子育てに関係ある職場で横断的な会議を編成させまして、今後どんな子育て支援策ができるかどうかというのを検討させました。その上で御指摘のありました保育士の処遇改善の予算要求も出されてまいりましたけれども、私としては今回、子育て世代包括支援センター、スクールカウンセラーの増員、それから子ども医療費助成の拡大、こういったものを重点的に進めていきたいということで、今回見送らざるを得なかったわけでありまして、子育て支援策につきましては、一度に一気に進めていくのは大変難しいというふうに思っておりますが、保育士の処遇改善ですとか、小学生の医療費の無料化につきましても、今後着実に推進していけるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線の発生土の問題につきましても、私どもといたしましては、新幹線を整備・促進をする立場から、発生土の処理につきましてもしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても地域住民の安全・安心を守るために鉄道・運輸機構にはしっかりと申し入れをしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2年間の水質調査の問題につきましても、ことしになりましてからも鉄道・運輸機構と協

議をさせていただきましたけれども、その中におきまして私からも、町会というのはまちづくりにおいて車の車輪のような関係で、地域の要望にはしっかりと向き合っていたきたいというお話をさせていただきました。そのときにあわせて申し上げましたのは、鉄道・運輸機構側では水質調査、モニタリングの2年間という原則論があるわけですが、私からは機構に対して、2年間の原則論ではなくてしっかりと市民の皆さんに御理解をいただけるような対応をとっていただきたいということで、改めて申し上げさせていただいたところでございます。

それから、新幹線の推進に当たりましては、これも御答弁を申し上げましたとおり、我が国の高速交通体系を維持し、あるいはまた地域全体の活性化にもつながるということで市民の皆さんの安全・安心を守りながら、引き続き推進に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、小・中学校の休校についてでありますけれども、この議会に入る前までは、まだ正式に文書をいただいておりますが、やはり感染拡大のスピードを抑えていくということですか、今後の地域全体での感染リスクを減らしていくことを考えますと、北海道からの要請に対してはしっかりとお応えしていかなければいけないというふうに思っております。

詳細については、教育委員会なり関係機関としっかりと対応しながら臨んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、福祉灯油についてお答えいたします。福祉灯油につきましては、先ほどもありましたけれども、市の福祉灯油の実施につきましては、灯油の価格ですとか、国や道からの財政支援の動きや時期、他市の動向、本市の財政状況、これらを総合的に判断して実施する、考えるということで今まで検討してまいりました。

確かにことしも灯油価格は90円を超えて、少し高目にはなっておりますけれども、国や道からの相応の補助が得られない中で、市単独でこの事業を実施していくということは、かなり困難であるということで、これについては今後もこの考えは変わらないものとしております。

あと、先ほど保育士の関係で直接、支援策について、どのような検討をしたかという御質問がございましたけれども、これにつきましても札幌市での取り組みというのがありましたので、それについて小樽でもどうなのかということで検討はいたしました。ただ、その段階ではまだ、それが本当に効果があるのかどうかもまだ見えないし、札幌と全く同じことをしてもだめなのだろうということもありましたので、これにつきましては、他都市での取り組みも出てきて、それも参考にさせていただきながら、今後どのような形で小樽市としてやっていくのいいのかということ、子育て支援のトータルの中で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（相庭孝昭） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、国民健康保険制度の18歳未満の均等割軽減についてということでお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど市長から答弁申し上げましたとおり、今、私が見ている限りでは、軽減措置については減免規定を使っているところがほとんどだというふうに理解しております。

それで、減免規定は何かと申しますと、先ほど答弁いたしましたとおり、災害ですとか、非自発的な失業ですとか、事業を縮小した、そういったことに伴いまして負担力が低くなってしまったと、そういった個々の事情によって判断をして行うものだというふうに心得ております。

ですから、その制度の趣旨については、やはり減免で均等割を軽減していくのは、少し趣旨に合わないのではないかとということで申し上げているところでございます。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、私ども全国市長会を通して、子供に係る均等割保険料を軽減する支援措置、これの創設についてこれまで要望しているところでございますし、これからもしっかりと要望してまいりたいというふうに考えているところでございますので御理解いただきたいと思えます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問で2点ほど質問します。

まず1点、福祉灯油の関係で今部長に答弁していただきましたけれども、今後福祉灯油については検討しないということなのですか。条件が変われば、また検討できるということなのか、その辺をはっきりしていただきたいということと、前に価格が90円を目安とあったのだけれども、今はもう112円くらいになっています。どの時点になれば検討できるのか、その辺もしわかれば教えてください。

それからもう1点、市長に質問しますけれども、先ほど新幹線の残土の関係で、鉄道・運輸機構が2年を原則ではなくてというような話で申し入れているというのですけれども、これはそうしたら、永続的に機構が検査していくということなのですか、その辺を明確にしてください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

水質検査のお尋ねなのですけれども、マニュアルによりますと、水位ですとか水質がある程度一定となった状態で、これが2年以上確認できるということであれば、モニタリングを完了してもよいというマニュアルがあるわけです。ただ、地域住民の皆さんはそれ以降のことも心配されているわけですので、私からは2年というその原則論にこだわらず、地域の住民の皆さんの要望にしっかりとお応えをいただきたい、この原則論にこだわらないでもらいたいということでお話をさせていただいたところであります。

ただ、機構からはまだ明確にはお答えをいただいておりますけれども、これはまた別の機会にでもこの辺の確認はしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 川畑議員の再々質問にお答えいたします。

福祉灯油の関係でございますけれども、以前は90円を目安に検討ということで、どうなのかということでございましたが、過去には100円を超えても実施をしないということもございました。これは国の補助がなかったですとか、そういういろいろな要件もあるのですけれども、現状においては、やはり市単独で実施するのはかなり難しいということがございます。急激に灯油が大幅に上がるというような形で、今とはかなり状況が変わることになってきましたら検討するということは出てくるでしょうけれども、今のような状態が続く中では、実施についての検討というのはできないというふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時55分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○11番（高橋克幸議員） 令和2年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

令和2年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたことと思います。この予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、市長の見解を伺います。

歳入についてであります。

一般会計の中で一般財源の約9割近くを占めている市税と地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。市税全体では、対前年度比で約2億4,000万円の増額となっており、その内訳として、個人市民税では約2,000万円の減、法人市民税では約2億4,000万円の減、固定資産税では約4億5,000万円の増、たばこ税では約1,000万円の減であります。地方交付税の対前年度比では、普通交付税は約7億2,000万円の減であり、特別交付税は約2,000万円の増、臨時財政対策債は約5,000万円の減で、合計で約7億5,000万円の減となりました。

これらの市税、地方交付税の増減の理由及び基準財政収入額の増と地方交付税の減との関係性についてお示しください。

地方交付税の算定方法は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額であり、いわゆる財源不足額と言われているものであります。また、基準財政需要額の算定方法は、国で決められた算定項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数を掛け算で算出されたものの合計であります。この中で、測定単位は自治体の人口とする項目が多くあり、人口減少が確実に基準財政需要額に反映されるため影響が大きく、結果、地方交付税の減少が続くものと思います。本市の脆弱な財政構造を考えると、綱渡りの状況は脱し切れず、これからの財源対策については常時視野に入れていかなければならないと考えますが、今後の考え方について市長の見解を伺います。

一般財源の不足額に毎年繰り入れられている財政調整基金は、令和2年当初予算編成後の残高は約1億1,700万円であります。令和3年度の予算編成を考えますと大変厳しい財政状況にありますが、今後の市税の増収対策や新たな財源対策、そして全体収支のバランスの再検討の考え方も含め、市長の見解を伺います。

次に、他会計からのそれぞれの借入残高と今後の償還計画及び償還最終年度についてお示しください。

もう1点気になることは、令和元年度の決算についてであります。除雪費の動向等が懸念される場所がありますが、現在の状況で決算の見通しをお示しください。

歳出についてであります。

経費別の項目を確認しますと対前年度比で増額項目は、人件費、維持補修費、建設事業費であります。この増額の要因についてお示しください。

建設事業費については、今後策定される長寿命化計画により事業費の平準化が検討されていくわけですが、今後の建設事業費の影響が懸念されます。今後の課題と問題点について見解を伺います。

財政健全化についてであります。

現状の厳しい財政状況の中で、財政健全化についてどのように考えられているのか、基本的な方針や具

体的な取り組みについて見解を伺います。

今後の財政運営では、さらなる選択と集中という政治的判断が必要になると考えますが、今後の考え方について市長の見解を伺います。

第1項目を終わります

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、歳入、歳出などについてですが、まず、予算編成の考え方につきましては、令和2年度予算は、第7次小樽市総合計画に基づく予算の初年度となることから、これからのまちづくりを進めるに当たり、少子化対策を初めとする人口減少対策やさらなる観光振興、そして災害への備えやまちの玄関口の整備などを重視して、将来への課題解決に向けた予算編成を行ってまいりました。

次に、市税と地方交付税の増減理由などにつきましては、市税は法人市民税が税制改正や支店法人の法人税割の減により減収が見込まれるものの、固定資産税が新規償却資産の増などにより増収が見込まれることから、市税全体で増収となるものです。

また、地方交付税のうち普通交付税の算定において、基準財政需要額は前年度分の精算や人口減少の影響などにより大きな伸びが見込めない中、基準財政収入額は市税が増加することにより、普通交付税は減収になるものと見込んでおります。

なお、地方交付税のうち普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて算定されますが、市税は普通交付税の算定の際に基準財政収入額に75%が算入されますので、市税の収入増は基準財政収入額を増加させ、普通交付税を一定程度減少させる要因となるものです。

次に、今後の財源対策の考え方につきましては、議員御指摘のとおり、本市は当初予算編成において毎年度財源不足が生じており、何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない状況がしばらくは続くものと考えておりますので、収支改善プランにおける歳出削減や歳入増の取り組みを着実に推進する必要があるものと考えております。

次に、財政状況に対する見解につきましては、令和2年度の当初予算編成後の財政調整基金残高は約1億1,700万円ではありますが、元年度における決算見込みは現時点ではまだお示しできないものの、例年決算においては不用額の発生などにより財政調整基金の取り崩し額も減少し、一定程度、基金残高が増加するものと考えております。

しかしながら、市税や地方交付税の動向にもよりますが、3年度以降の予算編成に当たっても財源不足が見込まれることから、2年度の予算執行の段階においても経費節減に向けた取り組みを進めるとともに市税や地方交付税に影響を与える人口減少対策のほか、ふるさと納税制度の拡充や新たな財源としての宿泊税の導入検討などの財源確保に取り組んでいるところであります。

また、地方自治体の財政運営はみずからの歳入に見合った歳出構造のもとで行われることが基本でありますので、収支改善プランに掲げる施策を着実に推進し、歳入歳出両面のバランスがとれた財政構造を構築していきたいと考えております。

次に、他会計からの借入金につきましては、平成30年度末時点での他会計からの借入残高と償還最終年度は、下水道事業会計が約15億5,100万円と令和8年度、産業廃棄物等処分事業会計が約2億円で令

和6年度となっております。

また、償還計画における元金償還額は、元年度が約3億1,000万円、2年度が約2億9,100万円、3年度が2億7,200万円、4年度が2億6,300万円、5年度が約2億6,400万円、6年度が約1億9,400万円、7年度が約1億1,400万円、8年度が約4,300万円となっております。

次に、令和元年度決算の見通しにつきましては、現時点では事業執行中の段階であり、具体的な見通しをお示しすることはできませんが、例年歳出において一定程度の不用額を見込むことができますので、実質収支の黒字を確保できるものと見込んでおります。

次に、経費の増額要因と将来の建設事業費における今後の課題などにつきましては、経費の増額要因としては、人件費が会計年度任用職員制度の導入や定年退職予定者の増などにより約2億6,400万円、維持補修費が貸出しダンプ経費の当初予算計上や、旧緑小学校解体事業などにより約3億5,600万円、建設事業費が（仮称）消防署手宮支署建設事業やGIGAスクール構想による高速大容量の通信ネットワーク整備などにより約11億円8,400万円、それぞれ増加したものです。

また、建設事業費の今後の課題としては、本市は老朽化した施設が多く、今後新たに整備しなければならない施設もあることから、更新費用の縮減を図るため、現在公共施設の長寿命化計画の策定を進めております。

なお、建設事業が財政運営に与える影響を十分に考慮し、整備に当たっては、国や北海道の補助メニューの積極的な活用や地方交付税措置のある有利な起債の導入を検討するとともに、事業コストの削減やより質の高い公共サービスを提供するためのPPP/PFI手法の活用など、民間事業者との連携を検討し、後年度に過度な負担とならないようにしなければならないものと考えております。

次に、財政健全化についてですが、まず、財政健全化についての方針などにつきましては、市税や地方交付税などの一般財源の大きな伸びが見込めない本市においては、人口減少対策や経済対策、さらに公共施設の再編などの今後の財政需要を考えたとき、財政の健全化は必ずなし遂げなければならない重要な課題であると認識をしております。そのためにも平成30年11月に策定した収支改善プランに掲げた目標である収支の黒字化と財政調整基金の確保の達成に向けて、ふるさと納税制度のさらなる推進や宿泊税の導入、職員定数の適正化などの取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営につきましては、昨年11月に時点修正しました収支改善プランにおける収支見通しの結果においても、財政状況は今後も大変厳しいものとなっております。しかしながら、こうした中であっても第7次総合計画に掲げる施策や公共施設の再編など、新たなまちづくりに向けた取り組みを着実に前に進めていく必要があると考えており、事業の選択に当たっては、私の政治姿勢であります市民の皆さんとの対話を重ね、課題や方向性を共有しながら、緊急性、必要性、費用対効果を十分に検討し、判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

○11番（高橋克幸議員） 予算に関連して伺います。

令和2年度当初予算に計上されている最上2丁目の土地購入費であります。所在地は小樽市最上2丁目64番20外。面積は約9,470平方メートル、予算額は3,000万円であります。この問題は、昨年の議会の中で何回も議論されたところでもあります。そこで、予算案について何点か伺います。

まず、予算額3,000万円の主な内容と内訳についてお示しください。また、土地購入に至るまでの経緯

と購入の主な理由についてお示してください。さらに、購入後、この土地についてどのように考えているのか、お答えください。

塩谷地域も同様の問題がありましたが、こちらは土地購入の予定がなく、最上地域については先ほど述べたように土地購入が予算化されております。この違いについて説明してください。

市有地を売却したことに関連している旨の説明を受けましたが、これからの市有地売却について、入札内容や契約の特約条項などさまざまな検討が必要と考えます。今後どのように検討されていくのかお示してください。

次に、特定健診についてであります。

令和2年度国民健康保険事業特別会計予算に特定健康診査等事業費約7,000万円が計上されておりますが、まず予算の主な内容と内訳についてお示してください。

平成30年に改訂された国民健康保険データヘルス計画では、計画最終年度である平成35年度（令和5年度）の特定健診の受診率の目標値は30%であります。特定健診の現状であります。平成29年度の受診率は全国平均が37.2%、全道平均が28%、小樽市は18%と大きく下回っております。直近5年間の傾向と低い数値の要因、ペナルティーなどはどのようにになっているのかお示してください。

また、全道10万人以上の市でどの程度の順位なのか、さらに特定健診無料化の状況についても、わかればお答えください。

特定健診を受診しない理由として、毎月病院に通院しているから、大きな病気はしていないから、元気だから必要ないなど、いろいろな理由で受診されていない方が多いように思います。このような中、やはりかかりつけ医からの勧奨が大きく寄与すると思います。医師会や関係団体との協力も必要と考えますが、特定健診の受診率向上の対策はどのように考えられているのか、また、小樽市での無償化の検討、さらに今後の受診率の目標についてお示してください。

厚生労働省が行っている財政支援で、保険者努力支援制度が実施されております。毎年500億円規模の予算を確保し、市町村に配分をしております。この制度の目的は、国の医療費抑制であり、市町村が特定健診の受診率の向上、保健指導、重症化予防に取り組むと報奨金を支給するという内容であります。国が将来の医療費削減のため、特に糖尿病の重症化予防などを重要視しており、この予防の配点が最も高くなっております。糖尿病治療の中断者対策が糖尿病の重症化予防につながっているようであります。

この保険者努力支援制度について、小樽市としてどのように取り組んでいるのか。特に特定健診と重症化予防について、現状と今後の考え方をお示してください。

次に、GIGAスクール構想についてであります。

令和2年度の予算には、教育情報化推進事業費が計上されております。文部科学省では、ICTを活用した教育を推進するため、GIGAスクール構想を掲げ、この実現パッケージも公開されております。GIGAスクール構想とは、内閣府が提唱したSociety5.0という時代に生きる子供たちの未来を見据え、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想であります。この構想についてどのように認識されているのか、教育長の見解を伺います。

実現パッケージの中では、主なものとして学校ICT環境の整備や教育の情報化に関する手引などがあります。学校ICT環境の整備では、令和2年度から総務省や経済産業省と連携し、教育の情報化に関する予算化が進められております。また、手引の構成では、確認をしますと第1章から第8章までとなっており、特に私が注目しているのは第4章の教科等の指導におけるICTの活用と第6章の教師に求められるICT活用の指導力等の向上についてであります。

2014年に学校のICT活用の先進地である佐賀県武雄市へ公明党会派で視察してまいりました。1人1

台のタブレットを活用し、武雄式反転学習「スマイル学習」を全ての小学校で実施しております。スマイル学習の特徴は、以前のものと比較して「①授業展開が早い」「②協働学習が濃密」「③子供の理解度が高い」の3点といわれております。

小学校の教員の意見では、「まず、学習意欲が高まりました。予習教材はわかりやすくおもしろいので、しっかり自宅で勉強してきます。予習しているから授業もわかりやすく、参加しやすいのです。」ということでした。

スマイル学習を支えているのは、予習教材と授業計画であるといわれております。つまり、タブレットというハードを導入しただけでは効果はないと考えます。タブレットを活用してどのように学習を進めていくのかなど、ソフト面を充実させていくのがポイントであると思います。先ほど述べた手引の第4章、第6章そのものであります。今後の取り組みとして小樽全体で底上げできるようにするために、どのように取り組みを検討されていくのか、教育長の見解を伺います。また、ICTの活用の研修や今後の目標、そして今後のスケジュールなどお示してください。

次に、マイナンバーカードについてであります。

国では、2016年よりマイナンバーカードの交付を実施しておりますが依然として進展していない状況であります。令和4年度末までにほぼ全ての住民に普及させるという目標を掲げております。

総務省によりますと、マイナンバーカードの交付枚数は、令和元年12月時点で1,872万枚で、率で14.7%となっております。小樽市の現状はどのようになっているのか、お示してください。

マイナンバーカードの普及を阻む要因は、紛失した場合の悪用や取得する必要性、マイナンバーカードそのものを理解していないなどがあると思います。これに対してどのように対策をとられているのか。また、取得のメリットについてお示してください。

そのような中、国として普及の取り組みが発表されています。マイナポイントによる消費活性化策として、マイナポイント利用、上限5,000ポイント、プレミアム率25%、実施期間が令和2年9月から令和3年3月までの7カ月間という内容であります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取り組みでは、令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省や各保険者においてシステム整備及び改修を実施しているようであります。さらに、保険医療機関、薬局におけるマイナンバーカード読み取り端末やシステムの導入を進める予定とされております。

厚生労働省から都道府県知事、全保険者に対し取得推進の依頼が進められているようであります。マイナンバーカード交付円滑化計画の策定を要請されているようであります。策定状況と主な取り組み内容、また今後の課題や問題点についてお示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

政府では、緊急対策費として総額153億円を計上し、国内感染対策の強化を含めた施策が予定されており、今後追加措置も含め動向が注視される状況にありますので質問いたします。

政府は1月30日、中国で感染者が拡大し世界各国に拡散しつつあることを受け、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。これまで水際対策重視の観点から、感染経路の特定により対策を行ってまいりましたが、2月13日に国内で新型コロナウイルスによる肺炎での初の死者が出たことの発表以降、東京、千葉、神奈川、愛知、和歌山、そして北海道で感染経路が不明な国内感染について会見がありました。また、北海道での内容は、道内在住者初の感染者が確認されており、国内感染が拡大している状況であり、市中感染が懸念されております。

15日、加藤厚生労働大臣の記者会見では、これまでとは状況が異なると述べており、国内流行の対策が

急務となっている状況であります。

国内の医療体制整備について、保健所に相談センターの設置や2次医療圏内に1カ所以上の帰国者・接触者外来の設置が発表されておりますが、小樽市として現在どのような体制でこの対策をとられているのか。また、これらの状況についてお示してください。

道内で感染者が確認されたため、小樽での感染者は確認されていないのかという心配や不安の声が多く聞かれるようになりました。以前、他都市ではSARSが流行したときに、不安から発熱がある患者が病院に殺到し、重篤患者に影響が出たり、病院運営に支障があったケースが多く見受けられた事例がありました。正確な情報の発信と冷静な対応を求める周知が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

市中感染が懸念される状況と考えますと、病院で入院されている重篤患者を中心に院内感染の心配があります。既に和歌山県の病院では、医師も含め患者の院内感染が確認されているところでもあります。院内感染対策について、市立病院を初め市内の病院、介護施設など、どのように検討されているのかお答えください。

また、一般病院、診療所の外来患者の対応も検討が必要といわれております。この外来対応についてはどのような対応が検討されているのか、現状でわかればお示してください。

さらに、一般用マスクが全般的に品薄状況であります。医療用マスクについてはどのような状況なのか、市立病院では備蓄も含めどのような対策を行っているのかお示してください。

政府の緊急対策の項目では、観光業等の中小企業、小規模事業者対策等、そして雇用対策があります。本市においても新型コロナウイルスによる観光客減少でホテルなどのキャンセルによる影響が出ているところもありますが、経済的影響について現状でどのように把握されているのかお示してください。

この問題について、国への要望も含め本市として影響を受ける産業等に対し、どのように対策を検討されているのか市長の見解を伺います。

第2項目めを終わります

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、令和2年度予算に関連して御質問がありました。

初めに、土地購入費についてですが、まず3,000万円の主な内容と内訳につきましては、事業者が計画していた太陽光発電所に対して、地域住民などから多くの反対があることを受けとめ、買い戻しも選択肢と捉え事業者を購入を打診したところ、検討するとの回答を得たことから、交渉を開始いたしました。

事業者が当初提示した金額は、本市が想定した金額との乖離が著しく、市として受け入れることはできませんでした。その後、事業者が提示した金額の詳細な内訳を求めるなど交渉を重ねましたが、詳細な内訳は示されなかったことから、まずは落札価格に事業者が土地取得に費やしたと想定される金額を加算して提示をいたしました。事業者が想定する金額との乖離があり合意には至りませんでした。そのため、事業者が行った営業に係る経費などを加味した金額3,000万円を市の最終回答として提示し、事業者から合意を得たものであります。

次に、土地購入に至るまでの経緯と購入の主な理由につきましては、本件の経緯といたしましては、平成30年10月の市有地売却後に、最上地域の住民から市へ、当該地の太陽光発電所の建設に係る不安や懸念のほか、さまざまな要望をいただいたことから、市から事業者に対して住民説明会を開催するよ

う要請いたしました。その後、事業者主催の住民説明会が平成31年3月、令和元年6月、7月の3度開催されましたが、太陽光発電所の建設に対する事業者からの説明は、地域住民の理解を得られるまでには至らない状況でありました。

市といたしましては、当該地の売却や事業者の計画には違法性がないと考えられることから、このままでは地域住民の理解が得られないまま建設が推し進められる可能性が高く、本件を解決し、地域住民の不安を解消するためには、当該地を購入する以外の手段が見つからず、本件が市有地を売却したことに端を発していることを踏まえ、令和元年7月に事業者と交渉を開始する判断をしたものであります。その後、先ほど述べた金額交渉を経て合意に達したものであります。

次に、この土地の購入後につきましては、再度の売却も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、塩谷地域との違いにつきましては、塩谷地域においても売却した市有地に太陽光発電所の計画があり、地域住民から不安や懸念などが寄せられたことから、市から事業者に対して当該地の購入を打診いたしました。事業者からは、既に太陽光発電所建設工事を発注済みであるなどの理由により交渉に応じられないとの強い意思が示されたため、交渉を断念せざるを得なかったものであります。

次に、これからの市有地売却についての検討につきましては、市有地を売却する際には、それぞれのケースに応じて当該地の周辺環境などに配慮した条件やトラブルに備えた特約条項を付して入札や契約を行うこととしております。

次に、特定健診についてですが、まず、特定健康診査等事業費の主な内容と内訳につきましては、特定健診に係る医療機関への委託料で4,800万円、未受診者への受診勧奨に係る経費で約690万円、受診者へのクオカード贈呈に係る経費で約550万円などとなっております。

次に、受診率の傾向などにつきましては、平成26年度は全国平均35.4%、全道平均26.1%、本市15.5%に対し、平成30年度では全国平均はまだ公表されておりませんが、全道平均29.5%、本市20%となっており、受診率は上がっているものの、全道平均には追いついていない状況にあります。

受診率が低い要因としては、本市が平成27年度に実施したアンケートでは、未受診の理由として、「医療機関にかかっているから」という回答が上位にあるとおり、高齢化率が高いことから既に通院している方が多く、改めて特定健診を受ける必要がないと考える方が多いためと考えております。

また、保険者努力支援制度は、保険者の取り組みに応じて得点をつけ交付金を分配する制度ですが、受診率も交付額を決定する要素の一つとなっていることから、本市の交付金も減額となっているところであります。

次に、全道10万人以上の市での特定健康受診率の順位などにつきましては、本市は9市中、最下位となっており、そのうち函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市の4市が自己負担額を全て無料としております。

次に、特定健診の受診率向上対策などにつきましては、議員御指摘のとおり、既に通院している方が多い本市の特性から、医師会等との協力は不可欠であり、診療時のデータを活用したみなし健診の推進など、御協力いただいているところであります。

令和2年度につきましては、よりインパクトのある受診勧奨策としてクオカードを贈呈するとともに、該当者の特性に応じ効果的な勧奨文書を送付するなど、より実効性のある施策を展開していきたいと考えております。

また、特定健診の無料化につきましては、現在有料である課税世帯の健診の受診動向を見きわめながら、費用対効果等を鑑みて検討してまいりたいと考えております。

また、今後の受診率の目標につきましては、データヘルス計画では、令和5年度で30%を目標として

おりますが、令和2年度の間見直しの際には、その達成状況も踏まえながら、さらなる受診率向上に努め将来目標を見直していきたいと考えております。

次に、保険者努力支援制度への取り組みにつきましては、その評価指標のうち特定健診の受診率は低いものの、令和元年度からは医師会等との連携のもと糖尿病性腎症重症化予防事業をスタートさせたほか重複・多剤投与者に対する取り組みや収納率の向上などに取り組んでいるところであります。

今後につきましては、特定健診の受診率向上に向け関係機関との連携を進めながら保険者努力支援制度の対象項目の取り組みを強化し、医療費の削減や生活の質の向上等に努めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてですが、まず、本市におけるマイナンバーカード交付枚数及び交付率につきましては、令和2年1月末現在の交付枚数は1万5,042枚で、交付率は13.16%であります。

次に、マイナンバーカードを紛失した場合の悪用対策につきましては、地方公共団体情報システム機構が設置する24時間対応のマイナンバー総合フリーダイヤルに連絡することで、悪用防止のため当該マイナンバーカードの一時停止措置がとられることになっております。

また、カードを取得する必要性やカードそのものの理解についての市民の皆さんへの周知につきましては、国においてもテレビやポスターの掲示などで周知に努めているところですが、本市においてもホームページや広報を通じて引き続き周知に努めてまいります。

カード取得のメリットにつきましては、顔写真つきのカードのため、身分証明としても使用できることやe-Taxによる確定申告など各種行政手続のオンライン申請のほか、今後、国が計画を進めている民間キャッシュレス決済とマイナンバーカードをひもづけすることによるマイナポイントがプレミアム付与されることなどであります。

次に、マイナンバーカード交付円滑化計画の策定状況と取得推進の主な取り組み内容につきましては、国の指針により本市におきましても令和元年10月に交付円滑化計画を策定しており、これに基づき、令和2年度は交付窓口の増設と人員配置の増員による体制強化を予定しております。

また、企業などから要望があった場合にタブレット端末を活用した申請サポートや出張申請の検討、国民健康保険の手続に来庁された皆さんへの取得勧奨、国が計画しているマイナンバーカード取得者を対象とした消費活性化策の周知などにより、取得推進に努めてまいりたいと考えております。

今後の課題や問題点につきましては、マイナンバーカードの作成はあくまでも任意のため、必要がないと考えている市民への効果的なPR方法の検討や、カード作成手続や暗証番号の設定が煩雑であることと認識をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてですが、まず、本市の医療体制整備につきましては、2月7日に帰国者・接触者相談センターを保健所に、帰国者・接触者外来を市内感染症指定医療機関に設置しております。また、庁内ではこれまで3度庁内会議を開催し情報の共有に努めるとともに、市内で感染者が出た場合には直ちに対策本部を設置することなどを確認しております。

なお、相談件数等については、直近の2月25日時点で相談センターへの相談は236件で、日々増加しております。相談から外来受診につなげた事例が6件となっており、検査の結果はいずれも陰性でした。

次に、情報の発信と周知につきましては、市ホームページにバナーを設置し、道内での発生状況や国と北海道の動きをタイムリーに掲載するほか、感染拡大防止について広報おたる、市役所別館コミュニティビジョン、FMおたる、新聞社に対する報道依頼、チラシの掲示など、さまざまな方法により正しい情報発信に努めております。

また、感染者が発生した場合については、基本的に北海道が公表しますが、感染拡大防止や市民の不

安解消などのため、個人情報に配慮しながら本市においても公表を行います。

次に、院内感染対策につきましては、国が示す医療機関、介護施設等におけるそれぞれの感染対策マニュアルを参考に、各施設においてマニュアルを作成し、日ごろからそのマニュアルに基づいた感染対策が行われることとなっており、今般改めて感染対策を徹底するよう指導したところであります。

次に、一般病院、診療所における外来患者への対応につきましては、ふだんからの感染症対策に加え、国から示される新型コロナウイルス感染症の診療時感染予防策を市内医療機関に情報提供し、感染予防の徹底について指導しているところであります。

次に、市内の経済的影響と対策につきましては、まず、市内経済の状況としましては、さきに実施したヒアリングによりますと、宿泊施設では中国人観光客を中心に多くのキャンセルが出ていると伺っており、一部の商店街では訪日外国人旅行者の減少により売り上げへの影響が生じているほか、市民も外出を控えるなどの動きがあり、影響の拡大を危惧しているとのことであります。

また、製造業でも訪日外国人旅行者の減少に伴う需要の減により一部に影響が見られるほか、海外との取引がある企業を中心に今後の動向を懸念する声をお聞きしているところであります。

次に、対策としましては、商工会議所や金融機関など関係機関との情報共有に努めるとともに、資金繰り等の相談に対応するため、2月3日には産業振興課内に中小企業向けの金融等相談窓口を設置したところであります。

今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに、国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 高橋克幸議員の新型コロナウイルス感染症についての御質問にお答えいたします。

まず、小樽市立病院の院内感染対策につきましては、外来診察では問診等により感染症が強く疑われる場合には、患者本人にはマスクを着用させ、救急外来の陰圧機能がある診察室へ案内し、他の患者との接触を避ける対応をいたしております。

診察する医療従事者は、マスクを含めた標準予防策である手袋、長袖ガウン、ゴーグル、キャップなど必要な防具を着用し対応いたします。

また、入院が必要な患者につきましては、移動の際エレベーターは専用運転とし、他の患者と交差しないよう配慮し、陰圧機能がある感染症病床を使用いたします。病室に入室する職員は、必要な防具を着用して対応いたします。

なお、使用後の診察室や病室などは清掃、消毒を行い、院内感染が発生しないよう対応してまいります。

次に、小樽市立病院のマスクの備蓄を含めた対策につきましては、各メーカーでは一般用マスクと同様に医療用マスクについても現在品薄の状況であり、当院におきましても入荷が困難となっております。

備蓄については、従来どおりの使用を継続した場合、3月中旬には在庫がなくなるおそれがあります。そのため患者対応をしない職員は、病院内のマスクを使用しないこととし、患者の対応をする職員は基本的にマスクの使用は1日1枚とする制限を行い、現在の在庫を節約し使用することにしております。

引き続きマスクの確保対策に努めてまいります。国による確保対策や流通状況を注視してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

ただいま、令和2年度予算に関連して御質問がございました。

初めに、GIGAスクール構想についてですが、まず、この構想についての認識につきましては、人工知能やビッグデータ等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられることで社会のあり方そのものが現在とは大きく変わるSociety5.0時代の到来が予測されており、社会生活の中でICTを日常的に活用することになると考えられております。そのような社会の中で子供たちが生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校においてもICT環境を整備し、効果的に活用していくことが必要であると考えておりますので、本市におきましてもGIGAスクール構想に基づき教育の情報化を推進していくことは重要であると認識をいたしております。

次に、今後の取り組みにつきましては、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想の実現に向けて、本市といたしましては1人1台の学習用端末の円滑な導入と全ての教員の指導力向上を目標に、早い段階から準備を進めていくことが必要であると考えております。このため、教育委員会と校長会の代表者などで組織をいたします小樽市教育情報推進委員会を年度内に立ち上げ、教科等の指導における効果的な活用などについて今後の方針を策定し、各学校における校内研修で活用を図るための実践事例集を作成するとともに、外部講師を招いたICT活用研修講座を開催し、全ての教員が研修に参加する体制を構築することで指導力の強化に努めてまいります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

(11番 高橋克幸議員登壇)

○11番（高橋克幸議員） 次に、行政改革に関連して質問いたします。

まず、市の組織改革についてであります。

地方自治法第158条第2項では、「普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と規定され、総務省自治行政局長通知では、「組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。」とされております。

これまで本市でも組織改革を実施してきましたが、現在の社会状況と時代変化を考えると、組織改革の必要性を感じます。この組織改革についてどのように考えられているのか。また、今後の予定と課題や問題点についてお示しください。

市政の総合的推進機能の強化についてであります。

市政を総合的に推進していくために行政改革の視点やまちづくりも含め、総合的な企画や調整ができるように、また、経営型行政運営を推進するため現在の企画政策室から企画部に改編し、その中に市政の重要かつ懸案課題に取り組む政策推進を担当する組織を増設、これにより市政の総合的推進機能を強化しつつ、市長の政策判断を迅速に進めることができるものと考えます。この点について提案をいたしますが、見解を伺います。

人口減少問題などの専門担当の設置等についてであります。

人口減少問題は全庁的な問題であり、昨年第3回定例会の私の一般質問の市長答弁では、人口減少の拡

大に歯どめをかける視点で、移住政策や子育て環境の整備など、また、まちの活力を維持する視点で、小樽の強みを強みを生かした産業政策を進める必要があるとありました。これらについては人口減少対策として、具体的かつ着実に進めるため、調整、推進するものであり、市長の直属のような専門担当の設置等の検討が必要と考えます。

さらに、人口が減少し高齢化が進む中において、住民生活を守り地域課題を解決していくためには、自治体だけではなく町会や自治会、NPO、企業など、さまざまな主体との協働が必要な時代になっています。特に最近では、災害の対応について企業や団体等との連携協定が多く見られるようになってまいりました。この協働について、将来に向け全庁的に推進、調整する専門担当の設置等が必要になると思います。これらの点についていかがでしょうか。それぞれについて市長の見解を伺います。

次に、人材育成についてであります。

まず、職員の意識改革の促進についてであります。

組織の中で職員の意識改革を進めることは容易ではありません。逆に意識改革が進むと組織は大きく変わるといわれております。市長が考えられている職員一人一人の意識改革とは何か、どのように意識改革を進めていこうと考えているのか、お示してください。

昨年、一般質問で30歳代の係長職を担う職員数が少ないことの課題と対策を質問いたしました。今後、業務執行のかなめとなる係長職への適正な配置ができなくなり、組織運営上の支障が生ずるおそれがある、人材確保が課題であり、今年度から事務職の上限年齢の引き上げ、採用時の30歳を超える事務職員の人事異動サイクルの短縮の取り組みを行っているとの答弁がありました。現在の30歳代の職員数の状況、不足している人数、令和2年度の30歳代の採用予定についてお示してください。

また、人事異動サイクルの短縮の弊害が懸念されますが、対応についてお答えください。

職場研修についてであります。

人材育成基本方針の中には、職場研修の種類が掲載されております。基本研修として初級、中級、上級、監督者、管理者など、それぞれの区分で研修があるようです。特に組織のかなめとなっている中間職員である係長職、課長職に必要とされている能力とはどのようなもので、その研修である監督者及び管理者対象の研修について、研修名やその目的、日数、担当講師などの概要について説明してください。

また、集中して研修をする、責任を持たせて事業を遂行するなど、厚く重層的な育成が必要と考えますが見解を伺います。

専門性を持つスペシャリストについて、そのときの御答弁では、税務、福祉、災害対策、港湾行政などにおいて育成したいとありました。人事異動サイクルについて4年を基準として考えているとのことでしたが、以前から私は10年程度のスパンの中期的な期間の考え方を提案してまいりました。30歳代職員層のことを考えますと、この10年程度のスパンの中で次の世代への継承をしっかりと考えていくべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、地方自治体のICT化、5GとRPAの活用についてであります。

本年1月、公明党会派として自治体向けのICT推進セミナーに参加し勉強させていただきました。今後の本市のICT化について取り組みが不可欠と思いましたので、その中から何点か質問いたします。

5Gの利活用についてであります。

2020年、次世代通信規格である5Gが日本でも実用化される予定であります。世界動向を見ますと2018年にアメリカ、2019年にヨーロッパ、中国、韓国など既に海外では実用化が進んでいます。国においては、次世代通信規格である5Gの利活用に力点を置いており、交通、物流、医療、介護、建築、土木や政府、そして地方自治体など幅広い分野で推進するようであります。

5Gの特徴は、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続の3点であるといわれております。現在までの4Gまでが基本的に人と人のコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対し、5Gはあらゆるモノ、人などにつながるIoT時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすこととなります。ゆえに5Gは来るべきIoT時代の重要な基盤となるといわれております。全国地域では5Gの利活用について、支援企業と自治体の連携協定を締結する傾向がふえているようであります。5Gの利活用の認識と今後の考え方について見解を伺います。

RPAの活用についてであります。

政府のIT総合戦略本部では、2018年に官民データ活用推進基本計画の改訂を閣議決定いたしました。その中で、重点取り組みの一つとして地方のデジタル改革を掲げ、地域生活の利便性向上のための地方デジタル化総合パッケージを策定しております。これは自治体戦略2040構想の推進を前提にしております。この総合パッケージの柱の一つがRPAを活用したデジタル自治体行政の推進であります。

RPAとは、人間の仕事をソフトウェアロボットに代行させて業務を自動化し、生産性向上を図る仕組みのことです。具体的には、自治体の定形的かつ膨大な作業量が発生する業務プロセスについて、RPAを活用して自動化、省力化し、これにより自治体職員の稼働時間の削減効果やミスの軽減、行政サービスの向上、さらには自治体職員の働き方改革にもつながると期待されております。このRPAの活用についてどのように認識されているのか、見解を伺います。

さて、民間企業の導入が先行しており、多くの企業がRPAを取り入れ、着実に成果を上げているようであります。自治体においては、国の動向もあり導入事例が増加傾向にあり、北海道内においても2019年には函館市や登別市などを含め、九つの自治体が共同実験に参加している状況にあります。

熊本県宇城市では、定型業務の多いところで効果が出ており、いずれも年換算の数値ですが、窓口業務865時間、内部管理業務2,767時間と大幅な縮減効果が出ているようであります。

このRPAの活用について、他都市の調査研究を進めるとともに、導入に向けて検討すべきと提案いたしますが、市長の見解を伺います。

第3項目めを終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、行政改革に関連して御質問がありました。

初めに、市の組織改革についてですが、まず、組織改革の考え、今後の予定と課題や問題点につきましては、このたびの組織改革では、前回から10年以上が経過していることから、時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくりが重要と考えております。

組織改革に当たっての課題としては、市民サービスの向上のため関連業務を集約する必要があると考えており、そのためのスペースの確保などが挙げられます。

現在、組織改革案の作成作業を行っておりますが、今後、本年9月の第3回定例会で組織改革案を提示し、御議論いただいた後、パブリックコメントを経て12月の第4回定例会で関係条例の改正、関連予算の計上を行い、令和3年4月に新組織でスタートしたいと考えております。

次に、企画部門のあり方につきましては、企画政策室を企画部に改編することは、人口規模、財政規模に見合った組織づくりの観点から、部の総数をふやすことにつながりますが、全庁的な政策推進のためには企画政策機能の充実が大事なことでと考えております。今後の議論の中で、そのあり方を検討してまいり

たいと考えております。

次に、人口減少問題の専門担当の設置等につきましては、人口減少対策は本市の最重要課題の一つであることから、現在、企画政策室に人口対策担当の主幹、主査を配置し、移住施策のほか、人口対策に関する取り組みを全庁的に進めておりますので、このたびの組織改革では現状の体制で臨んでまいりたいと考えております。

また、協働につきましては、自治基本条例の推進の観点からも、今後業務内容を見きわめ必要な体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、人材育成についてですが、私が考える職員の意識改革とその進め方につきましては、私は職員時代から部下に対して、まちづくりのアイデアや行政課題解決のヒントは市民の皆さんの中にあると話してきました。職員にはもっと積極的に生活、福祉、経済などの現場に入って関係者の皆さんと対話をし、多様な市民ニーズをしっかりと捉える意識を持ち、また、事業を進めるに当たっては、縦割りではなく部署間の連携を図る意識などを常に持ってほしいと考えております。

これまでも職員に対しては、会議や研修などの機会に話をしてきておりますが、引き続きあらゆる機会を通じてこのような意識を浸透させ、組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、30歳代の職員数の状況等につきましては、医療職と消防職を除くと今年度当初の30歳代の職員数は190人で、全体の職員数が1,002人ですので、割合としては19%となっております。各年代のバランスを考えると、30歳代は250人程度必要となりますので、60人ほど不足している状況と言えます。

また、令和2年度の採用予定者数30人のうち30歳代は9人であります。

次に、人事異動サイクルの短縮につきましては、採用時に30歳を超える事務職員については、多様な経験を積ませるため、基本的には人事異動サイクルを短縮しておりますが、その反面、行政職としての知識や経験が深まらないことや、職場において中心的な役割を担いづらいといった側面もあります。そのため、個々の状況に応じて異動のタイミングを変えるなど人材育成や円滑な業務運営に資するよう対応しているところであります。

次に、係長職、課長職に必要とされる能力と対象の研修につきましては、まず、係長職には、基礎的職務遂行能力のほか、政策形成能力、さらに監督者としてのマネジメント能力が、課長職には加えて行政運営能力が求められます。このため係長昇任時に2日間の新任監督者研修を実施し、必要な責務と役割を認識する目的で、私が直接、心構えなどについての講話をするほか、民間の講師による部下の指導育成の体験談や実例を中心とした委託研修などを実施しております。

また、課長昇任時には、2日間の新任管理者研修を実施し、管理職としての基礎知識を身につける目的で、私の講話に加えて報道や議会の対応などを内部の講師から学ぶ研修のほか、リーダーシップや組織マネジメントを身につけるため、民間の講師による委託研修を実施しております。

次に、係長職、課長職の厚く重層的な育成につきましては、平成28年度から部下育成研修を新設し、昇任3年目の課長職を対象に部下育成方法についてのフォローアップを行うなど研修に厚みを持たせております。

また、人材育成が目的の一つである人事評価制度において、職員が組織目標に沿ったそれぞれの目標を定め、その達成に向けて取り組んでいく中、業務を適切に遂行しているのか、また、職責に応じた能力を発揮しているかなどの観点で、上司が面談時などに部下へ適切な指導・助言を行うことで職員の育成を図っていくことが必要と考えております。引き続き職場研修なども行いながら、職員の資質・能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、中期的な人事異動サイクルにつきましては、専門性を高めるためには一定程度、中期的な在職期

間は必要であると認識をしております。御提案のありました10年程度の在職期間による異動サイクルも手法の一つだと考えますが、職員のモチベーションや後継者の育成などを勘案しますと、一度他の部署に異動させ、その後職位を上げて同じ部署に戻すといった方法も考えられますので、専門性を高める効果的な異動方法について今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、地方自治体のICT化についてですが、まず5Gにつきましては、さまざまな分野での利活用が見込まれる次世代の通信技術であり、今後5Gを活用したサービスが展開されていく中で、市民サービスの向上や効率的な行政運営につながるような活用事例も出てくると思いますので、国や先進都市の取り組みなどに注視し、情報収集を図りながら研究してまいりたいと考えております。

次に、RPAの活用につきましては、データ入力などの単純作業を自動化することにより、職員の負担軽減や作業の効率化を図り事務改善や行政サービスの向上にもつながる有効なツールであると認識をしております。

次に、導入に向けての検討につきましては、課題としては、RPAに対する職員の十分な理解が進んでいない中、費用対効果が見込める業務の洗い出しを行わなければならないこと。また、制度改正などにより修正が必要となった場合はプログラムの変更が必要となることなどが考えられます。これらさまざまな課題も含め効果が見込めるのであれば有効なツールと考えておりますので、先進都市の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

（11番 高橋克幸議員登壇）

○11番（高橋克幸議員） 次に、小樽市公共施設再編計画（案）についてであります。

総務省では、平成26年策定の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてにより、各自治体に対し、全ての公共施設等を対象に管理等に関する基本的な考え方を示す公共施設等総合管理計画及び個別施設計画である長寿命化計画の策定を要請いたしました。これに対し、本市において公共施設等総合管理計画を平成28年に策定し、この基本的な方針に基づき平成30年度には「①対象施設の選定」「②個別施設の現状評価」「③施設の再編方針や再編手法の検討」。令和元年度では、「④対象施設における再編素案」が作成され、昨年第3回定例会の中で提出されたわけであります。

議会においては、公共施設の再編に関する調査特別委員会を設置し質疑が行われてきました。そして、令和2年2月には、小樽市公共施設再編計画（案）が作成され、素案で複数の選択肢が示されていた各施設の絞り込み案として議会に提案されました。そこで何点か伺います。

施設別の全体像の中で中段に記載されている施設、体育館、市民会館、勤労女性センター、勤労青少年ホームの四つの施設についてであります。

体育館の説明では、新・市民プールの整備方針が定まるまで現施設を当面維持。市民会館の説明では、整備方針が定まるまで必要な保全を行い、現施設を当面維持。勤労女性センター、勤労青少年ホームでは同じ説明で、在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持とあります。これら全て当面維持で共通していますが、これが公共施設再編計画（案）なのでしょうか。これでは先送りしたと言われても仕方がないと思われませんが、見解を伺います。

整備方針が定まるまでとは、いつまでに決定するのでしょうか。当面維持とは、具体的にどのように維持されていくのか、お答えください。

市民会館の必要な保全を行いとは、どのような保全を考えているのか、お示しください。

今後のスケジュールでは、公共施設再編計画の策定が令和2年度に実施され、続いて個別計画である長寿命化計画の策定に進む予定であります。長寿命化計画の策定で、再編施設の整備時期及び単独で残す施設の改修内容と改修時期を整備コストの平準化を勘案し設定するとあり、公共施設等総合管理計画の見直しに進む流れとなっています。

先ほどの四つの施設はどのようになるのか決定していないため事業費の試算もできず、計画時期も未決定の中で、どのようにして全体コストの平準化ができるのでしょうか。この点についてお答えください。

また、今後の公共施設再編計画の策定や長寿命化計画の策定についての考え方やスケジュールも含め、市長の見解を伺います。

博物館分室（収蔵庫）についてであります。

現在、主に収蔵されている旧石山中学校には、小樽の歴史や文化など、その時代に培われた多くの遺産とも言うべき収蔵資料がおさめられております。この旧石山中学校から旧北手宮小学校及び移設する教育委員会に分けて移転する計画となっております。どのように2カ所に分けて収蔵するのか、考え方と主な収蔵資料について、また、今後のスケジュールについてお示しください。

旧北手宮小学校も築年数もふえ、屋上防水や建物の維持管理に必要な改修工事も必要と考えます。収蔵資料の中には、管理上、特に検討の必要があるものも多くあると思いますので、今後の考え方についてお示しください。

また、関連して、博物館の展示資料、収蔵資料などの防災対策や資料のデジタル化などによる保存対策はどのように検討されているのか、お答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽市公共施設再編計画（案）について御質問がありました。

初めに、四つの施設の当面維持などについてですが、まず、体育館等の四つの施設が当面維持となっていることにつきましては、体育館は、その規模や機能に加え、新・市民プールとの併設についての検討が必要なこと。市民会館は、その建設場所の確保や施設規模等の検討が必要なこと。勤労女性センターと勤労青少年ホームについては、それぞれの将来の役割を踏まえたあり方の検討や整備方針の検討が必要なことから、再編計画案ではこうした整備方針等が定まるまでの間、これまでどおり現施設を継続使用していくという方向性を定めたものであります。

次に、整備方針が定まる時期につきましては、現段階ではその時期をお示しできませんが、いずれの施設も老朽化が進んでいる建物のため、できるだけ早い時期に整備方針を定めるよう努めてまいりたいと考えております。

また、当面維持とは、これまでどおり現施設を継続使用していくために建物や整備等について必要な維持管理や補修を行っていくものであります。

次に、市民会館の必要な保全につきましては、同館の整備方針が定まるまでの間は、利用者の安全にかかわるもので、緊急性の高いものや施設の運営上必要なものを優先して必要最低限の施設改修をしながら、当分の間、維持していくことを考えております。その場合、舞台のつりものワイヤーや滑車などの交換、外壁補修、大ホールのシャンデリアのワイヤー交換、音響設備、高圧受電設備の更新などについて段階的に行う必要があると考えております。

次に、当面維持する施設を含めた再編に係る全体コストの平準化につきましては、再編計画において、あり方や整備方針が定められていない施設は、当面これまでどおり現施設を継続使用していくことから、来年度策定する長寿命化計画の中で継続使用していくために必要な維持補修等の費用や実施時期を検討し、全体コストの平準化を行ってまいります。

次に、公共施設再編計画と長寿命化計画の策定についての考え方やスケジュールにつきましては、今回お示しした再編計画案は今定例会後、パブリックコメントや若者世代等との意見交換会を実施した後、それらも参考にしながら6月までに再編計画として策定いたします。この計画を踏まえて、実行計画である長寿命化計画を令和2年度末までに策定いたしますが、その後に整備方針が定まった施設については、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、その中で反映させてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） ただいま、小樽市公共施設再編計画（案）について御質問がありました。

初めに、博物館分室（収蔵庫）についてでございますが、まず、博物館資料の収蔵につきましては、収蔵資料の一括管理の観点から、旧石山中学校で収蔵している博物館の資料は、基本的に旧北手宮小学校に集約したいと考えておりますが、一部、教育委員会が移転する商業高校には学校・教育史関係の資料を収蔵し、博物館の調査研究に役立てることを検討しております。

また、今後のスケジュールにつきましては、旧北手宮小学校の環境整備を行った後に実施する予定ですが、時期については長寿命化計画を進める中で協議してまいりたいと考えております。

次に、収蔵資料の管理の考え方につきましては、本館、運河館に加え旧北手宮小学校も含めて総合的な資料の管理が必要と考えております、そのため旧石山中学校の博物館の収蔵物を旧北手宮小学校で受け入れる方向で検討しておりますことから、今後の方針として施設の老朽化により雨漏り等が発生している旧北手宮小学校の屋上防水工事を実施するなど、適切な資料保存のための環境整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、博物館の展示資料、収蔵資料などの防災対策につきましては、毎年実施している消防設備点検などの指摘事項について対応し、資料の安全な保存対策に努めてきているところでございます。本年1月には重要文化財旧手宮鉄道施設で防火訓練を実施いたしましたが、その際には重要資料を搬出する訓練も盛り込むなど消防本部の協力を得ながら取り組んでいるところでございます。

また、収蔵資料のデジタル化につきましては、平成18年度以降は資料を受け入れる際にデジタルデータで保管し、それ以前のものについても随時デジタル化を進めるなど適切な保管に努めているところでございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、高橋克幸議員。

○11番（高橋克幸議員） 3点、再質問させていただきます。

まず1点目、特定健診について再質問いたします。

非常に小樽の特定健診の受診率が低いという説明を受けていましたけれども、人口10万人以上の市で最下位というのは問題ですよね。お聞きしたところ北海道でも下位のほうだというふうに伺いました。もっと広げていくと、日本全国的に見ても本当に下位のほうなのだという、驚くべき状況なのだということをお聞きしたわけです。

先ほど直近5年間の数字をお聞きしましたが、受診率は上がっているのです。少し希望が持てるかと思うのですが、ぜひやっていただきたいと思っているのは、データヘルス計画では令和5年に30%と

いう結構高い数字です。何とか全道平均まで行こうという数字だと思うのですが、今、令和2年度ですから、5年度を含めると丸4年あります。

私は、やはりある程度意識を持って、毎年このぐらいつつという受診率の数値目標を設定したほうがいいのではないかと、きれいにいくかどうかは別にして、そのぐらい意識を持ってやらないとこれは上がっていかないのではないかとというふうに非常に心配をしております。

また、直接のペナルティーはないようではすけれども、財政支援制度もその中では受けづらくなるというお話も聞きましたので、やはり健康を重視する小樽としては、この特定健診の受診率の向上というのは、本当に力を入れてこの4年間やっていかなければならないのではないかと思います。ぜひ目標を定めて、しっかり毎年取り組んでいっていただきたいと思いますので、その辺の意気込みと対策、方法について、あれば聞かせていただきたいと思います。

2点目はGIGAスクール構想についてであります。

先ほど教育長にお話を伺いました。議案説明のときにもお話しましたがけれども、私も武雄市に行つて本当に感銘を受けて、2014年に行きましたから、もう6年前になるわけです。もうそこでは先進市で既に取り入れて、市の全小学校がやっていたという状況で、しかも先ほども少し説明しましたがけれども、翌年にはもう効果が出ているという状況であったというふうに伺っています。

本質問でもお聞きしましたがけれども、ハードだけそろえても意味がないのです。先ほど説明した予習教材と授業計画というのが非常に大事であると。大事なのは教える側、教員方の力量が非常に求められるというふうになってくると思います。そうすると、学校別に研修を行うということがありましたけれども、ぜひ教育委員会としては、全体として出おくれがなるべくないように、底上げできるように工夫してほしいのです。その辺もよく見ていただきたいと思いますし、同じ学校内でも年齢的な差別もありますし、こういうものは不得意なのだという教員方もいらっしゃるかもしれません。そういう中で、どういうふうにそれを穴埋めできるのか、底上げできるのかということも含めて、これは真剣に取り組んでいただかないと、せっかく国が予算を出して整備しても効果が上がらないと意味がありませんので、この点はぜひお願いしたいとも思いますし、その辺を具体的に。今すぐという内容はないかもしれませんが、私は早く準備を進めてほしいのです。

どういう準備を進めていかなければならないのかというのはいろいろあるかと思いますが、今わかっている範囲でお答えできるものがあればお示ししたいと思います。

それから、3点目は地方自治体のICT化、5GとRPAの件です。

先ほど市長からも御答弁いただきましたけれども、なかなか前に進んでいくのだというような御答弁ではなかったというふうに思います。やはり認識がまだ低いのかというふうに思っていますので、まず一つやっていただきたいのは、この5Gと、それから特にRPAの活用を、では具体的にどうやったらできるのか、先ほども費用対効果ということもありましたけれども、私がセミナーの中で説明を受けた中では、ほとんどの市で効果があるというふうに言われているようです。なので、担当の人、1人だけがわかっていてもこれはしょうがない話で、できれば市長、副市長も。デモを見せてもらいましたけれども、なるほど、そういうことなのかと、本当にすごいなというふうに思いました。

そういう面で、やはり幹部の方々が認識を新たにしていただけなければ、一つの課で、1人の職員で、これがいいとか悪いとかと言っても進みませんので、ぜひとも市長にこの辺の認識をもっと深めていただいて、特にこのRPAについては早急に取り組む考え方をいただきたいと。まず、調査研究でも結構ですので、認識を新たに、もう一度そこから見直していただきたいと思いますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高橋克幸議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定健診についてですけれども、全く議員指摘のとおりでございます、全国的にも下位にあるというふうには認識をしておりました。この問題につきましては、やはり市民一人一人の医療費の問題などから、健康寿命の延伸というのは大きなテーマになっておりますから、それを解決することにもなりますし、何よりも御答弁申し上げましたけれども、受診率が交付額を決定する大事な要素になっているということも鑑みますと、この問題にはしっかり取り組んでいかなければならないということで、新年度予算には新たな受診勧奨策としての事業を盛り込んだところでございます。

令和5年度で30%という目標を掲げておりますけれども、今後どういった目標を掲げることができるのか、担当と十分検討し、着実に前進させていながら、この目標をクリアできるようにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それから、ICTの関係でお尋ねがございましたけれども、全体的に見てICTの取り組み自体、小樽市役所はほかの自治体と比べますと、おこなっているというような認識は持っているところでございます。また、その一方で、職員の負担軽減ですとか、あるいは作業の効率化といったことについてもしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりますので、今、議員からは、このRPAの取り組みについてしっかりと認識を持つようにというような御指摘をいただきましたけれども、私も含めて全庁的にこのRPAのメリット、こういったものがしっかり認識できるような取り組みを庁内でも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高橋克幸議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

GIGAスクール構想に関連しての御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、ハードをそろえれば、それで済むものではもちろんございません。そこがスタート地点となるわけで、どういうふうに子供たちに活用していくのかということが一番求められることだというふうに思っております。

そういう点から、全ての教員の指導力向上、これは間違いなく絶対必要なことだというふうに思っておりますので、私どもとしても早い段階から準備を進めていくことが大切であるというふうに考えております。

そういった中であって、年度内に小樽市教育情報化推進委員会という組織を立ち上げるということは今考えておまして、その委員会を活用して教科等の指導における効果的な活用方法、議員から武雄市の事例なども御紹介いただきましたので、そういった先進的な事例を委員会の中で協議したり、そして、学校でそれぞれ協議した中で、その活用について市としての政策をまとめて、学校にそれを反映させていくというような取り組みが必要かというふうに我々も今考えておまして、そういったことを通じて教員の研修会も含めてしっかりやっつけようということで、今準備を進めておりますので、今後小樽市の子供たちがそういう形でしっかりと学んでいけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時55分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）

○25番（前田清貴議員） 小樽市鳥獣被害防止計画に関連して質問します。

初めに、小樽市鳥獣被害防止計画策定にかかわる経緯と、その根拠法及び概要についてお示してください。

また、対象鳥獣の種類と被害防止計画の期間及び対象地域についてお示してください。

加えて、直近3年間の対象鳥獣の捕獲数と通報件数及びその被害金額について数値をお示してください。

また、農地や家庭菜園での対象鳥獣による主な被害農作物にはどのような農作物がありますか、お聞かせください。

前述の質問と重複するかと思いますが、対象鳥獣による被害の傾向と捕獲数との関係について、最近の傾向も含め、どのような御認識をお持ちですか、対象鳥獣別に御所見をお聞かせください。

次に、対象鳥獣別被害の軽減目標についてお伺いします。

計画期間を示し、現状値と目標値について、また、鳥獣被害防止計画の更新について、今後どのようなお考えをお持ちなのか、御所見と今後の方針についてお示してください。

また、ごみ埋立処分場がある桃内地域における農家等の中で、特に農地でイタチごっこを繰り返しているカラスの被害について、これまでどのような対策を講じてこられたのか。また、期待した効果は得られているのか、お聞かせください。

また、これまでにカラスの被害を防止するため、カラスの駆除とパトロールを実施し、一定の成果と効果を上げてきていると認識しています。令和2年度も同様に小樽市鳥獣被害対策実施隊員によるカラスパトロールは実施するのですか、お聞かせください。

実施隊員は、小樽市が発生した小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、隊員の行動と身分は定められています。仮にカラスパトロールを実施する場合、令和2年度に向け同要綱の見直し、改正等を考えていますか、御所見をお聞かせください。

次に、現在5年に1度の2020年農林業センサスが実施されています。来年度末には本市農林業の現状が明らかになることと思います。

初めに、新年度予算、農業次世代人材投資事業費補助金600万円の交付要件、営農地、栽培品目、作付面積、将来の目標等の概要について御説明ください。

そこで、本市農業の直近の現況についてお伺いします。

まず、農家数と農家人口、経営耕地面積について、戦後の最大値と現況との差異について、農林業センサスをもとに数値を示し、お答えください。

特に、本市農業は都市近郊型農業と言われて久しいです。その特徴は、小面積、施設園芸による少量多品種栽培の農業が特徴です。そこで、1戸当たりの経営耕地面積と農産物の販売金額について、知り得る限りでよろしいですから数値でお示してください。

次に、認定農業者制度についてお伺いします。

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な

農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画書を認定する制度と認識しています。

まず、認定農業者制度の創設の経緯と概要についてお伺いいたします。

市町村が作成する基本構想とはどのようなものですか、その項目と概要についてお示してください。

また、認定にかかわる認定基準、つまり小樽市が作成した基本構想の中で地域の実情に即した基準とはどのようなものかお聞かせください。

農業者は認定を受けるため、農業経営改善計画認定申請書を行政に提出し、審査を受けなければなりません。最近、経営規模の要件は撤廃され、認定条件のハードルは下がったと伺っています。経営改善計画書に記載する項目と内容についてお伺いします。

一度認定農業者に認定されると認定期間は無期限ですか、期間と更新についてお示してください。

農業者が同制度の認定を受けるとどのような支援措置を受けられますか。加えて、認定農業者制度と農業所得向上との相対関係について御認識をお聞かせください。

小樽市は、認定農業者制度にこれまで施策の過程で積極的に取り組んでこられましたか、具体的にお聞きます。

また、直近5年間の認定農業者制度にかかわる相談件数と申請件数、認定農業者数についてお示ください。

あわせて、今後、本市農業の未来を担う認定農業者の育成構想と認定農業者増加に向けた取り組みについてお示ください。

この項最後に、農業を所管する部課と農業委員会との関係についてお伺いします。

農業を所管する部課は互いに農業委員会と情報を共有し、本市農業の発展的将来を見据え、認定農業者を育成し、認定農業者増加に向けた観点から協働も必須かと存じます。平素の意思疎通はどのように図られておられますか、お聞かせください。

次に、農業委員会にお伺いいたします。

小樽市農業委員会の使命・業務には、農業、農村、農業者の代表として農政の推進に努め、市民の期待と信頼にこたえること、あわせて、食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率的利用を進めることと同時に、意欲ある担い手を育成し、望ましい本市の農業構造を実現するため、農用地の利用集積と地域の景観保全に努めること、また地域農業の持続的発展のため、農業者などの経営支援を強化し、農業、農村の振興に努めなければならないと、農業委員会業務必携に明記されています。

私はこれまでに、農業委員会の存廃問題、独立した農業委員会として市長への建議の提出などの質問にかかわってきました。今回は前述の後段の農業者の支援に関連して質問します。

初めに、農業経営と認定農業者制度との相関関係について、どのような御見識をお持ちなのか、御所見をお伺いします。

また、農業委員会はこれまで認定農業者育成にどのように携わり、かかわって認定農業者誕生に実績、結果を残されてこられましたか。相談件数、申請件数、認定農業者数についてお示ください。

また、農業委員会では、過去、認定農業者育成にかかわる質問、会議、報告などはありましたか、質問の要旨、会議の議題、報告内容についてお聞かせください。

先ほどもお伺いしましたが、同じ質問を視点を変えて質問します。

農業委員会は、農業を所管する部課との情報共有はどのように図っておられますか。本市農業の発展的将来を見据え、認定農業者を育成し、認定農業者増加に向けた観点から協働も必須かと存じます。平素の意思疎通についてお聞かせください。

最後に、農業委員会として今後認定農業者の育成について、どのようなお考え、構想をお持ちなのか、農業委員会の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市鳥獣被害防止計画について御質問がありました。

まず、計画策定にかかわる経緯と根拠法につきましては、農山漁村地域において農林水産業に関する鳥獣被害が深刻な状況にあり、これに対処することが喫緊の課題になっていたことから、平成19年度、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律が制定され、市町村が鳥獣被害防止計画を策定できることや、国の財政措置などが規定されました。

これを受け、本市においても24年度に小樽市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、小樽市鳥獣被害防止計画を策定したところであります。

また、この計画では、計画期間を3年間と定め、対象鳥獣の種類や対象地域、被害防止に関する方針、被害の軽減目標や被害防止対策、取り組み方針、実施体制などについて記載をし、現在まで三次の計画に基づき、鳥獣による被害防止に取り組んできたところであります。

次に、対象鳥獣と計画期間、対象地域につきましては、対象鳥獣をエゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス、トドとし、現計画は平成30年度から令和2年度までの3年間の計画期間とし、対象地域は市内全域としております。

次に、直近3年間の対象鳥獣に関する通報数と捕獲数及びその被害金額につきましては、通報数は鳥獣ごとで把握できないことから年度の総数で、また、捕獲数、被害金額については鳥獣ごとにそれぞれ申し上げますと、平成28年度は通報数60件、エゾシカ44頭で7万円、ヒグマ6頭で4万円、キツネ48匹で5万8,000円、タヌキ44匹で被害額なし、アライグマ16匹で10万2,000円、カラス285羽で被害なし。

29年度は、通報数75件、エゾシカ68頭で7万4,000円、ヒグマ2頭で19万円、キツネ44匹で1万円、タヌキ80匹で1,000円、アライグマ24匹で13万6,000円、カラス163羽で被害額なし。

30年度は通報数77件、エゾシカ70頭で17万2,000円、ヒグマ2頭で被害額なし、キツネ61匹で7,000円、タヌキ111匹で3万5,000円、アライグマ39匹で3万8,000円、カラス198羽で被害額なしとなっております。

次に、主な被害農作物につきましては、トウモロコシ、ジャガイモ、枝豆、イチゴなどであります。

次に、被害の傾向と捕獲数に関する認識につきましては、本市においては特に農業が盛んな、塩谷、忍路、蘭島などの市内西部地域を中心に通報数や捕獲数が増加傾向にあると認識しております。

対象鳥獣はキツネやタヌキなどがそれぞれ増加傾向にあり、特にエゾシカは出没数の増加により、被害額がより拡大するものと認識しておりますことから、引き続き被害防止対策に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、被害の現状値と目標値につきましては、現計画では被害の現状値を平成28年度の数値を用いて27万円と設定し、目標値は令和2年度に25万円と設定しております。

近年、対象鳥獣の生息数が増加傾向にあり、通報数、捕獲数も増加していることから、被害拡大を抑

制することを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、桃内地域でのカラスによる農作物等の被害対策につきましては、当該地域では処分場に飛来するカラス等による農業被害対策の一環として、カラスパトロールのほか、カラス被害予防のため町会で畑にテグスを張るための費用助成や爆音機の設置を行っており、農家からは設置後、農作物の被害低減に効果が出ていると聞いております。

次に、カラスパトロールの実施につきましては、農作物への被害抑制効果が認められることから、令和2年度も引き続き小樽市鳥獣被害対策実施隊員によるカラスパトロールを実施してまいります。

次に、小樽市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の見直しにつきましては、令和2年度に向けた見直しや修正は考えておりませんので、カラスパトロールについても現在の要綱に基づき実施してまいりたいと考えております。

次に、本市農業の現況について御質問がありました。

まず、新年度予算で計上した農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、主な交付要件は、独立、自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で、市が策定する人・農地プランへ位置づけられることとなっております。

また、交付対象3件の概要につきましては、営農地は忍路・蘭島地区で、栽培品目はミニトマト、作付面積は5.4アールが2件と、14.4アールが1件となっており、将来目標とする営農類型としては、施設野菜のほか、水稻や露地野菜、イモ類が挙げられております。

次に、農林業センサスに基づく農家数等につきましては、戦後の最大値は旧塩谷村を合併以降に実施された昭和35年の調査結果であり、農家数は2,254戸、農家人口1万2,484人、経営耕地面積2,009ヘクタールとなっております。

これに対し、直近の平成27年調査結果では、農家数は161戸、農家人口246人、経営耕地面積130ヘクタールとなっており、農家人口については集計方法の変更もあり単純には比較できませんが、いずれも9割以上の減少となっております。

次に、農家1戸当たりの状況につきましては、直近の平成27年調査で申し上げますと、経営耕地面積は約0.8ヘクタールであります。農産物販売金額につきましては、1戸当たりの金額は集計されておりませんが、販売金額300万円未満が全体の約8割を占めております。

次に、認定農業者制度について御質問がありました。

まず、創設の経緯につきましては、平成4年に農林水産省の新政策において、効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗を担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に制度が創設されたものであります。

また、概要につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が経営改善計画を作成し、市町村が認定農業者として認定するものであり、認定されることでさまざまな支援制度が利用できるものであります。

次に、基本構想に掲げる項目につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的、安定的な農業経営の基本的指標、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標、農業経営基盤強化促進事業に関する事項、農地利用集積円滑化事業に関する事項、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項となっております。概要につきましては、本市農業の現状や課題と方策、農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標など、本市農業経営基盤の強化促進に関する事項を掲載しているものであります。

次に、基本構想における認定基準につきましては、具体的な経営目標として、農業経営の発展を目指す農業者の農業所得を1人当たりおおむね400万円と設定しております。

次に、経営規模に関する要件変更と経営改善計画につきましては、要件変更については、平成30年1月から経営改善計画の認定に当たり、農業経営の多角化を踏まえ営農類型や経営面積規模にかかわらず目指している所得水準が基本構想における目標以上であれば認定されることとなりました。

また、経営改善計画に記載する項目と内容を順で申し上げますと、目標とする営農類型では栽培する農作物を、経営改善の方向の概要では今後の経営の進め方と、所得と労働時間の目標を、農業経営規模の拡大に関する目標では作目ごとの作付面積生産量の現状値と目標値を、生産方式の合理化に関する目標では機械、施設の整備の現状値と目標値などを、経営管理の合理化に関する目標及び農業従事の態様等の改善に関する目標ではそれぞれ現状と将来の目標を、目標を達成するためにとるべき措置においては、経営改善の目標ごとにそれぞれの取り組みを記載することになっております。

次に、営農農業者の認定期間と更新につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則に基づき、認定期間は認定日から起算して5年とされており、計画期間を終了する認定農業者は計画の達成状況の点検とあわせて新たな目標に向けた計画を作成し、再度認定を受けることになります。

次に、制度の支援措置や農業所得向上との相対関係につきましては、国が行う経営所得安定対策の交付金や農業経営基盤強化資金の融資、税制上の優遇措置などの支援措置があるものであります。この制度に基づき農業者が農業経営の改善、効率化に取り組むことや、さまざまな支援措置を受けられることは、農業所得の向上に資するものであると認識をしております。

次に、本市におけるこれまでの取り組みにつきましては、問い合わせや相談等があった際に申請手続の支援などを行ってきたものであります。

次に、直近5年間の相談件数などにつきましては、年度ごとに相談件数、申請件数、認定農業者数を順に申し上げますと、平成26年度は実績なし。27年度は相談1件、申請1件、認定1名。28年度は相談1件、申請3件、認定2名。29年度は相談2件、申請1件、認定2名。30年度は相談なし、申請1件、認定1法人となっております。

次に、認定農業者の増加に向けた取り組みにつきましては、本市農業の現状は、少量多品種生産の都市近郊型農業が展開されており、現在認定農業者数は多くありませんが、担い手育成や地域農業の維持・振興に効果が見込まれる制度であることから、一層の周知に努めながら、認定農業者制度が利用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業を所管する部課と農業委員会との意思疎通につきましては、産業港湾部農政課と農業委員会の事務局は組織が異なるものの、ともに農業に携わり密接な関係を有することから、同じ執務室を使用しており、日常的に意思疎通が図られているものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 農業委員会会長。

○農業委員会会長(北島吉治) 農業委員会の北島でございます。

議会で農業を論ずる機会を得ましたことを大変ありがたく思っているところでございます。

前田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業委員会の農業者に対する支援につきましての御質問がございました。

まず、農業経営と認定農業者制度の相関関係につきましては、認定農業者制度による取り組みは、農地の効率的な利用・集積化など経営拡大につながることや、さまざまな支援措置を活用することができることから、農業経営の向上、効率化に資するものであると考えているところでございます。

次に、認定農業者の育成につきましては、市が認定農業者の認定に係る手続を進めている中で、農業委員会として経営改善計画の審査に当たり、農業者の視点から計画内容の確認や目標達成に向けた助言などを行っております。

また、認定は市が行うことから、相談件数、申請件数、認定農業者数につきましてはお答えできません。

次に、認定農業者育成にかかわる質問、会議、報告等につきましては、市が認定農業者を認定した際、市から申請の経過や経営改善計画の内容について報告を受けております。その際、農業委員から、計画内容に関する確認や目標の実現に向けた助言を市に行い、認定農業者にお伝えいただいているところでございます。

また、農業委員会として農業現場の声を農業施策に反映していただくため、平成27年に小樽市農業施策に関する建議書を決議し、担い手対策として積極的に新たな認定農業者の掘り起こしを行っていただくよう市に申し入れております。

次に、農業を所管する部課と農業委員会の意思疎通につきましては、農業委員会事務局は産業港湾部農政課と組織が異なるものの、ともに農業に携わり密接な関係を有することから、同じ執務室を使用しており、日常的に意思疎通が図られているものと考えております。

次に、今後の認定農業者の育成につきましては、担い手育成や農地の効率的な利用・集積化などにつながるなど、本市農業の維持・振興に効果が見込まれる大変重要な制度であると考えているところで、今後とも市と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、前田清貴議員。

○25番(前田清貴議員) 少し確認というか、再質問をさせていただきます。

最初に、直近3年間の対象鳥獣の捕獲数と通報件数及びその被害金額についてお尋ねをさせていただき、平成28年度から3年間、るる数字を頂戴いたしました。その中で、鳥獣のカラスのところ、28年度が285羽、30年度が198羽とか出ていたと思いますけれども、こういう捕獲数があるにもかかわらず被害金額は全てゼロというふうに御答弁をいただきましたが、カラスの被害は過去になかったということで受け取っていいのかというのが1点。

それともう一つ、農業委員会にお伺いをいたしますが、農業委員会はこれまで認定農業者育成にどのように携わり、かかわって認定農業者誕生に実績等を残されてこられましたかという質問をしたのですが、一切ないというふうに私は受け取ったのですが、相談は1件もなかったのか。そしてその結果、当然なかったら認定農業者もなかったということになるのか、最後の質問との整合性がとれないのではないかと思いますので、再度お聞かせください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 前田議員の再質問にお答えいたします。

カラスの被害はなかったのかという御質問でしたけれども、我々のほうで、当事者といたしますか農家の方にも聞き取りをして数値をとっておりますが、全く被害はないかと言われますと、きっと被害はあると思いますけれども、あくまでも被害額で出しているものですから、農業者が被害額を申請するまでに至らないというものがあるかもしれませんので、決して金額的に被害がないかと言われますと、なかなかはっきりないとは言えないと思いますが、我々が確認をとっている中では、ないという形で聞き

取りをしている状況であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(大口明男) 前田議員の再質問にお答えいたします。

農業委員会として、これまでの認定農業者の認定に対して、どのようにかかわって実績を残してきたか、相談件数、申請件数がなかったのかということにつきましては、相談・申請につきましては、会長からも御答弁しましたとおり、市が行っていることから農業委員会として御相談、申請を受けた実績はございません。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、前田清貴議員。

○25番(前田清貴議員) 再々質問をさせていただきます。

カラスのことですけれども、被害としては軽微なものはあるかもしれないが、被害金額として報告されている事例は押さえ切れていないと。被害は軽微ということではよろしいですか。カラスパトロールが功を奏しているのかとも思いますけれども、それはわかりました。

それと、私の聞き方が悪いのかもしれませんが、農業委員会になしはなしと2回言われたのですが、農業委員にこういう相談は一切来ないのですか。私はそういうことを問うております。そういう認定農業者の育成に中心にかかわっていかねばならない委員会だと思うのですけれども、そこに何の相談もないということはおかしいのではないかと。それと、先ほどの最後の質問との整合性が、これではまるっきりとれない、私はそうだったのでありますけれども、いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(大口明男) 前田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、農業委員に相談があったかなかったかということにつきまして、農業委員個人に御相談があったという事例がもしかしたらあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり農業委員会と、認定をしております市の部局の農政課につきましては、同じ執務室で業務をしておりますことから、そういった相談があったものにつきましても速やかに農政課に相談が引き継がれておりますので、農業委員会として相談を受ける、申請を受けるというようなことはございません。

あと、認定農業者の育成について今後取り組んでいくということにつきましては、そういった方々の掘り起こしですとか、そういう情報を農業委員会として収集できた際には、市と連携しながら取り組んでいくということで、農業委員会として全くそういった取り組みをしていかないということではございません。

○議長(鈴木喜明) 前田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番、中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) 令和2年第1回定例会に当たり質疑及び一般質問をさせていただきます。

まず、人口減少、少子化対策についてです。

昭和39年の20万7,000人をピークに人口減少が続き、これまでの歴代市長も人口減少問題を重要課題と位置づけさまざまな対策を講じてきましたが、その抑制にはつながっていません。これまでを振り返ると何か一つの取り組みを行うことで解決するものではないし、重層的な施策を絶え間なく積み重ねていく

ことが必要です。迫市長も最重要課題に位置づけ対策をしていると思いますが、本市の人口減少は出生と死亡からなる自然減と、転入と転出からなる社会減に分けられ、そのうちの社会減対策としての直接的な取り組みの一つに移住を促進することが挙げられます。

そこで、本市がこれまで行ってきた移住に関する主な取り組みとその実績、また、新年度予定する主な事業について内容をお示しください。

次に、市長の公約でもあります子育て世代包括支援センターについて、これまでも議会の中で取り上げられてきましたが、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うためのワンストップ相談拠点として令和2年度に保健所に開設され、子育て世代に寄り添い、切れ目のない支援を展開していくことと思いますが、子育て世代に向けたセンターでの主な事業内容について伺います。

また、子育て支援策として、子育て支援情報配信事業や子育て支援員研修事業なども検討されて、今回、新規事業になりましたが、その事業の内容についても御説明ください。

さらに、こども医療費助成について、議会議論を経て今回拡大するということですが、その内容について御説明ください。

次に、若者を地元にとどめるための雇用の取り組みについてお聞きします。

本市における転出超過の8割は生産年齢人口で、うち20歳代が5割であるなど、若年層の人口流出を抑制することが課題です。市内高校の新規高卒者が市内事業所に就職する割合は5割に満たない状況の中で、求職者数の減少などから直近の管内有効求人倍率は1.4倍を超えるなど高水準で推移しています。市内事業所における人手不足解消においても若者の地元定着への対策は必須であり、第7次小樽市総合計画においても少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、特に若者の市外流出が顕著となる中、若者の地元定着に向けた取り組みや早期離職対策を図ることとしています。新年度において若者を地元にとどめるための雇用の取り組みについて伺います。

地域福祉計画についてお尋ねいたします。

この地域福祉計画は、地域が抱えるさまざまな課題に対して、誰が、どういうことに取り組むかを示し、地域福祉を推進するための道しるべとして大事な役割を果たす計画として認識していますが、小樽市においても初めての計画策定に向けて、今年度から議論が始まっているとお聞きしています。今年度は公募市民などから構成される策定委員会を設置し、さまざまな議論をしながら、住民アンケートなども実施し、地域における課題などの把握に努めていることと思います。

今月の広報おたるでは、地域福祉計画の特集が掲載されており、計画策定に向けた取り組みについてもわかりやすく書かれておりました。来年度については、さらにさまざまな取り組みをしていくことと思われれます。

初めにお聞きしますが、この計画策定に向けて、来年度はどのような取り組みを進めていくつもりなのか、具体的なスケジュールについてもお示しください。

平成30年4月施行の改正社会福祉法の第107条第2項には、「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」と規定されています。この規定からは地域福祉計画の策定においては地域住民の参加が欠かせないものと考えられますが、この住民参加を促進するためにはどのような取り組みが大事であると考えていますか、お示しください。

多くの方々にこの地域福祉計画を知っていただくとともに策定にもかかわっていただくことで、支え合いの観点からの地域づくりが小樽でも進むものと期待しております。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少、少子化対策について御質問がありました。

まず、これまでの移住の取り組みにつきましては、平成17年度から企画政策室に移住相談を受け付ける移住ワンストップ窓口を設置しているほか、移住希望者を対象とした東京での移住フェアへの出展や、27年度から起業希望者の小樽体験ツアーなどを行ってきており、今年度から北海道と道内市町村との共同事業として、東京圏からの移住者に対する移住支援金事業を行っているところであります。

移住の実績につきましては、窓口設置から昨年12月末時点で御相談いただいた861件のうち95世帯、197人の方に移住をいただいております。

また、来年度につきましては、これまでの取り組みを引き続き行うほか、子育て世帯の負担軽減を目的とし、3世代同居や近居のために移住する方に対し、中古住宅取得に要する経費などへの補助を行う事業を実施したいと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの主な事業内容につきましては、専任の保健師を常駐で配置し、妊娠期から子育て期全般の相談に応じるほか、妊産婦の全数把握を行い、必要な方へ支援プランを作成することと、乳児期の子供を持つ母親同士の交流を深めながら相談支援を行う産後サポート事業や、家庭で子供の様子を確認し、保護者が気になることがあれば健診や発達相談につなげるための5歳児セルフチェック表の送付を行うこととしております。

次に、子育て支援に係る新規事業につきましては、子育て支援情報配信事業は市がスマートフォン用アプリを導入し、保護者に情報発信する事業です。保護者は当該アプリを無料でダウンロードすることで、市が提供する子育てイベントや予防接種、乳幼児健康診査などの情報をタイムリーに入手できるとともに母子の健康管理データの記録などができるものです。

また、子育て支援員研修事業は、保育補助事業を行うことができる人材を育成するため、指定研修事業者に委託して市内において研修を実施するものであります。

次に、こども医療費助成の拡大の内容につきましては、市民税課税世帯における3歳以上の未就学児について、これまでは通院に係る医療費の自己負担を1割としておりましたが、本年8月から初診時の一部負担金のみとすることで全ての未就学児の医療費を実質無料化とするものです。

次に、若者を地元にとどめるための雇用の取り組みにつきましては、労働者地元定着事業として労働実態や新規高卒者の就職状況を調査するほか、若者の地元定着や早期離職について企業や高校、大学等との情報交換会を実施いたします。

また、若者就職マッチング支援事業として、企業見学会やインターンシップ、学校に出向いて開催する企業出前説明会などを実施するほか、小樽市雇用促進協会において企業説明会や新入社員研修などを実施することで若者の地元定着に努めてまいります。

次に、地域福祉計画について御質問がありました。

まず、計画策定に向けた来年度の取り組みとスケジュールにつきましては、4月下旬に地域福祉計画への理解を深めていただくための福祉セミナーを開催いたします。

また、地域課題を把握するために4月から専門職ヒアリング、5月から9月まで地域に出向いて住民

懇談会を実施し、地域住民の声を反映させて年内には計画案を作成したいと考えております。

計画案は、令和3年1月にパブリックコメントを実施し、策定委員会での議論を経て、3月には計画を完成する予定であります。

次に、住民参加を促進するための取り組みにつきましては、市民が計画に興味や関心を持って参画できるようにセミナー開催などで周知を図るほか、住民懇談会においては多くの市民に参加してもらうために、市内12カ所で曜日や時間を変えて計24回開催いたしたいと考えております。

また、住民懇談会では、小グループに分かれてワールドカフェの形式で実施するなどにより、参加した市民から広く意見を引き出ししていくことが重要であると考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

○4番（中村岩雄議員） それでは2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、子育て世代包括支援センターの事業を行うに当たっての周知方法で工夫できる点などがあればお聞かせください。

もう一つは地域福祉計画。この策定に当たって地域ごとの住民懇談会ということですが、これは大変重要であると思います。この懇談会で住民を交えてどのような内容について議論することになるのか、この辺をお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

きょうは保健所長が欠席しておりますので私から答弁させていただきます。

子育て世代包括支援センターでの周知方法でございますが、広報おたるやホームページ、FMおたるでの周知、従前のこのような周知方法のほかに、新年度から子育て支援情報を発信するスマートフォン用のアプリも活用して、子育て世代包括支援センター事業の周知を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

地域福祉計画の住民懇談会でございますけれども、これは先ほどの市長の答弁にもございましたが、市内12カ所で曜日や時間を変えて24回開催したいということですが、地域住民の方々に参加していただいて、それぞれの地域でどのような課題があるのか、どのような認識を持っているのかということをご参加された方から広く意見を伺って、それを地域福祉計画に反映したいというふうに思っております。

ですから、どのような形で意見を吸い上げるかということもこれから検討していかなければならないことなのですが、いろいろな意見を聞き取れるような形での懇談会というものを考えているというところでございます。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番（小池二郎議員） 旧緑小学校解体事業費について。

先日、令和2年度当初予算案が示され、旧緑小学校解体事業費が盛り込まれました。この件について、私も以前の議会にて質問させていただきましたが、小樽市総合体育館周辺の駐車場の不足していることで市民や利用者がとても不便していること。また、都市計画においても旧緑小学校駐車場に変更することが過去に決まっているにもかかわらず解体されていませんでした。今回この事業費が計上されたことは、課題解決に向けて大きな前進だと思います。

そこで、この件に関し付随する課題があると考えます。その課題についての取り組みや方向性はどのようにお考えなのか何点かお聞きいたします。

まず、解体におけるおおよそのスケジュールをお示してください。

来年度も総合体育館や周辺施設では全道大会や行事などが重なることが予想され、駐車場の確保は利用者にとって重要です。解体期間中において旧緑小学校の駐車場が使用できなくなることは、主催者や利用者に対してあらかじめ周知が必要と考えますが、その周知方法をお示してください。

また、解体期間中の駐車場の確保はどのようにお考えなのかお示してください。

旧緑小学校から総合体育館までの道は急斜面になっており、また、夜間は街灯も少なく安全な道とは言えません。道路整備や街灯の設置の必要性などについてはどのようにお考えなのかお答えください。

また、この駐車場予定地は公園利用者だけではなく、総合体育館や周辺施設の方も利用することが予測されます。駐車場のことだけではなく、総合的に充実した環境整備を図っていただけるよう公園緑地課だけではなく、体育館の管理団体や教育委員会など、かかわる部署が集まり協議の場をつくるべきと考えますが、そのようなお考えはありますか、お答えください。

次に、銭函駅前モニュメント等について質問いたします。

前回の議会において、高橋龍議員からもこの作品を含めた野外彫刻について質問がありましたが、この作品は美術館にも常設されている故一原有徳氏の作品です。銭函駅前のシンボルとして35年が経ち、土台の破損やサビなど劣化がひどくなっていることで地域住民が補修を求めています。しかしながら、補修費用や安全性の問題が課題となり、地域住民や寄贈されたこだま交通株式会社、また御遺族の方と話し合いをされていると思います。御存じかと思いますが、一原氏は北海道立近代美術館賞、北海道文化賞、地域文化功労賞の文部大臣表彰など多くの受賞歴のある国際的にも名高い著名人です。その方の作品が撤去されることは小樽市にとってマイナスにしかありません。何より問題なのは、寄贈していただき、市の文化的な財産になっているにもかかわらず、市が維持管理できていないことが問題ではないのでしょうか。

この作品は、こだま交通が一原氏に制作を依頼し、市内の鉄工所によって創作され、1984年に寄贈された文化的な財産です。前回の高橋龍議員に対する答弁では、市長は彫刻等の清掃や点検の必要性に対して、「職員の意識が十分に行き届いていないためであると感じております。」と答弁されていますが、その後どのように職員に対し意識を高めてこられたのかお答えください。

野外彫刻の維持管理は、それぞれの作品の所管部署で行い、企画政策室がデータを一元管理しているということと、また、点検は年2回触診を行っているものもあるが、ほとんどは目視によって不定期に確認している程度という答弁もありました。このような管理体制や点検方法では、寄贈された大切な市の文化的財産や野外彫刻は維持管理することができず、銭函駅前のモニュメントと同じようなことが今後も考えられます。野外彫刻の点検方法に関しても改善が必要と考えますが、どのように改善されるのか、お考えをお答えください。

例えば野外彫刻専門の職員を置き、データベースをもとに点検を行い、点検記録や補修の有無などを含めたデータを作成し、そのデータを所管部署と共有することで維持管理向上につながると考えられます

が、そのようなお考えはあるのかお答えください。

銭函駅前のモニュメントに関しては、土台が壊れ、傾いていることから、安全性を考え一時的に撤去する方向とお聞きしております。

その際の保管場所はどのような場所で、どのように保管するのか想定されていますか。

また、地域住民の方は補修に向けクラウドファンディングの活用を提案しています。以前アイアンホース号でも活用されていると思いますが、同じように大切な市の財産の補修に向け進めていただきたいと思いますが、方向性をお示してください。

最後に、ふれあい収集等についてお聞きします。

本市の少子高齢化が進む中、ふれあい収集の利用者も年々増加しています。人口減少も含め今後どのくらい利用者が増加すると想定されているのでしょうか。ある町会では、高齢化率が高くごみステーションにごみを持っていけない等の理由で、ふれあい収集を利用されている方がふえているそうです。今後、町会また各ごみステーションの利用率において、通常にごみステーションを利用される世帯より、ふれあい収集を利用されている世帯の割合が多くなることも考えられます。

戸別収集について調べてみると、都市部において戸別収集を導入する自治体がふえているそうです。戸別収集に変えてから収集費用は上がってしまうが、マナー違反が減り、分別もしっかりされるようになったそうです。また、町会でのごみ箱の維持管理費用もなくなり、カラス対策は不要になるなど、戸別収集に変えたメリットは多くあるそうです。何よりよかったことは、ごみの量が2割程度減量したということです。本市は山坂が多く平地が少ないことで、特に冬場の収集作業が困難ということもありますが、現在のステーション方式から戸別収集に変えた場合どのくらい費用が変わるのか、もし試算をしていただければお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、旧緑小学校解体事業費について御質問がありました。

まず、解体のスケジュールにつきましては、本年5月に工事の入札を行い、仮契約を締結し、第2回定例会で工事契約の議決をいただいた後、7月ごろの工事着手を予定しております。

解体工事には12カ月程度の期間を要することから、工事の完了は令和3年7月ごろになるものと考えております。

次に、駐車場の利用休止に関する周知につきましては、現在旧緑小学校の駐車場は一般開放をしておらず、総合体育館等で大会やイベント等が行われる際、主催者からの申請に基づき限定的に開放しているものであります。このことから、教育委員会と連携し、これまでの使用実績のある団体等へ周知するとともに、広報おたるや市ホームページを通じ、公共交通機関の利用などを促してまいりたいと考えております。

また、解体期間中の駐車場につきましては、小樽公園の周辺で確保することは難しいものと考えております。

次に、旧緑小学校から総合体育館までの道路の整備等につきましては、歩行者の安全確保やバリアフリーの観点からも一定程度の整備が必要であると認識しており、具体的な整備内容については今後財源

の確保も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、駐車場周辺の環境整備に向けた協議につきましては、関係部署との連携が必要であることから協議の場を設けたいと考えております。

次に、銭函駅前モニュメント等について御質問がありました。

まず、野外彫刻の管理に対する職員の意識につきましては、新年度から点検方法を見直し、これにあわせて意識の向上を図るよう準備を進めております。

次に、野外彫刻に係る点検方法の改善と維持管理の向上につきましては、点検に際して専門の職員を置く考えはありませんが、所管部署において材質や劣化などを含めた調査を定期的に行うとともに、必要に応じて技術職員の視点も加えながらデータ管理するなど、維持管理の向上に向けて改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、銭函駅前のモニュメントの保管場所につきましては、銭函3丁目にある建設部所管の資材置き場で保管することとし、シートで養生をする予定としております。

また、モニュメントの補修につきましては、現在地域住民など関係者の皆さんと協議しているところではありますが、技術的に補修が可能かどうかについては、一時撤去した段階でその状態を調査した上で判断することになります。補修が可能となった場合には、クラウドファンディングの活用についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ふれあい収集等について御質問がありました。

まず、ふれあい収集利用者の今後の増加見込みにつきましては、平成26年度末の登録世帯数は854件、令和元年12月末では1,086件となっており、5年間で232件の増となっております。

今後も高齢化等により、ふれあい収集に対するニーズが高まるものと考えられることから、しばらくは増加傾向が続くものと想定しております。

次に、ごみ収集をステーション方式から戸別収集へ変更した場合の費用の増加につきましては、本市では具体的な試算を行ったことはありませんが、札幌市においてステーション方式から戸別収集へ変更した場合の試算を行っており、これによりますと費用が3倍になるとの結果が出ております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 小池議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、旧緑小学校解体事業費について御質問がございました。

総合体育館や桜ヶ丘球場等の体育施設で開催される大会の主催者などへの周知方法につきましては、工事スケジュールを把握した上で施設内への掲示やホームページ等で周知を図るほか、小樽スポーツ協会とも連携を図りながら、大会の主催者となる各競技団体等へは個別に連絡し、公共交通機関の利用を促すことや、教育委員会庁舎の駐車場などを御利用いただくよう案内してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、小池二郎議員。

(3番 小池二郎議員登壇)

○3番(小池二郎議員) 再質問させていただきます。

旧緑小学校解体の事業についてですが、おおよそのスケジュールについて御説明していただきました。令和3年7月くらいに完了予定だと思いますが、夏場は大会や行事がすごく重なっているのので、できるだけ早目に完了をしていただきたいと、これは一つ要望です。あと、完了後すぐに駐車場が利用できるように先ほど今後環境整備について協議するという御答弁がありましたけれども、完成日までに周りの環境整

備をしていただけるのか、お答えいただければと思います。

あと、銭函駅前のモニュメントについてですけれども、私の質問で、所管に1人野外彫刻専門の職員を置いたほうがいいのかと言ったのは、小樽公園と銭函駅前に同じ一原氏のモニュメントがあって、小樽公園については以前公園整備のときに修復されたのですが、銭函駅前では修復されていないということで、所管部署が違うとなかなか維持管理が難しいのではないかとということもあって、先ほど提案させていただきました。

所管部署で点検するといっても、所管部署によって点検方法が違うと問題だと思いますので、しっかりデータベースをもって点検していただきたいと思うのですが、その2点だけ再質問させていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 小池議員の再質問にお答えいたします。

旧緑小学校の解体工事の関係ですけれども、御答弁申し上げましたとおり、解体には1年程度かかりまして、来年7月ごろには何とかというお話でございましたが、駐車場整備がその後に入ってまいりますので、現実的に7月ごろに駐車場として供用開始するのは難しいというふうに考えており、もう少し先になるというふうに考えております。

それからモニュメントの関係で、野外彫刻に関する点検の方法について再質問がございまして、所管部署が違いますと視点も違ってくるのではないかとのお尋ねだったかと思います。基本的には、今後点検のあり方等についてどういった視点を持ってやっていくのかということについては、ある程度共通の視点を持った形で、それぞれの職場が対応できるような方法について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって……。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） きょう、川畑議員が新型コロナウイルスの対策について質問をしました。小・中学校への一律休校要請に対して、どうやって対応するのかと質問したのですが、その30分後に教育委員会が各小・中学校に休校の要請を行ったと。

このことは私たち教育委員会から説明を受ける前に、2度目の休憩の際、保護者にメールが届いたことで初めてわかりました。ということは、1度目の休憩中に教育長か部長が決裁を行ったと思われるのですが、ならば1度目の休憩後に直ちにこの問題について説明すべきだと。単なる通常の議会ではなくて、今、市民の関心事として、どうやって感染が広がるのか、小樽はどうなのかというところを不安に思っている中で説明をしないというのはあり得ないと。議会がもう散会した後だったらわかるのですが、早急に対応するという市長答弁からも、本会議で市長もしくは教育長が議長に対し発言を求めることが正しい情報共有のあり方ではないかと思うのです。

議長においては以上の点から、市長もしくは教育長に発言を促していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 今の小貫議員の議事進行にお答えをするのですが、市教委に13時58分に正式ではないのですが一報は来ていると。そして、14時34分から14時55分の休憩中に教育長が判断したということは押さえております。

ただ、議会をやっている最中にそれを報告する義務があるのか、そして議長の権限でそれを報告しな

いという話なのか、これは、今議事進行をされましたけれども、私はそうとは思っていない。

(「発言を求めるべきじゃないかと言ってるんですけど、私は」と呼ぶ者あり)

ですから、議事進行としてはなじまないというふうに考えますので……。

(「そんなことないだろう」と呼ぶ者あり)

(「議事進行じゃないべ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

これは議事進行ではなく、逆に言いますと市長部局がそういうときに報告をしたいこともあるかもしれませんがせんけれども、議会として求める話ではないという扱いです。

ですから、議事進行にはなじまない、そう結論いたします。

(「何なのさ、それ」と呼ぶ者あり)

そういうことでございます。

(「発言を求めることもしないんですか」と呼ぶ者あり)

(「教育長発言したがってますよ」と呼ぶ者あり)

(「閉めてください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

休憩中にそのことは御説明して、各会派に回ったと聞いておりますけれども、そうではないのですか。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

(「そんな文章出すよりも、議会に全員いるんだから、議員が全員いる中で報告するのは当たり前じゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

先ほど言ったように、議事進行としてはなじみませんので、以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 高 橋 龍

議 員 高 木 紀 和

令和2年
第1回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和2年2月27日

出席議員 (25名)

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元進
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員 (0名)

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
水道局長	加賀英幸	総務部長	日栄聡
財政部長	前田孝一	産業港湾部長	上石明
産業港湾部長 港湾担当部長	佐藤文俊	生活環境部長	阿部一博
医療保険部長	相庭孝昭	福祉部長	勝山貴之
建設部長	西島圭二	消防長	土田和豊
病院局小樽市立病院 事務部長	金子文夫	教育部長	森貴仁
総務部長	林昭雄	総務部総務課長	津田義久
企画政策室長			
財政部財政課長	笹田泰生		

議事参与事務局職員

事務局 長 中 田 克 浩
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 柴 田 真 紀
書 記 北 岡 尚
書 記 河 崎 仁 美

事務局 次長 佐 藤 典 孝
議事係 長 深 田 友 和
書 記 樽 谷 朋 恵
書 記 松 木 道 人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、小貫元議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

道から要請のございました新型コロナウイルス感染症に伴います臨時休業等の対応について御報告させていただきます。

昨日は取り急ぎ休憩時間を利用させていただきまして、道教委からの通知内容等を御説明させていただきましたが、昨日15時47分の正式な要請通知等、道教委から各種通知がございましたので、この場をおかりして改めて御報告させていただきます。

要請の目的につきましては、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であり、現時点で児童・生徒の体力の保持・回復や教職員みずからの健康管理を行うとともに各学校における対策の充実を図ることとしており、臨時休業期間を2月27日から3月4日とすることや各学校における衛生環境の確認を行うことが示されております。

また、3月5日を感染症予防の日とし、児童・生徒に感染症についての正しい知識等を習得させるとともに新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見等について考えさせる機会を設けることも示されております。

その他の通知には、保護者に対して休業期間中においても引き続き朝晩、児童・生徒の体温を測定し、発熱等の症状があった場合には学校に知らせることや、卒業式につきましては感染防止の観点から児童・生徒が一斉に声を出すなどの活動を控えること、時間短縮を図ること、来賓や地域の方の参加を御遠慮いただく要請を行うことなどが示されております。

教育委員会といたしましては、今後も国や道の要請に協力しながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全力で取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 発言のお時間をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、急遽、市の施設の休館等方針を決めましたので、この場をおかりして報告させていただきます。

ただいま教育長から発言がございましたとおり、市内全小・中学校が本日から7日間臨時休業となりました。これに伴い各放課後児童クラブも同期間、休館とさせていただくほか、とみおか児童館、いなきた児童館、塩谷児童センターの三つの児童館とこども発達支援センター、さくら学園につきましても学校休業期間に合わせ休館・休園とさせていただくことといたしました。また、本市が主催する行事、イベント等につきましても、当分の間、原則中止または延期の措置をとることといたしました。

いずれの措置も新型コロナウイルスによる感染が増加していることに伴い、集団による感染拡大を防止し早期終息を目指すための対応でありますので、議員の皆さんを初め市民の皆さんには御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

あわせて2月25日に国から示された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針にありますように企業や市民の皆さんがイベント等を開催するに当たりましては、感染拡大防止の観点から感染の広がり、

会場の状況等を踏まえ開催の必要性を改めて検討していただき、開催する場合には感染機会を減らすための工夫を十分講じるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 日程第1「議案第1号ないし議案第40号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 一般質問をいたします。

男女共同参画基本計画についてお聞きします。

昨年12月17日に2019年のジェンダー・ギャップ指数が発表されました。これは、世界経済フォーラムが毎年発表している世界男女格差指数で、各国を対象に政治、経済、教育、健康の4部門において男女の格差を分析してスコア化し、それをもとに各国の男女平等の順位をつけたものです。

2019年、日本は153カ国中121位と、前年の110位からさらに順位を下げ、これまでで最低の順位となりました。

第7次小樽市総合計画によれば、市は2013年に策定した第2次小樽市男女共同参画基本計画のもとに男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつあるとし、性別にとらわれることなく個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要であるとしています。

2017年6月の広報おたるに掲載された男女共同参画基本計画の成果指標の進展状況と2016年実施の市民意識調査の結果からお聞きします。

計画における成果指標のうち、市の審議会への女性登用率については、2022年度までに45%とする目標値に対し、2016年度4月時点では35%、2019年4月時点では33.8%となっています。また、男女共同参画推進講演会については参加者120名のうち男性の参加割合を30%にするという目標値に対し、今年度の講演会では参加者は100名、うち男性の割合は22%となっております。このような結果についてどのように評価しているか伺います。

女性が職業を持つことについて調査した結果も掲載されておりました。女性は職業を持たないほうがよいと考える家事専念型は男女いずれも0.6%と少ないのですが、結婚退職型、出産退職型そして子育て中は休業し、その後再就職をする再就職型、これらをよしと考える割合の合計は女性で46.7%、男性で44.7%、全体で45.7%となっています。

一方、結婚・子育てに関係なく仕事を持つのがよいと考える割合は、女性38.8%、男性36.7%、全体で37.8%です。この結果についての見解を伺います。

小樽市職員の男女比率についてです。

2012年と2019年の5月1日現在で事務職における女性職員の割合を見ると、2012年女性職員24.3%が、2019年29.7%、5.4%上がってはいますが、まだまだ十分とは言えないと思います。事務職における女性職員の比率についての見解をお聞かせください。

また、事務職の役職に占める女性職員の割合は、2012年の9.0%に対し、2019年は15.4%ですので6.4%上がっていますが、こちらもまだ十分とは言えません。女性職員のキャリアアップを後押しする必要があると考えますがいかがでしょうか。現在、何か取り組まれていることはありますか。

計画では、男女共同参画社会を形成していく上であらゆる暴力を根絶することは重要課題であると位

置づけ、女性相談の充実を図るとともに精神的に孤立しやすい男性の相談を実施するとしています。市内公共施設のお手洗いなどにDV相談機関を知らせるカードが置いてあります。これには小樽市女性相談室などが相談窓口として案内されています。私自身は今までこのカードを手にとることはありませんでしたが、先日、改めてお手洗いに置いているカードを見たところ、水に濡れて乾いたような曲がっているカードが入っていました。これでは手にとる気にならないのではないかと心配になったところです。カードのデザインと材質を見直していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

こうしたカードは、市内のどういったところに何カ所置いてありますか。また、男性向けのカードは何カ所置いてありますか。

男性においてはDV相談などにつながりにくい状況があるのではないかと思いますのですが、パートナー間の暴力などについて相談できる窓口はどんなところがあって、年間の件数はどれほどになるでしょうか。小樽市の男女共同参画の現状についての市長の認識をお聞かせください。

就学援助についてお聞きします。

小樽市ではPTA会費、生徒会費、クラブ活動費が支給されていません。2011年度、国では準要保護者に対してこの3費目を支給項目に加えています。文部科学省の就学援助ポータルサイトを見ますと、この3費目が補助対象品目として記載されています。また、準要保護者に係る支援として、三位一体改革により平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い各市町村が単独で実施しますと案内されています。

また、2016年9月30日、北海道教育委員会でも各市町村教育委員会に就学援助事業を充実するためという文書を通知しています。この中でも市町村が実施する準要保護の児童・生徒への就学援助に係る経費については、平成17年度から地方交付税措置されていることから、適切に予算を確保していただくようお願いすると書かれています。国から地方交付税措置がされていると理解していますが、見解を伺います。

2017年第1回定例会、高野さくら議員の一般質問で教育長が、3費目のうち少なくとも全児童・生徒が負担になるものを支給対象とすべきかについて、市の財政を理由に見送りましたが、教育委員会としては引き続き市長部局と協議していきたいと答弁しています。また、2018年第1回定例会予算特別委員会での酒井隆裕議員の質問に対し、学校教育支援室は、PTA会費について予算要求したが見送らざるを得なかったと答弁しています。予算要求をしても財政難を理由に市長部局で見送られてしまうという経緯が見えてきます。市長部局との協議の内容をお答えください。

就学援助制度が対象世帯の助けになっていることは疑いありません。しかし、入学準備金、学用品費、体育用具費、いずれも現在の支給額で児童・生徒の教育費が賄えるものではないことも申し上げなければなりません。節約しようにも子供はどんどん大きくなります。服や靴はワンシーズンで小さくなる、元気に動き回って汗をかければ洗濯で水道代、電気代など光熱費だって節約の限界があります。だからこそ補助対象品目として挙げられていて、財源措置もされているとしているPTA会費、生徒会費、クラブ活動費の支給をしない小樽市の姿勢に大いに疑問を感じるところです。

子育て応援の環境づくり、健やかな教育環境づくりに寄与するという観点からも、この3費目を支給し就学援助の拡充を求めますが、市長の見解を伺います。

学校給食についてお聞きします。

小樽市教育委員会は、西陵中学校で行われてきた自校給食を来年度から廃止し、食事の温度が下がるなど生徒にとっては利点を感じられない学校給食センターからの配送を実施するとしています。西陵中学校の給食は自分のところで作っているからあつあつ、作りたてだからおいしいと言っている生徒

たちの声が小樽市の厳しい財政を理由にかき消されてしまうのは残念なことです。

来年度から、学校給食センターから西陵中学校へも卵アレルギー対応の給食が提供されるということですが、牛乳、乳製品の乳アレルギーへの対応が望まれています。乳アレルギー対応の給食を提供する予定についてお答えください。

メニューについてですが、気になるのは麺類が主食の日です。例えば2019年5月学校給食だよりAでは、7日ジャージャー麺、焼き餃子、牛乳。14日みそラーメン、肉シュウマイ、牛乳。21日ワカメうどん、チーズはんぺんフライ、牛乳。28日塩ラーメン、ジャンボ餃子、牛乳となっています。児童・生徒がとるべき栄養の目安はありますが、この目安を満たしたとしても麺類主食の日は品数が少ないのではないかと考えます。野菜中心のおかずをもう1品つけ加えていただくことを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

第7次小樽市総合計画まちづくり六つのテーマのうち、「安心して子どもを生み育てることのできるまち」として、この施策の一つに学校教育が設定されています。本市の子供たちは全国に比べ昼食を毎日食べている割合が低いこと、肥満傾向の割合が高いと記述されています。食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける食育や健康教育への推進が求められています。

教育委員会の事務の点検及び評価報告書を見ると10回の給食だよりの発行、食育講座が実施されたと書かれています。食育講座について、教科時間等における指導が36回、給食時間における指導が97回、これは何校で実施されたのか、何学級の児童・生徒が受講したのかお答えください。

2018年1月から2月にかけて、ある小学校の3、4年生で残食調査が行われていました。日ごとの平均で少ない日は7.5%、多い日で18.9%の残食の割合です。

ただ、種類ごとで見ると牛乳が3.1%、主食が18.2%、汁物は26.2%、おかずが19%、デザート6.2%の残食となっています。

献立づくりの工夫をお聞きしたいと思います。調理はどういった体制で行っているのかお答えください。献立づくり、調理、それぞれで栄養士、調理師の資格を持つ人は何人いるのかお答えください。

残食率の高さを見ると、摂取すべき栄養素がとれているのか心配になりますが、学校給食の現状についての認識をお答えください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、男女共同参画基本計画について御質問がありました。

まず、市の審議会等の女性登用率及び男女共同参画推進講演会の参加者数につきましては、いずれも年度によりばらつきはありますが、ほぼ横ばい傾向にあります。しかしながら、男女共同参画への理解がまだ十分ではないと思われまますので、委員推薦の際には女性の積極的な登用について引き続き各団体へ働きかけを行い、また講演会では参加者数の増につながるような魅力あるテーマを選び、目標値に近づけるよう取り組んでまいります。

次に、女性が職業を持つことについての意識調査の結果につきましては、結婚や子育てに関係なく職業を持つほうがよいと考える方の割合が結婚退職型、出産退職型、子育て後の再就職型を合計した割合より少ないという結果となったことは、子育ては女性という固定観念がまだ根づいていると思われまます

ので、さらなる意識改革が必要であると考えております。

次に、本市の事務職における女性職員比率につきましては、現在3割に満たない比率となっておりますが、平成27年度から今年度までの事務職の新規採用職員119人のうち、女性職員は56人で、割合としては47.1%となっております。

職員採用は競争試験に基づくため一概には言えませんが、仮に今後もこの傾向が続けば女性職員の比率は上昇するものと考えております。

次に、女性職員のキャリアアップにつきましては、今日の行政課題に取り組むためには女性の視点も必要となりますので、意欲と能力のある女性職員は登用してまいりたいと考えております。

また、平成30年度からは女性職員を対象に働き方ビジョン研修を実施し、今後のキャリアなどについて考えてもらう機会を設けております。

次に、市内公共施設のトイレに配備しているDV相談窓口を周知するカードにつきましては、色上質紙であるため、置く位置によっては水滴が当たり傷んだ状態で置かれている場所もあると認識しており、定期的に施設を回り新しいものへの入れかえを行っておりますが、今後は耐水性のある素材への変更やデザインの見直しなど、より手にとっていただけるよう改善してまいりたいと考えております。

次に、DV相談機関を周知するカードの配備場所につきましては、女性向けは主な施設として市役所を初め市の各施設、保育所、産婦人科等医療機関、JR各駅、スーパーなど市内60の施設、101カ所のトイレに配備しております。

男性向けは、市役所のほかJR小樽駅、JR小樽築港駅、ウイングベイ小樽、長崎屋小樽店の五つの施設の8カ所のトイレに配備をしております。

次に、男性DV相談窓口につきましては、市の女性相談室においてDV被害男性からの相談にも応じておりますが、北海道が本庁と各振興局において、また札幌市、旭川市、函館市においても相談窓口を設置しており、そのほかに北海道では男性被害者専用電話も開設しております。

これらの窓口における男性からの相談件数につきましては、全体で昨年度は79件となっておりますが、本市においてはこれまでDVを主訴とした相談はありません。

次に、本市の男女共同参画の現状認識につきましては、男女共同参画基本法が制定されてから20年余りが経過し、女性の社会進出が進む中で男女に対する昔ながらの考え方が次第に変わってきており、多様な生き方を選択する環境が整ってきている一方で、依然として女性や子供への暴力や男女の区別、差別に基づいた考え方も根強く残っていると感じております。

そのため、市としましては市民一人一人が性別にかかわらず互いに人権を尊重し、性別によって活動を制限されることなく、あらゆる分野で個性と能力を發揮できる社会を目指して、引き続き男女共同参画基本計画に基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校就学援助に関して御質問がありました。

就学援助の拡充につきましては、令和2年度予算は、子育て世代のニーズや社会的要請に応えた授業を推進するため、部や課の垣根を越えて子ども・子育て政策を具体的に検討させるなどの取り組みを行いながら、さまざまな新規拡充事業を予算化いたしました。その中で、就学援助の拡充は見送らざるを得なかったのですが、今後も授業の優先順位など教育委員会とも十分に協議しながら判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 丸山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校就学援助に関して御質問がございました。

まず、就学援助に係る経費につきましては、道教委からの通知にもございますとおり、地方交付税措置がされていることを認識しております。就学援助は経済的理由によって子供たちの就学が困難な状況とならないように行っており、教育機会の均等、教育水準の維持・向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るという観点から必要なものであると考えております。

次に、市長部局との協議の内容につきましては、準要保護の児童・生徒への就学援助に係る経費について地方交付税が措置されておりますことから、補助対象品目にある中で全児童・生徒が対象となるPTA会費の支給について検討し予算要望してまいりました。

この要求のほか、校舎の耐震化など早急に取り組まなければならない事業に加えまして、予算の最終調整の段階で国のGIGAスクール構想に関する緊急性の高い新たな事業を措置することが必要となりましたことから、教育費全体を再検討し、就学援助費におけるPTA会費の支給を見送らざるを得なかったものでございます。

教育委員会といたしましては、就学環境が厳しい子供たちの状況を少しでも改善していく必要があるものと認識しておりますので、今後ともPTA会費等の支給について市長部局と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、学校給食について御質問がございました。

まず、乳アレルギー対応につきましては、現在、食物アレルギーがある児童・生徒のうち特に人数の多いものは卵アレルギー49名、乳アレルギー25名となっております。学校給食では、卵アレルギーについては対応食を提供し、乳アレルギーについては飲料牛乳のかわりに麦茶を提供するほか、献立明細表による自己除去などの対応を行っております。

アレルギー対応食を提供するためには、事故防止の観点から他の食材との接触を避け、専用のスペース、作業工程、専任の人員が必要とされております。現在、卵アレルギー対応食は専任調理員4名で対応しておりますが、新たに乳アレルギー対応食を提供するには専用の調理スペースや人員の確保のほか作業工程の見直しも必要となりますことから、まずは調理が不要なデザート等の代替食からの対応を検討するとともに、令和4年8月からの次期調理委託契約に向けて乳アレルギーに対応できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、麺類の日の品数につきましては、学校給食センターが稼働する以前は施設能力の関係から麺類の日は麺と小型パンを組み合わせで1食分として提供してまいりましたが、学校給食センター新設の際、麺類のみで1食を賄うべきとの学校現場からの要望を取り入れ、現在は麺とおかず1品で学校給食摂取基準に沿った量を提供しております。

また、麺の具材には多くの野菜を使用しバランスをとるよう配慮をしておりますが、今後とも児童・生徒の健全な発育のため必要な量とともに関係者の御意見なども聞きながら献立を工夫してまいりたいと考えております。

次に、食育講座の実施校数と学級数につきましては、平成30年度における教科時間等における指導回数36回につきましては、延べ学級数で御説明いたしますと小学校18校のうち8校38学級、中学校12校のうちに2校5学級で実施をしております。

給食時間における指導回数97回につきましては、延べ学級数で小学校4校242学級で実施をしております。

次に、献立づくりの工夫等につきましては、献立は学校長、保護者代表などで構成する物資選定委員会や各学校教職員からなる給食担当者会議、児童・生徒から寄せられた意見を参考に学校給食センター

で作成をいたしております。

献立づくりにつきましては、寄せられた意見を踏まえメニューの組み合わせに変化をつけることや味づけの工夫を行うことに加え、地元産食材を使った「小樽・後志を味わおう」を今年度は6回実施したほか、数種類のデザートから自分で選ぶセレクトデザートの実施や折々の行事にちなんだメニューの提供などに取り組んでいるところであります。

調理の体制につきましては、調理業者に委託しておりますが、市内地区別にA、B、2献立について釜調理、あえもの調理、アレルギー調理など全8部門に分かれており、総括責任者以下60名で調理をしております。

次に、献立づくりなどに携わる栄養士などの資格につきましては、献立につきましては学校給食センターの栄養教諭3名及び栄養士1名で作成しており、全員栄養士の資格を有しております。

また、委託業者においては、調理を行う60名の従事者のうち栄養士の資格を有する者が3名、調理師の資格を有する者が26名となっております。

次に、学校給食の現状についての認識につきましては、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し健康増進を図ることを目的としておりますが、近年の食生活の多様化や生活習慣の乱れなどの影響もあり食欲不振や偏食などに伴う残食が多くなっていることが課題の一つであると認識しております。

学校給食は学校における食育の生きた教材であり、学校給食を活用した食育について栄養教諭を中心に子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう積極的に進めるとともに、おいしい給食の提供のため学校と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再質問をいたします。

まず、男女共同参画についてですけれども、資料によると審議会等の数が90ある中で、内容によって男女比率も影響を受けると思いますし、募集の方法もそれぞれ違うと思います。一概に何でも男女半分ずつにとはいかないとは思っています。実際に小樽市勤労女性センター運営協議会では女性が91.7%、生涯学習プラザ運営協議会は女性100%というところもあるということは認識をしております。こういった審議会等の内容やバランスを考慮しながらというふうにはなると思うのですが、女性の比率をさらに高めていただくことは大切だと思うのです。

例えば今年度、避難所開設訓練が行われまして、引き合いに出して申しわけないのですが、この中で避難住民のスペース決めるにしても、余りにも大ざっぱではないかと思いました。その後の意見交換会の中でもさまざまな意見が出て、女性の方からも意見が出ていましたし、こういうことを見ても、多様な人が集まって考えを出し合うことが必要だということで、ぜひ女性の審議会等への登用の割合をもっと高めていただきたいとさらにお願いをするところです。

それで、女性が職業を持つことについての意識調査ですけれども、若い世代では少し状況が違うのではないかと私は思っています。メディアでも、例えば性的マイノリティーへの偏見などは以前よりも薄れていると思います。男女平等ということからいま一歩進んでジェンダー平等という言葉も広がってきています。つまり性的性差への考え方も変わってきている。若い世代の状況としては、さらに、賃金が低く抑えられていて共働きできないと生活できないという状況も見受けられます。この調査の回答者の年代を見ると60歳代と70歳代で60%を占めています。こういうことを考えると若年層や子育て世代の職業を持つことに関する意識とこの調査の回答にギャップがある可能性を指摘しなければならないと

思っています。

女性でも男性でも子育てによって仕事が中断されない状況を行政として用意していくことが求められていると思います。認識を伺います。

そして、市の女性職員のキャリアアップについて取り組みもされているということですが、そういったこの仕事キャリアアップ、あるいは家庭との両立について女性職員、男性でもいいのですが、悩んだときに相談窓口というのは特別、案内されているのかということを確認しておきたいと思います。

それから、相談窓口の案内カードですが、女性向けには101カ所、男性向けに5カ所ということで、男性向けのカードについてはもう少し場所をふやしていただきたいということ。

それから、デザインと材質について私が申し上げたのは、こういった情報が必要な方というのはなかなか前向きになれない状況も考えられると思うわけです。そういった中で思わず手にとるようなデザインとか配慮とか、そういったものを期待して質問をさせていただきましたので、このデザインと材質を見直すことについてもう一度御答弁をお願いします。

それから、就学援助については、道内で5万人以上の市のデータを出してもらったのですが、小樽市も入れて12あります。PTA会費で支給をしていないのは札幌市、函館市、釧路市、小樽市です。ほかのところはPTA会費、小学校も中学校も8市で支給されています。そして、札幌市はPTA会費は出していないのですが、中学校の生徒会費だけ出しているのです。こういった中で小樽市が全くこの3費目を出していないということは、もう少し頑張らないといけないと思うわけです。

小樽市の基準が、生活保護の収入基準の1.3倍ということで、ここは高く評価しております。この線は保ったままこの3費目の支給をお願いしているのは、やはり子供の育ちを応援したいということなのです。

生徒会費については、小学校は支給していないけれども中学校は支給しているというのが12市のうち9市になっていますから、子育てを応援するという意味で支給の工夫も必要と思いますが、とにかくこの3費目に全く何も手をつけないということはありませんので、もう一度御答弁をお願いします。

それから、学校給食の乳アレルギーの代替食についてです。デザート関係については検討ということですが、これは、例えばスライスチーズのかわりにジャムにするとか、デザートヨーグルトのかわりに果物ゼリーを提供するというは、手間はかかるかもしれませんが予算的にはそれほど難しくないので、ぜひ実施ということで来年度からお願いしたいと思います。

何でこのように言うかということ、対応をお願いする保護者の方に聞いたら、その申請をするのに医師から書類を書いてもらうと。その費用に2,000円ほどかかったのに牛乳が麦茶になっただけでがっかりしましたというふうにおっしゃられていたのです。ぜひ代替食だけでも実施をお願いしたいと思いますので御答弁をお願いします。

麺類の日に献立の改善というか、見直しをお願いしたのは、中学生の男子だとこの献立では部活動の後までおなかもちたない、おかわりもしづらい。副食を、おかずを例えば野菜中心のいため物にして、おかわりができやすいものにはならないのかと思っておりまして御意見を伺います。

それから、残食について、私の手元に過去3回のデータがあるのですが、私は献立を書いた給食日よりとても工夫がされていて読むのがとても楽しみでした。だからこそこの残食率の高さに少しびっくりしてしまって、これについては今後力を入れて取り組んでいかなければならないと思うのですが、今回、牛乳も思ったよりもかなり残食率が高いのです。給食に牛乳というのは当たり前だと思っていたのですが、ここを牛乳ではなく味つきの豆乳にするとかそういったことも考えられないかと

思いますので御答弁をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 丸山議員の再質問にお答えいたします。

最初に、審議会の女性の登用について、さらに女性の登用率を上げていただきたいということでございましたけれども、それについては引き続きこの女性の、これからのまちづくりと申しますか、市政運営に当たりまして、女性の視点が必要な場面というのは非常に多くなっていると感じておりますので、それは十分配慮した形で審議会等への女性委員の登用率は上げていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目ですけれども、少し私の受けとめ方が違ってれば御指摘いただきたいと思うのですが、ジェンダーに関する調査の結果というのが年代別でいろいろ差があるというふうにあって、それについて考慮すべきではないのかと受けとめましたけれども、基本的にはそれぞれやはり調査の結果が年代によって差があるとは認識しておりますので、それを考慮した形で政策なり対応していきたいと思っております。

それから、女性のキャリアアップのことで御質問がございましたけれども、相談窓口というのは市の中には設けてはございません。当面は、まずは上司に相談する。そしてその後、職員課に相談するという形になるのではないかと考えておりますが、この問題については改めて検討させていただきたいと思っております。

それから、男性向けのDVカードについてでございますけれども、これについては配置場所をふやしていただきたいというような御要望だったかと思っております。これについても検討させていただきたいと思っておりますが、最初の答弁で、今配置をしていますDVの相談機関を知らせるカードについて、配置の仕方また素材も含めて余りよくないということで我々も認識しておりますので、これらにつきましては、デザイン、素材も含めて改善をさせていただきたいと思っております。

それから、就学援助の関係でございますけれども、子育てに関する授業ですとか子供の教育に関する施策については、少子化対策の上で大変必要な事業だというふうには認識をしております。その中で一度にたくさんの子育て施策、それから教育施策を進めていくことがなかなかできない状況でありまして、今年度も教育委員会からは要請がありましたけれども、公約のことを考えたり、あるいは子育て世代の皆さんの御意見を反映してみたり、それから不登校の児童がふえている、こういった社会的な情勢を分析した上で就学援助の拡充というものについては見送らざるを得なかったわけではあります。今後この就学援助の問題につきましては、引き続き教育委員会とも十分協議をさせていただきながら判断させていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 丸山議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、乳アレルギーの関係で御質問がございました。

本答弁でも答弁させていただきましたけれども、現在いろいろな対応に苦慮しているところで、やれるものは実際に取り組んでいるということをお答弁させていただいたのと、令和4年8月に次期調理委託契約が変わりますので、その時点でいろいろな経費なども勘案しながら検討してまいりたいという本答弁をさせていただきました。その中で、チーズだとかヨーグルトデザートだとか、そういうものにつ

いて代替食へ、本市でもすぐに行ってもらえないだろうかという御質問だと思いますけれども、デザートでは乳成分の含まないものをなるべく選定して、カレーに乳製品を入れないとかいろいろな取り組みは現在やっておりますけれども、アレルギーのある児童・生徒も食べられるようにということであるいろいろな工夫は実際しております。そういった中で、先ほど御指摘のありました点についても工夫ができないかどうか、調理が不要のデザート等の代替食の提供につきましては検討をしていきたいと思っております。

それから、2点目が部活動をする生徒がおなかいっぱいになるようにできないだろうかということですが、一方で残食の問題もございまして、今回、中学生の調査をしてみたのですが、主食になる部分が結構多く残食として残るといって、我々もこの後しっかり分析をしていきたいと思っておりますが、そういう傾向も一方ではございます。そういった中で摂取量がきちんととれているのかどうかということもございまして、部活動をやる生徒とやらない生徒によっては摂取量も食欲も変わってきますのでそこら辺も含めてどういう対応ができるのか、学校とも協議をしていきたいと思っております。

それから、牛乳についても残食が多いのは気になるという丸山議員のお話でございましたけれども、牛乳ではなくておいしいとか、何かもう少し味のある飲料水をとということだと思いますが、牛乳は御承知のとおり農林水産省で価格を補填していただきますので、かなり安く入るといって。それから、それ以外のものについては、一つについて児童・生徒1人当たり20円ぐらい多く給食費がかかってしまうというような部分もございまして、価格の面からかなり厳しい状況であることは我々も頭を悩ませているところでございます。トータルの給食を提供する中でどのような対応ができるのかということも学校給食センター、それから学校とも今後協議してまいりたいというふうに考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、丸山晴美議員。

○7番(丸山晴美議員) 再々質問です。

これは質問ではありません、お願いですが、相談窓口を案内するDVカードのデザインと材質、道が出しているものについては、これは女性向けなので何ともあれなのですけれども、色だとか材質についてもラミネート加工されているものになっています。ぜひこういったものを参考に見直しをお願いすること、これはお願いです。

それから、一つだけ確認しておきたいのは栄養摂取量ですが、これはある程度の残食を前提として考えられているのか、それとも完食して栄養摂取量がとられるというふうに考えているのかというのを確認しておきたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 丸山議員の再々質問にお答えいたします。

摂取量そのものは、多少誤差は、もちろん少し多目に入れるだとかそういうことはございますけれども、基本的にその児童・生徒がとるべく摂取量を計算した上で量を決めておりますので、そういう形で供給をしているということでございます。

○議長(鈴木喜明) 丸山議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番、酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番（酒井隆裕議員） 一般質問いたします。

後志自動車道小樽ジャンクションのCランプ工事が昨年8月から2024年3月までの工期で進められようとしています。ところが地域住民に説明がないまま工事を行おうとしていることに反対の声が出ています。高速自動車国道の建設基準では、事業概要説明として各地区の皆様説明、設計協議として地元の皆様と協議するとしています。こうした手順にも反しています。

昨年12月にCランプの真横を通るとされたマンション住民らが日照権や騒音、資産価値の低下などを理由に設計変更を求め、ネクスコ東日本に説明するよう求めました。開催された説明会では、何を根拠に住民の合意を得たとされたのか、そもそもこれまで説明会をやってこなかった、資産価値が低下したら誰が責任をとるのかなどの意見が出されましたが、住民が納得できる回答はなく、説明会は紛糾しました。住民は、設計変更されないのであればフルジャンクションに反対すると表明しました。こうした住民の反対の声に市長はどのような所感を持たれましたか。そもそも何を根拠に住民に事業の説明がされたとしているかということです。

2006年に事業説明会が開催されています。しかし、A、Bランプのみの事業説明です。C、Dランプの事業許可の申請に際して、2009年時点での協議用図面から大幅に変更された後に、昨年12月は別にして住民への説明会が行われていないという認識でよろしいですか。

地区連絡協議会とネクスコ東日本との確認書には、工事内容の説明として、具体的実施方法について関係する地元住民にその内容を説明すると記されています。確認書の内容を遵守していないということではありませんか。

ネクスコ東日本は、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員事務所からの聞き取りに、設計変更について住民との協議が必要と認識しているとのこと。市長は、設計変更について住民との協議が必要という認識はお持ちですか。

協議という言葉を使うかは別にして、住民の意見や要望を聞くこと、設計内容や工事過程について具体的な問題点を話し合う場が必要です。ネクスコ東日本がこうした説明会等を開くことは必要だとは思いませんか。

日影の問題です。

ネクスコ東日本の資料では、完成後にマンションへの日影の影響が生じることが明らかになっています。場所によっては日影時間が長くなることが示されています。建築基準法第56条の2、小樽市建築基準法施行条例に照らして問題がないというお考えですか。

騒音や振動も心配されています。工事中や供用開始後の騒音や振動はどのように説明されているのですか。確認書では、工事に起因し損害が生じた場合は適正な補償を行うとしています。直接的な損害は別にして、日影や騒音、振動、景観などでマンションの資産価値が下がったとしても保証される見込みはあるのですか。

バス停の位置が変わるという問題です。

Cランプ工事に伴い高速バスの新光バス停の位置が札幌方向に移動するとされています。このことにより今までより不便になる利用者が発生することが想定されます。こうした情報はどのように住民やバス利用者に伝えられたのですか。これから説明されるのですか。

また、ネクスコ東日本は100メートル程度移動すると説明していますが、どの場所に移転することになると聞いているのですか。

いずれにしても、これだけの問題点が生じているのですから、当面Cランプ工事は中止し、必要な修正をするべきです。小樽市にも住民の立場に立つよう求めます。いかがですか。

次に、春香水道組合について伺います。

約20軒で構成している同組合では、かつて開拓水道として整備され、自然水をろ過して飲用しています。毎年、保健所の検査も行っています。毎年ろ過用の砂の入れかえを住民が行い、受益者として労力も提供し、維持管理の費用も分担しています。ところが、これまで小樽市が提供してきた砂が入らなくなったことで、住民が困っています。まず、なぜ砂を提供することをやめたのかお答えください。

そもそも開拓水道は、当時の農林省が行った事業です。昭和33年8月6日付の各都道府県知事宛て厚生省公衆衛生局長通知「土地改良法による国営開墾建設事業により造成される水道の布設工事及び当該水道の管理を市町村等に委託した場合の取扱について」では、「国の設置する専用水道としてこれが管理についての水道法の責任は国にあるも、委託後は、受託者である市町村等の設置する専用水道として、水道法上の責任は市町村等にあるものであること」とされ、「農林省よりは関係機関に対して、同様趣旨の通知がある予定である」としています。

もしこうした通知が該当するとしたら、小樽市としても責任があり得るのではありませんか。いかがですか。

受水施設も老朽化しています。しかし、その持ち主が農林水産省のままになっています。この場合どこに責任の所在があるのですか。

深川市では、自家用水道の施設費等の助成を行っています。今飲んでいる水が飲用に適さない場合などに設置する施設や設備に対して費用の一部を助成するもので、参考にできると思います。研究するお考えはありますか。

当該水道組合は本当に困っています。受益者も負担することは当然であり、住民も納得しています。ただ、わずか20軒程度の利用者には限界があります。だからこそ市に助けを求めているのです。何とかして地域で生活し続けることができる制度を御検討願います。

最後に、保育の広域入所について伺います。

銭函地区にある保育所では、地理的な要因などで札幌市などから広域入所をしている乳幼児が恒常的にいます。ここで、上の子供が同保育所を利用し、下の子供も利用したいとしたところ、定員を理由に断られました。昨年8月から入所待ちしていますが入れる見込みがありません。休業しておりいつになったら入れるのか小樽市に聞いたところ、小樽市民優先と言われたそうです。入所の際、小樽市民が優先されるというのは当然の話です。その上で受け入れ可能人数に余裕がある場合、広域入所の受け入れをしてもらうというのが可能というのも、そのとおりです。札幌市の問題といえば、そうかもしれません。ただ、現実問題として、上の子供と下の子供が別々の保育所というのは、親としたらあり得ない話です。小樽市として、もう少し弾力的に運用することはできないでしょうか。

札幌市と結んでいる協定についてです。

子ども・子育て支援新制度の自治体向けFAQでは、広域利用による利用定員の確保として、「A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく」とあります。

札幌市と結んでいる協定はどのようになっているのか伺います。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、後志自動車道小樽ジャンクションについて御質問がありました。

まず、Cランプに隣接してお住まいの方の御意見につきましては、事業主体である東日本高速道路株式会社からは、ルートや高さの設定変更は道路勾配の制約などさまざまな課題があることから困難であると伺っております。そのためネクスコ東日本には、工事中や供用開始後における住民の皆さんの不安が少しでも解消されるよう丁寧に説明するとともに適切な対応を講じていただきたいとお伝えしたところであります。

次に、住民の皆さんへの説明につきましては、C及びDランプの事業許可がなされた平成29年3月以降、31年3月と4月に工事に関係する三つの町会の役員の方々へ説明をしておりますけれども、説明会としては令和元年10月にベイビュータウン町会で開催したのみであるとネクスコ東日本からは伺っております。

次に、工事内容の説明につきましては、設計協議の確認書第2条において、工事車両の運行方法、一般交通及び公衆の安全対策、道路及び水路の仮迂回方法などの具体的な実施方法について、関係する地元住民にその内容を説明するものとするとしており、現在ネクスコ東日本と受注業者により周辺住民の皆さんに工事内容の説明が行われていることから、確認書の内容は遵守されているものと考えております。

次に、住民の皆さんとの協議につきましては、地域住民にかかわりがある高速道路と交差する道路や水路の構造などについての協議結果に変更が生じる場合には、改めて協議が必要になると考えております。

なお、C及びDランプの事業許可によりハーフでのジャンクション整備からフルジャンクション整備になったことについては、平成21年当時の協議結果に変更は生じていないものと認識しております。

次に、ネクスコ東日本による説明会の開催につきましては、先ほど申しあげました設計協議の確認書第2条に規定されている工事内容の説明は必要であると考えており、現在進められていると認識しております。

次に、Cランプ完成後のマンションへの日影の影響につきましては、建築基準法及び小樽市建築基準法施行条例では、中高層の建築物の高さを制限するため、生じさせてはならない日影時間やその範囲などについて規定しておりますが、道路構造物であるCランプにつきましては建築物に該当しないことから、これらの規定は適用されないと認識しております。

次に、騒音や振動に対する住民の皆さんへの説明につきましては、工事中は低騒音、低振動型の重機を使用するとともに騒音・振動測定を実施しながら施工し、防音等の対策を講じるなど規制基準値以下で作業するとネクスコ東日本が説明をしております。

また、供用開始後については、住民の皆さんから要望があれば本市において測定を実施し、基準値を超えるような場合についてはネクスコ東日本に対して対策を講じるよう要請することになると市から説明をいたしております。

次に、工事に伴う補償につきましては、ネクスコ東日本によりますと日陰や騒音、振動など公共事業に伴う事業損失と認められる事案で補償基準に該当する場合には補償対象になりますが、工事の前後で調査を行い、案件ごとに検証しなければ明確には答えられないとのことであります。

なお、マンションの資産価値が低下したとしても事業損失には該当しないと伺っております。

次に、札幌方面行きの新光バス停の移動につきましては、ネクスコ東日本において現在の場所から約

100 メートル札幌側にある市道朝里北6号線の終点付近への移転が検討されており、バス停までの歩行経路が確定した時点で改めて周知するものと伺っております。

次に、Cランプの工事につきましては、ネクスコ東日本からは、現在の設計からの変更は道路勾配の制約などさまざまな課題があることから難しいと伺っておりますので、住民の皆さんの不安が少しでも解消され、事業に対する理解が進むように丁寧な説明と適切な対策がなされるようネクスコ東日本へ申し入れてまいりたいと考えております。

次に、春香水道組合について御質問がありました。

まず、ろ過用砂の市からの提供につきましては、これまで奥沢浄水場で使用していた緩速ろ過用の砂を組合に提供していましたが、利用に適した状態の砂を提供することが難しくなったことから、今年度中止をしたものであります。

次に、厚生省の通知に基づく責任の所在につきましては、国から本市への管理委託がなされていないことから、通知に基づく責任は発生しておりません。

次に、国が所有する施設の責任の所在につきましては、受水施設を所管する北海道から市への移管協議が完了していないため、受水施設の責任は、所有者である国もしくは所管する北海道にあるものと考えております。

次に、施設の設置費用助成につきましては、当該施設は給水区域外にあり市による施設の設置は難しいことから、例示のありました深川市の制度のほか他都市における事例の有無など、市としてどのような取り組みが可能であるかも含め調査したいと考えております。

次に、春香水道組合への対応につきましては、これまでの経緯を確認、整理するとともに、市としてどのような取り組みが可能であるか施設を所管する北海道と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、保育の広域入所について御質問がありました。

まず、広域入所の弾力的な運用につきましては、市外からの広域入所の希望があった場合、市内居住者の入所希望と競合していないか、また競合していない場合であっても、これまでの当該施設の入所状況を勘案し広域入所を承諾した後、市内の入所希望児童が入所待ちとなるおそれがないかなどを判断基準に広域入所の承諾の可否を決定しております。現在、市内の他の地域の保育施設においても保育士不足などの理由で、市民でありながらも兄弟の同一施設への入所がかなわないケースがあり、広域入所を弾力的に運用することは、さらに公平性に欠けるおそれがあることから難しいものと考えております。

次に、広域入所に係る協定につきましては、札幌市に限らず締結をしておりますが、広域入所による利用申し込みを受けた時点で、その都度利用の可否について申込者が居住する市町村と協議することとしております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

この設計変更をされないのであればフルジャンクションに反対するといった住民の声、こうした声に対して市長はルートの変更は困難であると、不安が少しでも解消する適切な云々という話をしていますが、住民にとっては変更がされないということであれば不安が解消することはないと思います。それでも市長はネクスコ東日本側に立って不安が少しでも解消するようなことはできるというふうにお考えでしょうか。伺います。

次に、住民への説明会について、説明会としてはベイビュータウン町会に行われたのみだということ

であります。ということは、それ以外の地域については説明会は行われていないということで確認してよろしいか伺います。

それから、設計変更について住民との協議が必要かという認識をお持ちですかという質問に対して、ハーフジャンクションがフルジャンクションになったのみで変更は生じていないと、必要ではないという認識だというふうに私は理解しました。これは非常に大きな問題です。この問題について私から聞くよりも衆議院議員の事務所から聞いてもらったほうがいいたろうということで、本質問で言ったとおり高橋千鶴子衆議院議員事務所からネクスコ東日本側に聞いたのです。そうしたところ、ネクスコ東日本側からは、設計変更について住民との協議が必要と認識しているというふうにお答えになったのです。ネクスコ東日本側はそう言っているにもかかわらず、市長は必要ないという形ですか。

それから、説明会について、これは必要であり進められているというふうに言っています。こうした説明会が進められているというのですけれども、十分にきちんとして行われているというお考えでしょうか。

それから、騒音や振動等について、基準値以下になるようになっていると、それは当たり前です。基準値以下にならなかつたら困るのです。それ以上になった場合はどうするのかという問題です。

先ほどは、そうした基準値を超えるような場合においては申し入れていきたい。それは当たり前です。そうならないように住民は求めているのです。はっきりとした担保はあるのでしょうか。

それから、マンションの資産価値が下がったとしても補償されるかという問題について、事業損失として対象にならないと。これでは、その地域の方は賛成とはならないと思うのです。それでも本当に問題ないというふうにお考えでしょうか。

それから、この問題点が生じているのですから、小樽市の住民の立場に立つべきだと最後に質問いたしました。しかしながら、これについても同様でありまして変更は困難だと。理解が進むよう、これまでの小樽市の説明というのでも本当にこうしたところに、立場に立っているのです。困っているという市民がいるのですから、そうした声に耳を傾けるべきだと思います。そうした耳を傾ける気持ちは改めてありますか。

春香水道組合についてお伺いいたします。

これについて本質問でも紹介したように、開拓水道という名前で引かれた水道です。このような水道というのは、小樽市内の中でここしかありません。本当に困っているのです。先ほど責任の所在はどこにあるのか、国または北海道だというふうにお話しされました。ただ、持ち主が今存在していないのです。農林省というのは今存在しないのです。そうすると、責任の所在がなかなか難しくなってくるのではないかと。やはり小樽市として、国または北海道に対して、どういった対応ができるのかということについて、小樽市が中心となってお話を仲介してほしいと思うのですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

後志自動車道の小樽ジャンクションについて、まずお答えさせていただきたいと思っております。

1点目ですけれども、設計が変更されなければ住民の方々の不安が解消されないのではないかとのお尋ねでございますが、これにつきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、ネクスコ東日本に対しましては、工事中それから供用開始後における地域住民の皆さんの不安が解消されるように、これは引き続きネクスコ東日本に対しては、しっかりと協議をしていきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

それから、説明会がバイビュータウン町会以外ないのかということでございますけれども、この間さまざまな説明会は開催されていると認識はしておりますが、この間、町会の役員ですとか限られた方々への説明会が多いと認識しておりまして、関係する住民を広く集めた住民説明会というのは、昨年12月のものを除きますとバイビュータウン町会以外ないと認識をしているところでございます。

それから3点目でございますけれども、ハーフジャンクションがフルジャンクションになったということでございますが、協議が必要ではないかという質問でございますが、私どもとしては、当初からフルジャンクションで整備をすることになっておりまして、この間、あくまでも暫定のハーフジャンクション整備だったと認識しておりますので、設計が変わったわけではないと思っておりますので、この点についての協議は必要ないというふうに認識しております。

それから、この小樽ジャンクションのCランプの整備について地域住民の側に立つべきではないかというようなお尋ねでございますけれども、これについては当然推進する立場ではありますが、しっかりと地域住民の不安の解消に努めていただくようにネクスコ東日本初め関係者には説明を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(西島圭二) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ジャンクションの工事に伴います騒音等の質問に対してお答えしたいと考えます。

騒音、振動が基準以下になるのが当然であるということで、超えた場合にはどうするのかということでございますけれども、まず、工事中につきましては、家屋等に近い場所で施工するときには、まず試験施工を行いまして騒音測定結果をもとに対策方法を検討するというふうに聞いております。具体的には、遮音壁、吸音パネル、防音シート等によって対策を講じていくと伺っております。

それからもう1点、マンションの資産価値が下がった場合に事業損失の対象とならないということはおかしいのではないかと御質問ですが、基本的には事業損失というものが基準で定められてございまして、直接的、工事において家屋が損傷したとか、電波障害が発生したとか、そういった個別の案件については事業損失として認められるのですが、現在の基準の中では、マンションの資産価値が低下したといった項目での事業損失は認められないと伺っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(西島圭二) 申しわけございません。今、説明会が十分行われているかという御質問でございますけれども、説明会といたしましては、先ほど申し上げましたバイビュータウン町会での説明会が1回、それからこのマンションの住民を対象とした説明会が1回開催されておりまして、その間、役員の方々とはかなり数多く打ち合わせをさせていただいております。

また、近々マンションの方々と説明会を予定しておりましたが、今回はコロナウイルスの対策で延期にはなっておりますけれども、そういった形で説明会としての回数はまだそれほど多くはございませんが、説明については数多く、役員の方々も含めてしているということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(上石 明) 酒井議員の再質問にお答えいたします。

私からは、春香開拓水道についてお答えさせていただきます。

先ほど市長からも答弁がありましたとおりに、我々としまして、市としてまず何ができるのかということにつきましては、組合と協議の場といいますか、しっかり話をしていきたいと考えております。

また、施設につきましては、北海道との移管の手続が中断されていたということがわかりましたので、それにつきましてはまた北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再々質問を行います。

この設計変更について、当初からフルジャンクションと考えていて、必要ないというのです。ですが、これは大きな問題です。住民に対してハーフジャンクションで説明していて、それから図面も出されていて、その後になってフルジャンクションになりました。家のところがかかることになりました。それは反対するのは当然だと思うのです。だけれども、市長はこうしたことについて問題ないというような形で言っています。どれだけ住民の方が反対したとしても、市としてはこのことについてネクスコ東日本に伝えていくつもりはないという考えなのか改めて伺います。

それから、春香水道組合について、市として何ができるか、北海道とも協議していきたいという話でした。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。本当に宙ぶらりんになっているところで、どうにかしてやっていかなければならない。今もその水というのは出なくなってきてしまっているのです。それをどうやってやっていくかということについて本当に困っているということもあります。

先ほど他市などで行っている助成について調査していきたいというお話でありました。これもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

ハーフジャンクション整備からフルジャンクション整備になって、協議の必要があるかないかということになるのですけれども、私どもといたしましては、平成21年8月に地元町会と交わしました設計協議の確認書の中には、Cランプ、Dランプのそれぞれ道路中心線あるいはその買収が必要となる用地に記載されているということから考えますと、当初からフルジャンクションで整備をするということはお伝えができていたというふうに思っておりますので、この件についての協議は必要ないという認識でございます。

ただ、先ほどもお話をさせていただいたとおり、あくまでもやはり地域住民の御理解を得ながら、そして不安を解消させていただきながら進めていくべきものと考えておりますので、必要な事項についてはネクスコ東日本に対し協議をし、必要があれば住民にも改めてしっかりと説明を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 酒井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時55分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

(17番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○17番(佐々木 秩議員) 一般質問をします。

一つ目は、公共施設再編計画(案)について伺います。

再編素案をたたき台に市民との意見交換会でも議論された結果、今定例会に小樽市公共施設再編計画案が示されました。昨年、第3回定例会総務常任委員会で、私は素案に対して、縮小、削減ばかりで夢や希望が見えない。まずはこの計画案で夢を、言いかえれば再編の効果、市民生活の向上などを語らなければ、この案は実は市民にとって魅力プラスアルファがあるものなのだとこのことをアピールしてほしいと要望しました。今計画案では、それらの点は生かされたでしょうか、まず伺います。

同じく、以前に指摘したように人口が減少するからその規模に合わせて何でも施設機能を縮小するという消極的な考え方では、市民サービスの低下につながり市民の利用増は望めません。あくまでも施設の量は減らしても機能は維持向上することが最重要と考えます。

昨年の総務常任委員会行政視察で新潟県長岡市役所を見せていただきました。新しい長岡市役所では、来庁者が総合案内窓口に来て座ると、そこに必要な職員がやってくる窓口ワンストップサービスが行われていました。本市のように現在も市役所機能が市街地に分散されており、再編計画では教育委員会が商業高校跡に移転となると、さらに遠距離となります。市民がそれらをさまざまな手続や相談のために行き来しなければならなくなります。

そこで、市役所本庁窓口で全ての手続や相談のできるワンストップ化も視野に入れて再編計画を策定してほしいと考えますが、いかがですか。

計画となるに当たって、結果として整備方針が定まるまで現施設を当面維持が7施設となっています。決断の先送り感が否めませんが、市民からの要望も多い施設であることから判断が難しく、痛みが伴うのも事実です。

ただ、計画期間が2021年から58年の38年間となっていますから、これら当面維持施設も最終的にその期間内で整備、改修をすることになるはずですが、そのときに多くの施設が先送りを続けた結果、後半にずれ込み集中してしまうことにならないか、もしくはそのまま放置され災害発生時などに重大な事故につながる心配です。

国は、全国の自治体に今後40年の公共施設の改修日程を盛り込む長寿命化計画を2020年度中に定めるよう要請しています。よって本市でもこの再編計画をもとに長寿命化計画をつくることとなりますが、当面維持する施設の整備時期や改修時期を載せないことに問題はないのですか。

また、これら当面維持施設の結論もいつまでに出すといった期限を明らかにすべきではないですか。もし現段階でその判断時期について示せることがあればお聞かせください。

この計画案には、どの施設を優先して整備、改修を進めるかについて言及しているのは、再編方針にある③安全性の確保において耐震基準を満たしていない建物を優先的に再編を進めるとあるだけです。本計画に優先度はあるのですか。

46ページの(2)施設別の全体像は、上から下に優先度順に並んでいるのですか、伺います。

これまでの答弁では、この計画は人口減少対策ではないとのことでしたが、明らかに人口減少対策に大きく影響する大事業です。市長公約にもある子育て支援関連施設機能を最優先すべきです。

そこからこの計画を見ると大変気になる点があります。その他の施設に分類されている手宮保育所、最上保育所が、あり方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持とされています。両保育所とも施設設備が非常に劣悪な状況にあることや、手宮保育所は耐震診断も行われていないことは私たちの会派の中村誠吾議員がたびたび指摘しているとおりで、明らかに市長公約に矛盾した状況にあります。この再編

計画の中での優先度をつけるとすれば、最上位にあると私は考えますが、現段階での市長のお考えをお聞かせください。

本計画案を今定例会での議論や市民意見をもとにさらに磨き上げ、市長の決断力をもって長寿命化計画に反映していくようお願いをします。

2点目、地域型日本遺産申請について伺います。

このたび念願の地域型日本遺産の申請を行ったと報告を受けました。まずは関係者の皆様、とりわけ市日本遺産推進協議会の皆様の御尽力に感謝いたします。限られた時間の中で必死の作業だったと聞き及んでいます。大変御苦労さまでした。

その申請内容ですが、タイトルが「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽 民の力で創られ、よみがえった北の商都」。まさに小樽市の歴史や文化、人を端的に、かつ鮮やかにイメージさせるタイトルだと感じ入りました。心臓も幅広い見識と深い理解があってこそ選択です。

私も1月末に全国町並みゼミ川越大会に参加して、改めて小樽と小樽運河保存運動を支えた民の力が日本の市民運動の原点として全国からリスペクトされていることを感じ、今回の日本遺産申請のストーリーに自信を深めたところですし、市内でも経済団体や市民有志が日本遺産を後押しするシンポジウムを開催するなど機運が盛り上がってきています。

ただ、2020年度が最後のチャンスな上に、残り認定数が限られていることや、道内でほかにシリアル型での2件の強力なライバルが出てきたことで、既に二つの日本遺産が認定されている小樽市は、現実的にかかなり厳しい状況というのが現状ではないでしょうか。そこで、認定に向けてもう一押しの意味合いを込めてお聞きます。

まず、今回申請したタイトルとストーリー、その概略やこのストーリーを選択した理由、その意図について説明ください。

ストーリー作成時、特に留意した点、特にアピールしたい点についても伺います。

また、既に認定されている北前船寄港地・船主集落、炭鉄港との連携について解説もお願いします。

このストーリーで認定された場合、さまざまな分野での好影響が予想されますが、特に経済観光面や市民のシビックプライド醸成の影響はどのように予想されますか。

この申請内容は、今まで公にできなかつたので市民にもきちんとした説明ができていません。今こそ市主催でシンポジウムを開催し、推進協議会の皆さんにアピールしていただければいかがですか。応援してくれた市民や御尽力いただいた協議会の皆さんへ、市としての感謝をあらわすことにもなります。

日本遺産を通じた地域活性化計画の中には、重要伝統的建造物群保存地区、歴史まちづくり法なども制度利用について取り上げられています。全国町並みゼミ参加のまちの多くは、これらと日本遺産をセットで歴史遺産の保存活用を進めています。市としての制度活用ビジョンはどの程度見えてきていますでしょうか、お示しください。

危惧される点として、今回の地域型申請の構成文化財37件のうち既にシリアル型で認定されている北前船、炭鉄港の構成文化財5件が重複していることが不利になるのではとの指摘がありますが、どうですか。

また、北前船、炭鉄港で認定されている他自治体に比べ、認定後の活用策が十分に機能していない、市民への浸透も進んでいないとの指摘がありますが、どうですか。具体的に認定後の事業実施状況を踏まえ御説明ください。

市長は、結果はどうあれ歴史文化を生かしたまちづくりの機運を今後につなげると話されています。この申請書にある計画、さまざまな提案や各事業について日本遺産認定の可否にかかわらず今後の小樽

にとって有意義なもの、万が一認定に至らなくても、これらについて可能なものから実施していくべきと考えますが、どうですか。

また、そのために、さきに述べた以外の国の制度、具体的には文化庁の各種助成金支援制度の活用も進めるべきです。期限の迫るものもあるので、認定の可否を待たずに早急に検討すべきですが、いかがですか。

認定されることが目的でないことはこれまでも言われてきましたが、まずは認定されることを強く願うものです。市として認定の勝算はいかがですか。

これまで述べてきたとおり、現実的にはかなりハードルは高いですが、申請内容は充実しており、市民として胸を張れるものとなっていますので、5月の発表を待ちたいと思います。

以上、再質問を留保し、私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公共施設再編計画案について御質問がありました。

まず、計画案において再編計画の効果等についてのアピールをしたかにつきましては、計画案の第2章において、本計画は施設総量の削減を目指すものですが、単純に公共施設の廃止を進めるものではないことを記載し、施設利用者の皆さんにとっても施設の統合により、より良質なサービスが効率的に受けられることや、施設が複合化されることで多世代交流が可能になるといった魅力の創造も目指し、ハード面ばかりでなくソフト面の充実も図っていくことをお示しいたしました。

また、第4章において、機能ごとに施設再編に期待される効果等もお示しし、市民の皆さんにとってのプラス面も御理解いただくよう工夫を行いながら計画案の策定を行ったところであります。

次に、市役所本庁窓口でのワンストップ化につきましては、計画案では本庁舎別館の建てかえに際し、行政サービスのワンストップ化と市民の利便性の向上も視野に入れ、水道局庁舎や保健所庁舎を統合する案をお示したところであります。

また、市民の皆さんが全ての手続や相談ができるワンストップ窓口を市本庁舎に設置することは、さらなる市民サービスの向上にもつながりますので、将来的に本庁舎建てかえの実施段階では、ワンストップ化は導入しなければならない機能と考えております。

次に、当面維持する施設の長寿命化計画への記載につきましては、再編計画において、あり方や整備方針が定められていない施設は、これまでどおり現施設を継続使用していくことになることから、長寿命化計画には必要な維持補修等を行っていく内容が記載されることとなりますので、国が要請している内容とそごは生じないものと考えております。

次に、当面維持する施設の結論を示す期限につきましては、建設費が多額になることや建設場所の確保などの課題があることから、計画案の中では整備方針が定まるまで当面維持としたところであります。

現段階でその判断時期についてお示しできる施設はありませんが、いずれも老朽化が進んでいる建物のため、できるだけ早い時期に整備方針を定めるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、再編計画における優先度につきましては、再編計画は将来に向けて整備、維持していくべき施設の方向性を定めることを目的にした計画でありますので、この計画案では優先度をお示ししておりません。

来年度策定予定の長寿命化計画において施設の老朽度や耐震性などのデータとあわせ財政負担の平準化を図ることなどを考慮して事業順序をお示ししていきたいと考えております。

次に、再編計画案の施設別の全体像につきましては、この図は統合や複合といった再編内容をわかりやすく結びつけながら表記したものであり、優先度順を考慮したものではありません。

次に、手宮保育所と最上保育所の整備の優先度につきましては、両保育所の老朽化は著しく子供の居場所としての環境や安全面から、整備実施の優先度は高いものと認識をしております。このため、今後の保育事業のほか、民間を含めた保育施設の配置や利用定員の動向を見据えながら、早期に両保育所のあり方や整備方針について定められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域型日本遺産申請について御質問がありました。

まず、タイトルとストーリーの概略や意図などにつきましては、明治以降、北日本随一の商都となった小樽を小林多喜二が随筆の中で北海道の心臓と例えた表現をタイトルに用い、昭和後期に一旦弱まった鼓動を民の力でよみがえらせたこと、そして、今後も歴史を生かすまち小樽として、新たな鼓動を生み出していくことを内容いたしました。

また、このストーリーは、商都として栄えた面影が今なお現存する銀行街など、他に類を見ない近代建築群とまちなみを本市の重要な財産と位置づけ、今後もまちづくりに活用していくことで地域の活性化を図っていくことを意図したものであります。

次に、ストーリー作成時に特に留意した点などにつきましては、ストーリー作成に当たっては単に文化財や歴史的経緯の説明にとどまることなく、起承転結を明確にし、目新しさのある物語となるよう意識したものであります。

また、このたびの申請を通じ、他に類を見ない特徴的な近代建築群と町並みを、民の力で積極的に保存、活用することで、歴史を生かすまち小樽をアピールするものであります。

次に、北前船寄港地・船主集落、炭鉄港との連携につきましては、これまで北前船交流拡大機構の北前船寄港地フォーラムや炭鉄港推進協議会の認定記念フォーラムの開催、加賀市との子供の交流事業などにより、人的ネットワークの拡大や情報交換を行ってまいりました。今後それらシリアル型で得られたネットワークを活用し、新潟市等での観光物産展開催、ストーリーや構成文化財による教育旅行誘致などを予定しており、それらの取り組みを通して本市の歴史的価値を高め、魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

次に、認定後の影響につきましては、経済・観光面では、日本遺産を活用した商品開発や日本遺産の構成文化財をめぐる観光コースの造成などの取り組みによって地域の活性化に結びつけたいと考えております。

また、シビックプライドの醸成では、小樽観光大学校、おたる案内人のさらなる充実、拡大や、教育委員会ではふるさと教育の充実を図るため、小学校5年生、6年生を対象に小樽の歴史副読本を配布するなど、市民の皆さんが小樽の歴史や文化遺産の価値を学び、まちへの誇りと愛着が高まることで、今後も現代の民の力を活用したまちづくりが進むことを期待しているところであります。

次に、市主催のシンポジウム開催につきましては、日本遺産の構成文化財を生かしたまちづくりは、今後の本市の活性化に向け重要であることから、これまで認定された日本遺産とあわせ開催に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、伝統的建造物群保存地区制度などの活用につきましては、第7次小樽市総合計画において歴史的建造物を保全、活用するため、国の支援制度の活用を含めた取り組みの検討を掲げており、昨年8月に教育委員会とも連携し歴史を生かしたまちづくり庁内検討会議を立ち上げ、他都市の事例調査を行う

とともに、文化庁や北海道開発局へ相談するなど、制度活用に向けた検討を進めているところであります。

次に、地域型申請の構成文化財につきましては、文化庁との事前相談においてストーリーの構成上、必要な構成文化財の重複は問題ないとのアドバイスをいただいておりますので、御指摘の心配はないものと考えております。

次に、認定されたシリアル型の活用策と市民への浸透につきましては、北前船の取り組みとしては、小樽駅でのタペストリーの展示や市内でのパネル展、シンポジウム開催を通じて普及啓発を行ったほか、石狩市とともに北前船寄港地フォーラムを開催し、全国からの関係者と市民との交流に努めたところであり、今後は子供たちの交流事業を通じ、次世代への継承にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、炭鉄港の取り組みとしましては、認定記念フォーラムのほか、ガイド養成講座を開催したほか、今後はガイドマップの作成や教育旅行誘致などに取り組むこととしており、今後とも普及啓発や人的交流など、日本遺産を活用した取り組みを進め、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、申請書にある提案や各事業につきましては、日本遺産認定の結果はこれからとなりますが、歴史や文化を生かしたまちづくりは重要でありますので、必要な取り組みは進めてまいりたいと考えております。

なお、取り組みに当たっては、訪日外国人対応として活用可能な文化庁の文化財多言語解説整備事業など、地域活性化計画に搭載した事業を補完する国の制度の活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、認定のめどにつきましては、日本遺産の申請は最終年であり、大変狭き門と認識しておりますが、日本遺産推進協議会の議論などを通じて北海道の心臓をタイトルとするインパクトのあるストーリーができたと思っておりますので、関係者の皆さんとともに期待をしながら結果を待ちたいと考えております。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 再質問をいたします。

まず、公共施設再編計画案について、一つだけお聞かせください。

残念ながら、当面維持施設がいつまでということについて期限が示されませんでした。整備方針が定まるまでというお答えでしたけれども、それで一つ確認しておきたいのですが、この整備方針というのはそもそもどういう内容なのか。それから、誰が、どうやってそれを決めるのか。

また、この整備方針だけでも、いつまでということは言えないのかどうか、これについてお答えをお願いいたします。

日本遺産について二つお聞きします。

一つは、市民向けの報告会、シンポジウムを開催したいという御答弁をいただきました。このシンポジウムを開くことの意義というのは非常に大きいと思います。まだこの申請が通るか通らないか、認定になるかどうか、まず決まる前の段階できちんとやはりこういうことをやって、そしてその意義についてきちんとやるのが市長のお考えのように、認定がどうであれ、これからのまちを活性化していくための大きな一歩になっていくと信じます。

そのための、本当にこのシンポジウムがその一歩になると思うのですけれども、残念なことに、例えば認定の結果が出る5月までにこれを開こうと思うと、今、新型コロナウイルスの件が出てきておまして、なかなかこれは日程的にも難しいのかと、せっかく言っていたのに申しわけない。ただ、意義はあ

ることですので、それにやはりかわる、できなかった場合です、できれば一番いいです、ぎりぎりでもできればいいと思いますが、それにかわる市民向けの周知やアピール方法についてぜひ検討も進めておいていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、いろいろな制度活用についても検討していただけるということで、特に文化庁の各種助成金支援制度その他についても考えていただけるということでございましたけれども、先ほど言った重伝建だとか歴まち法だとかというもののほかにも、さまざまな支援制度があるということがわかりました。こういうものを非常に生かして、全国で歴史、文化を生かしたまちづくりを進めているところは本当にいろいろな事業を行っているということがわかり、小樽市は残念ながら周回おくれの感じが否めないというふうに見させてもらっています。

やはりそういうまちに追いつき追い越すためにも、日本遺産というこのチャンスを最大限活用して、活用できるものはあらゆる機会に生かしていくということで考えていっていただきたいのですけれども、ここで質問の本題です。これらの制度というのは、やはり全て同じように期限があるのです。年度ごとですし、その年度がいつまで続くかはわからない。最終年度にぎりぎり滑り込みというようなことではなくてスピード感を持って動くべきと、検討を急いでいただくということを思うのですか、その辺について御見解をください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私から、日本遺産の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

答弁させていただきましたけれども、シンポジウムの開催につきましては、今回の単独型の結論が出る前の4月までには何とか開催したいという思いはございましたが、今の情勢を考えますと現時点で何とも言えないというふうには考えております。いずれにいたしましても、御質問の中にもありましたが、市が日本遺産に取り組むという姿勢を示したことによって市民の皆さんのこの歴史的な建造物を生かしたといえますか、歴史や文化を生かしたまちづくりに対する機運というのが非常に高まってきていると思っておりますので、もちろんこれに変わる何らかのアピール方法というのは考えていきたいと思っておりますし、引き続きいろいろな形で市民の皆さんにアピールする方法というのは考えていきたいと思っております。

それから、2点目は、これからのまちづくりに当たってのいろいろな制度活用についての御提言だったかと思えます。先ほどの答弁の中にもありましたが、今、庁内横断的な組織として歴史を生かしたまちづくり庁内検討会議を立ち上げて、いろいろなことを議論させておりますけれども、この会議の中でも他都市の事例調査を行うということもやっておりますので、どういった制度があるのかどうかというものをまずこういった中でしっかりと把握し、しっかりと、今質問の中にありましたけれども、やはり国の制度の中には期限のあるものも当然ありますので、できるだけ早目早目にそういった制度に着目し、可能な限りそういった制度を使えるように対応していきたいと思っておりますのでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、公共施設再編計画案についての再質問にお答えいたします。

整備方針についての内容ということでございますが、建設場所の確保の問題、さらにはそれらを単独で進めるのか、統合化して進めるのか、こういった方針を今後改めて検討するというところでございます。

また、誰がということですが、もちろん庁内の議論を十分に重ねた上で、最終的に市長が決定することになります。

それと、整備方針を示す時期でございますが、この後に控えてございます長寿命化計画策定までにはなるべくお示ししたいと思っておりますが、何分大きな施設でございますので、それまでなるべくお示しできるように努力をしていくということでお答えさせていただきます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、佐々木秩議員。

○17番(佐々木 秩議員) 再々質問をします。

公共施設再編計画についてです。

今、整備方針とはどんな内容かと聞いたら、場所と、それから単独か統合かということですが、本当にこの二つだけなのですか、整備方針というのは、それが一つ目。

それから、いつまでにとお聞きしましたら、言えないのだけれども長寿命化計画の策定までには決めたということでした。ということは、この整備方針は2020年度中に何とか決めますよというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 再々質問にお答えいたします。

今、整備方針について、場所と、統合か単独かだけかという御質問ですが、少しつけ加えますと、今、当面維持としている施設につきましてはいずれも古いものでございますので、40年の間にそのままというわけにはいかないと思いますので、長寿命化計画の中で、どのスパンでやるかは別にして、例えばそれを民間施設の中に取り組みだとか、新たな整備をすとか、そういう方向についてはこの1年の間で決めていきたい、そのように考えております。

○議長(鈴木喜明) 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

(22番、濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番(濱本 進議員) 一般質問をいたします。

まず、行政経営についてお聞きします。

初めに、令和元年度の市政について、迫市長はどのように総括しているのかお伺いします。

平成30年8月に迫市政がスタートして、この1月末で1年5カ月が過ぎました。行政の基本的なサイクルは4月から翌年の3月末までですから、迫市長にとって平成30年度は令和元年度に向けての準備期間であり、実質的にはこの令和元年度が迫市政の初年度であると捉えています。

迫市長はこの1年、限られた財源を有効に活用した予算を編成して、経営資源の一つである人材を育成することも意識して適材適所の人事を行い、効率化、高品質化を目指して行政経営を行ってきたと理解しています。令和元年度末まで残り1カ月余りとなった現在、迫市長はこの1年をどのように総括、評価されているのでしょうか。市長の公約などを踏まえながらお聞かせください。

昨年(令和元年度)の第1回定例会において私は、都市経営、地域経営、自治体経営、行政経営などについて、その考え方や他都市の事例をもとに幾つか質問いたしました。一般的に経営体の活動は、基本となる価値観や信条、目指すべき理想などを表現した経営理念、次に、この理念を実現させるための具体的方策である経営

方針、次に、方針の具体的、客観的な指標である経営目標、次に、目標を実現するための人員やコスト計算などの詳細な分析をもとにした経営戦略、そして最後は、経営体を構成する全員が持つべき理念に基づいた行動を促す原則である行動指針による階層的な構造で成り立っていると言われていいます。

この考え方を踏まえて、宇都宮市や下田市などで策定されている都市経営、行政経営に関する大綱、指針などを例示して、小樽市においても策定する必要があるのではないかとお聞きしました。迫市長からは、他都市の事例を研究し、必要性、有効性などを見定めた上で指針の策定について判断したいとお答えがありました。現在、経営大綱、経営指針などの策定についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

他都市ではPDCAサイクルを意識して、市長、公営企業の長、各部局長が年度ごとにそれぞれの役職における経営方針、経営目標を定め、目標達成に向けて職員の皆さんのモチベーションを高めている例もあります。迫市長はこのような取り組みについてどのようにお考えですか、お聞かせください。

令和元年10月に第7次小樽市総合計画基本計画が策定されました。その中の市政運営の基本姿勢の2、持続可能な行財政運営の推進の(2)効果的・効率的な行政経営の推進についての記載があります。その内容は、人材育成、業務改善、効率的な組織体制づくりなどですが、初めに人材育成についてお聞きします。

迫市長は昨年の第1回定例会において、職員研修メニューとして先進地視察研修について述べておりましたが、その実施内容や成果、効果などについてお聞かせください。

また、小樽市みらい創造プロジェクトチームが若手職員による庁内横断的な政策検討を通じて職員の資質向上、人材育成につながると述べていましたが、この1年間の活動の内容や成果、効果などについてお聞かせください。

次に、業務改善についてお聞きします。

業務改善の目的は、無駄のない仕事、むらのない仕事、そして無理のない仕事を実現することと言われています。無駄のない仕事とは、必要最低限の人員、コスト、そして効率的な工程で仕事をすることであり、むらのない仕事とは、より安定した高品質の仕事をすることであり、無理のない仕事とは、過剰な負担を与えない、適正な仕事量のことであると言われています。

業務改善を行うための手法は、品質改善を目的としたTQCや、職場環境の改善を目的とした整理、整頓、清掃、清潔、しつけの頭文字をとった5S、作業、工程の改善を目的としたIEなどがあります。これらの手法を活用する事前の準備として、静岡県など業務棚卸表を作成している自治体があります。業務棚卸表とは、組織が日常的に行っている業務を可視化するため、そして事業評価するために各業務について大分類、中分類、小分類の順にそれぞれに2桁のコード番号をつけて、その内容や作業手順などを体系立ててまとめた資料であり、業務継続計画の策定にも役立つものと言われています。

業務改善を確実にを行うために業務棚卸表の作成が必要と思いますが、迫市長はどのようにお考えですか、お聞かせください。

次に、効率的な組織体制づくりに関してお聞きします。

迫市長は、平成31年度に一部の組織改正を行いました。令和3年度に予定している組織改革の考え方、工程などをお聞かせください。

平成30年11月に策定された小樽市収支改善プランにおいて、(仮称)職員定数適正化計画の記載があります。迫市長はこの計画について、組織改革を見据えながら策定について検討すると述べておりましたが、現在はどのような状況でしょうか、お聞かせください。

次に、防災に関連してお伺いします。

初めに、連日、新聞、テレビなどで報道されている新型コロナウイルス関連肺炎についてお聞きします。

本年1月に判明した中国武漢市から始まった新型コロナウイルス関連肺炎は、中国国内だけではなく日本を含め諸外国にも瞬く間に拡散しています。国内でも感染者が多数発生し、残念ながらお亡くなりになられた方もいらっしゃいます。北海道でも感染された方が見つかり、現在も増加しつつありますし、昨日、亡くなられた方もいらっしゃいます。市民の皆さんは新型コロナウイルス関連肺炎による不安を身近に感じていると思います。

小樽市では、新型コロナウイルス市内対策会議を1月31日に第1回目、2月10日に第2回目、そして2月21日に第3回目を開催したとのことですが、その内容についてお聞かせください。

感染防止、感染者への対策はもとより、物販、宿泊などの観光関連産業に与える影響ははかり知れないと考えていますが、現時点で小樽市では市民に対し、また市内企業に対してどのような対策を講じているのかお聞かせください。

また、今後どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

私は、防災力の人的な強化のために地域防災マネージャーの資格を有する退職自衛官の採用を提案しましたが、迫市長は議会での答弁において、会計年度任用職員制度を視野に入れて検討すると述べておりました。その後、何かしらの進展はあったのでしょうか、お聞かせください。

昨年の第2回定例会において、私は業務継続計画の重要な六つの要素の一つである災害時における代替庁舎として、北海道から譲渡される小樽商業高校を提案いたしました。迫市長は、活用できる可能性はあると答弁されましたが、現在はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、昨年11月2日に教育委員会庁舎体育館において避難所開設訓練が実施され、私も当日見学させていただきました。迫市長の掲げるテーマの一つである備えを具体化した取り組みであると理解をしております。

後日、改めて平成30年3月に策定された小樽市の避難所運営マニュアルを読みましたが、気になる点がありましたのでお聞きします。

初めに、市内の避難所として小学校、中学校が多く指定されています。児童・生徒が在校時に発災した場合や児童・生徒が避難者になった場合などの記載が不十分との印象を受けました。迫市長は避難所開設訓練を踏まえて、現在の運営マニュアルの見直しについてどのように捉えていますか、お聞かせください。

避難所運営マニュアルが策定された後の平成30年7月27日に文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、健康教育・食育課から都道府県教育委員会などに対して平成29年1月20日の大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項についての通知について、域内の市町村教育委員会への周知を求めています。

初めに、教育委員会は平成29年1月20日の通知について確認をしていたのでしょうか。

また、この通知によって何かしらの具体的な対応をされたのでしょうか、お聞かせください。

私は、平成29年12月に茨城県教育委員会が策定した学校避難所運営支援マニュアルは、この通知に沿ったものだと理解をしています。この茨城県教育委員会のマニュアルや柏市教育委員会と柏市防災安全課が策定した柏市立花野井小学校の避難所開設・運営マニュアルなどを参考にして学校避難所に特化した運営マニュアルの策定が必要と考えていますが、見解をお聞かせください。

次に、業務継続計画について伺います。

平成30年9月の北海道胆振東部地震を契機に業務継続計画の必要性に対する認識が高まったと言えます。残念ながら現在小樽市にはありませんが、これから策定することなので伺います。

業務継続計画策定に当たっての原則として、1番、全庁的な体制で作成すること。2番、計画策定は目

的ではなくて策定過程自体が職員の研修となるため、多くの職員が携わること。3番、職員の安全対策、庶務業務についても考えておくこと。4番、平時における対策や研修・訓練に活用することとされています。この原則について迫市長はどのようにお考えですか、お聞かせください。

また、作成の手順としては停電が1週間続く場合、庁舎が使用できない場合、職員の半数が登庁できない場合などの危機となる状況を想定した上で、災害時に活用可能な資源として人的資源、施設、設備、資金、情報について検討し、そして重要業務の絞り込みが必要であると言われています。

函館市では平成30年3月に地震を原因とする函館市業務継続計画（地震編）を策定しています。その中では、非常時優先業務の選定を行い、部ごとに一覧表にまとめています。米子市の業務継続計画においては、担当課、業務名、優先順位の項目で災害時応急業務一覧を作成し、さらに主管部署、業務名、目標時期、必要な資源、関係機関などの項目で災害時優先業務継続体制一覧を作成しています。今後、小樽市が策定する業務継続計画の参考としている他都市の業務継続計画はありますか、お聞かせください。

次に、現在策定中の地域福祉計画について伺います。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられています。

初めに平成29年12月12日に厚生労働省から都道府県知事などに対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての通知がなされ、都道府県においては市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び市町村福祉計画が未策定の市町村に対しては、早急に計画策定が行われるよう支援を願いたいとの内容でしたが、策定の取り組みが平成30年度中に行われなかった要因についてお聞かせください。

次に、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画と規定されていますが、共通的な事項を含む他の計画とは何を指すのでしょうか、お聞かせください。

あわせて、地域福祉計画に盛り込むべき事項はどのようなものなのか、お聞かせください。

また、この地域福祉計画を策定することによる効果についてお聞かせください。

そして、現在までの策定状況及び策定に当たっての課題などがあればお聞かせください。

次に、法定外目的税である宿泊税についてお聞きします。

新聞報道などによると北海道が設置した（仮称）観光振興税に係る懇談会は、本年2月10日に宿泊税についての意見をまとめたとのこと。その内容としては、道は1人1泊一律100円、市町村は独自に税額を設定する、修学旅行は免税とするなどでしたが、この結論について小樽市としてはどのように捉えていますか、お聞かせください。

また、北海道は観光振興税の具体的な用途などについて、市町村や宿泊事業者などの意見を聞くために振興局ごとに地域観光戦略プラットフォームを本年度中に設置することや、宿泊税導入を検討している市町村などとの協議の場を設けることも検討しているとの報道がありました。小樽市としてはこの報道の内容について確認しているのでしょうか。また、これらの対応についてのお考えをお知らせください。

現時点で北海道は観光振興税の導入時期をいつごろと考えているのか、わかる範囲でお聞かせください。

函館市は、来年10月の導入を目指しているようですが、小樽市としては導入時期についてどのようにお考えですか、お聞かせください。

少なくとも北海道の導入時期と同時であることが望ましいと考えますが、見解をお聞かせください。

緻密に、かつ迅速に制度設計に取り組んでいただくこと、そして適切な時期に導入することを強く要望

いたします。

教育行政に関してお伺いいたします。

私は昨年の第1回定例会において、平成27年4月1日から施行となった地方教育行政の組織及び運営に関する法律が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を規定していることから、第7次総合計画基本計画の策定を踏まえて質問をさせていただきました。

迫市長からは、新年度の早い時期に総合教育会議を開催して大綱の策定方針について、教育委員会と十分協議をする旨の答弁をいただきました。どのような協議がなされたのでしょうか、お聞かせください。

また、文部科学省の通知によれば、教育大綱が対象とする期間は4年または5年を想定していることから、小樽市においての期間についてもお尋ねしました。総合計画の基本計画は、策定から5年後をめどに中間見直しを行うことが明記されていることを踏まえて、どのように検討されて期間を決定されたのでしょうか、お聞かせください。

第7次小樽市総合計画基本構想が策定され、昨年10月に基本計画が策定され、そして12月には学校教育推進計画と社会教育推進計画が時代の要請に応じて一本化され、小樽市教育推進計画が誕生しました。かつて学校教育と社会教育の連携が必要であると指摘され、その後は連携からさらに融合へと進化してきた歴史の一部を見てきた私にとっては、この計画の誕生は大変感慨深いものがあります。林教育長は、小樽市教育推進計画について、どのような所感をお持ちですか、お聞かせください。

計画は、目的を達成するための道しるべであるとも言えます。最後まで意欲を持って目的を達成されることを期待しています。

以上、再質問を留保して終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行政経営について御質問がありました。

まず、この1年の総括につきましては、私にとって最初の当初予算編成である今年度予算において、非常時電源対策などの防災力強化、ひとり親家庭などの子供の学習支援、部活動への外部人材登用など、喫緊の課題の解決と公約の実行に努めてまいりました。また、港湾計画改訂の再開や観光税の議論の開始、そして国立小樽海上技術学校が短期大学校として開校が決まるなど、議会議論において指摘を受けた課題や社会的な要請などにも一定程度対応ができたものと考えております。

さらに、市の組織について、新幹線・まちづくり推進室の設置や港湾担当部長などの配置を行い、まちづくりを進めていく体制を整えてまいりました。このように当面の課題に対応しながら、これから大きな課題解決に向けて足元を固める1年であったと考えております。

次に、行政経営の指針などの策定につきましては、第7次総合計画の市政運営の基本方針において、行政運営を経営と考え、成果を重視した施策展開や重要な経営資源である人材の育成、効率的な組織づくりなどを行う考え方を盛り込んだところですが、現在、他のさまざまな計画の策定を優先しており、独立した指針として策定することについては、本格的な検討には至っておりません。しかしながら、私の認識は昨年と変わらず、組織の課題解決力向上の必要性を感じていることから、その方策の一つとして引き続き研究し、本市にとっての必要性、有効性などを見定めてまいりたいと考えております。

次に、市長や各部局長などの経営方針につきましては、組織全体で目標などを共有し行政経営の質の

向上を図る取り組みであると認識をしております。本市においては第1回定例会における私の提案説明中の所信表明などを踏まえて、各部で組織目標を定め、それに基づき職員が業務目標を設定しておりますが、こうした仕組みがより効果的に組織力の向上につながるよう他都市の経営方針なども研究してまいりたいと考えております。

次に、先進地視察研修の実施内容や成果、効果などにつきましては、庁内公募で決定した30歳代の職員3名がそれぞれ関心のあるテーマを選び、企画・立案して3日間の日程で道外の先進地を視察してきました。視察後はその成果を各自がまとめ、今月初めに私が直接これら3名の職員から報告を受け、懇談をいたしました。インターネットなどではわからない情報を直接現地で見聞きしたことで、自信を持って報告や質問に受け答えする姿を目の当たりにし、職員の行政運営能力向上を図るという当初の目的が達成されたものと感じました。

また、視察先のアポイントメントなど、事前準備から報告までの一連のプロセスを1人でやり遂げた達成感は、今後の成長につながるものと期待をしております。

次に、みらい創造プロジェクトチームの活動内容などにつきましては、5月から11月にかけて職員13名が三つのチームに分かれて会議を重ね、関係者へのヒアリングや現地視察、業務関係部署からのアドバイスを受けながら事業案を策定した後、私に対してプレゼンテーションを行ったものであります。

実際の事業化までには結びついておりませんが、担当する業務以外の事案について他都市の事例などを調査し、組織を横断する職員同士で議論することで物の見方が幅広くなるほか、根拠を持った政策立案能力が培われたと思いますので、現在担当している業務はもとより将来にわたっても生かされるのではないかと期待しているところであります。

次に、業務棚卸表につきましては、限りある人材や財源などの経営資源で、より効果的、効率的に課題を解決していくためには、業務改善も重要であると認識しており、その手法として業務棚卸表により経営資源の配分状況などを可視化することは有用であると捉えておりますので、研究してまいりたいと考えております。

次に、令和3年度に予定している組織改革の考え方につきましては、1点目として、時代の変化に対応した効率的で市民の利便性の高い組織づくり。2点目として、人口規模、財政規模に見合った組織づくり。3点目として、公共施設再編計画、収支改善プランとの整合性を確保した組織づくりを基本的な考え方としております。

また、工程につきましては、現在、組織改革案作成の作業を行っておりますが、今後、本年9月の第3回定例会で組織改革案を提示し、御議論いただいた後パブリックコメントを経て12月の第4回定例会で関係条例の改正、関連予算の計上を行い、令和3年4月には、新組織でスタートしたいと考えております。

次に、職員定数適正化計画につきましては、職員の適正配置による人件費の抑制を図るための手段として将来的な策定を予定しているものであります。策定に当たっては令和3年度に向けた組織改革のための検討経過を踏まえるほか現業職のあり方についても方向性を定める必要があり、今後、職員組合との協議を経て策定作業に着手してまいりたいと考えております。

次に、防災について御質問がありました。

まず、新型コロナウイルス庁内対策会議につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する発生状況、国や北海道の動きなどを確認した上で、各部局で収集した情報や対応等について共有を図るとともに、市内で感染が疑われる患者が発生した場合の対応について協議を行ったところであります。また、

市内で感染者が出た場合には、直ちに対策本部を設置することなどを確認いたしました。

なお、本日4回目の庁内対策会議を招集し、小・中学校の休校に連携した児童厚生施設等の休館や中止行事等の確認を行ったところであります。

次に、新型コロナウイルスに対する対策につきましては、市民に対しましては、季節性インフルエンザに準じた手洗いや咳エチケットなどの感染予防対策について、市ホームページや広報誌などを通じ周知を行っております。

また、今後の対策としましては、感染者が増加した場合に備え、入院医療や保健所の検査体制の整備に取り組んでいるところであります。

市内企業に対しましては、宿泊施設や商店街、製造業などへのヒアリングを実施し、状況の把握と関係機関との情報共有に努めるとともに資金繰り等の相談に対応するため2月3日には産業振興課内に中小企業向けの金融等相談窓口を設置したところであります。

今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに、国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、退職自衛官の採用につきましては、地域防災マネージャーの資格を持つ退職自衛官は、災害対策の強化を図るために必要な人材であると考え、自衛隊の担当部署に相談しながら採用について検討を進めていたところであります。

採用に当たっては、災害時はもとより通常時においても知識と経験を遺憾なく発揮し、さまざまな実務を担うことができる正規職員での任用が適当であると考えていたところ、自衛隊から適任者1名の推薦があり、面接の結果、来年度から正規職員として採用することとしたものであります。

次に、災害時における代替庁舎としての小樽商業高校の活用につきましては、公共施設再編計画案においては、商業高校跡には教育委員会や高等看護学院等が移転することとしておりますが、この建物は耐震基準を満たしているため、災害時において代替庁舎の一部として活用する運用も検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの見直しにつきましては、昨年11月に実施した避難所開設訓練では、避難所の安全確認に時間を要したこと、その結果、避難者が屋外で長時間待機することになったことなど課題が幾つかあったものと認識しております。

さらに、新年度に実施を予定している避難所開設運営訓練や冬季避難所宿泊訓練などさまざまな訓練を行う中で新たな課題や気づきが生まれるものと考えており、具体的な検討はこれからになりますが、課題や気づきを反映した、より実効性のある内容となるようマニュアルを見直してまいります。

次に、業務継続計画の策定につきましては、議員からお示しがありました四つの原則は重要なものと認識しておりますので、策定時には全庁的な委員会を設置するほか、計画の目的や意義などについての職員研修を行うことにより、災害対応の理解を深めるとともに策定後は平時から職員研修や訓練を実施し、見直しを行いながら、より実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画の参考事例につきましては、策定準備の段階では、札幌市を初めとする道内主要都市の計画を調査研究いたしました。各都市ともに計画の項目立てや表現方法などそれぞれ特徴があるため、それらを参考として本市の実情に合った、より実効性の高い計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域福祉計画について御質問がありました。

まず、計画策定の取り組みが平成30年度中に行われなかった要因につきましては、計画策定が努力義

務とされた旨の通知を受け策定に向けた検討を始めましたが、計画の必要性についての議論が十分に行えなかったほか、策定作業を進めるための人員確保も難しかったことから、平成30年度の着手を見送ったものであります。

次に、福祉の各分野における他の計画につきましては、高齢者福祉の分野においては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉の分野においては、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、児童福祉の分野においては、子ども・子育て支援事業計画があります。

次に、共通的な事項とあわせて盛り込むべき事項につきましては、国のガイドラインでは共通的な事項を含めて五つの事項が示されており、共通的な事項のほかには地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、包括的な支援体制の整備に関する事項があります。

次に、地域福祉計画策定による効果につきましては、市の福祉事業は、高齢者、障害者、子供など既存の個別計画に沿って展開されておりますが、地域福祉計画はそれらの連携を深めるとともに縦割りの個別計画のすき間を埋める役割を果たすことから、複雑かつ多様化する福祉課題にも今まで以上に包括的な支援ができるものと考えております。

次に、計画の現在までの策定状況及び課題につきましては、公募市民や学識経験者などで構成する策定委員会を設置し計画策定のための議論を重ねたほか、計画周知を目的とした福祉セミナーを開催いたしました。

また、18歳以上の市民2,000人を対象として行ったアンケートを取りまとめているところであります。

令和2年度には、住民懇談会や専門職ヒアリングにより、さらに地域課題を把握した上で、令和3年3月の策定を目指しております。策定に当たりましては、より多くの市民の声を計画に反映させることが重要であり、広く市民に周知をし住民懇談会など計画策定に参画してもらうことが課題であると考えております。

次に、宿泊税について御質問がありました。

まず、北海道の（仮称）観光振興税に係る懇談会における結論につきましては、あくまでも懇談会の意見であり、今後、北海道がその意見をもとに具体的な制度設計を進めていくものと考えますが、その用途や税額の設定については関係自治体や観光事業者などと十分な協議と調整を行っていただきたいと考えております。

次に、地域観光戦略プラットフォームの設置や市町村との協議の場につきましては、これまで開催された観光振興税にかかわる懇談会に本市もオブザーバーとして参加しており、それらについては承知をいたしております。地域観光戦略プラットフォームは振興局単位で設置され、北海道の観光振興税の使い道について話し合う場であると聞いておりますので、市町村の要望を踏まえた用途となるよう意見を伝えてまいりたいと考えております。

また、市町村との協議の場におきましては、北海道と市町村の役割分担を踏まえた税額設定について、他市町村とも連携しながら北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、北海道の観光振興税の導入時期につきましては、北海道より正式には示されておられません。

次に、本市の宿泊税の導入時期につきましては、現在、宿泊施設に対してアンケート調査を行っており、課題を整理した上で有識者会議の議論を得て、年度内に制度設計を終え、その後、宿泊事業者への説明会の中で御意見を伺いながら、令和2年第4回定例会に条例案を提出できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、課税対象である宿泊者の予約期間などに配慮した周知期間を設ける必要があることから、条例

の施行は3年度中になるものと考えております。

次に、本市の宿泊税の導入時期を北海道と同時にするにつきましては、宿泊税の導入においては納税する宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊施設に対して、わかりやすく、混乱を招かないよう北海道と足並みをそろえることが望ましいと考えておりますが、まずは本市の制度設計について早急に進めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政について御質問がありました。

まず、小樽市教育大綱策定にかかわる教育委員会との協議につきましては、平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育大綱の策定義務が生じたため、28年3月に第1回目となる総合教育会議を開催し、第6次総合計画の教育行政に関する目標や施策の根本となる部分をもって小樽市教育大綱としたものであります。

このたび、昨年10月に第7次総合計画基本計画が策定されたことに伴い、総合教育会議を開催し、同計画の教育行政に関連する部分を教育大綱とすることについて協議したものであります。

次に、教育大綱の対象期間につきましては、総合計画基本計画の計画期間が令和元年度から10年度までの10年間としていることから、大綱についても同様の期間とすることを総合教育会議で協議し、決定されたものであります。

なお、基本計画において大綱該当部分に見直しがあったときには、総合教育会議で大綱の改定について協議することとなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災について御質問がございました。

まず、避難所運営の協力に関する文部科学省通知への対応等につきましては、本通知は北海道教育委員会を経由して受理をしており、内容を確認したところ防災担当部局等との十分な連携協力体制を構築するなど適切な避難所運営の協力に取り組むことが示されていたため、総務部災害対策室へも情報提供を行い、情報共有を図ったところでございます。

次に、学校避難所に特化した運営マニュアル策定の必要性につきましては、災害対策室が作成する避難所運営マニュアルをもとに各学校の状況に合わせた避難所運営に関する項目を、各学校で策定済みの危機管理マニュアルに反映させる必要があると考えておりますので、校長会との協議や他都市の先進事例も参考に改定を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政について御質問がございました。

小樽市教育推進計画における所感につきましては、私といたしましては、学校教育と社会教育がそれぞれ役割を分担し、さらに学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって進めていく学社融合の視点で教育施策を行うことは大切であるというふうと考えております。

また、新しい学習指導要領におきましても社会に開かれた教育課程の実現が示されるなど、学校教育と社会教育の融合がこれまで以上に求められておりますので、両施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的とした小樽市教育推進計画を策定し、本市における教育の一層の充実を目指すこととしたものでございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、濱本進議員。

○22番(濱本 進議員) 1点だけ、再質問でお聞きしたいと思います。

退職自衛官の採用を予定しているということで、この小樽の、いわゆる防災に関する人的な防災力の向上は、私は確実にアップするのだろうと思っています。

その上で、先ほど聞いた避難所開設の運営マニュアルがございますけれども、これを見直しするときこの退職自衛官の存在というのは非常に有益だと思っておりますが、その点について市長は、せっかく採用を予定しているのですから、有効に働いていただける部分では、これはまず一番の取っかかりではないかというふうにも考えるのですが、その点についてだけお聞かせください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（小山秀昭） 濱本議員の再質問にお答えいたします。

実際この退職自衛官の方と私が面接をいたしましたものですから、私からお答えさせていただきます。

採用予定の方は、防衛大学を卒業した後、約31年間自衛隊に勤めておりますが、その中では、いわゆる普通科連隊にもおりますが、学校にもおります。また、陸上幕僚監部、また方面本部の総監部では総務や人事の仕事もされております。そのほか2度の海外派遣にも行っておりますし、後方支援などの仕事にも当たっております。私が一番感じたのは、非常に人格が温厚で大変誠実な方であるということ。それと自衛隊の中でも非常に幅広い分野に精通して、お話しをした中で一番は、市役所は基本的には平時の仕事をしっかりやる。ただ、自衛隊の方は非常時の仕事をきちんとやるためにふだん取り組んでおられ、その経験は十分に生かせること感じております。

○議長（鈴木喜明） 濱本議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 6時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、松田優子議員。

（2番 松田優子議員登壇）（拍手）

○2番（松田優子議員） 第1回定例会に当たり一般質問いたします。

今、小樽の最重要課題は、何といたっても人口減少と少子高齢化問題です。そこで、市では今後10年間のまちづくりの指針となる第7次総合計画を策定するに当たり、まちづくりのテーマとして従来の5項目から、子ども・子育てを加え、今定例会で来年度に向け数多くの子育て支援策が上程されているのは、その決意のあらわれだと思いますので、これに関連してお伺いいたします。

最初に、幼児教育、保育について伺います。

御存じのとおり昨年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、これにより幼稚園や保育所の3歳から5歳児の利用料が原則無料となりました。これは、公明党が長年取り組んできた大きな成果です。多くの子育て世代から喜びの声が寄せられる一方、まだ始まったばかりのため課題も指摘されています。こうした実態に引き合い、課題解決に向け、我が党として、全国的に利用者や事業者からの声を聞くこととし、昨年11月から1カ月余りをかけて対面形式でのアンケート調査を実施し、私たち公明党議員団も皆様のもとに出向きました。

その結果、全国で約1万9,000人の利用者、8,500の事業者から回答を得ることができ、最近その調査結果がまとまりましたが、それによると利用者の約9割が幼保無償化を評価する、やや評価するとの

声をいただきましたが、市としてその結果に対し、どのような所感をお持ちになったのか伺います。

また、今後、取り組んでほしい政策では、保育の質の向上や待機児童対策を求める声が多く寄せられました。今まで小樽市ではこれらについてどのような施策を考えてきたのか伺います。

また、事業所へのアンケートの意見では、事務負担がふえたと述べていることから、このことについては今後何らかの軽減方策が必要になりますが、ほかにも保育の質の向上としてスキルアップや処遇改善が挙げられ、また施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策として、人材育成、人材確保と、それに対する支援を求める声が多く寄せられました。小樽市としてこの点についてもどのような認識をお持ちか、また考えられる支援策についてお伺いいたします。

私は、保育の質の課題の一つとして、安全面が挙げられると考えます。道内の幼稚園や保育所では、人手不足のため子供から目を離す時間が長かったり、経験不足から事故が起きているといえます。私は、市内の介護施設の運営推進委員をさせていただいていますが、定例の推進委員会では、毎回、事故やヒヤリ・ハットの報告があり、事故をなくすための取り組み状況が話し合われています。

同様に、市内の幼稚園や保育所では、このような取り組みがなされているのでしょうか。なされているとしたら、年間どのくらいの事故報告があるのか、その件数と主な内容、そして、その対策について伺います。

内閣府の調査では、保育施設の重大事故は年々増加しており、死亡事故も起きていますが、このうち8割近くが睡眠時に起きているといえます。そこで保育現場などでは、体動の低下や異常を検知するとランプが点滅し、警報音が鳴るベビーセンサーを導入するところがふえているようです。これはあくまでも補助具であるという認識は必要ですが、職員のストレスや業務の軽減につながっているといえます。市内の保育施設における導入状況と未導入の施設には、厚生労働省の補助金も活用できるようですので、導入促進を図っていただきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

また、このアンケートとは別に、ある保育所勤務の方とお話をしているときに事業所にエアコンの設置を望む声もお聞きいたしました。近年、気象の変化により北海道でも猛暑が続くことが多くなり、一般家庭でもエアコンを設置しているお宅も珍しくなくなりました。大人と違って体温調整がままならない乳幼児をお預かりしている保育所等にも今後エアコンの設置は必要ではないかと私も考えておりますので、この点についてもお考えを伺います。

また、アンケートでは、障害のある子供、その可能性のある子供の教育、保育の充実をしてほしいという御意見が半数以上の事業所、そして3割近い利用者から寄せられており、これらの声に対応することも保育の質の向上につながるのではないかと考えますが、その点についての市の認識も伺います。

そこで、このことに関連して、特別支援教育について伺います。

私の知人に障害のある子供をお持ちの方がおります。今まではこども発達支援センターなど通所支援を受けていましたが、就学年齢を迎え4月から小学校に入学することになりました。市内の小学校には普通学級とともに障害のある子供を対象とした特別支援学級がありますが、自宅は小学校の近くにあるのに、その子供の場合は教育委員会から進められて市外にある養護学校に通うことになったそうです。

そこで伺いますが、まずはこの特別支援学級と特別支援学校との違いをお伺いいたします。

また、それぞれに就学する際の流れや基準について説明願います。

そして、現在、特別支援学級と特別支援学校に在籍している市内の児童・生徒数をお示してください。

ともあれ、小樽市内には特別支援学校はありませんので、必然的に市外への遠距離通学をしなければなりません。知人の子供はスクールバスを利用することになりました。ただ、自宅から指定されたスクールバスの乗降場所までは距離があるため、そこまでの送り迎えが必要になることから、その点に苦

慮するといひます。知人にはその子供のほかに保育所に通う子供もおり、また、パート勤めをしていることから、さらに子供の送り迎えが必要となると大変です。児童発達支援には送迎サービスがあったそうですが、今後こういった場合の支援策はないのか伺ひます。

障害のある子も、ない子も、大切な未来の宝です。子供たちが安心して暮らせるまちづくりのために支援策の充実を図っていただきたいと思ひます。

次に、小樽市のもう一つの最重要課題である高齢化対策に関連して伺ひます。

昨年10月末現在で小樽市の高齢化率は40%となり、道内10万人以上の市で初の40%超えとなりました。この背景には、若い世代の市外流出が続いていることもあるようです。90歳代の単身生活者も決して珍しいことではなく、それだけに今後、介護サービスを利用する人も多くなると思われます。そこで現在、小樽市における要介護認定を受けている方の人数を、要介護度別にお示しください。

ところで、北海道の調べによりますと、一昨年に道内で介護サービスを提供する事業者の職員の1割以上が離職したという報告がなされています。ただ、一昨年は離職を上回る採用があったので介護職員全体としては減ってはいませんが、介護職員の入れかわりが激しいということは、経験者が減少することであり、介護の質にもかかわってきます。このことは、道内でも高齢化が加速している小樽市としても見過ごすことができない問題です。本市が指定権限を持つ介護保険サービス事業所ではどのような実態になっているのか。また、介護職員の離職により入れかわりが激しいことに対し、どのような認識をお持ちか伺ひいたします。

また、別の調査によれば、介護職員の高齢化が目立つという報告も出されています。訪問介護に従事する介護職員、いわゆるホームヘルパーの平均年齢は55.5歳で、50歳以上が7割を超え60歳以上が4割を超えているという調査結果も出ています。もちろん、社会全体の高齢化が進んでいるのですから、いたし方ないのかもしれませんが介護職員の不足により職員1人への負荷が大きくなり、新規採用の減少が介護職員の高齢化へとつながっているのではないかと考えます。市内における介護職員の年代別構成を押さえていたらお示しください。

私には、介護職員として従事している知人が複数おりますが、長年介護職員として施設に勤め、もうすぐ70歳代を迎える知人は、正規の職員ではなくなりましたが、事業所から、これからも介護職員として働き続けてほしいと懇願されているそうです。

また、事業所の前を通り過ぎると介護職員募集の張り紙がいつまでたっても剥がされないままになっています。また、地域限定の介護職員募集のダイレクトメールが我が家にも届いています。それだけ事業所も危機感を持っていると言えます。また、入所・通所施設においても介護職員の高齢化が進んでいます。50歳代以上が4割近くを占めているようです。施設職員として従事している別の知人は、宿直勤務もあることから、職員不足で疲労こんぱいしていると嘆いておりました。さきにも申しましたが、経験者が減少することとは介護の質にもかかわってきますし、何といても事故が心配です。市には介護保険サービス事業者から事故報告がなされていると思ひますが、その件数と主な事故要因をお示しください。

人材不足は、介護職場だけに限ったことではありませんが、今後は介護職員の人材確保と定着率の向上を図っていかねばならないと思ひますが、このことについての市のお考えもお聞かせください。

ともあれ、介護予防にも手を尽くし、人生100年時代を謳歌し、元気で暮らす御高齢の方が多くなることを願っています。

次に、先ほども障害をお持ちの子供に関する質問をさせていただきましたが、大事なことは、障害があろうとも、また御高齢になって身体機能が衰えてきたとしても、皆で機能を補完しながら自分らしく

生きていくことが大切です。そんな趣旨のもと平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現を目的としています。

小樽市では、小樽市障害者虐待防止・差別解消事業実施要綱に差別の防止や早期発見、連絡協力体制の整備などが定められていますが、最初に、法で地方公共団体に策定を求めている職員の対応要領についての周知と市職員への研修などは現在までどのように取り組んできたのか伺います。

次に、障害のある方から不当な差別を受けたという相談があった場合、市としてどのように対応するのか伺います。

実は、昨年、障害のある方の御家族から相談がありました。視覚に障害のある方がデイサービスに通っていたのですが、事業所の都合により新たな通所介護施設を探さなければならなくなり、担当のケアマネジャーと相談の上、数カ所、施設見学に行ったそうです。そのうちの1カ所では盲導犬が施設に入るということで、通所者にアンケートを配布し、その結果、盲導犬がいる場所には通いたくないという方が多かったとの理由で通所を断られたと伺います。介護事業所によっては、人材不足で安全確保が困難と判断し、やむを得ず通所を断られるのはいたし方ないかもしれませんが、不当な差別的取り扱いの考え方について、具体的にお示ししていただきたいと思えます。

また、この事案について、市では把握されているのか、事実は確認されたのか、その後の対応などについても伺います。

相談者は市の窓口に来られ、障害者差別解消法についてお尋ねしたところ、応じた職員が法をよく理解していなかったというようなお話をお聞きしていますが、法の施行から4年近くになった今、市職員の法に対する理解や障害のある方に対しての合理的配慮が薄くなっているのではないかと感じざるを得ません。この点について市長の見解を伺います。

盲導犬の周知などについては、我が党の千葉議員も何度も質問させていただいていますが、本年2020年はオリンピック・パラリンピックが日本で開催され、その際には視覚障害者を初め盲導犬、車椅子の方など多くの方々がこの小樽へも足を運んでくれると思っています。ぜひとも障害者差別解消法で求められている不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供について、改めて市職員に徹底するとともに市民にも心のバリアフリーについて広く周知していただきたいと思えますが、市長の見解を求めます。

ここまで何項目が質問してきましたが、そこに共通しているのは、いずれも人材育成確保の問題です。保育士しかり、介護職しかり、そして市職員の人材育成しかりです。少子高齢化対策は、人材育成と切っても切れない問題ですので、官民協力してしっかり取り組んでいただきたいと切に願う次第です。

最後に、新型コロナウイルス対策について伺います。

この件については、我が党の高橋克幸議員が昨日の代表質問でも行っていますが、市としても重要な問題ですので、重複しない程度に私も質問させていただきます。

中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに急激な広がりを見せ、既に国内外合わせて7万人以上が感染し、2,000人以上の方がお亡くなりになっていますが、この人数は毎日のように更新し続けています。そして、何といたっても衝撃的なのは、感染患者の治療に当たる医療関係者も発症し、お亡くなりになっているということです。

我が公明党では、早速、対策本部を立ち上げ、安倍首相に対し、感染拡大防止と国民の命を守るための万全の対策を講じるように緊急提言を行ったものの、このような感染者が拡大し続け、やりきれない思いでいっぱいでしたが、ついに国内においても死亡者が出てしまいました。

小樽市でも先般、庁内対策会議を立ち上げ、既に何回か会議を開催していますが、その内容について

伺います。

小樽から発症者が出ないことを願うことはもちろんのこと、小樽に与える経済的打撃はいかばかりかと懸念する次第です。今あちらこちらで多数の人を集める会合などを自粛する動きが出始めています。ともすれば観光面ばかりに目が行きがちですが、来街者の減少による商店街、また製造業に与える影響も大きいと思いますが、その状況を把握していればお示してください。

市では、この新型コロナウイルス関連肺炎により影響を受ける、またおそれがある中小企業の方々に対し、金融等相談窓口を開設しましたが、現在までの相談件数と業種をお示してください。

ともあれ、終息がおぼつかない今、今後どのくらい影響があるのか見通しが立たないとは思いますが、市として商工会議所や金融機関と連携して、しっかりと対応策を練っていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞かせいたします。

少しでも感染拡大を防ごうと沖縄県ではイラストつきで新型コロナウイルス感染症の疑い判別法などのチラシも配信しており、厚生労働省ではインターネットで身近な感染症予防策として、咳エチケットや手洗いの励行などを促すチラシなども配信していると友人が教えてくれました。著作権の問題もあるでしょうが、これらの活用も図るなど、市としても感染拡大防止へ周知を図っていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

そして行き交う人々が笑顔あふれるまちを取り戻していただきたいと思います。早期にこの感染症の拡大が終息することを願うとともに、治療中の皆様の一日も早い回復を願っております。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援策について御質問がありました。

まず、幼児教育、保育についてですが、利用者の約9割が無償化を評価していることにつきましては、多くの子育て世代の経済的負担が軽減されることとなり、今後、少子化対策の一助となることを期待しております。

次に、市が取り組んできた施策につきましては、保育の質の向上については、これまで北海道などが開催する研修会への参加を奨励するほか、市独自でも保育施設職員研修会を開催してまいりました。

また、入所待ち児童対策については、保育士の確保が必要であることから、潜在保育士の掘り起こしのための保育士等人材バンクを創設し、登録を促すとともに、市立保育所において現場体験プログラムを実施し、潜在保育士のスムーズな就労や職場復帰を図る取り組みを行ってまいりました。

次に、保育所等から求められている施策につきましては、保育の質の向上策としてのスキルアップや処遇改善はいずれも必要であるものと認識しております。スキルアップについては、市として独自の研修会を開催しており、処遇改善については毎年度、全国市長会を通じ国へ要請しているところであります。

また、施設の安定的な経営を続けるためには、人材育成、確保策が必要であると認識しておりますが、保育士などの資格を持つ職員の確保は依然として厳しいことから、資格がなくても保育補助の業務を行うことができる子育て支援員養成研修を市内で開催してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園や保育所における事故防止の取り組みにつきましては、国が定めるガイドラインなどに

基づき、各施設において事故が発生した場合の対応や報告の方法などについてのマニュアル等を整備しているほか、事故防止のための会議や研修を適宜実施しております。

また、事故報告については、平成30年度中の件数でお答えいたしますと、市立、民間施設を合わせて41件あり、入所児童が屋内での遊び中に転倒するなどして皮膚への裂傷や打撲、関節のひねりなどを生じた例が半数以上を占めております。事故防止としては、会議などで事故発生の経緯を職員間で共有し、個々の場面に応じた対応と再発防止策等についての確認を行っております。

次に、市内の保育施設におけるベビーセンサーの導入状況につきましては、具体的な数は把握しておりませんが、直近では平成30年度に認定こども園1カ所に1セットを、国の補助金を活用して導入した実績があるほか、市立保育所においては今年度、1カ所に1セット導入しております。

ベビーセンサーの導入促進については、引き続き各施設での必要性などを勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育施設におけるエアコンの設置につきましては、国の令和2年度予算において設置のための補助事業が検討されていると聞いておりますので、その動向を注視し、施設の要望を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、障害のある子供などの保育につきましては、子供の特性に配慮した保育を行うことで保育の環境改善や保育士のスキルアップが図られ、また、保護者の子育てに対する不安も解消されると考えられますので、本市における保育の質の向上につながっていくものと考えております。

次に、特別支援教育についてですが、スクールバスの乗降場所までの送迎の支援策につきましては、対象児童の要件など一定の条件はありますが、障害福祉事業所が障害児を乗降場所まで送迎する移動支援サービスがあります。

次に、介護職員の人材確保について御質問がありました。

まず、本市における要介護度別の認定者数につきましては、令和元年11月末現在で、要支援1が1,552人、要支援2が1,795人、要介護1が2,338人、要介護2が2,761人、要介護3が1,436人、要介護4が1,100人、要介護5が762人、計1万1,744人となっております。

次に、介護保険サービス事業所における職員の離職の実態などにつきましては、事業所からの現況報告や実地指導において把握する限りではありますが、人手不足であるとの話は聞くものの、待遇改善に取り組む事業所がふえたことで離職者が減る傾向が見られます。

また、介護職員が頻繁に入れかわる事業所では、経験の浅い職員が担当することが多くなり、利用者に対しケアプランに基づいた適正な介護サービスが提供されないおそれがあります。そのため、実地指導において、新たに採用した職員についてはフォローアップ研修の実施や外部機関の研修を積極的に受講させるよう助言しております。

次に、市内における介護職員の年代別構成につきましては、本市が所管する地域密着型サービス事業所から提出された現況報告を集計したところ、平成30年4月1日現在で職員総数は1,283人で、その内訳は10歳代が2人、0.2%、20歳代が107人、8.3%、30歳代が201人、15.7%、40歳代が277人、21.6%、50歳代が268人、20.9%、60歳代が308人、24%、70歳代が109人、8.5%、80歳代が11人、0.8%となっております。

次に、介護保険サービス事業所における事故発生件数とその主な事故要因につきましては、平成30年度の事故発生件数は398件で、その主な事故要因は、骨折・打撲及び裂傷が224件、56.3%、誤薬が151件、37.9%、無断外出が11件、2.8%、誤飲・誤食・誤嚥その他が12件、3%となっております。

次に、介護職員の人材確保と定着率向上につきましては、少子高齢化が進む中、将来にわたって介護

サービスの量と質を維持するためには、介護人材の確保と定着率の向上は不可欠であると考えております。そのため本市では、介護人材確保・育成の支援事業として、管理者を対象とした人材育成・確保セミナーや職員の定着率向上を目的とした新任、若手介護職員向けのネットワークづくり研修会を開催するなど介護職員の労働環境改善や資質の向上に資する事業を実施してきております。今後とも各関係団体と連携して、人材確保、育成につながる取り組みを積極的に実施してまいります。

次に、障害者差別解消法について御質問がありました。

まず、市職員への対応要領の周知などにつきましては、本市では障害を理由とする差別の推進に関する小樽市職員対応要領を平成28年に策定しております。職員研修は実施しておりませんが、庁内サイトに掲載して、全職員にメールにより周知しております。

次に、不当な差別を受けたという相談があった場合の市の対応につきましては、市や市職員による差別の場合は、対応要領に基づき各部局で迅速にその状況を確認し、適切に対処することを原則としていますが、内容が多岐にわたる場合は障害福祉課が対応をいたします。

また、事業者等による差別は、障害福祉課で受理し、事業者や関係者等に状況を確認するとともに、法の趣旨の理解を求めトラブルの防止や解決に向けた調整を行います。

次に、不当な差別的取り扱いの考え方につきましては、法では障害があるということだけで正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限したり、条件をつけるなどの行為を不当な差別的取り扱いとして禁止しております。不当な差別的取り扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなりますが、国で示されている具体例としましては、窓口対応を拒否する、順番を後回しにする、身体障害者補助犬を同伴していることや車椅子を利用していることのみを理由として施設利用を拒むことなどが挙げられております。

次に、盲導犬を理由に介護事業所への通所を断られた事案につきましては、相談者から聞き取りを行うとともに、担当のケアマネジャーから事実確認を行っております。

その後の対応につきましては、サービス提供を拒否した事業所の管轄が北海道であることから、本市で確認した内容を報告しており、北海道から当該事業所に対して指導を行ったことを確認しております。

また、本市が管轄する介護事業所に対しては、身体障害者補助犬の同伴についての理解を促すため、介護事業所向けパンフレットで周知するとともに介護事業所の集団指導において身体障害者補助犬法と障害者差別解消法についての周知啓発を行ったところであります。

次に、市職員の法に対する理解や合理的配慮につきましては、各部局において日々の業務の中で障害のある方への個別の状況に合わせた対応に努めておりますが、まだ十分ではないと感じておりますので、法の趣旨や合理的配慮について職員研修などにより、しっかり取り組んでまいります。

次に、法に基づく対応の職員への徹底と、市民への周知につきましては、本市を訪れた方に対しては障害の有無にかかわらず思いやりをもって対応することが重要であると考えています。そのために職員に法の趣旨を踏まえた市民対応を徹底するとともに、民間事業者や市民に対し、共生社会の実現に向けた差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行うよう関係部局や関係機関と連携しながら周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス対策について御質問がありました。

まず、これまでの庁内対策会議につきましては、1月31日、2月10日、2月21日、そして本日の計4回開催しております。

その内容についてですが、新型コロナウイルス感染症に関する発生状況、国・北海道の動きなどを確認した上で、各部局で収集した情報や対応等について共有を図るとともに、市内で感染が疑われる患者

が発生した場合の対応について協議を行ったところであります。

また、市内で感染者が出た場合には、直ちに対策本部を設置することを確認いたしました。

本日の会議では、小・中学校の休校に連携した児童厚生施設等の休館や中止行事等の確認を行ったところであります。

次に、市内商店街や製造業への影響につきましては、さきを実施したヒアリングによりますと、一部の商店街では訪日外国人旅行者の減少により売り上げへの影響が生じているほか、市民も外出を控えるなどの動きがあり、影響の拡大を危惧しているところであります。

また、製造業でも訪日外国人旅行者の減少に伴う需要の減により一部に影響が見られるほか、海外との取引がある企業を中心に今後の動向を懸念する声をお聞きしているところであります。

次に、本市相談窓口への相談件数などにつきましては、2月3日の中小企業向け金融等相談窓口の開設から昨日までで小売業の1件となっております。

次に、今後の対応策につきましては、今月10日に商工会議所で開催された会議において、金融機関を初めとする関係機関との情報交換を行ったところであります。

今後においても現在の状況が長期化することによる影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、感染拡大防止への周知につきましては、季節性インフルエンザに準じた手洗いの励行や咳エチケットなどについて、市ホームページにバナーを設置したほか、チラシの掲示などを通じて広く市民に呼びかけるとともに、保育所や学校、社会福祉施設等を所管する各部においても各施設における感染対策について注意喚起を行っております。

今後も広報おたる、市役所別館コミュニティビジョン、FMおたる、新聞社に対する報道依頼などさまざまな方法により一層の周知啓発に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、子育て支援策について御質問がございました。

まず、特別支援教育についてでございますが、特別支援学級と特別支援学校との違いにつきましては、特別支援学級は、障害の種別ごとの学級を編成し、子供一人一人に応じた教育を実施するところであり、対象となる障害は知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症、情緒障害となっております。

特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を実施するところであり、対象となる障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱となっております。

次に、それぞれ就学する際の流れや基準につきましては、まず、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所などに通う子供の保護者や就学前に実施している知能検査等で特別な教育的支援が必要と思われる子供の保護者へ就学相談の御案内をし、就学相談の希望があった場合には、教育支援委員会の委員が保護者との面談や子供への検査を実施するなどして情報収集を行います。

次に、医師などの専門家を含めた教育支援委員会において、就学相談の内容を踏まえ、関係法令や文部科学省が示しております判断基準に基づき子供にふさわしい就学先について総合的な判断を行うとともに、その結果を保護者へ伝え、子供や保護者の意向を最大限尊重した上で就学先を決定することとい

たしております。

次に、特別支援学級と特別支援学校に在籍する市内の児童・生徒数につきましては、令和2年2月1日現在、特別支援学級の在籍数は小学生137名、中学生57名、計194名となっており、特別支援学校の在籍数は小学生21名、中学生13名、計34名となっております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番(松田優子議員) それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、子育て支援の関係ですが、保育の質の向上や待機児童対策を求める声が多いことから、これに対する対策をとということで質問させていただきましたが、先ほど何点か小樽ではこのようなことをやっていますというふうにお聞かせいただきましたけれども、そういった中でもまだ求める声が多いということは、この対策がまだまだ足りないのではないかと思いますので、その点についてももう一度お聞かせ願いたいと思います。

次に、ベビーセンサーについてですが、先ほど聞きましたらまだ1台ずつしかないのですけれども、それについて、各保育所等に1台ずつぐらいでも整備しておけば、いざというときに使えるのではないかと思いますので、この設置方についてももう一度配慮していただけないかと思いますので、よろしく願います。

それと、前後して申しわけありませんが、先ほど市外の特別支援学校に通おうとしている方が、スクールの乗降場所まで距離があり悩んでいるということで、何か支援策はないのかとお聞きしたところ、そういうサービスがあるということをお聞きしましたが、その方が悩んでいるということは、そういうことがあることを知らないのではないかと思います。やはり周知方をもっとしていただきたい、アピールしてほしいと思いますが、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。

それと、障害者差別解消法について、先ほど視覚障害者の方を、アンケートによってその人を受け入れるかどうかということを決めたということは、本当にまさしく差別そのもので、要するに施設としては責任を回避しているのではないかと、自分たちが判断したのではなくて、施設に通っている人からそういう意見があったから、そういうふうにしたのだというふうにして、まさしくそういった差別ではないかと思うのです。

それで私は、これについては道にもお話ししたということですが、こういう事例があった場合に、大きく公表してほしいと思うのです。自分たちとしてはそういうことが差別になるかならないかというのがわからない事例もあると思いますので、そういう点について、こういう事例は差別に当たるのですということをしつかりもっとPRしていただきたいと思います。

それと、先ほど申した中で、職員研修をしていないということもありましたけれども、そうではなくて、やはり職員研修もしっかりやって、こういう法が4年もたつてまだわからない人もいるということから考えていったときに、やはりもっとアピールして、障害者の方が安心して暮らせるような、そういう手だてをしていただきたいと思います。この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 松田議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初にいただいた御質問の中の子育て支援、まだまだ拡充を求める声が多いということは、市の施策としてまだ不十分ではないのかということでございますけれども、子育て支援策につきましては、

今回の新年度予算の柱でもありますし、少子化対策上、大変重要だと考えておりますが、私としてもまだまだ十分ではないというふうに思っておりますけれども、将来に向けて、なかなか一気に解決することはできないのですが、この子育て支援策については毎年毎年、着実に上積みできるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

それからもう一つは、送迎サービスの件でございましたけれども、知らない方が多いのではないのかというお尋ねでございました。これについてどのような形ができるかわかりませんが、広く周知できるような形を検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

職員研修については、ごもっともな御指摘でございます。障害者の皆さんも含めて、市民の皆さんが安心・安全な生活ができるよう支えていかなければならない中で、この問題について、私も含めて職員がしっかりと認知し、理解できるように職員研修などを通じまして取り組みを充実させていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(勝山貴之) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私から、ベビーセンサーの関係で御質問がありましたのでお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、認定こども園に1カ所、市立保育所に1カ所では少ないのではないかとということですが、これにつきましては各保育施設にニーズの聞き取りをして、その中で要望があったところについて整備をしてきたというところでございます。

こちらで把握しているのは、平成30年度と今年度分だけですので、それ以前に各施設でどれだけ導入していたのか、各施設にどれだけあるのかというのは、数自体は把握してございません。先ほど御質問にございましたように、各施設に1台ずつあればいいというのは理想でしょうけれども、そこにつきましては、各施設の要望を踏まえながら、あと、国の補助金なども使っていますので、その辺のいろいろな、各施設いろいろな施設整備の要望も踏まえまして、順次整備できるものは整備していきたいと思っております。ただ、単年度、1年間で全ての保育所に全部整備するというのは、なかなか難しいということもございますので、ある程度年数をかけて整備していくことになるのかというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(相庭孝昭) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、障害者差別解消法をどのように事業者周知していくのか、公表せよというお話でしたが、その点について、介護事業所が発端ということですので、私から答弁させていただきます。

私ども、先ほどの答弁にありました職員の資質の向上も含めまして、それから制度の改廃もあります。そういったことで、年に数回、事業所の集団指導という形をとっております。いろいろな制度の説明ですとか、人材確保についてもそうなので、いろいろな説明会を開いているところでございまして、その中で障害者差別解消法ですとか盲導犬に関する法律、この趣旨についても説明をしてきているところでございますので、今後もそういったものを続けまして、また、そういった具体的な事例なども紹介するような形も考えながら、この制度の基本的な所管は福祉部でございますので、福祉部と連携しながら各事業者への周知に努めてまいりたいと考えてございます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、松田優子議員。

○2番（松田優子議員） 今、障害者差別解消法のことによって御答弁いただきましたけれども、先ほど言いましたとおり、家族の方にすれば、自分の家族がそういった差別を受けた、そういうアンケートまでとって、そして拒否された。それでなおかつ、今度窓口に行ったら職員が障害者差別解消法についてよくわからなかったと、やはり二重のショックを受けたと思うのです。そういった意味で、先ほど、これからまたしっかり集団指導や研修を行っていくというお話だったのですけれども、これについてはしっかり今後も取り組んでいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

詳しい内容については、予算特別委員会でやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（相庭孝昭） おっしゃるとおりでございます、事業所に対しましてはしっかりと、先ほどの繰り返しになりますけれども、具体的な事例の紹介も含めまして、しっかりと指導してまいりたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（勝山貴之） 松田議員の再々質問にお答えいたします。

職員の研修の部分ですけれども、確かに研修をほとんどしていなかったということもございまして、改めて職員の研修をしていきたいと思っております。これは職員の研修もそうですし、職場での研修もございまして、いろいろな形でこの法の周知を職員に図っていきたく思っております。

○議長（鈴木喜明） 松田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、面野大輔議員。

（5番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○5番（面野大輔議員） 一般質問をいたします。

1 項目め、新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。

年が明けてから今日まで新型コロナウイルス感染症の猛威がとまらず、感染拡大が続いている状況であることは皆さん御承知のとおりです。日本各地でも健康被害の深刻化や観光地への経済的打撃は大きく、大規模な宿泊施設への予約キャンセルや、イベントへの入り込み客数の大幅な減少、イベント自体が中止など、毎日のように新型コロナウイルスの影響を報道で見かけます。2月16日まで開催されていた小樽雪あかりの路においてもその影響は免れない状況であったと感じるところです。

小樽市においても1月31日に第1回の新型コロナウイルス庁内対策会議が開かれたり、先に新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う金融等相談窓口が設置され、予防対策などの衛生面や経済に関して深刻な状況であることが伺えます。

そこで、通告どおりに幾つか質問いたしますが、これまでの代表質問、一般質問において重複した内容もございまして御理解ください。

一つ目に、万が一、小樽市内で感染者が確認された際、どのような対応を行わなければならないのか。

また、感染症に関する要領や指針などでは、どのように対処すべきと示されているのか御説明ください。

次に、感染予防に重要な役割を果たすマスクが日本中の店頭から姿を消し、入手困難な状態が続いています。小樽市においては感染症予防対策としてマスクなどの備蓄の状況についてお示しください。

次に、2003年ごろに流行したSARSで、小樽市が把握している国内の感染者数や経済面における影響はどのようなものなのか。また、当時の状況と比べ、今回のコロナウイルスによる影響はどの程度のものと考えられるかお示してください。

次に、北海道内においても多くの方に感染が確認されており、今も感染拡大の傾向にあります。SNS上では一部デマが飛び交っている様子も伺えますが、小樽市としては国や北海道、関係省庁などから感染者の居住地や行動歴などの正確な情報を把握しているのかお聞かせください。

世界各国を初め日本国内で感染によって亡くなられた方々への御冥福をお祈りするとともに現在もなお感染によって療養生活を余儀なくされている方々の一日も早い御回復、そして感染症の終息を願います。

次に、除雪について伺います。

今シーズンの降雪は、近年の中でもかなりの少雪であると考えます。ふだんの生活や車の運転に関していえばストレスの少ない環境ではありますが、一方で全国各地で予定されていた冬のイベントが縮小や中止になるなど大きな影響を与えています。

また、除雪関連の事業者は人員や除雪機械の確保などで相応の費用を費やし除雪業務の準備をしてきたところだと伺っています。そこで、よく市民の皆さんからも寄せられる声をもとに質問いたします。

直近5年間の累計降雪量と第3回定例会後の除雪予算額に対する決算額の割合についてお示してください。

次に、地域総合除雪における幹線道路の除雪出動回数について、平成29年度から今シーズンまでの直近の出動回数をお示してください。

次に、地域総合除雪における契約書に記載されている最低保障について、当初契約額に対する最低保障の割合と、その割合を設定した考え方をお示してください。

次に、小樽市で過去に最低保障で除雪業務が完了した事例があれば、時期と金額を御紹介ください。

次に、事業者は除雪業務に関して、固定的経費と変動的経費が存在していると思います。札幌市では、今シーズンの少雪による出動回数の減少に鑑み、従来の待機保障料に固定的経費相当部分を上乘せして費用の78%以上を支払い、事業者が人件費や重機のレンタル代など支払い先へ迷惑がかからないような緊急対策を実施すると聞いています。小樽市ではこの緊急対応策についてどのように考えているか御説明ください。

次に、事業者への事業費の支払いについて伺います。

人件費やリース代、燃料費など除雪業務では大きな金額が従業員や業者間で動きます。もちろんその支払いには原資が必要となりますが、地域総合除雪の契約額をベースにして、毎月どのように事業者へ支払われるのか御説明ください。

また、最低保障額以下にとどまった際にはどのように支払われるのか御説明ください。

毎年たくさん降雪する本市にとっては、できるだけ少雪であったほうが生活するには便利ですが、除雪業務を当てにしている事業者にとっては、大変厳しい状況となることは容易に予想がつきます。毎年の水準が現在と比べて低予算で済むような体制であれば、事業者も相応の金額のかけ方で準備をすることが可能ですが、例年の水準を大きく下回るような状態が続けば経営的に圧迫され最悪の事態を招く可能性もあります。気候変動、地球温暖化も騒がれている状況で、最低保障など事業者への補償に関することや除雪業務の積算に関して、今後考えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、観光資源と市の役割について伺います。

日ごろから本市の基幹産業である観光をさらに発展させ、経済波及効果を生み出すための施策を展開し

ていくことが市役所の重要な使命であると考えており、その観点で幾つか質問させていただきたいと思っております。

小樽は近年、小樽芸術村に代表されるように小樽らしさ、歴史を生かした観光資源づくりに民間企業からの投資が盛んになっており、喜ばしいことでもあります。そして、今後の小樽観光にとって新たな観光資源の開発、既存の観光資源の再開発が持続可能な観光地づくりに欠かせない条件になってきたと考えます。

そこで、市長公約には、天狗山と朝里川温泉の開発支援がうたわれており、私も含めて多くの皆さんが市長の姿勢に賛同していると感じております。特に天狗山については、市から中央バスに移譲された経過もあり、平成22年度に市が事業者や経済界などと小樽の森構想を策定し、一貫して再開発の支援を進めてきたという認識を持っているところです。そして、私の先輩である山口保元議員もその実現を強く願っていたものであります。

ここで改めて、小樽の森構想からの天狗山再開発にかかわる市のかかわりについての概略を時系列でお示しいただきたいと思っております。

次に、事業者である中央バスとの関係は、皆さん御承知のとおり、前市長時代に一旦途切れざるを得なかったと思いますが、市長公約のもと、市として改めて天狗山再開発に協力していくという認識でよろしいでしょうか。

次に、支援にもいろいろな形があり、具体的に事業者と協議して考えられていくものと思っておりますが、例えばどのような支援策が想定されるのでしょうか。

次に、長年、市も関与してきた、本市の重要な観光資源である天狗山再開発の支援について、市長の意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、朝里川温泉についてですが、朝里川温泉組合が将来に向けた構想を描いていると伺っておりますが、差し支えない範囲でその概要をお知らせいただきたいと思っております。

また、それらの構想への市の支援はどのようなことをされているのでしょうか、お示してください。

次に、今後の朝里川温泉地区に対する市長の見解をお示してください。

最後になりますが、天狗山、朝里川温泉ともに民間活力による事業展開ではありますが、小樽観光、そして小樽全体のプラスになっていくものと確信しております。市長はこのような内外の観光にかかわる民間投資をどのように考え、今後、積極的に呼び込むというお気持ちはあるのでしょうか、ぜひ考えとプランなどがあれば伺いたいと思っております。

人口問題や産業の課題というものは、行政のみが努力をしても限界があります。課題解決のため、政策を前に進めるためには民間や市民の力をかりる一方で、行政しかできないことは行政に任せていただくようなバランスをとりながら、まちづくりを進めていかなければならないと考えます。

この項で申し上げた取り組みは一部ですが、市政全般にわたり同様のことが言えるのではないかと感じます。基幹産業と位置づけられている観光産業の発展のため、前向きに検討いただけたらと思っております。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響について御質問がありました。

まず、感染者が確認された際の対応につきましては、いわゆる感染症法による入院措置を行い、感染症指定医療機関において治療を受けていただきます。また、感染拡大防止のため、国などが示している疫学調査実施要領や感染予防指針等では、市が感染者の行動調査を行い、濃厚な接触のあった方々を特定し、その後2週間の健康観察を行うこととなっております。

次に、マスクなどの備蓄の状況につきましては、業務遂行のための一定の在庫は確保しておりますが、市民に配布するための備蓄はしておりません。保健所ではマスクは買い占めせずに必要分だけ購入することや、タオルなどのマスク代用品でも、くしゃみ、せきの飛沫を防ぐ効果があることについて市民啓発を行っております。

次に、経済面における影響につきましては、観光面で申し上げますと、SARSが流行した平成15年度上期の観光入込客数の報告において、道外客数減少の一因としてSARSによる旅行の手控えが挙げられていたことから、少なからず影響はあったものと認識しております。

また、今回の新型コロナウイルスによる影響につきましては、現在、宿泊施設では中国人観光客を中心に多くのキャンセルが出ていると伺っており、また、他の業種においても現在の状況が長期化することによる今後の影響を懸念しておりますので、定期的に状況を把握するとともに国が行う支援策などの情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

国内患者数につきましては、15年のSARS流行時、国内で疑い患者はありましたが最終的には否定され、患者数はゼロ件でありました。一方、新型コロナウイルスにつきましては、2月25日現在、クルーズ船内における集団感染分を除き、患者感染者数は156人となっております。

次に、感染者の正確な情報の把握につきましては、厚生労働省では、感染者の報道発表の際、年代や性別、職業、発症までの経過などを情報提供し、北海道もこれに追随し、報道発表の際、同様の情報を公表していることから、本市においてもその情報を把握しているところであります。

なお、本市において感染者や濃厚接触者が把握された場合には、さらに詳細な情報提供を受け、疫学調査や健康監視を行っていくこととなります。

次に、除雪について御質問がありました。

まず、直近5年間の累計降雪量と第3回定例会後の除雪予算額に対する決算額の割合につきましては、それぞれ、平成26年度は585センチメートルで167%、27年度は495センチメートルで97%、28年度は501センチメートルで103%、29年度は564センチメートルで103%、30年度は393センチメートルで95%となっております。

次に、幹線道路の除雪出勤回数につきましては、平成29年度は2月21日現在、7地域の平均出勤回数で約24回、30年度は2月17日現在で、同様に約23回、今シーズンは2月16日現在で、同様に約15回となっております。

次に、地域総合除雪業務の最低保障割合につきましては、業務を遂行するための固定経費として、当初契約額の70%を設定しており、その考え方については作業にかかわる人件費や重機の機械損料分として契約額の60%、除雪ステーションの管理経費として契約額の10%としたものであります。

次に、除雪業務にかかわる最低保障につきましては、平成22年度より契約書にその内容を記載しておりますが、これまで適用した事例はありません。

また、札幌市の待機保障にかかわる今冬の緊急対応策につきましては、極端な少雪により除雪作業が少ない状況の中で固定的な経費分をさらに上乗せしたことは、受託事業者の経営の安定に配慮したものであると考えております。

次に、事業者への支払い方法につきましては、契約書の中で事業者は4回に分けて請求することがで

きるとしており、そのうち12月、1月、2月の請求分については、契約額の20%相当額をそれぞれ支払い、4回目となる最終精算時にその残額を支払うこととしております。

また、最低保障額以下となった場合につきましては、最終精算時に最低保障額と、それまでに支払った額との差額を支払うこととしております。

次に、除雪業務にかかわる最低保障や積算につきましては、最低保障を設定してから約10年が経過しますので、本市の除雪業務の実態を検証した上で、その割合や業務の積算方法について改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、観光資源と市の役割について御質問がありました。

まず、小樽の森構想以降の天狗山再開発への市のかかわりにつきましては、平成22年度に本市が、中央バス、中央バス観光開発、観光協会、商工会議所などをメンバーとして、天狗山観光振興検討委員会を設置し、小樽の森構想を策定いたしました。この構想は、山頂、山麓、索道施設などのハード整備に約33億円を見込み、事業主体として新会社を想定していましたが、採算性の検証がなされていないことから、同様のメンバーで24年に本市が小樽の森構想実現化に向けた検討委員会を設置し、翌25年に「小樽の森」事業実現化検討報告書をまとめたものであります。

なお、ハード整備の概算事業費は約27億7,000万円が見込まれ、事業主体の中心となる民間事業者から、直ちに事業化することは難しいとの話があり、引き続き協議を続けておりましたが、27年5月以降は中断しているものであります。

次に、天狗山再開発への協力や支援策につきましては、天狗山は第2次小樽市観光基本計画で主要施策の一つ、「小樽の“山”の知られざる魅力の発信」としてPRや企画立案をうたっており、本市の重要な観光拠点であり、今後、事業者の意向を聞きながら必要な連携と協力をしていくとともに、市としてどのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、天狗山観光につきましては、天狗山は夜景の人气が高く、夏には小樽天狗山夜景の日、天狗山まつり、冬には小樽雪あかりの路の山の会場などイベントも多く、最近では外国人観光客も多く訪れており、本市観光の重要な拠点となっております。このことから、今後も事業者と連携しながら、夏冬通して利用可能なリゾート地としてさらに充実するよう、市として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉組合の構想につきましては、温泉を活用した健康づくりをテーマにした観光地を目指し、フットパスコースや誘導看板の整備、インターネットによる海外への情報発信などを計画していると伺っております。

次に、朝里川温泉組合の構想に対する支援につきましては、これまでも組合には、ほたと森の復活祭などのイベント事業やスキー大会、合宿の誘致、植栽などの環境整備事業に対し補助金を交付してきており、今年度においてはインバウンド対策や健康をテーマとした観光地づくりに対して補助金を増額したところであります。

次に、今後の朝里川温泉地区につきましては、朝里川温泉は小樽の奥座敷と言われる市内唯一の温泉郷であり、現在、組合が健康をテーマとしたウェルネスツーリズムに取り組んでおり、今後、保養、スポーツなどをテーマとした温泉地域の構築とスキーリゾート計画を議論するため、滞在型クラスター地域づくり研究会を立ち上げたいと伺っております。私といたしましても、この地域は夏冬通して楽しめるリゾートエリアに発展する可能性を秘めた地域であるものと認識しておりますので、観光協会などとも連携しながら、引き続き組合への支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光にかかわる民間投資を積極的に呼び込むことにつきましては、本市の観光振興を図るためには民間の活力を導入していくことも重要なことと考えておりますので、既存の事業者はもちろん民間

投資を呼び込むことができるよう、さらなる魅力向上に取り組むとともに、首都圏でのプレゼンテーションなど今後もさまざまな機会を通じてトップセールスに努めてまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、面野大輔議員。

○5番(面野大輔議員) 再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響についてですけれども、正確な情報が入ってきた際に情報の取り扱い、感染者が出た際、それから濃厚接触者が小樽市内にいた際の情報の取り扱いですが、以前、札幌市長は、当初のころは公表する必要はないというようなことを言われていましたけれども、その後やはり状況が一変して公表に踏み切ったというような、本当に日々状況が変わっているのですけれども、小樽市としては万が一、感染者・陽性者が出た場合、それから濃厚接触者が小樽市内にいる場合、情報の取り扱いはどのように行うのか、もし現状で、庁内対策会議の中ですとか、そういったところでお話があって、決まっていることがあればお示しいただきたいと思います。

それから、マスクの備蓄の状況ですけれども、市民の皆さんに配るものはないということだったので、昨日の市立病院のお話も伺っておりますし、私のところにもどこかにないのかという御相談をお預かりすることもあるのですが、本当はない状況は皆さん御承知のとおりだと思うのです。ただ、これが使えるのかどうかは私も専門家ではないのでわかりませんが、SNSなどでは、クッキングペーパーとかを使った自作のマスクをつくって対応したらどうだというようなものも紹介されていて、それがいいかどうかではなくて、例えば専門家の方ですとか関係省庁の方などのアイデアで代替品ですとか、誰もが用意しやすいような、そういう効果的な方法とかアイデアみたいなものが、何か正式に情報としてあればお示しいただきたいと思います。

それから、除雪に関してですけれども、予算額に対する決算額の割合についてお示ししていただきましたが、昨年は予算額に対する決算額の割合が95%ということでお答えいただけましたけれども、ちなみに平成30年度の、今と同時期の執行率は、この質問の内容のベースに照らし合わせると何%になっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(小山秀昭) 面野議員の再質問にお答えいたします。

本日も保健所長が欠席でございますので、私から答弁させていただきます。

まず、感染者の正確な情報についてということですが、なるべく多くの情報を発信して、市民の皆様の参考にしていただきたいのですが、気をつけなければならないことは、当然、個人情報ということがございます。そういうことで個人を特定できるような情報の出し方については十分注意をしております。

また、その情報を発信する考え方としては、その発信する情報によってさらなる拡大防止、そういうものに有効な情報であれば、それは発信していきたい、そのように考えております。

それから、マスクについて代替品の情報を示されたいということでございますが、現在もホームページの中に代替マスク、これはガーゼを利用したマスクの作り方というものを掲載しておりますので、そのほか有効な情報があれば、それは保健所として情報提供をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長（西島圭二） 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除雪についてお答えさせていただきたいと思います。

昨年この時期におけます予算の執行状況につきましては、昨年2月17日現在のデータになりますが、除雪予算額全体に対する執行率は66.7%となっております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第32号ないし議案第34号、議案第37号、議案第39号及び議案第40号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。松田優子議員、面野大輔議員、高橋克幸議員、須貝修行議員、中村吉宏議員、中村誠吾議員、高野さくら議員、川畑正美議員、濱本進議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第20号、議案第29号ないし議案第31号及び議案第38号につきましては、総務常任委員会に、議案第22号、議案第27号及び議案第28号につきましては、経済常任委員会に、議案第25号につきましては、厚生常任委員会に、議案第35号及び議案第36号につきましては、建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第11号、陳情第12号及び陳情第14号につきましては、公共施設の再編に関する調査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、陳情第13号につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月12日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 面野大輔

議員 小貫元

令和2年
第1回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和2年3月13日

出席議員 (23名)

1番 横尾英司	2番 松田優子
3番 小池二郎	4番 中村岩雄
6番 高橋龍	7番 丸山晴美
8番 酒井隆裕	9番 秋元智憲
10番 千葉美幸	11番 高橋克幸
12番 松岩一輝	13番 高木紀和
14番 須貝修行	15番 中村吉宏
16番 中村誠吾	17番 佐々木秩
19番 高野さくら	20番 小貫元
21番 川畑正美	22番 濱本進
23番 山田雅敏	24番 鈴木喜明
25番 前田清貴	

欠席議員 (2名)

5番 面野大輔	18番 林下孤芳
---------	----------

出席説明員

市長 迫俊哉	教育長 林秀樹
副市長 小山秀昭	病院局長 並木昭義
水道局長 加賀英幸	総務部長 日栄聡
財政部長 前田孝一	産業港湾部長 上石明
産業港湾部長 港湾担当部長 佐藤文俊	生活環境部長 阿部一博
医療保険部長 相庭孝昭	福祉部長 勝山貴之
建設部長 西島圭二	消防長 土田和豊
病院局小樽市立病院 事務部長 金子文夫	教育部長 森貴仁
総務部長 林昭雄	総務部総務課長 津田義久
企画政策室長	
財政部財政課長 笹田泰生	

議事参与事務局職員

事務局長	中田克浩
庶務係長	由井卓也
調査係長	柴田真紀
書記	北岡尚
書記	河崎仁美

事務局次長	佐藤典孝
議事係長	深田友和
書記	樽谷朋恵
書記	松木道人

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

本市におきまして、新型コロナウイルス感染者の発生が確認されましたので、御報告をさせていただきます。

去る3月12日木曜日でございますけれども、本市を含む後志管内で初めてとなります感染者が市内において確認されました。当該患者の概要でありますけれども、道内で119例目の症例でありまして、年代は50歳代、性別は男性であります。居住地は小樽市内、勤務先及び職業は、市所有の小樽市民センターにテナントで事務所を構える団体の職員で、国籍は日本、海外への渡航歴はなしとのことです。

患者確定までの経過であります。2月29日土曜日、37度5分の発熱、3月2日月曜日、関節痛、倦怠感があり、市内の医療機関を受診、自宅療養で様子を見ておりましたが、3月5日木曜日、倦怠感が続くことから再度同院を受診、3月9日月曜日、医療機関から本市保健所に相談があり、帰国者・接触者外来を受診し検体を採取、3月12日木曜日、北海道立衛生研究所で病原体検査を行ったところ、陽性と確認されたものであります。

現在、小樽市立病院の外部に汚染するおそれのない感染病床に入院をしており、患者本人の病状としては、倦怠感はあるものの軽症ということであり。なお、当該患者につきましては、2月25日火曜日に、現在、感染者集団、いわゆるクラスター発生の可能性が懸念されております、札幌市中央区のライブバーを訪れていることが判明しておりますが、そのほかの行動歴、濃厚接触者等については現在調査を進めているところであります。また、勤務先の団体が入居している小樽市民センターにつきましては、昨日から3月26日まで閉館し、本日より消毒作業を行うこととしております。

本市におきましては、1月31日以降、これまで6回の庁内対策会議を開催し、庁内の情報共有を図りながら各部局の対応を協議し、その時点でできることを随時行ってまいりましたが、このたびの感染者発生を受けまして、昨日の夕方、記者会見を行った後、直ちに私を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、本件に関してのでき得る具体的な拡大防止策について、各部局に指示をしたところであります。

市民の皆さんの安全、安心な暮らしを守るため、今後も引き続き必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 日程第1「議案第1号ないし議案第40号並びに陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

（22番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○22番（濱本 進議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

防災行政無線（同報系）整備事業は、津波や高潮の災害時に沿岸の住民及び観光客などへ避難情報を迅速・確実に伝達するため、防災行政無線を整備するもので、令和元年度完工分については4月からの運用開始を控え、3月3日、4日に試験放送を実施したというが、その結果はどうだったのか。

また、運用に当たっては、人員配置や訓練、アナウンス手法、マニュアル作成、外国人観光客への対応方法など、ソフト面の整備が必要となるが、その準備は進んでいるのか。

冬季避難所宿泊訓練がようやく実施される見通しが立ったことについては安心しているが、既にこうした訓練を重ねてきている帯広市がことし1月に開催した冬季防災訓練は、参加者の半分が日帰り、半分が宿泊という2段構えにした上で、停電対策訓練、救助訓練、応急手当訓練に加え、備蓄品の試食や炊き出しも行うなど、様々な内容で行われたという。

一方、本市は昨年避難所開設訓練を初めて実施したばかりであり、宿泊訓練どころか避難所運営訓練も行っておらず、帯広市と同様に実施するのは難しいと考えるが、訓練に当たっては何に重点を置いて実施するのか。

小樽市ホームページのリニューアルについて、市はホームページを利用する方が目的のページを探しやすいようにするなど、利便性の高いホームページへ全面リニューアルするというが、現在のホームページのアクセスカウンター機能は不十分であり、この機能を充実させれば、どのページにどのようなアクセスが集中しているのか分析することで戦略的に情報を流すことが可能になることから、リニューアルに当たっては、より充実したアクセスカウンター機能を搭載してほしいと思うがどうか。

また、今後は市外からの移住を考えられている方の情報の取得のしやすさにも配慮していく必要があると思うが、リニューアル後のホームページのグランドデザインや階層などをどのように考え進めているのか。

新年度予算では、大型施設の建設計画がない中、一般会計予算規模が前年度比で約9億3,000万円増となり、また、5年連続で減り続けてきた市債発行額が前年度比で約14億3,000万円増となっている。加えて財政調整基金残高が1億1,700万円となっているが、今後、市の財政が憂慮されるようなことはないのか。

また、市が昨年11月に時点修正した小樽市収支改善プランでの見通しと比べて、市債・地方債は増、市民税・地方税は減となっているが、プランと新年度予算との間に乖離はないという理解でよいのか。

ふるさと納税関係経費について、市はふるさと納税制度による寄附者へのお礼として地場産品を贈呈するに当たり、返礼品を掲載するポータルサイトを現在の1サイトから3サイトへ拡充するというが、ポータルサイトを拡充することでどのような効果があると考えているのか。

また、ふるさと納税による寄附金収入は、地方交付税の算出基礎となる基準財政収入額には算入されず、財政的には有利な制度であることから、市には、寄附金収入増加に向けた取り組みに力を入れてほしいと思うがどうか。

新年度当初予算における固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分収入が平成28年度と比較して大幅に減少していることについて、市は、令和元年度分の調定額に対する収入率が向上し、令和2年度に繰り越される滞納繰越分が減少する見込みであることなどを理由に挙げているが、平成30年度決算における滞納繰越分の調定額は、固定資産税39億9,849万6,000円、都市計画税8億5,777万6,000円と、莫大な金額が残されており、滞納繰越分収入を大幅に減少させる理由にはならないと思うが、市は今後どのような取り組みによって滞納繰越分を減少させるつもりなのか。

一方、国は地方交付税額の算定基礎となる基準財政収入額の算定に用いる標準的な徴収率を平成28年度から段階的に高く設定してきており、各地方自治体はその達成を追い求める余り、納税者の生活や

営業の実情を無視した税の取り立てを行うことが懸念されている。市には、納税者の生活と営業の実情を十分把握した上で、適切な税徴収を行ってほしいと思うがどうか。

市教委は、小樽市教育推進計画に掲げる情報教育の充実を図るため、今後、ICT機器を活用した授業改善を推進していくとして、新年度から教育情報化推進事業で、小・中学生が使用するタブレット型教育用コンピューターを1人1台体制となるよう段階的に整備するというが、その一方で、現在、小樽市教育推進計画には、タブレット型教育用コンピューターを活用した取り組みに対する達成目標は掲げられていない。

目指すべき目標がなければ、現場の教職員が今後どのようにICT機器を活用していくべきなのかわかりづらいことから、市教委が今後教育推進計画を見直す際には、ぜひ達成目標を掲げてほしいと思うがどうか。

観光税の導入について、京都市ではゲストハウスなどの簡易宿所が急激に増加している中で宿泊税が導入され、競争が激化したことで半分以上の事業者が宿泊料金を値下げせざるを得なくなり、宿泊税が事業者の重荷になっていると聞く。

本市でもゲストハウスが増加する中、今後も観光税の導入を検討するために有識者会議を開催し、令和3年度からの導入に向けた議論を続けるというが、現在京都市で起きているような問題は議論されているのか。

また、市はこれらの問題解決に向けた考え方をどのようなスケジュールで関係事業者や議会に示すつもりなのか。

母子・父子家庭自立支援給付金支給事業は、ひとり親家庭の自立の促進を図るための資格を取得することを支援する事業であるが、今年度に補助金の給付を受けた方の男女別の内訳はどのようになっているのか。

また、これまでに就職に結びついた件数は何件なのか。

一方、補助金の給付を受けた方の中には資格取得に至らなかった方もいると思うが、市は本事業にどのような課題があると考えているのか。

令和2年度から始まる子育て支援員研修事業については、保育施設において保育補助業務を行うことができる人材を育成することで、保育士不足の解消につなげることが目的であるが、保育士と子育て支援員の時給が100円から200円程度しか変わらない状況も見受けられることに鑑みると、保育士不足の解消どころか、今後保育士の資格を取得する方自体減少してしまうことが危惧されるが、市はこのことについてどのように考えているのか。

また、潜在保育士の数が全国で約80万人いると言われていたことから、子育て支援員の配置よりも、保育士の処遇改善や配置基準の引き上げにより、保育士不足の解消につなげていくべきと思うがどうか。

市は、保育施設において保育補助業務を行うことができる子育て支援員を育成するため、新規事業として子育て支援員研修事業費を新年度予算に計上しているが、本事業はいつごろから実施し、研修の講師は誰を予定しているのか。

また、受講者が市内保育施設で勤務することを前提として実施するつもりなのか。

一方、子育て支援員を保育施設に配置することで、保育士の配置数にどのような影響があるのか。

5歳児セルフチェック表の導入について、市は5歳児の子供がいる世帯の保護者に、子供の健康状態や発達状況をチェックするためのセルフチェック表をことし4月から送付し、子供の健康状態や発達状況に関して気になる部分があれば保健所への相談につなげる取り組みを行うというが、このセルフチェック表の作成、発送には幾らの費用を要するのか。

また、5歳児健診の実施について、仮に市内の全ての5歳児に対して行う場合には、現在市が行っている3歳児健診と同程度のコストがかかるというが、保護者の安心のためにも、市には全ての5歳児が健診を受けられるよう検討してほしいと思うがどうか。

ロードヒーティング更新事業について、市は老朽化したロードヒーティング施設を令和2年度に3カ所更新するという。仮に毎年度3カ所の更新を続けたとした場合、現在市内に232カ所あるロードヒーティング施設を全て更新するには、単純計算で約78年もの年月を要することになるが、ロードヒーティング施設の耐用年数が15年であることに鑑みると、更新が間に合わず、市民に我慢してもらわねばならない可能性もあるのではないかと。

また、ロードヒーティング施設は小樽市にとってかけがえのない財産である一方で、今後長い時間が経つうちに大きな負の財産にもなり得ることから、市民にも共通認識を持ってもらえるよう、本市の現状を情報として知らせることが必要と思うがどうか。

小樽市病院事業会計補正予算において、医業収益がマイナス3,000万円となった主な要因として入院患者数が予定より少なかったことが挙げられるが、その理由についてどのように分析しているのか。

また、予算編成時において医師の退職による入院患者数の減少を予測することもできたのではないかと。

一方、入院患者数をふやすには外来患者数をふやす必要があり、そのためには紹介をふやす必要があることから、市内の医療機関や後志総合振興局管内の医療機関とのコミュニケーションを密にする必要があると思うがどうか。

議案第24号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、基準省令の一部改正で、職員配置等が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更されたことに伴う条例改正であるという。本市の放課後児童クラブは、現行1クラブ当たり2名以上の職員を配置しており、今回の条例の一部改正でも配置基準は変わらないというが、今後もこの基準による職員の配置は担保されるのか。

また、児童の安全や保育の質の確保を勘案すると、あえて「従うべき基準」の対象となっている事項を「参酌すべき基準」とすべきではないと思うがどうか。

議案第26号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、市は保険料の基礎賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることで低所得者層の保険料負担の緩和を図るというが、もし基礎賦課限度額を据え置いた場合にはどのような問題が生じるのか。

一方、市長は議会議論の中で、国保制度を安定的かつ持続的に運営するために国に対して公費負担の増額を要望する考えを示しているが、それであれば早急に実現できるよう尽力してほしいと思うがどうか。

議案第39号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、議員の期末手当の支給に当たり、報酬月額に乗じる支給月数を4.4カ月分から4.5カ月分に引き上げるものであるが、この引き上げに伴い必要となる経費は全議員合計で幾らになるのか。

一方、市は特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定は行うものの、この改定にかかわらず引き続き支給割合を据え置くことを提案している。市は支給割合を据え置くことについて、財政状況が厳しいことを理由に挙げているが、議員の期末手当の支給月数の引き上げを吟味するに当たっても、財政状況が厳しいことは同様なのではないかと。

また、支給月数を引き上げるというのであれば、小樽市特別職報酬等審議会に諮った上で堂々と引き上げをすべきであり、第三者の視点を入れずに議員自らで決定してしまつては、お手盛りとの批判を受けても致し方ないと思うがどうか。

経常収支比率について、本市の平成30年度決算における比率は97.7%と、道内主要10市の平均である93.8%と比較してもその比率の高さが見てとれるが、今後交付税や市税収入が減っていくことを考えると、市には少しでも比率を引き下げられるような収支プランを立ててほしいと思うがどうか。

また、今後は職員給与費や扶助費などが収支改善の肝になると考えられることから、市にはそれを見据えた上で収支改善プランに取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽市公共施設再編計画（案）では、塩谷児童センターは塩谷小学校の一部を改修して移転する計画となっているが、移転した場合、小学校の体育館は利用することができるのか。

また、現在の塩谷児童センターでは子供たちが外遊びをしていると聞くが、移転した場合でも外遊びをすることは可能なのか。

一方、公共施設再編案から計画が大きく変更されたことで、地域住民から改めて説明会の開催を求められた場合には、市はその求めに応えるつもりはあるのか。

漁港整備について、昨年10月、祝津漁港の漁業者、市や道の職員などが集まり、祝津漁港に関する意見交換会を開催したというが、漁業者からは市や道に対してどのような要望があったのか。

また、漁港整備は本市の今後の水産業の振興に必要な不可欠であることから、市は漁港管理者である道に対して、漁港整備に関する協力要請や要望をしっかりと挙げていってほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症対策として、国では、国民生活に甚大な影響が及ぶと判断した場合には、首相が緊急事態宣言を行えるよう新型インフルエンザ特措法に新型コロナウイルス感染症を追加することを検討しているという。特措法では、首相が緊急事態宣言を行うと都道府県知事は外出自粛の要請や施設の使用停止の指示ができるようになり、それにより市民生活にある程度の制限がかかることが想定されることから、仮にそういう事態になった場合には、市民生活への影響を減らせるよう市民周知をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

感染症対策について、過去に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行された際、本市では新型インフルエンザに関するガイドラインなどは策定したのか。

また、策定しているのであれば、今回の新型コロナウイルス対策に活用できる部分はないのか。

一方、新型コロナウイルスに立ち向かうためには、部署を越えたタスクフォース的なチームを編成し、情報を一元化する必要があると思うがどうか。

新型コロナウイルスについて、本市では3月3日時点で保健所に538件の相談があったのに対し、実際に道立衛生研究所で検査を行ったのは12件と少なく感じるが、市長には、検査が行われないことで不安に思っている方々も多いことから、自前で検査を行えるようにすべきと考えるがどうか。

また、保健所では多数の相談を受けており、職員は極めて多忙になっていると思うが、かかりつけ医などからの相談には全て対応できているのか。

現在、新型コロナウイルス感染症だけではなく、風邪やインフルエンザも流行している中、発熱した場合に安易に医療機関を受診してよいのか不安に感じている市民の方もいると思うが、ふだんどおり医療機関を受診してもよいのか。

一方、新型コロナウイルス感染症の検査について、他都市では、医療機関から行政側に対して検査の要請があったにもかかわらず、検査を断られた事例もあるというが、本市では医療機関から要請があった場合には適切に対応しているのか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、高野委員外1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、議案第40号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第26号及び議案第39号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第1号に対し、丸山議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、高野さくら議員。

（19番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○19番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、議案第1号令和2年度小樽市一般会計予算に対する修正案について、提案説明を行います。

歳入では、固定資産税等の滞納繰越金の回収、財産売却収入などで1億1,803万8,000円を増額し、個人番号カード交付事業費補助金、新幹線整備事業債など1億3,820万2,000円の減額で、差し引き2,016万4,000円の歳入減を見込みます。

歳出において、マイナンバー関連経費や石狩湾新港負担金、議会費についても市の厳しい財政状況から議員の期末手当について4.4カ月から、市長や副市長などと同様の4.1カ月に引き下げ、歳出合計で4億4,658万7,000円を減額します。先ほどの歳入減との差し引き4億2,642万3,000円を財源に、市民の暮らし応援の施策を実施します。

まず、他市でも行っている福祉灯油の実施、5,000世帯に対して1世帯当たり6,000円を支給し、3,000万円を計上。ふれあいパスのワンコイン利用で3,580万6,000円増額。国民健康保険料は加入世帯1万7,347世帯に1世帯平均1万円の引き下げ、18歳未満被保険者348人の均等割を5割軽減し、1億7,347万円増額。介護保険料は所得段階区分第1段階から第4段階までの低所得者負担の引き下げ、3,904万9,000円繰り出します。

幼児教育・保育無償化に伴い負担が増額した方に対して540万円の補助をします。また、市内では保育士不足により、保育所などの入所待ち児童が54人出ています。保育士不足に対応するため、保育士直接給付事業の実施と保育士の正規職員を5名ふやします。そのことに伴い、会計年度任用職員3人分の予算を減らします。

また、小樽市に長く住んでもらう定住促進として住宅リフォーム助成の復活をし、マイホームを購入する方に対しては最高200万円の助成が受けられるように1,800万円を計上します。

そのほかには、市営室内プールの基本設計及び実施設計をするなど、予算に充てる修正となっております。

以上、議員各位の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号ないし議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第26号、議案第39号に反対し、日本共産党から提出された議案第1号の修正案に賛成の立場で討論いたします。

消費税を8%に増税した後、国内総生産の6割を占める家計消費は落ち続け、10%増税によって過去最低水準となっています。市内経済は、商工会議所の調査でも1・3月期業況の悪化が続くと予想しています。加えて、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大によって一層悪化することは明らかです。今こそ政府に消費税5%への減率を求める喫緊の課題です。

議案第1号令和2年度小樽市一般会計予算及び修正案についてです。

石狩湾新港への巨額の投資が続けられ、北海道新幹線札幌延伸工事が2030年開業ありきで進められています。人口減少が予測される本市において、新小樽（仮称）駅にどれだけの列車が停車するか、これも不明の中で、今年度は関連経費推進費が3,000万円以上計上されています。

個人番号カード交付事業費が計上されています。カードの交付枚数率は全国でも約15%にとどまっています。マイナンバー制度は所得や資産、税や社会保障給付などの個人データを政府が一括して把握する狙いがあります。これを本格的に行うことになれば、行政機関だけでなく金融機関や医療関係などにも広げることになり、一層リスクが高まります。国民が必要としない制度に反対です。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療についてです。

国保は都道府県化によって2023年までに保険料水準の統一を目指しています。本市は来年度予算でもって、運営基金から5,110万円繰り入れしても、1人当たり平均保険料が9万5,279円となり、3,528円の引き上げとなります。

高齢化が進み所得水準が低い本市においては、市民負担の軽減が求められています。後期高齢者医療制度においては、軽減特例の段階的な廃止に向けて、改正前の均等割額の9割軽減者を2020年度には7割軽減に下げられ、2021年度には8.5割軽減者を7.75割軽減にされます。保険料率も2年に1度の改定で、令和2年度と3年度では年間保険料の限度額が62万円から64万円になります。これらの保険料については、国の負担をふやすことをしっかりと国に意見を言う必要があります。

水道料金、下水道使用料は、基本水量まで使用していない世帯が4割近くいる中で、市民から要望が強い基本分と超過分の水道料金、下水道使用料を引き下げるべきです。

議案第24号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正によって、本市の条例の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に改正するものですが、指導支援員の数や資格などを確保し、保育水準を引き上げることが必要と捉えています。したがって、我が党は本条例の一部改正に同意できません。

議案第39号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案についてです。2019年、人事院は国家公務員の給与について、期末手当と勤勉手当を合わせて4.45カ月から4.5カ月へ引き上げを勧告しています。しかし、市長などの特別職の期末手当は、財政状況が厳しいことから給料の独自削減に加え、期末手当支給割合についても2015年から4.1カ月に据え置きされています。

市長は、我が党の代表質問で、なぜ据え置きするのかとただしたことに対して、財政が厳しいことから、給料の独自削減に加え、期末手当支給割合についても、人事院勧告に準じた引き上げを行わずに、据え置いているものと答弁しています。

小樽市商工会議所の2019年度第三・四半期経済動向調査でのDI値は前期比で減少し、来期も韓国人観光客減少も加わって業況の悪化傾向が続くと予想していました。それに加え、新型コロナウイルス感染によって市内経済が混迷し、長期的な一斉休校による子供たちへの対応、働く保護者も混乱に陥っています。このような中で、議員報酬を引き上げることは許されません。

我が党は本市の厳しい財政や市内経済を考え、市長などの特別職同様の4.1カ月に引き下げることを提案しています。

我が党の予算修正案は、先ほど高野議員が述べたように、議員報酬を引き下げし、情報流出の問題あるマイナンバー関連経費、多額の固定資産税、都市計画税の滞納繰越分、議員報酬の引き下げなどを充てて、国民健康保険料を1世帯1万円引き下げ、18歳未満の均等割軽減などを提案しています。その基本は市民生活と地元企業を応援する内容です。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表して、小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に関し、議案第39号については可決、議案第40号については否決を求めて討論を行います。

議員の期末手当の支給割合は、現行6月支給分2.125カ月、12月支給分2.275カ月の合計4.4カ月分です。これを令和2年4月1日から、人事院勧告に従って6月支給分と12月支給分をそれぞれ2.25カ月とし、合計4.5カ月に改定するものが議案第39号です。

これは議員の報酬等を任意に引き上げる報酬改定とは全く異なり、公務員の給与等について法律で定められた手続に従って、人事院勧告に準じ改定を行うものです。人事院勧告は公務員の給与水準について厳格な調査をもとに、民間に準拠して示されるもので、労使がともに尊重すべき大きな影響力を持つものです。

よって、人事院勧告が示すとおり改定を行う議案第39号については可決、議案第40号については否決の立場を主張いたします。

以上、議員各位の御賛同を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第40号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第39号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第24号及び議案第26号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、濱本進議員。

(22番 濱本 進議員登壇) (拍手)

○22番（濱本 進議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については、陳情者の不登校支援に対する思いや、自由な教育の模範となるような施設をという思いから陳情されたものであり、趣旨については十分理解できるものの、実際に公立でフリースクールを創設するというのはあり得ることなのか。

公立ではできない教育を自由に行うために民間団体がつくる学校がフリースクールであり、市の役割は、その民間団体としっかり連携して、不登校児童や生徒の居場所づくりを支援し、指導や相談を行うことだと考えるが、市教委では小樽市教育支援センター登校支援室においてその役割を十分に発揮できている現状に鑑みると、公立でフリースクールを創設することについては、引き続きその必要性を調査していく必要があると思うがどうか。

また、陳情者によると、不登校支援に関する文部科学省の今までの見解は、子供たちをいかにして学校に戻すかという視点であったが、現在は、学校に行っていない子供たちに教育の機会を与えるべきだとの考え方変わったことから小樽市立のフリースクールを創設してほしいとのことだが、そもそも市教委が月曜日から金曜日に開設している登校支援室内のふれあいルームとフリースクールとでは、行われている取り組みにどのような点で違いがあるのか。

また、フリースクールを公立で開設することに対して、市教委としてはどのような考えを持っているのか。

第2期小樽市総合戦略について、市は将来に向けてさらなる発展を遂げるための道しるべとすることを目的として策定するとしており、2030年時点の計画人口を9万1,000人の維持とし、基本目標を横断的に捉えて計画を推進するため、SDGsの概念を盛り込んだという。SDGsについては、これまで市で取り組んだ事例がなく、計画に盛り込まれていることに唐突感を感じるが、国が奨励しているから

盛り込んだという軽いレベルで扱うものではないことから、市には中長期的視点に立って本腰を入れて取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、人口減少対策を最重要課題と捉え、様々な取り組みを進めてきており、中でも直接的に人を呼び込むための移住促進事業として、東京で開催される移住フェアへの出展や、本市へ移住し起業を希望する方々を対象とする移住体験ツアーの開催などのほか、新年度にはさらに3世代同居や近居のため移住する方々が中古住宅を取得、リフォームする経費に補助を行うということである。移住に関する取り組みを行うには、実際に小樽に移住した方々がどういったことを望んでいるかを探ることは重要であることから、市には、移住者ミーティングなどの機会を捉え、移住者の意見を掌握し、新しい移住促進事業に反映してもらいたいと思うがどうか。

マスクの災害備蓄について、市は災害避難時に風邪などの症状がある方に配布することを想定して、市内62カ所の指定避難所にマスクを100枚ずつ備蓄しているという。しかし、実際の避難所運営に当たっては、避難所受付業務や食事の提供など、衛生管理に関わる様々な場面でマスクが必要になることも想定され、そうした際には100枚という備蓄数では到底足りず、すぐに底を突いてしまうことが懸念されることから、市には、マスクの災害備蓄数の増量を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第38号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第13号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第38号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第8号JR小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方については採択、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については継続審査を主張し、討論を行います。

陳情第8号です。陳情者はJR朝里駅付近と張碓地区に避難路やシェルターを整備することを求められています。道内でも津波対策として整備している実態があります。一定の課題はあるものの、趣旨は理解できるものです。

陳情第13号です。陳情者の趣旨については一定理解できるものの、市立でフリースクールを設置することが全く不可能なのか判断できかねず、継続して審査することを求めます。

議案第38号です。ことし2020年は、被爆75年という節目の年です。世界が核兵器廃絶に動きつつある中、2月4日、米国は新たに開発した小型核弾頭搭載のミサイルを潜水艦に実戦配備したと発表しました。威力が広島原爆の3分の1程度で小型であるという理屈ですが、核兵器に大小はありません。小型核兵器は既にロシアも保有しているとされ、さらに危険が増しています。

小樽港では毎年のように核兵器搭載可能艦が入港しています。核兵器搭載可能艦船が自由に入港する

のは日米に核密約があるからです。しかし、核兵器禁止条約が発効し、日本が批准したのなら、小樽港に核兵器を積んだ艦船は入港することができません。それにもかかわらず、政府は禁止条約に調印・批准をしない立場です。小樽市独自の取り組みが必要です。

以上を申し上げ、討論とします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、中村誠吾議員。

（16番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○16番（中村誠吾議員） 立憲・市民連合を代表し、議案第38号小樽市非核港湾条例案に賛成、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方については継続審査を求めて討論いたします。

海の向こうからやってくるもので、最も恐ろしいものは何でしょうか。このたびのことで感染症の恐怖は全国民が理解させられました。では、それより恐ろしいこととは何か。そうです、戦争です。

今、世界はイランによる米軍基地へのミサイル攻撃、中国の強硬な海洋進出、北朝鮮の核・ミサイル開発など、強い危機感を持たざるを得ない情勢です。その中で、アメリカのトランプ大統領はアメリカファーストを掲げて、多くの米軍兵士を犠牲にするような世界秩序の維持戦略は取らない、世界の警察官にはならないと明言しています。その本質は、地域限定・低出力核弾頭の開発です。これら核兵器の使用を米国が検討していることは、軍事専門家も指摘しています。そうしてロシアのプーチン大統領も、先のウクライナ紛争において同様の発言をしたことは皆さんも御記憶にあると思います。

日本国民は、戦前、戦中と戦争に歯どめをかけられなかった、市民が総動員されてしまった反省と核兵器の惨禍を二度と繰り返さないという誓いから、みずから選んだ自治体の首長に、港湾法においても大切な権限を与えました。日米安保条約における米軍艦船について、港湾区内に入ってくることまでは拒めないにしろ、接岸させるか、させないかは市長の判断、権限であるということです。

道東の矢白別演習場では、たびたび米軍が砲撃訓練を行います。砲弾が演習場区域を飛び越えるなど、住民が生活している区域に着弾する事件が頻発しています。命にもかかわる問題であり、もちろんそのたびに関係自治体は抗議をしますが、無視され続けています。

では、地方自治体には住民の命を守るすべはないのでしょうか。そうではありません。この矢白別演習場に参加するために寄港しようとする米軍艦船に対して、根室市は米軍艦船の接岸を認めません。沖まで来た米軍艦船の武器は、日本の運輸会社が沖まで取りに行き、陸に上げています。

数年前、函館市も米軍艦船を市長が沖どめをさせました。苫小牧市においても商船を優先するとして、石炭の積み荷岸壁の使用だけ許可したところ、何と米軍艦船は入港をやめました。そのような権限を市長は持っているのです。地方自治・分権を明記した日本国憲法からも当然のことです。どんな理由をつけてこようと、核兵器はノーと言わなければなりません。よって、小樽市民の平和と安全を願い、小樽市非核港湾条例案に賛成します。

続いて、陳情第13号小樽市立フリースクールの創設方について、不登校児童・生徒への対応については大きな課題です。その中で、フリースクールが成果を上げていることは承知しています。ただ、それを市が設立するということがふさわしいのか、いまだ検討の余地があると思います。よって、今回は継続審査と判断し、今後情報収集、研究に努めていきたいと考えます。

以上、討論とし、議員各位の賛同を求めます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第38号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 16番、中村誠吾議員。

(16番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○16番(中村誠吾議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第27号及び議案第28号は公設青果地方卸売市場及び公設水産地方卸売市場の卸売市場条例及び卸売市場業務条例について、卸売市場法の一部改正に伴い、生鮮食料品等の公正な取引の場として規定すべき遵守事項等を規定するとともに、北海道地方卸売市場条例への委任規定の廃止に伴う卸売業者の承認等に係る規定を新設するほか、所要の改正を行うものである。条例改正に伴い、市は取引参加者から意見を聴取したというが、取引参加者からはどのような意見が出されたのか。

また、共通取引ルール以外の各市場で定めることができる、その他の取引ルールについて、他の自治体では規制緩和を行い、卸売市場に対する公的な役割を後退させるような改正が行われている事例があると聞く。市は、今回の条例改正では、第三者販売の禁止などについてはこれまでと変わらないというが、今回の改正により公正な価格形成ができなくなったり、卸売市場の公的な役割が後退することはないということでしょうか。

市は第3号ふ頭及び周辺再開発に伴い、現状の分区の指定に当てはまらなくなる区域について、部分的に分区の見直しを行うというが、具体的にはどの区域の見直しを検討しているのか。

また、見直しに当たっては、無指定区域にするのか、市長特認の区域にするのかを国と協議しているというが、仮に無指定区域となれば当該区域での物販が可能となり、また、宿泊施設が不足しているという本市の課題解決に向けた土地の確保をも視野に入れることができると考えるが、市は国との協議の結論が出る時期や分区の指定を見直す時期についてはいつごろになると考えているのか。

小樽市観光客等の災害対応マニュアルについて、一昨年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトの際には、ウイングベイ小樽の空きスペースに観光客を一時的に避難させる場所を設けたと聞いているが、このマニュアルではウイングベイ小樽が災害時連携団体に含まれていないのはなぜか。

また、他の観光都市でも災害時の対応マニュアルが作成されていることから、先進他都市の有用な情報を研究し、有事の際にはより効果的な体制を整えることができるように尽力してほしいと思うがどう

か。

小樽市中小企業振興会議について、現在、会議では産学官金等の連携による実効性のある中小企業支援の仕組みづくりを検討してほしいという諮問に対する支援体制の案として、(仮称)小樽市中小企業センターを設置することについて議論しているというが、このセンターにはどのような機能を持たせるイメージなのか。

また、市は今の中小企業のニーズを把握するため、令和2年度に中小企業へのアンケート調査を実施し、調査結果について中小企業振興会議の中で審議することで、さらなる中小企業の支援策を検討していくというが、市には、調査を行うことで小樽市の中小企業の課題をなるべく詳細に捉え、課題解決に向けた手だてを打てるよう取り組みを進めてほしいと思うがどうか。

新型コロナウイルスの感染拡大は本市の経済にも大きな影響を与えているが、本市においてこれまで新型コロナウイルスによる影響によって閉業や休業に追い込まれた企業はあるのか。

また、国から緊急対応策として、仕事を休まざるを得ない保護者への助成金や中小企業への資金繰り支援の拡充などが示されているが、本市においても中小企業に対する経済的な支援や援助、またはゼロ金利での貸付など独自の対策を検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 19番、高野さくら議員。

(19番 高野さくら議員登壇)(拍手)

○19番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について、不採択を主張して討論いたします。

間伐など、森林環境を整備することは必要ですが、陳情者が求めている内容は、環境負担も含め、これまで述べたとおり適切ではありません。よって、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

本市の特定検診の受診率について、市は平成30年度の受診率が20%と全国平均の約半分となっていることや、平成29年度の受診率が全国1,741市町村中、下から6番目だったことに鑑み、令和2年度の受診率の目標を30%として、新たに早期受診者全員に1,000円分のクオカードを贈呈する事業を開始するなどの施策を行う予定であるという。しかし、30%という受診率は、元々第2期小樽市国民健康保険データヘルス計画の中長期目標として令和5年度までに目指すとしていたものであり、それをいきなり来年度に達成するというのは無理があると思うが、市はこのことについてどのように考えているのか。

また、市は本市の受診率が低い理由として、定期的に通院しているから特定検診を受ける必要がないと思っている市民が多いことを挙げているが、そうであれば、主治医から市民に対し特定検診を受けるよう促すことが一番効果的であると考えられることから、市には、医師会などの関係機関と連携を密にし、受診率向上に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市は平成30年11月にアンケート調査を実施したという。子育て世代の御意見を聴き、ニーズを調査することは大変重要だと考えるが、アンケート調査の結果はどの程度計画に反映されたのか。

また、人口減少問題に取り組んでいく上で、小樽市は子育て支援がこれだけ充実しているのだということ胸を張って言えなければならないと考えるが、計画に掲げられた13の事業のうち、札幌市よりも優れていると言うことができるのはどの事業か。

新型コロナウイルスについて、北海道では知事が発出した緊急事態宣言や外出自粛要請が感染拡大の抑制につながったと考えるが、国において提出が検討されている新型インフルエンザ特別措置法の改正案が成立すると、何ができるようになり、どのような問題点があると考えられるか。

また、WHOが3月6日に発表した統計によると、感染の広がりには鈍化傾向にあるというが、市民はいつ元の生活に戻れるのか不安を抱えており、収束時期や、後志管内で感染者が発生しないことに関する今後の見込みについて、見解を示すことはできるか。

新型コロナウイルスについて、全国的にも飲食店への打撃は非常に大きく、倒産や自主的な廃業を選択する事業者も出てきている状況であるが、全ての飲食店で感染のリスクが高いとは言いがたいと考えられることから、その対策について、経済面だけでなく、疫学的な観点や公衆衛生的な観点からも講じることができないか。

また、現在保健所では新型コロナウイルスの関連業務に激務の中で取り組んでおられることと思うが、万が一市内で感染者が出た場合には人手が足りなくなるおそれもあることから、市役所の他の部署からの人員の応援体制について検討してほしいと思うがどうか。

3月2日から3月24日までの期間、高校生に勤労青少年ホームの利用を遠慮していただいている状況

について、市はこのたびの新型コロナウイルスに伴う国からの臨時休校要請の趣旨を踏まえ判断をしたとのことだが、一方で保育所や放課後児童クラブは開所しており、高校生未満と高校生で扱いに差があることや、家庭が必ずしも安心できる居場所ではない高校生もいなくはないということに鑑みれば、勤労青少年ホームの利用の判断についてはもっと慎重に検討すべきだったと思うがどうか。

また、今後国や道からさらなる要請が来ることも考えられるが、3月25日以降の対応については、要請があったことのみで判断するのではなく、高校生の立場に立ち検討をしてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第25号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案に賛成、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について及び陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方については採択の立場で討論をいたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

日本共産党は、さらなる少子化対策、子育て支援の必要から、子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡充することを訴えています。小樽市が新年度から未就学児の医療費を実質無料化とすることは大変喜ばしいことです。少子化に歯どめがかからない現状を鑑み、引き続き子供の医療費の助成拡充に取り組む必要があると考えることから、採択を主張します。

次に陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

地域住民が長年にわたり要望してきたこのまちづくりセンター建設については、既に建設用地も想定されています。ことし2月にも冬のイベントが開催されました。準備のために会場に大きな雪山が積んでいるのを見て、住民の皆さんが力を合わせて取り組み、地域外の方も楽しみにしておられる様子を感じることができました。こうした取り組みを続けている地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。

各会派、議員の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、だだいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 9番、秋元智憲議員。

(9番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○9番（秋元智憲議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方についてにおいて、塩谷線とばるて築港線を同じ車両で運行することの可能性について、バス事業者からは、小樽駅から本局までの区間の利用者の利便性が低下すること、また、乗客を乗せたまま2路線分の料金を支払ってもらうことは現行のシステムでは難しいことの2点が課題であるとの回答があったという。市は直行便がないことによる交通費の負担増や乗り換えの不便さを認識しているというが、高齢者の負担軽減を図ってほしいという陳情趣旨に鑑みれば、金銭的な負担軽減はもちろんのことであるが、乗り換えの負担軽減を図ることから、バス事業者と協議してほしいと考えるがどうか。

既存借上住宅制度の見直しに当たり、子育て世代の利便性の確保の観点から、まちなかエリアと同様の利便性を有しているエリアとして、新たに募集エリアに新光、朝里地区を加えるとのことであるが、利便施設として提示されている学校や病院、スーパーやコンビニ、郵便局などの施設は、全て東小樽地区も有していることから、今後、既存借上住宅制度の募集エリアを東小樽地区まで拡大することを考えてほしいと思うがどうか。

青園中学校の裏の道路は学生が多く通り、家が建ち並び、交差点もある道路であるが、急な坂であるため、冬になると路面凍結により車が滑り、電柱を破損する事故が起こるなど、非常に危険であるという。ロードヒーティングの稼働や除雪の強化といった対策を行うほか、近隣住民に対し砂まきへの協力を促すことも必要と思うがどうか。

市道に空いた穴や舗装の傷みなどの補修対応について、これらのふぐあいは市が行うパトロールだけでは早期発見が難しく、市民からの通報が貴重な情報源となっているが、電話で状態を把握し、場所を特定するには多くの時間を要することから、これらを通報してもらうためのシステムを導入する自治体がふえているという。このようなシステムでは、市民がスマートフォンなどで撮影した写真の位置情報などから場所を特定でき、ふぐあいの状態もわかりやすく、誤報も避けられるなど、メリットが多いと考えるがどうか。

また、職員の業務時間のロスを減らすことができる上に、市民のまちづくりに参加する意識を向上させる利点があることから、システムの導入を具体的に検討してほしいと思うがどうか。

首都圏との賃金格差により、道内から首都圏への人材流出が進んだことで、バス運転手の争奪戦が過熱しているが、本市のバス事業者でも首都圏への流出や、民営バスよりも処遇がいいとされる公営バス

運転手への転職などにより、バス運転手が不足しているとのことである。バス事業者は、事業者間の価格競争の激化や燃料の高騰、人口減少によるバス利用者数の減少等によって赤字が拡大しており、運転手の処遇改善が難しい状況であることから、市として、バス運転手の確保のために全庁的に対応策を考え、取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号ないし陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第9号及び所管事務の調査はいずれも継続審査と、全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第4号ないし陳情第6号は採択を求め討論します。

陳情第4号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について及び陳情第6号天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方については、バス路線に関する陳情です。現状では、陳情項目の実施はバス事業者の負担になることも事実です。バス事業者が経営上、安全上無理と判断すれば、実施することはできません。しかし、高齢化が進む小樽市にとって切実な課題です。市民生活を支える視点に立ち、公共交通を整備し、住みやすいまちづくりをバス事業者と協力してどう進めていくか、市の役割発揮が求められています。バス事業者が実施できないからと言って、ゼロ回答ではなく、市にはその解決に向け、一歩でも前に進むよう対応するべきです。

陳情第5号星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方についてです。ことしの雪解けも始まっています。給水区域設定前に住宅があった地域であり、水道の整備は当然です。また、陳情には、冬期間の消毒の困難さも挙げられています。小樽市には夏の間ゴルフ場との関係も含めて飲料水の安定確保を求める市民の願いに応えるよう努力を求めます。いずれも願意妥当であり、採択を求めます。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、公共施設の再編に関する調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 公共施設の再編に関する調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市営室内水泳プールの建設に関しては、プール建設の中止を求める陳情と、早期建設を求める陳情という、相反する内容の陳情が提出されているが、そもそも市にプールを建設しないという考えはあるのか。

また、市は令和2年度中にプールの整備方針を定めるといいますが、その後、プールを具体的にどのような施設にするのかということについては、市の財政状況、将来人口や市民意見などを考慮して決めていくという認識でよいのか。

新・市民プールについて、市は旧小樽駅前第3ビルにあった市営プールを想定しているようだが、高島小学校温水プールなどの利用状況や現在の人口から見込まれる今後の利用者数を考えると、新たにプールを整備することには若干の疑問が感じられる。多くの施設が老朽化している本市において、今後は優先順位をつけて公共施設再編計画を進めなければならないことから、市には、将来の市民への負担も含めて、しっかりとした判断基準をもって新・市民プールの整備について検討してほしいと思うがどうか。

総合体育館は、現在耐震基準を満たしておらず、安全性の確保に支障を来しているため、早急に再整備する必要があるにもかかわらず、市がプールを体育館に併設するのか、もしくは単独で整備するのか検討していることから、体育館の整備が遅れている印象を受けるが、今後体育館を早急に整備しようとするためには、どのような課題があるのか。

また、公共施設の整備に当たっては、民間事業者との連携によるPPP/PFIの手法を用いることも考えられるが、その手法を用いるとした場合、民間事業者から手が挙がらなければ、その分整備が遅れてしまうということはないのか。

市営室内水泳プールについて、公共施設再編計画(案)においては民間プールの活用は考えておらず、建設する計画だということだが、総合体育館との併設とするのか単独で建設するのかについてはこれから考えるという。しかし、有利な起債を活用することで市営室内水泳プールを併設した総合体育館の建設に伴う市の負担を抑えることができ、また、ランニングコストについても、併設としたほうが指定管理料を抑えることができるのだから、期待して待っている市民のためにも、総合体育館との併設で市営室内水泳プールを建設するという方針を少しでも早く示すべきだと思うがどうか。

公共施設再編計画（案）の中で、「再編後の施設の具体的な利用形態等については今後計画の実施段階において検討を行う」とあるが、建物を設計する際にはまず目指すべき理念を定め、それを実現するためどんな機能を持たせるか検討すべきであり、施設の基本・実施計画を定める前に、利用者である市民に情報を提供して意見や要望を集約する必要があると思うがどうか。

今回の公共施設再編は単にハコを用意するのではなく、まちづくりとして取り組み、より良質な行政サービスを提供することが最終目標ということであることから、市民の協力と参加のもと、早い段階から行政と市民の相互コミュニケーションを図り、広く市民意見を反映させることが重要であると思うがどうか。

公共施設再編計画（案）について、市が再編計画をつくり上げるに当たっては、市役所本庁舎本館のように歴史的建造物に指定されているという面での価値だけではなく、その施設が有する歴史的価値などの情緒的な面を果たして酌みとってもらえたのだろうかという疑問を感じる点があり、例えば再編対象施設として選定された中には、小樽市民会館のように小樽の歴史と文化をずっと見つめ続けてきた施設もあるが、歴史的建造物に指定されていなくとも、小樽市にとって価値ある施設もあるということについて、市はどのような見解を持っているのか。

公共施設再編計画（案）の中で当面維持とした、体育館、市民会館、勤労女性センター、勤労青少年ホームの4施設の整備方針について、市はすぐに結論を出すことは難しいというが、策定期限が令和2年度末と迫っている中、当該4施設の整備方針が定まらない状態で、長寿命化計画を策定することができるのか。そもそも、長寿命化計画は全体像をつかんだ上で整備コストの平準化をしなければならない計画なのだから、当該4施設について整備方針の結論が出せずに当面維持としていることは問題ではないか。

小樽商業高校跡の活用（案）として、海上技術短期大学のほか、市の施設として教育委員会、こども発達支援センター、市立小樽高等看護学院などの施設の移転先と示されているが、一つの建物の中に4つの所管する施設が入ることになり、各施設の出入りや防犯の面などで建物の管理が複雑になると思うが、問題が生じることはないのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第12号につきましては、採決の結果、賛成がなく、不採択と決定いたしました。

次に、それ以外の陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第11号、陳情第12号及び陳情第14号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、丸山晴美議員。

（7番 丸山晴美議員登壇）（拍手）

○7番（丸山晴美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号及び陳情第14号については採択、陳情第7号及び陳情第12号については不採択を求めて討論いたします。

まず、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方についてですが、この内容が主張するように、公共施設再編に当たっては、小樽市独自の歴史、文化を未来に継承するために、住みよく魅力的なまちづくりが求められています。その一翼を担う公共施設とするためにも、再編に当たっては

利用者の意見を最大限尊重し、かつ、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進するものでなければなりません。よって、陳情第11号の採択を求めます。

次に、陳情第12号小樽市民プール建設計画の中止方について及び陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方についてです。

市内にある民間経営のプールでは、いずれも週に1回あるいは2回の頻度で子供たちを対象にしたスイミングスクール等が開催されています。私がお話を伺ったある施設では、400人以上の子供たちが通っているそうです。しかし、その費用負担は子育て世帯にとって決して軽いものではなく、水泳を習わせたくてもその費用を負担することができず、諦めている御家庭があるだろうということは想像に難くありません。

また、高齢者においては、平日の午前中から水中で歩行するなどして、プールを利用している様子を見せていただきました。年を重ねてもなお、健康で充実した日々を送りたいという願いは、誰しも持つものではないでしょうか。水泳は性別、年齢を問わず、個人個人の習熟度に応じて取り組めるスポーツであり、広く市民が市営室内プールを利用できる環境を早期に小樽市が整えることが待たれています。

また、以前幼稚園に勤めていたとおっしゃる方からもお話を聞きました。その幼稚園では、子供たちを連れて、小樽駅前にあった市営室内プールを利用していたそうです。今回の委員会中、迫市長が市営室内プールを建設しない考えはないと、つまり建設すると示した、そのことをその方にお伝えしました。大変喜んでいらっしゃいました。

また、道内他都市の状況を見れば、人口5万人以上の都市で市営室内プールを整備していないのは小樽市と恵庭市だけです。しかし、恵庭市では市内8校ある小学校にプールがあり、夏の間市民に開放されています。

一般的に考えて、市営室内プールと総合体育館を併設とするほうが建設費やランニングコストが抑えられると考えます。現在、市内に住む住民の期待に応え、かつ、将来世代に過度の負担になることのないような工夫をしながら、人口流出による人口減少に歯止めをかけるためにも、また、市民の健康増進に寄与すると期待される、他都市では当たり前を整備されている市営室内プールを最優先で整備する必要があると考えます。よって、陳情第12号は不採択、陳情第14号は採択を求めます。

最後に陳情第7号小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方についてですが、市営室内プール建設を求め長年運動してきた市民は、これまでの議論の中で旧緑小学校跡地での市営室内プール建設が検討されてきたことに強い期待を持っています。旧緑小学校跡地とは別の場所で市営室内プールが建設される計画がない限りは、陳情第7号に賛同することはできません。よって、陳情第7号の不採択を求めます。

各会派、議員の皆様の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、中村吉宏議員。

（15番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○15番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、陳情第11号は継続審査、陳情第12号は不採択、陳情第14号は継続審査とすることを求めて討論します。

陳情第11号、公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について、小樽市公共施設の今後のあり方に対する要望につき、願意は理解しました。しかし、個別の施設の統廃合等については、多様な市民の考え方や本市財政の状況等を踏まえ、今後議論を行うべきものであるため、今この段階で、本陳情の内容を認め、進めることは妥当ではないと考えます。したがって、本陳情を継続審査とし、今後の議論経過から判断すべきことを主張します。

陳情第12号小樽市民プール建設計画中止方について及び陳情第14号新市民プールの早期建設方についてです。

今定例会には、小樽市民プールについて、陳情第12号に示される中止方、そして陳情第14号に示される早期建設方という、正反対の内容の陳情が提出されました。我が会派もそれぞれに検討をしたところであります。市民プール建設については、平成27年第2回定例会において、当市議会に陳情第5号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方の陳情が提出され、これについては、議会は採択と判断をいたしました。

このことを踏まえ、さらに今定例会、公共施設の再編に関する調査特別委員会の中で、市として市民プールを建設しないという選択肢はないということが市長の御答弁より明示された以上、陳情第12号で求められている内容を認めることは妥当でないと我が党は判断いたします。よって、陳情第12号は不採択を求めます。

一方、前市長はみずからの公約に市民プール建設をうたいながら、当時の陳情採択を受けても、プール建設についての具体的検討を直ちに行わなかったまま、5年近くの時間が経過しました。この間、財政状況は厳しさを増し、市は収支改善プランを立て、財務状況の改善に取り組みざるを得なくなりました。

また、年間約2,000人が減少するという本市の人口減少のペースも変わらぬ中で、以前陳情を採択した当時と異なる状況となりました。この状況下で考えると、今回提出された陳情第14号については、新市民プールの建設場所、時期、規模を明示の上、早期の建設を求めている点、現状下での市民意見をいま一度伺い、それを検討する必要性や財源確保の課題など、解決しなければならない課題は多く、陳情に求められている内容を早急に明示、判断することができる状況とは言い難いものであります。これらの課題に加え、今後の様々な事象を加味しながら検討、議論をし、市としての考え方をまとめるべきものと考えて妥当であると我が党は判断いたします。したがって、陳情第14号は継続審査とすることを求めます。

以上、各会派、各議員の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、高橋龍議員。

（6番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○6番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方について、陳情第12号小樽市民プール建設計画の中止方についてに関し、討論を行います。

前期の議会において、願意の核としては同様の趣旨の陳情が提出され、全会一致で可決したものであります。それから、時間が経過した中でこの公共施設再編の流れが出てまいりました。

この間、市の方針として市営室内プールは民間活用という案から離れ、総合体育館との併設ないしは単独で建設を行うことは示されています。さらに、陳情の文中にある時期、規模、場所を明示することについては、市が本会議において、早期に決めていくと答弁した整備方針にほかならず、それが決まった後には早期の建設を行っていくべきということが主眼であると解します。ゆえに我々としては、これまで主張してきたとおり、できる限り早い実現を望むものです。

今後は、前述の時期や規模、場所とあわせて、官民連携を含む建設・運営の方法についてなども議論をしていくことになろうかと思っておりますので、それらが確定した後には早期に市営室内プール建設を行っていただきたいと思っております。

以上のことから、陳情第14号については採択を求め、加えて陳情第14号と相反する陳情第12号につ

いては不採択の立場をとることを申し添え、討論いたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、横尾英司議員。

（1番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○1番（横尾英司議員） 公明党を代表し、陳情第11号公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について及び陳情第14号新市民水泳プールの早期建設方については継続審査を、陳情第12号小樽市民プール建設計画の中止方については不採択を主張し、討論いたします。

平成27年7月に新「小樽市室内水泳プール」の早期建設を求める陳情が全会一致で採択されましたが、平成28年2月に公共施設等の現状と今後の課題についてが取りまとめられ、平成28年12月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の現状と課題が明らかにされました。

平成29年度からは個別施設計画の策定作業を進めており、平成30年度には計画の位置付けと策定スケジュールの概要を改めてまとめ、39施設を再編対象施設として選定し、さらに再編方針と再編手法をまとめました。このように、陳情を採択した当時から、公共施設を取り巻く状況が変化しております。

我が党も市民プールの必要性については認識しておりますが、令和40年度までの公共施設維持を検討する上で、人口減少が見込まれる中、厳しい財政状況や市民生活に影響を与える数多くの公共施設等の老朽化対策の課題を解決していくために、再編する公共施設を見極めていかなければなりません。また、市民プールに関しては、昨年開催した市民意見交換会でも、市民の中にもさまざまな意見があったことと思います。今回の陳情もその一つとなるかと思えます。

今後、長寿命化計画を策定していく中で、建設後において見込まれる利用者数や人件費、維持管理などのライフサイクルコストなどにも着目し、各施設の優先度を見極めた上で計画を進めていかなければならず、早期の建設にはまだまだ議論の必要があると考えます。

よって、陳情第11号及び陳情第14号については継続審査を、陳情第12号については不採択とすべきと考え、討論いたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第12号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（鈴木喜明） 起立がありません。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし意見書案第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 提出者を代表して、意見書案第1号IR誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書（案）、意見書案第2号教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書（案）、意見書案第3号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書（案）の提案説明を行います。

意見書案第1号です。IR法を提案した国会議員に、アメリカのカジノ企業関係者からパーティー券購入の形で違法なお金が提供されていたことが明らかになっています。さらに昨年12月には、当時IR担当内閣府副大臣が、カジノ誘致をめぐる収賄容疑で逮捕されました。多くの疑惑の中で2つの法律が成立しました。カジノ汚職疑惑の全容解明が必要です。本意見書案は、国に対しカジノ解禁を中止することを求めるものです。

意見書案第2号です。12月4日参議院本会議で、公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を導入することを盛り込んだ、公立学校教員給与特別措置法改正案が可決、成立しました。教員の長時間労働を改善するためには、業務の抜本的縮減、教員の大幅増員とともに、給特法の抜本改正こそ必要です。よって、北海道において教員の変形労働時間制を導入しないことを求めるものです。

意見書案第3号です。治安維持法は、侵略戦争に反して平和を求めた政党、団体、個人を根絶するためにつくられました。同法制定から廃止されるまでの20年間に、侵略戦争に反対し、主権在民、言論、集会結社など基本的人権を求める全ての運動と思想までが弾圧されました。敗戦に当たり日本がポツダム宣言を受諾したことにより、この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となりました。しかし、政府は犠牲者に対し謝罪も賠償もしていません。よって、国及び政府において、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に1日も早く謝罪と賠償を行うよう求めるものです。

以上、議員各位の賛同を申し上げ、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいま提案があった意見書案第1号ないし第3号の可決を求め、討論します。

始めに、意見書案第1号IR誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書（案）です。カジノ汚職事件で、現職衆議院議員が逮捕され、中国企業との癒着の実態が浮かび上がっています。カジノは賭博だけでなく、黒い資金の洗浄や贈収賄の舞台となることも多い犯罪の温床であり、秋元容疑者の行状は、そうしたカジノ業界の体質にどっぷりつかったものです。疑惑が持たれている北海道第4区選出の中村裕之衆議員議員は……

（「持たれてません」と呼ぶ者あり）

留寿都村へのカジノ誘致に取り組んでいた……、討論してください。

加森観光から200万円を受領し、うち100万円を岩屋議員に寄附したと言われています。

このカジノ汚職の事実解明が急がれているにもかかわらず、政府は管理委員会を発足させ、カジノ解禁へのスケジュールを粛々と進めようとしています。カジノ業界の標的は日本人です。カジノはギャンブル依存症の拡大、多重債務問題の再熟、組織暴力の介入、治安悪化、子供たちへの悪影響など、はかり知れないほどの災いと不幸を日本社会に広げます。野党は、カジノ実施法廃止法案を提出しました。疑惑を徹底解明し、カジノ実施法を廃止し、カジノを断念すべきです。

次に、意見書案第2号教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書（案）です。そもそも、人間の心身は繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようなにはなっていません。変形労働制は人間の生理に合った、1日8時間労働の原則を破る労働時間法制の改悪です。また、学期中を繁忙期にすること自体が教員の働き方をさらにひどくするもので、長時間労働を固定化し、助長します。

学校では、子供の夏季休業中も業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状です。必要なことは、行政研修や部活動の各種大会などの夏の業務を大幅に削減し、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けることや、代休確保を厳格に行うことです。

変形労働制の導入には、都道府県の条例改正が必要であり、北海道は条例を変えない決断をすべきです。教職員の長時間労働の是正には抜本的な対策が必要です。日本共産党は、授業数に比べ余りに少ない教員の定数増、国や自治体からの不要不急の業務の削減、そして給特法は残業代ゼロの定めを改めることこそが、政府が取り組むべきことと考えます。

次に、意見書案第3号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書案です。1925年4月に制定された治安維持法は、当初は共産主義運動への適用とされてきましたが、次第にその範囲を広げ、知識人、市民、宗教人を初め、日本国民だけでなく、朝鮮、台湾などの植民地にも施行されました。そして、言論や思想の自由を縛り、反戦平和や民主主義を求める人々の取り締まりに拡大されました。

作家小林多喜二は、1933年2月20日、東京築地署の特別高等警察によって逮捕され、拷問によって虐殺され29歳の生涯を終えました。この法律により、多喜二のように多くの若者達が命を落としました。

私の祖父は、その時代に小作農として地主に収穫した米をほとんど持って行かれる生活を続ける中で、農民解放運動に取り組みました。言論弾圧、言論統制が進み、出版法違反や新聞紙法違反などで逮捕され、ついに1937年12月15日未明に栃木県で治安維持法違反による人民戦線一斉検挙が行われ、全国で446人、栃木県で17人が検挙され、その一人として投獄されました。当時、共産党員でもなく、天皇制についても言わず、ただ農民運動をやってきた23歳の青年を検挙したのです。結局、裁判での上告も棄却され、1940年12月末まで獄中で過ごしました。それから敗戦まで、思想犯保護観察処分に付されて、年中監視される生活だったといえます。

戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、イギリス、韓国など、主要な国々で戦争による弾圧犠牲者への謝罪と賠償が行われています。ところが日本政府は、未だに謝罪も賠償も行っていません。今後日本が日本国憲法に基づき民主主義国家として歩んでいく上で、犠牲者に対する一日も早い謝罪と賠償のための特別法を制定することは、国会に課せられた重要な課題です。

以上、全議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時32分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 中村吉宏

議員 中村誠吾

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和2年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和元年11月、12月の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)
- (2) 監査委員から、令和2年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月13日印刷配付分)

以 上

I R 誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 面 野 大 輔
同 酒 井 隆 裕

元内閣府副大臣（I R 担当）でカジノ議連副幹事長の秋元司衆院議員が日本のカジノ事業への進出を狙った中国企業から賄賂を受け取ったとして逮捕されたカジノ汚職では、道内選出の自民党国会議員がカジノ誘致を推進していた加森観光株式会社から政治資金を受領していました。中国企業と行動をともに恣意を通じて加森観光の会長も起訴され、疑惑は深まるばかりです。

疑惑を持たれている 5 人の国会議員は、いずれもカジノ議連の幹部や会員です。特定のカジノ企業との癒着疑惑が浮かんだことの政治的・道義的責任は小さくありません。

国会を挙げて、証人喚問を含め最優先で全容解明の手立てを尽くすべきです。

カジノは刑法が禁じる賭博行為です。人の不幸で経済を活性化しようとする政策は、あまりに不健全です。1 月 11 日、12 日に実施された共同通信社の世論調査では、I R 整備を「見直すべきだ」が 70.6% に上り、「このまま進めてもよい」の 21.2% を大きく上回りました。

政府はカジノ「基本方針」の正式決定の先送りや、カジノ事業者との接触ルールを設けることを検討していますが、小手先の対応で済む話ではありません。

カジノ実施法の附帯決議では、「収賄などの不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保すること」としていますが、カジノ汚職の発覚で既に破綻しました。

国会では、野党がカジノ解禁推進法、カジノ実施法の 2 法を廃止する法案を提出しました。

よって、国及び政府においては、日本社会の将来に重大な禍根を残すカジノ解禁を中止するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 3 月 13 日	議決結果	否 決
-------	-----------------	------	-----

教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小池二郎
同 酒井隆裕
同 佐々木 秩

「1年単位の変形労働時間制」は、「繁忙期」に1日10時間労働まで可能とし、「閑散期」と合わせ平均で1日当たり8時間に収める制度です。しかし、人間の心身は、「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復できるようなにはなっていません。「1年単位の変形労働時間制」は、人間の生理に合った「1日8時間労働」の原則を破る労働時間法制の改悪です。

政府は、学期中を「繁忙期」とする代わりに、夏などに教員の休みを増やすと言いますが、学期中を「繁忙期」にすること自体が教員の働き方を更にひどくします。これまで午後4時45分終了をめどに設定されてきた会議が午後6時、午後7時まで可能となることで、教員からは「授業準備などできない」という不安の声が挙がっています。

今の学校は子供の夏休み中にも連日のように業務があり、年次有給休暇の消化すらできないのが現状です。長時間労働を解決するどころか、平日の長時間労働を固定化、助長し兼ねません。

他にも様々な弊害や矛盾があります。学校は、子供の状況などで臨時的な対応が絶えず求められる職場です。しかし、この制度では、最低でも向こう30日間の日々の労働時間をその初日の1か月も前に決め、途中での変更が許されません。8割の教員が、こうした制度は「現実的でない」と答えています（「連合」調査）。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという「勤務の割り振り変更」も認められなくなります。

制度改正の前提は、勤務時間のまともな管理です。政府も「勤務時間管理が徹底されていなければ導入することはできない」と国会で明言していますが、学校職場の実態は、残業代ゼロの教育公務員給与特別措置法の下で管理を行わない慣習さえ見られます。

また、現行法では制度導入に職場ごとに過半数の労働者の同意が必要ですが、法案では各自治体の条例で定めるとされ、教員の意思が無視される恐れがあり問題です。

今必要なのは、夏の業務を大幅に削減し、基本的に教員の義務的な業務が入らない、学校閉庁日等の休暇を取得しやすい期間を設けることや、休日出勤や超過勤務に対する代休確保を厳格に行うことです。そして、抜本的には教職員の増員です。

「1年単位の変形労働時間制」には、公立小・中学校を擁する市区町村教育長も42.2%が導入に反対し、賛成は13.6%です（「日本教育新聞」2019年1月7日号）。

よって、北海道は条例改正をせず、各高等学校でも導入しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月13日
小樽市議会

議決年月日	令和2年3月13日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 小 池 二 郎
同 酒 井 隆 裕
同 中 村 誠 吾

治安維持法犠牲者は、平和を願い人権尊厳と主権在民を唱え、戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を受けました。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間、作家小林多喜二をはじめ、学者・宗教者・文化人など、逮捕者は数十万人、送検された人は全国で75,681人、虐殺された人は90人以上、拷問・虐殺などによる獄死は1,600人余り、実刑は5,162人に上ります（「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」調べ）。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧・人道に対する悪法として廃止されました。この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていません。

ドイツの連邦補償法でナチス犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第2次世界大戦中に強制収容した日系市民に対して、1988年に市民的自由法を制定し、2万ドルないし2万1千ドル（約250万円）を支払い、大統領が謝罪しています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給しています。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘され、補償を求めています。

また、現在多くの地方議会において、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書が採択されています。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の必要性・正当性を証明しています。

よって、国及び政府においては、同じ過ちを繰り返さない立場から、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月13日
小樽市議会

議決年月日	令和2年3月13日	議決結果	否 決
-------	-----------	------	-----

大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化への更なる対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 尾 英 司
	同	面 野 大 輔
	同	丸 山 晴 美
	同	山 田 雅 敏
	同	前 田 清 貴

猛威を振るう風水害、熱波、多発する山火事など気候変動による大規模な災害が広がる中、温室効果ガス排出の「実質ゼロ」に向けて、世界の取組が緊急性を増しています。

国連のグテーレス事務総長は、国連本部での年頭演説で、21世紀を生きる人類が直面している脅威の一つに気候危機を挙げ、「気温上昇は記録を破り続けている」「われわれの惑星は燃えている」「後戻りできない地点にだんだん近づいている」と警鐘を鳴らしました。

人類が非常事態に直面していることは、疑う余地はありません。

今年、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が本格的に始動する年です。

パリ協定は今世紀末までの気温上昇を産業革命前より2度未満、深刻な打撃を回避するために、できれば1.5度以内にすることを挙げ、目標を達成するためには、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量を、人為的な吸収量とバランスさせる」必要があると記述しています。

このためには各国が削減目標の大幅な引上げに踏み出すことが何よりも急務です。2050年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にするための戦略をまとめる国は77か国に上っています。

日本政府は、昨年12月の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）で、地球温暖化対策に前向きといえない国に対してNGOが贈る「化石賞」を2度も受賞するという不名誉な事態となりました。

国及び政府においては、国連の要請に応えた温室効果ガスの更なる削減の取組強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月13日
小樽市議会

議決年月日	令和2年3月13日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中	村	岩	雄
	同	高	橋		龍
	同	丸	山	晴	美
	同	秋	元	智	憲
	同	高	木	紀	和

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきました。しかし、最近では就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきています。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年 3 月に公表されましたが、40 歳～64 歳のひきこもりが全国で約 61 万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えました。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくありません。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきましたが、今後はより身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきです。

よって、国及び政府においては、中高年のひきこもりは個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むよう強く求めます。

記

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」の更なる拡充・強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など、就労に限らない多様な社会参加の場の確保、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進できる支援策を確立すること。
- 3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築するよう財政支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 13 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 3 月 13 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-----------------	------	-----	-----	-----

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	松岩一輝
	同	林下孤芳
	同	川畑正美
	同	前田清貴

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」を制定して以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところです。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食糧の供給、水資源の供給、自然環境の保全と癒やしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域です。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要です。

よって、国及び政府においては、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう強く求めます。

記

- 1 新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件、指定単位については過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。
- 2 過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を推進できるよう過疎債を拡充すること。
- 3 住民が安心・安全に暮らせるよう、医療の確保、公共交通の確保、教育環境の整備等、広域的な事業による対応も含めて財源対策を拡充すること。
- 4 過疎地域においても、高度通信等社会の恩恵を享受できるよう、情報通信基盤の整備や財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月13日
小樽市議会

議決年月日	令和2年3月13日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

新型コロナウイルス感染症の対策強化等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	高橋克幸
	同	佐々木 秩
	同	川畑正美
	同	濱本 進

昨年12月に中華人民共和国湖北省で確認された新型コロナウイルスによる感染症は、急速に感染範囲を広げ、我が国をはじめ多くの国と地域において死者を含め多数の感染者が発生しています。

国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、帰国者等への支援、国内感染対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応などに取り組み、2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を策定したところですが、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしていることから、この方針に沿った対応を強力に推進していくことが必要です。

特に、本市においては、感染リスクの高いといわれる高齢者の比率が高く、市民の安全、安心の観点から徹底した対策を講じていく必要があります。また、観光客の激減、イベントの中止・延期、事業活動の縮小など、観光・飲食・製造・運輸等、各分野での影響も深刻化しています。

よって、国及び政府においては、感染の早期終息と国民の安心・安全を確保するため、引き続き地方自治体や医療機関等と十分な連携を図り、下記の事項について全力で取り組むよう強く要請します。

記

- 1 国内における感染拡大の防止に向けて、マスク等の必要な物資の円滑な供給体制を構築し、感染者の人権へ十分な配慮のもと健康管理を行うとともに、自宅療養、治療について十分な対策を実施し、地域の状況に応じて患者クラスター（集団）への対応を継続、強化すること。
- 2 患者の増加に備えた入院、治療体制整備のための支援を行うとともに、窓口相談体制や検査実施等を強化することに加えて、院内感染対策の更なる徹底や感染制御に必要な物品の確保を図ること。
- 3 地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用などに対する十分な財政措置を講じること。
- 4 感染症の早期終息に向けて、WHOなど国際機関との連携協力のもと、ワクチン等の研究開発を促進するため、必要な予算を柔軟に配分し、併せて、予防・診断・治療法の開発につながる技術の確立を図ること。
- 5 観光業等における風評被害対策に万全の対策を講じるとともに、中小企業等への経済的影響に対して、緊急の経済対策を実施すること。
- 6 国際的な感染動向や国内の感染症に関する情報を正確かつ迅速に収集し、国民や地方自治体へ必要な情報提供を的確に行う仕組みを整備するとともに、サーベイランス（発生動向調査）の仕組みを整備すること。
- 7 小学校、中学校などの臨時休校によって生じる子供達への心身の健康を守るための対策と休暇を余儀なくされた保護者に対する休業補償などの支援を早急を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年3月13日
小樽市議会

議決年月日	令和2年3月13日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

令和2年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 令和2年2月19日～令和2年3月13日(24日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	令和2年度小樽市一般会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
第1号 修正案	令和2年度小樽市一般会計予算に対する修正案	R2.3.13	議員	—	(予算)	(R2.3.6)	(否決)	R2.3.13	否決
2	令和2年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
3	令和2年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
4	令和2年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
5	令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
6	令和2年度小樽市住宅事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
7	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
8	令和2年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
9	令和2年度小樽市病院事業会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
10	令和2年度小樽市水道事業会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
11	令和2年度小樽市下水道事業会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
12	令和2年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
13	令和2年度小樽市簡易水道事業会計予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
14	令和元年度小樽市一般会計補正予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
15	令和元年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
16	令和元年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
17	令和元年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
18	令和元年度小樽市病院事業会計補正予算	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
19	小樽市職員定数条例等の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
20	小樽市特別職に属する職員の給与と条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	総務	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
21	小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
22	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	経済	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
23	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
24	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
25	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	厚生	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
26	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
27	小樽市公設青果地方卸売市場条例及び小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	経済	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
28	小樽市公設水産地方卸売市場条例及び小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	経済	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
29	小樽市消防団条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	総務	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
30	小樽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案	R2.2.19	市長	R2.2.27	総務	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
31	工事請負変更契約について〔幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	総務	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
32	不動産の取得について〔北海道小樽商業高等学校の土地及び建物〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
33	権利の放棄について〔小樽市海水浴場対策委員会に対する短期貸付金〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
34	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
35	市道路線の認定について〔スプリングス星野3号幹線及びスプリングス星野4号幹線〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	建設	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
36	市道路線の変更について〔二俣分線通線、メノコ沢通線、餅屋沢連絡通線、スプリングス星野1号幹線及び朝里北11号小路線〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	建設	R2.3.9	可決	R2.3.13	可決
37	工事請負契約について〔(仮称)消防署手宮支署新築工事〕	R2.2.19	市長	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
38	小樽市非核港湾条例案	R2.2.19	議員	R2.2.27	総務	R2.3.9	否決	R2.3.13	否決
39	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案(秋元議員 外5名)	R2.2.19	議員	R2.2.27	予算	R2.3.6	可決	R2.3.13	可決
40	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案(丸山議員 外4名)	R2.2.19	議員	R2.2.27	予算	R2.3.6	否決	R2.3.13	否決
意見書案第1号	IR誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	否決
意見書案第2号	教員の变形労働時間制を導入しないことを求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	否決
意見書案第3号	「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定を求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	否決
意見書案第4号	大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化への更なる対策を求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	可決
意見書案第5号	中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	可決
意見書案第6号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	可決
意見書案第7号	新型コロナウイルス感染症の対策強化等を求める意見書(案)	R2.3.13	議員	—	—	—	—	R2.3.13	可決
陳情第11号	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2.1.24	議長付議	R2.2.27	公共	R2.3.10	継続審査	R2.3.13	継続審査
陳情第12号	小樽市民プール建設計画の中止方について	R2.2.3	議長付議	R2.2.27	公共	R2.3.10	不採択	R2.3.13	不採択
陳情第13号	小樽市立フリースクールの創設方について	R2.2.3	議長付議	R2.2.27	総務	R2.3.9	継続審査	R2.3.13	継続審査
陳情第14号	新市民水泳プールの早期建設方について	R2.2.18	議長付議	R2.2.27	公共	R2.3.10	継続審査	R2.3.13	継続審査
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	(総務)	R2.3.9	継続審査	R2.3.13	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	(経済)	R2.3.9	継続審査	R2.3.13	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	(厚生)	R2.3.9	継続審査	R2.3.13	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	(建設)	R2.3.9	継続審査	R2.3.13	継続審査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
8	J R小樽築港駅～銭函駅11.9km区間中における津波・災害避難路及びシェルターの整備方について	R元. 11. 20	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
13	小樽市立フリースクールの創設方について	R2. 2. 3	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	奥山等の針葉樹単一放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について	R元. 5. 13	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について	R元. 6. 7	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R元. 6. 10	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
4	「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について	R元. 8. 9	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
5	星野町ゴンシロ川流域（星野町71・172地域）の上水道整備方について	R元. 9. 5	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
6	天狗山ロープウェイ線最上団地停留所に冬期間も停車することの要請方について	R元. 9. 6	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
9	行政財産に係る地方自治法の遵守及び条例の制定方について	R元. 11. 22	R2. 3. 9	継続審査	R2. 3. 13	継続審査

公共施設の再編に関する調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	小樽市民会館の緑小学校跡地への移転方について	R元. 11. 19	R2. 3. 10	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
11	公共施設再編に当たる機能と利便性の維持向上方について	R2. 1. 24	R2. 3. 10	継続審査	R2. 3. 13	継続審査
12	小樽市民プール建設計画の中止方について	R2. 2. 3	R2. 3. 10	不採択	R2. 3. 13	不採択
14	新市民水泳プールの早期建設方について	R2. 2. 18	R2. 3. 10	継続審査	R2. 3. 13	継続審査

小樽市議会会議録

令和2年 第1回定例会

令和2年6月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111